

津幡町地域防災計画

津幡町防災会議

津幡町地域防災計画

本 編

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の策定方針	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の基本方針	1
第3 災害の範囲	1
第4 計画の構成	2
第5 計画の修正	2
第2節 防災機関の業務大綱及び町民・事業所のとるべき措置	3
第1 町	3
第2 県	3
第3 自衛隊	4
第4 指定地方行政機関	4
第5 指定公共機関	5
第6 指定地方公共機関	6
第7 一部事務組合	6
第8 公共的団体・防災上重要な施設の管理者	6
第9 町民・事業所	8
第3節 町の概況	9
第1 自然的条件	9
第2 社会的条件	9
第4節 災害危険性	11
第1 災害履歴	11
第2 風水害	13
第3 地震災害	14
第4 複合災害	18
第5節 防災ビジョン	19
第1 計画の理念	19
第2 基本目標	19

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強い組織・ひとづくり	21
第1 防災組織の整備	21
第2 自主防災活動の推進	26
第3 防災訓練	27
第4 防災知識の普及	29
第5 調査・連携	32
第2節 災害に強いまちづくり	34
第1 治水対策	34
第2 土砂災害対策	35
第3 市街地の整備	36
第4 オープンスペースの整備	37
第5 道路・橋りょうの整備	37
第6 ライフライン施設の整備	38
第7 建築物等の災害予防	38
第8 液状化対策	39
第9 地籍調査の推進	39

第3節	応急活動体制の整備	40
第1	情報収集・伝達体制の整備	40
第2	応援体制の整備	42
第3	救急・救助体制の整備	43
第4	応急医療体制の整備	44
第5	健康管理活動体制の整備	45
第6	緊急輸送体制の整備	46
第7	避難体制の整備	47
第8	要配慮者対策	53
第9	応急給水体制の整備	58
第10	食料及び生活必需品等の確保体制の整備	58
第11	衛生・清掃体制の整備	60
第12	住宅応急対策のための事前準備	61
第13	り災証明発行体制の整備	61
第14	事前復興準備の実施	62
第4節	その他各種災害別対策	63
第1	水防対策	63
第2	雪害対策	63
第3	火災予防対策	65
第4	危険物対策	66
第5	林野火災対策	67
第6	農林業災害対策	70
第7	干ばつ対策	71

第3章 風水害等応急対策計画

第1節	応急活動体制	73
第1	職員の動員配備	73
第2	災害警戒本部の設置	76
第3	災害対策本部の設置	77
第4	災害対策本部の運営	78
第2節	情報の収集・伝達	86
第1	気象関連情報の伝達	86
第2	火災気象通報・火災警報	87
第3	異常現象発見者の通報	88
第4	通信体制の確立	88
第5	初動期の情報収集等	89
第6	民間建物の被害調査	91
第7	所管施設の被害調査	91
第8	被害情報のとりまとめ	92
第9	県への被害報告	92
第10	防災関係機関への被害情報伝達等	93
第3節	災害広報	94
第1	町民への広報活動	94
第2	避難所での広報活動	95
第3	報道機関への協力要請及び対応	95
第4	防災関係機関の広報	95
第5	被災者相談等への対応	95
第6	安否情報の提供等	96
第4節	応援要請・受け入れ	97
第1	自衛隊派遣要請	97
第2	県、他市町村等への応援要請	99
第3	民間団体等への協力要請	100

第4	自衛隊の受け入れ	100
第5	広域応援の受け入れ	100
第6	ボランティアの活動支援	100
第5節	災害救助法の適用	103
第1	災害救助法の適用申請	103
第2	災害救助費関係資料の作成及び報告	104
第3	災害救助法の適用基準	104
第4	救助業務の実施者及び救助の内容等	105
第6節	消防・救出・救急活動	107
第1	消防体制の確立	108
第2	消防活動の実施	109
第3	救出活動の実施	110
第4	行方不明者リストの作成	111
第5	傷病者の搬送	111
第7節	各種災害の防止対策	112
第1	水防活動	112
第2	土砂災害警戒体制の確立	113
第3	土砂災害救助活動の実施	114
第4	除雪活動	114
第5	林野火災の応急対策	116
第6	各種危険物施設等の応急対策	117
第8節	医療・救護活動	119
第1	医師会等医療関係機関への出動要請及び連絡	119
第2	救護所の設置	120
第3	救護所での医療救護活動	120
第4	後方医療施設の確保	120
第5	後方医療施設への搬送	121
第6	医薬品・資機材の確保	121
第7	個別疾患対策	121
第8	心のケア対策	121
第9節	交通対策・緊急輸送	122
第1	交通規制の内容	122
第2	交通情報の収集と交通規制	123
第3	公共交通機関の情報収集及び連絡調整	123
第4	緊急輸送路の確保	123
第5	緊急通行車両の確認	124
第6	緊急輸送	124
第7	車両等の確保、配分	125
第8	物資集配拠点の設置	125
第9	臨時ヘリポートの設置	126
第10節	避難対策	127
第1	警戒区域の設定等	127
第2	避難の指示等	128
第3	避難誘導	130
第4	避難所の開設	131
第5	避難所の運営	132
第6	避難所運営に当たっての留意事項	134
第7	広域避難対策（災害発生前）	137
第8	広域一時滞在（災害発生後）	138
第9	帰宅困難者対策	138

第11節	要配慮者対策	139
第1	要配慮者の安全確保と安否確認	139
第2	避難所における応急支援	140
第3	福祉避難所等の確保と移送	140
第4	各種支援措置	141
第5	福祉仮設住宅の供給	141
第6	福祉仮設住宅等での支援措置	142
第7	外国人対策	142
第12節	生活救援活動	143
第1	給水需要調査と給水計画	143
第2	応急給水活動の実施	144
第3	食料、生活物資の需要把握	144
第4	食料の確保	145
第5	食料の供給	146
第6	炊き出しの実施、支援	146
第7	生活物資の確保	147
第8	生活物資の供給	147
第9	救援物資の受け入れ	148
第13節	住宅対策	149
第1	応急仮設住宅の需要把握	149
第2	応急仮設住宅の用地確保	149
第3	応急仮設住宅の建設	150
第4	応急仮設住宅の入居者選定・管理	150
第5	被災住宅の応急修理等	151
第14節	衛生・清掃対策	152
第1	被災者の健康と衛生管理	152
第2	被災地での防疫活動	153
第3	仮設トイレの設置	153
第4	し尿の処理	154
第5	生活ごみの処理	154
第6	がれきの処理	154
第7	各種障害物の除去	155
第8	ペット動物の受け入れ等	155
第15節	遺体の処理・埋葬	157
第1	遺体の搜索	157
第2	納棺用品等の確保	157
第3	遺体の検案、処理	157
第4	遺体の安置	158
第5	遺体の埋葬	158
第16節	公共施設等の応急対策	159
第1	水道の応急・復旧対策	159
第2	下水道の応急・復旧対策	160
第3	電力・電話の応急・復旧対策	161
第4	道路・橋りょう等の応急・復旧対策	162
第5	河川・がけ地等の応急・復旧対策	163
第6	鉄道の応急・復旧対策	163
第7	その他の公共施設の応急・復旧対策	164
第17節	文教対策	165
第1	児童生徒の安全確保	165
第2	児童生徒等の安否確認	165
第3	避難所への協力支援	165
第4	応急教育の実施	166

第5	園児の安全確保、安否確認	168
第6	放課後児童クラブの児童の安全確保、安否確認	168
第7	応急保育の実施	168
第8	文化財の保護	168
第18節	災害警備活動	169
第1	警備体制の確立	169
第2	防犯活動への協力	169
第19節	大規模事故対策	170
第1	大規模事故に対する対応	170

第4章 震災応急対策計画

第1節	応急活動体制	173
第1	職員の動員配備	173
第2	災害警戒本部の設置	176
第3	災害対策本部の設置	176
第4	災害対策本部の運営	177
第2節	情報の収集・伝達	178
第1	地震関連情報の伝達	178
第2	異常現象発見者の通報	180
第3	通信体制の確立	180
第4	初動期の情報収集等	180
第5	民間建物の被害調査	181
第6	所管施設の被害調査	181
第7	被害情報のとりまとめ	181
第8	県への被害報告	181
第9	防災関係機関への被害情報伝達等	181
第3節	災害広報	182
第1	町民への広報活動	182
第2	避難所での広報活動	183
第3	報道機関への協力要請及び対応	183
第4	防災関係機関の広報	183
第5	被災者相談等への対応	183
第6	安否情報の提供等	183
第4節	応援要請・受け入れ	184
第1	自衛隊派遣要請	184
第2	県、他市町村等への応援要請	184
第3	民間団体等への協力要請	184
第4	自衛隊の受け入れ	184
第5	広域応援の受け入れ	184
第6	ボランティアの活動支援	184
第5節	災害救助法の適用	185
第1	災害救助法の適用申請	185
第2	災害救助費関係資料の作成及び報告	185
第3	災害救助法の適用基準	185
第4	救助業務の実施者及び救助の内容等	185
第6節	消防・救出・救急活動	186
第1	消防体制の確立	186
第2	消防活動の実施	186
第3	救出活動の実施	187

第4	行方不明者リストの作成	187
第5	傷病者の搬送	187
第7節	二次災害の防止対策	188
第1	危険箇所の安全対策	188
第2	広報及び避難	188
第3	各種危険物施設等の応急対策	189
第8節	医療・救護活動	190
第1	医師会等医療関係機関への出動要請及び連絡	190
第2	救護所の設置	190
第3	救護所での医療救護活動	190
第4	後方医療施設の確保	190
第5	後方医療施設への搬送	191
第6	医薬品・資機材の確保	191
第7	個別疾患対策	191
第8	心のケア対策	191
第9節	交通対策・緊急輸送	192
第1	交通規制の内容	192
第2	交通情報の収集と交通規制	192
第3	公共交通機関の情報収集及び連絡調整	192
第4	緊急輸送路の確保	192
第5	緊急通行車両の確認	192
第6	緊急輸送	193
第7	車両等の確保、配分	193
第8	物資集配拠点の設置	193
第9	臨時ヘリポートの設置	193
第10節	避難対策	194
第1	警戒区域の設定等	194
第2	避難の指示等	194
第3	避難誘導	195
第4	避難所の開設	195
第5	避難所の運営	196
第6	避難所運営に当たっての留意事項	196
第7	広域避難対策（災害発生前）	196
第8	広域一時滞在（災害発生後）	197
第9	帰宅困難者対策	197
第11節	要配慮者対策	198
第1	要配慮者の安全確保と安否確認	198
第2	避難所における応急支援	198
第3	福祉避難所等の確保と移送	198
第4	各種支援措置	198
第5	福祉仮設住宅の供給	199
第6	福祉仮設住宅等での支援措置	199
第7	外国人対策	199
第12節	生活救援活動	200
第1	給水需要調査と給水計画	200
第2	応急給水活動の実施	200
第3	食料、生活物資の需要把握	200
第4	食料の確保	200
第5	食料の供給	200
第6	炊き出しの実施、支援	201
第7	生活物資の確保	201
第8	生活物資の供給	201

第9節 救援物資の受け入れ	201
第13節 住宅対策	202
第1節 応急危険度判定士の確保	202
第2節 応急危険度判定の実施	203
第3節 応急仮設住宅の需要把握	203
第4節 応急仮設住宅の用地確保	203
第5節 応急仮設住宅の建設	203
第6節 応急仮設住宅の入居者選定・管理	203
第7節 被災住宅の応急修理等	204
第14節 衛生・清掃対策	205
第1節 被災者の健康と衛生管理	205
第2節 被災地での防疫活動	205
第3節 仮設トイレの設置	205
第4節 し尿の処理	205
第5節 生活ごみの処理	205
第6節 がれきの処理	206
第7節 各種障害物の除去	206
第8節 ペット動物の受け入れ等	206
第15節 遺体の処理・埋葬	207
第1節 遺体の捜索	207
第2節 納棺用品等の確保	207
第3節 遺体の検案、処理	207
第4節 遺体の安置	207
第5節 遺体の埋葬	207
第16節 公共施設等の応急対策	208
第1節 水道の応急・復旧対策	208
第2節 下水道の応急・復旧対策	208
第3節 電力・電話の応急・復旧対策	208
第4節 道路・橋りょう等の応急・復旧対策	208
第5節 河川・がけ地等の応急・復旧対策	208
第6節 鉄道の応急・復旧対策	209
第7節 その他の公共施設の応急・復旧対策	209
第17節 文教対策	210
第1節 児童生徒の安全確保	210
第2節 児童生徒等の安否確認	210
第3節 避難所への協力支援	210
第4節 応急教育の実施	210
第5節 園児の安全確保、安否確認	210
第6節 放課後児童クラブの児童の安全確保、安否確認	211
第7節 応急保育の実施	211
第8節 文化財の保護	211
第18節 災害警備活動	212
第1節 警備体制の確立	212
第2節 防犯活動への協力	212

第5章 災害復旧復興計画

第1節 町民生活の安定のための緊急措置	213
第1節 被災証明の発行	213
第2節 義援金及び義援物資の受け入れ、配分	213
第3節 災害弔慰金等の支給	214

第4	その他の被災者生活確保の措置	215
第5	農林業関係対策	217
第6	中小企業関係対策	218
第2節	災害復旧事業	219
第1	激甚法による災害復旧事業	219
第2	その他の法律による災害復旧事業	220
第3	事業推進のための支援・連携	221
第3節	災害復興事業	222
第1	災害復興事業の推進	222

第 1 章 総 則

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第 1 節 | 計画の策定方針 |
| 第 2 節 | 防災機関の業務大綱及び町民・事業
所のとるべき措置 |
| 第 3 節 | 町の概況 |
| 第 4 節 | 災害危険性 |
| 第 5 節 | 防災ビジョン |

平成 1 9 年 6 月 2 6 日修正

平成 2 0 年 7 月 8 日修正

平成 2 1 年 7 月 9 日修正

平成 2 3 年 6 月 2 9 日修正

平成 2 5 年 8 月 2 2 日修正

平成 2 6 年 8 月 2 2 日修正

平成 2 7 年 7 月 3 1 日修正

平成 2 8 年 8 月 3 日修正

平成 2 9 年 8 月 2 日修正

令和 3 年 9 月 7 日修正

令和 4 年 7 月 2 8 日修正

令和 5 年 8 月 4 日修正

令和 6 年 8 月 2 1 日修正

令和 8 年 3 月 1 9 日修正

令和 8 年 9 月 2 5 日修正

第1節 計画の策定方針

第1 計画の目的

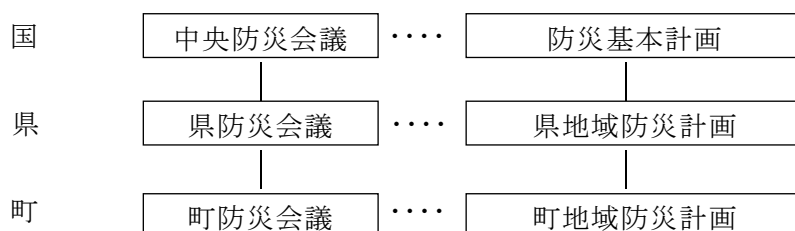
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び津幡町防災会議条例第2条の規定に基づき、津幡町防災会議が作成する計画であり、町、県、国、防災関係機関、公共的団体及び町民がその有する全機能を発揮し、町域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧復興に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図ることを目的とする。

第2 計画の基本方針

この計画は、町域に係る防災に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心として、県、防災関係機関、公共的団体及び町民の処理分担すべき事務、業務又は任務までを含めた基本的かつ総合的な計画であり、次の内容を基本方針とする。

- 風水害、地震、大規模事故等による被害を最小限とするため、町の災害特性を踏まえ、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- 各対策項目に関し、責任担当課、必要な措置を明示する。
- 「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、町民・事業所の役割も明示した計画とする。
- 災害時の被害を最小化する「減災」に向け、様々な対策を組み合わせた計画とする。

また、この計画は国の防災方針を定めた防災基本計画及び県地域防災計画との整合性を有するものであるが、地域の特性にあわせた独自の計画である。



第3 災害の範囲

この計画では、次の災害等についての対応を図る。

- 風水害
- 地震災害
- その他大規模な災害、事故

第4 計画の構成

この計画は、次のような構成からなる。

- | | |
|-----|------------|
| 第1章 | 総則 |
| 第2章 | 災害予防計画 |
| 第3章 | 風水害等応急対策計画 |
| 第4章 | 震災応急対策計画 |
| 第5章 | 災害復旧復興計画 |

第5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本町の地域構造の変化及び災害応急対策の効果等を踏まえ、毎年検討を重ね必要があると認めるときは、これを町防災会議において修正する。

第2節 防災機関の業務大綱及び町民・事業所のとるべき措置

第1 町

機関の名称	事務又は業務の大綱
町	<ul style="list-style-type: none"> ① 町防災会議に係る事務に関すること。 ② 町災害対策本部等防災組織の整備に関すること。 ③ 防災施設の整備に関すること。 ④ 生活物資、応急食料、資機材等の備蓄・整備に関すること。 ⑤ 自主防災組織の育成及び防災知識の普及に関すること。 ⑥ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 ⑦ 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 ⑧ 町民等への避難の指示等及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。 ⑨ 災害広報に関すること。 ⑩ 被災者の救難、救助、その他の保護に関すること。 ⑪ 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 ⑫ 被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること。 ⑬ 災害時における文教、保健衛生に関すること。 ⑭ 復旧資機材の確保に関すること。 ⑮ 公共土木施設、農林施設等の災害復旧に関すること。 ⑯ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付等災害融資等に関すること。 ⑰ 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること。

第2 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県 (各部局・各課)	<ul style="list-style-type: none"> ① 県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること。 ② 災害発生時における災害応急対策の実施に関すること。 ③ 県の管理に属する施設の災害復旧に関すること。 ④ 災害対応業務を具体化した各種マニュアルの作成及び充実化に関すること。 ⑤ 国・市町等との合同訓練や研修の実施に関すること。
石川中央保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療施設の保全に関すること。 ② 医療及び助産救護に関すること。 ③ 防疫、その他保健衛生に関すること。
河北地域センター	<ul style="list-style-type: none"> ① 保健管理活動支援に関すること。 ② 地域医療救護活動に関すること。 ③ 防疫、その他保健衛生に関すること。 ④ ペット動物の保護等に関すること。

県央土木総合事務所 津幡土木事務所	① 気象観測通報についての協力に関すること。 ② 災害危険区域の選定又は指導に関すること。 ③ 防災資機材の備蓄、整備に関すること。 ④ 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること。 ⑤ 道路、橋りょう等の耐震性の向上に関すること。 ⑥ 水防警報等の発表及び伝達に関すること。 ⑦ 水防活動の指導に関すること。 ⑧ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 ⑨ 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること。
県央農林総合事務所	① 農林関係事業全般の災害対策に関すること。
県 税 事 務 所	① 被災者に対する県税の減免及び徴収猶予に関すること。
県 教 育 委 員 会	① 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること。 ② 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること。
津 幡 警 察 署	① 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 ② 被災者の救出及び避難・誘導に関すること。 ③ 行方不明者の調査に関すること。 ④ 死体の検視（見分）に関すること。 ⑤ 交通規制に関すること。 ⑥ 公共の安全と秩序の維持に関すること。

第3 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自 衛 隊	① 災害時における人命又は財産保護のための予防活動及び救援活動に関すること。 ② 災害時における応急復旧活動に関すること。

第4 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
北 陸 農 政 局 〔農林水産省農産局〕 〔災害用米穀〕	① 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ② 災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ③ 土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。 ④ 災害金融についての指導に関すること。 ⑤ 災害時における応急用食料の調達・供給に関すること。

東京管区気象台 (金沢地方気象台)	① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的支援・助言を行うこと。 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。
北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所)	① 土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 ② 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 ③ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。

第5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 (津幡町内郵便局)	① 災害時における郵便業務の確保に関すること。 ② 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取り扱い及び援護対策に関すること。
西日本旅客鉄道株式会社 (金沢支社)	① 鉄道施設の防火管理に関すること。 ② 災害時における鉄道等による人員の輸送確保に関すること。
N T T 西日本株式会社 (北陸支店)	① 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ② 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
K D D I 株式会社 (北陸総支社)	
株式会社NTTドコモ (北陸支社)	
NTTドコモビジネス株式会社 (北陸支社)	
ソフトバンク株式会社 (地域総務部(北陸))	
楽天モバイル株式会社 (金沢支社)	
日本赤十字社 (石川県支部)	① 災害時等における救護班による医療救護、助産活動、遺体の処理等に関すること。 ② 義援金品の募集及び配分に関すること。 ③ 日赤奉仕団の編成及び派遣のあつせん並びに防災ボランティア活動の連絡調整に関すること。 ④ 輸血用血液の確保・供給に関すること。 ⑤ 救護所の開設に関すること。
日本放送協会 (金沢放送局)	① 気象等予警報の放送に関すること。 ② 災害時における広報活動に関すること。
日本通運株式会社 (金沢支店)	① 災害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること。

福山通運株式会社 (金沢支店)	
佐川急便株式会社 (北陸支店)	
ヤマト運輸株式会社 (金沢主管支店)	
中日本高速道路株式会社 (金沢支社)	① 高速自動車道の維持管理及び防災対策の実施に関する事 ② 災害時の高速自動車道の輸送路の確保に関する事 ③ 高速自動車道の早期災害復旧に関する事
北陸電力株式会社 (石川支店) 及び 北陸電力送配電株式会社 (石川支社)	① ダム施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関する事 ② 災害時における電力供給の確保に関する事
日本銀行 (金沢支店)	① 災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関する事

第6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
北陸鉄道株式会社	① 災害時における鉄道及び陸路の緊急輸送の確保に関する事
I R いしかわ鉄道株式会社	① 鉄道施設の防火管理に関する事 ② 災害時における鉄道による輸送確保に関する事

第7 一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
河北郡市広域事務組合 河北郡市斎場施設組合	① それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び町の防災活動に対する協力に関する事

第8 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

区 分	災害時の業務内容
津幡町消防団	① 水害、火災及びその他災害の予防、警戒、防御に関する事 ② 災害等の情報収集に関する事 ③ その他消防に関する事
河北郡市医師会	① 医療救護及び助産活動に関する事 ② 防疫及び遺体の検案の協力に関する事 ③ 県医師会並びに各医療機関との連絡調整に関する事
河北郡市歯科医師会	① 歯科医療活動に関する事 ② 遺体の検案の協力に関する事 ③ 県歯科医師会並びに各医療機関との連絡調整に関する事

石川県薬剤師会 河北支部	① 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。 ② 医薬品の調達、供給に関すること。 ③ 県薬剤師会並びに薬剤師との連絡活動に関すること。
行政区	① 地域内住民への災害に関する情報伝達、広報広聴活動に関すること。 ② 出火防止及び初期消火に関すること。 ③ 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること。 ④ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の業務等の協力に関すること。 ⑤ 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること。
石川かほく 農業協同組合	① 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 ② 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ③ 被災農家に対する融資及びあっせんに関すること。 ④ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 ⑤ 災害時における食料及び物資の供給に関すること。
津幡町商工会	① 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 ② 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関すること。 ③ 加盟各事業者との連絡調整に関すること。 ④ 被災者に対する炊き出し及び支援に関すること。
河北郡市土建協同組合	① 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力に関すること。 ② 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること。 ③ 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関すること。 ④ その他災害時における復旧活動の協力に関すること。 ⑤ 加盟各事業者との連絡調整に関すること。
金沢森林組合	① 林野火災対策の実施に関すること。 ② 災害対策用材と復旧対策用材の供給に関すること。
津幡町管工事組合	① 災害時における水道の復旧活動の協力に関すること。 ② 加盟各事業者との連絡調整に関すること。
石川県LPGガス協会 河北支部 石油販売業組合	① 災害時における高圧ガス、石油等の貯蔵及び輸送の保全に関すること。 ② 災害時における高圧ガス、石油等の供給に関すること。 ③ 被災施設の応急処理と復旧に関すること。 ④ 加盟各事業者との連絡調整に関すること。
町社会福祉協議会	① 災害時のボランティアの受け入れに関すること。 ② 要介助者への救助及び生活支援活動の協力に関すること。 ③ 県による生活福祉資金貸付の申し込み受付に関すること。
津幡町防犯委員会 連合会 津幡町交通安全協会	① 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報に関すること。 ② 災害時の交通規制、防犯対策の協力に関すること。 ③ その他災害応急対策の業務の協力に関すること。
津幡町公共施設等 管理公社	① 管理施設の被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 ② 避難所開設の協力に関すること。
危険物・有毒物等 保有施設	① 安全管理の徹底及び災害防護施設の整備に関すること。

病 院 等	① 災害時における受け入れ患者に対する医療の確保に関すること。 ② 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。
社 会 福 祉 施 設	① 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 ② 災害時における入所者の保護に関すること。
金 融 機 関	① 被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
土 地 改 良 区	① 水門、水路、ため池等の施設及びその防災管理並びに災害復旧に関すること。

第9 町民・事業所

区 分	災害時の役割
町 民	① 災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのため地域において相互に協力すること。 ② 平時から食品、飲料水、生活物資（最低3日間、推奨1週間以上）の備蓄を行うこと。 ③ その他県及び町が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧対策に協力し、自己の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること。
事 業 所	① 事業活動に当たって、地元企業としての責任を自覚し、災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのために最大の努力を払うこと。 ② 災害発生後において、従業員、来訪者の安全確保に努めるとともに、その有する能力を活用し、地域住民全体の生命、身体及び財産の安全確保に協力すること。 ③ その他県及び町が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧対策に協力すること。

第3節 町の概況

第1 自然的条件

1 位置、面積

本町は、石川県のほぼ中央、加賀平野の北部に位置し、南は金沢市、西はかほく市と内灘町、北は宝達志水町、東は富山県小矢部市と高岡市に隣接している。範囲は東西14.2km、南北17.1kmで、面積110.59km²のうち2分の1を林野面積が占めている。

2 気 象

本町がある北陸地方は、冬季は強い北西の季節風により世界有数の多雪地帯となり雪害をもたらす。春季は、フェーン現象により空気が乾燥するため火災が発生しやすくなる。主に4月までは、放射冷却で気温が下がり平野部で晩霜をみることがある。梅雨の末期には豪雨に見舞われることがあるが、夏季は安定した夏型の晴天が続く。秋季は比較的天気の悪い日が多く、台風が接近したときには影響を与えることが多い。

3 地形、地質

本町は、北東部から南東部にかけて河合山、三国山、倶利伽羅山などの山地が連なり、これより内側には城の峰、城ヶ峰、台ノ峰に代表される丘陵地が連なっている。これらの丘陵地の端から能瀬川、津幡川が注ぐ河北潟東部承水路までは、幅2～3kmの平坦地が広がっている。

平野に分布する地層は第四系の沖積層から構成される。河北潟及びその周辺地域では、近年の干拓事業や盛土・埋め立て等による人工改変地が非常に多いことも特徴としてあげられる。

4 活断層

本町に関わる活断層の分布状況は、1799年（寛政11年）の寛政金沢地震の震源とも考えられている森本断層が北北東方向に延びているほか、活断層としての活動度は低いものの、本町の直下又は周辺地域には邑知型断層帯や砺波平野断層帯等いくつかの活断層が存在している。

県が実施した森本断層の調査によると、森本断層が約2000年前にかなりの規模の地震を起こした活断層であることが判明している。

第2 社会的条件

1 人 口

本町の人口は、令和8年3月31日現在（津幡町住民基本台帳人口）で37,448人であり、性別では男性が18,360人、女性が19,088人である。人口はほぼ横ばいの状況である。世帯数は15,496世帯あり、1世帯あたりの人員は2.42人である。

2 年齢別人口

0～4歳までの幼年人口は1,367人で、全人口の3.6%に相当する。また、65歳以上の高齢人口は10,031人で、全人口の27%を占める。両者をあわせると町人口の3割程度を要配慮者として考える必要がある。

(単位：人)

年齢区分	男	女	年齢別人口	年齢別構成比
0～4歳	721	646	1,367	3.6%
5～14歳	1,768	1,597	3,365	9.0%
15～64歳	11,403	11,282	22,685	60.6%
65～79歳	3,328	3,569	6,897	18.4%
80歳以上	1,140	1,994	3,134	8.4%
総計	18,360	19,088	37,448	100.0%

令和8年3月31日現在（津幡町住民基本台帳）

3 建 物

(1) 建物棟数の状況

本町には20,166棟の建物が存在し、小学校区別では英田、津幡、条南校区の順に棟数が多く3,000棟を上回る。次いで中条、太白台、井上、萩野台が続き、この7校区で本町の建物棟数の約91%を占めている。

次に構造別棟数の状況を見ると、町域の建物の約87%が木造建物で占められ、非木造建物は約13%を占めているに過ぎず、町域に存在する建物の大部分は木造建物である。

建物棟数の小学校区別・構造別整理結果

(単位：棟)

No	小学校区名	昭和57年以降		昭和56年以前		校区合計	備 考
		木造建物	非木造	木造建物	非木造		
1	津 幡	1,905	347	912	152	3,316	建物棟数は、津幡町税務課データより作成。 [2026/1/1現在]
2	太白台	1,407	368	765	70	2,610	
3	中 条	1,342	526	764	81	2,713	
4	条 南	2,410	224	474	63	3,171	
5	井 上	1,212	101	456	24	1,793	
6	笠 野	217	49	722	37	1,025	
7	英 田	1,434	163	1,765	84	3,446	
8	萩野台	435	163	710	65	1,373	
9	刈 安	202	57	429	31	719	
合 計		10,564	1,998	6,997	607	20,166	
(構成比)		52.4%	9.9%	34.7%	3.0%	100.0%	

(2) 年代別建物棟数の状況

本町の木造建物の約6割以上は1982年（昭和57年）以降に建てられたものであるが、新旧の木造建物が混在している。これを小学校区別にみると、平野部に位置する条南校区は新しい建物の割合が高く、山間部に位置する笠野、刈安、萩野台校区及び英田校区内の河合谷地区では、建築年代の古い建物の割合が高い。

4 新たな感染症への対策

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

第4節 災害危険性

本町では、平成9～10年にアセスメント調査を行っており、その概要は次のとおりである。

第1 災害履歴

1 風水害履歴

年 月 日	災害種類	災 害 の 概 要
1896. 8. 4 (明治29年)	大 雨	津幡川が増水し、被害あり。
1899. 9. 10 (明治32年)	大 雨	津幡川が氾濫し、159戸浸水。
1902. 8. (明治35年)	大 雨	津幡川が氾濫し、被害あり。
1905. 8. 9 (明治38年)	大 雨	俱利伽羅トンネル付近で土砂崩れ発生。
1914. 7. 10 (大正3年)	大 雨	津幡川が氾濫し、床上浸水127戸、床下浸水217戸の被害。
1918. 1 (大正7年)	大 雪	石川県下で42名死亡。
1920. 9. 26 (大正9年)	強 風	台風(風速40m)で5戸の家屋倒壊。
1923. 7. 18 (大正12年)	大 雨	大雨のため俱利伽羅で土砂崩れが発生。津幡川上流一帯は泥海と化した。
1928. 2. 7 (昭和3年)	地すべり	市谷地すべり。家屋3戸倒壊、半数以上傾斜、10数戸離村。
1934. 7. 23 (昭和9年)	大 雨	津幡川が氾濫し、被害あり。
1942. 7. (昭和17年)	大 雨	津幡川が氾濫し、被害あり。
1953. 6. 8 (昭和28年)	暴 風 雨	台風2号の通過により津幡川が氾濫。七尾線一時不通。
1957. 7. 20 (昭和32年)	大 雨	住 家： 床上浸水 17戸、床下浸水 116戸 田 畑：流出埋没 35ha、冠 水 115ha その他：道路決壊 8箇所、橋 決 壊 7箇所、堤防決壊 11箇所
1961. 6. 29～7. 4 (昭和36年)	大 雨	家 屋：半 壊 3戸、床上浸水 122戸、床下浸水 370戸 田 畑：流出埋没 47ha、冠 水1484ha、 その他：道路被害 55箇所、橋りょう被害 8箇所、河川決壊 29箇所
1961. 9. 16 (昭和36年)	暴 風 雨	第二室戸台風 住 家：全半壊29戸、一部破損49戸、その他2600戸 非住家：全半壊50戸、一部破損24戸、その他 14棟
1963. 1 (昭和38年)	大 雪	38豪雪 積雪230cm記録
1963. 6. 4 (昭和38年)	大 雨	降水量170mm、貨物列車の脱線転覆(津幡－俱利伽羅間) 住 家：損 壊 6戸、床上浸水 239戸、床下浸水 361戸 田 畑：流出埋没 33ha、冠 水1094ha その他：道路被害 31箇所、橋りょう被害 6箇所、河川決壊 59箇所
1964. 7. 8 (昭和39年)	大 雨	山陰北陸豪雨(金沢:203.8mm) 住 家：損 壊 2戸、床上浸水 249戸、床下浸水 522戸 田 畑：流出埋没 66ha、冠 水1293ha その他：道路被害 36箇所、橋りょう被害 6箇所、河川欠損 30箇所
1964. 7. 8～ (昭和39年)	地すべり	俱利伽羅で地すべり発生。全壊1戸
1964. 7. 18 (昭和39年)	大 雨	降水量253mm、死者3名、重傷者4名 住 家：全 半 壊 39戸、床上浸水 792戸、床下浸水 950戸 田 畑：流出埋没142ha、冠 水1780ha その他：道路被害215箇所、橋りょう被害 35箇所、河川決壊 63箇所
1965. 7. 5 (昭和40年)	地すべり	市谷で地すべり発生。 住 家：全 壊 12戸、半 壊 14戸、水田消失 26ha
1965. 7. 19 (昭和40年)	地すべり	俱利伽羅で地すべりが発生し、3戸倒壊。
1966. 1. ～ (昭和41年)	地すべり	八ノ谷で地すべり発生。
1974. 9. 8 (昭和49年)	大 雨	台風18号 田 畑：流出埋没142ha、冠 水 275ha その他：家屋等の全半壊9件、河川決壊19箇所

1976. 3. 10 (昭和51年)	地すべり	池ヶ原地すべり発生。
1981. 1 (昭和56年)	大雪	56豪雪。
1983. 7. 20～(昭和58年)	地すべり	常德・南横根地すべり 避難世帯14戸、田畑被害 22.6ha、町道1箇所
1991. 6. 29 (平成3年)	集中豪雨	家屋の一部損壊、床下浸水、道路・河川決壊等の被害が町内で多発し、グリーンハイツでは7世帯(29人)に避難勧告。
1998. 8. 12 (平成10年)	集中豪雨	住家：全壊1戸 半壊1戸、床下浸水、道路・水路決壊等の被害が町内で多発し、12世帯(48人)が自主避難。
2005. 12. ～ (平成17年)	大雪	平成18年豪雪
2013. 8. 23 (平成25年)	集中豪雨	能瀬川が溢れ、下矢田、上矢田、中山、種地区で浸水 床下浸水16棟
2013. 9. 3 (平成25年)	集中豪雨	内水氾濫し北中条、潟端、竹橋地区で浸水 床下浸水5棟
2013. 9. 3 (平成25年)	暴風	屋根の修理中に暴風により負傷 重傷者 1名
2021. 11. 27 (令和3年)	老朽 ため池	笠池ヶ原新三郎池の堤体崩落 鳥屋尾区5世帯18名に避難指示発令 3世帯9名が笠野公民館に避難 2世帯9人は親戚宅に避難
2023. 7. 12 (令和5年)	集中豪雨	線状降水帯による集中豪雨で、清水、中山、竹橋地区等で浸水が多発 笠谷、英田、萩坂地区2,723世帯7,109名に避難指示発令 25世帯52名が避難所に避難 8月8日に災害救助法・被災者生活再建支援法適用 家屋 全壊7、大規模半壊1、中規模半壊43、半壊75、準半壊42、一部損壊205 (令和7年12月1日時点)
2023. 7. 14 (令和5年)	老朽 ため池	笠池ヶ原新三郎池の堤体崩落 鳥屋尾区5世帯18名に避難指示発令 4世帯6名が笠野公民館に避難
	大雨	令和5年7月豪雨災害 住家：全壊7、大規模半壊1、中規模半壊43、半壊75、準半壊42、一部損壊205 その他：道路150箇所、河川40箇所、農地416箇所、農業用施設625箇所、ため池56箇所、林道91箇所、他

2 地震災害履歴

年 月 日	震央地名 [地震名]	規模 (M)	災害の概要
1586. 1. 18 (天正13. 11. 29)	白川断層上(?) [白山地震]	7.7～ 7.9	白山付近：推定震度6 (被害についての記述なし) 震央には諸説あり。
1729. 8. 1 (享保14. 7. 7)	輪島	6.6～ 7.0	金沢：推定震度4、能登の局地的地震 輪島村：潰家28、半壊86 能登半島先端で被害大、金沢での被害はないもよう。
1799. 6. 29 (寛政11. 5. 26)	金沢 [寛政金沢地震]	6.0	金沢：震度6 上下動激しい。野田山・卯辰山の被害が多く、内灘では砂丘崩れる。直下型地震で被害大 全体：死者 15、負傷者 12 津幡：(被害不詳)
1815. 3. 1 (文化12. 1. 21)	小松	6.0	金沢：震度4 小松城破損
1819. 3. 1 (文化12. 1. 21)	近江	7.4	金沢：震度4、津幡：大地震 金沢で潰家
1854. 12. 23 (安政 1. 11. 4)	東海道沖 [安政東海地震]	8.4	金沢：震度5 東海道中心に被害大

1854. 12. 24 (安政 1. 11. 5)	[安政南海地震]	8. 4	金沢：震度 4 中部～九州にかけて被害大
1855. 3. 18 (安政 2. 2. 1)	飛騨白川	6. 5～ 7. 0	金沢：震度 4～5 金沢城で石垣など破損
1858. 4. 9 (安政 5. 2. 26)	越中・飛騨北部 [越中安政地震]	7. 0～ 7. 1	金沢：震度 5 金沢：潰・半潰 114、城の石垣・土塀破損向粟崎で 60件ほどの家屋潰れる。 飛騨北部と越中で被害大 津幡：(被害不詳)
1891. 10. 28 (明治24)	岐阜県西部 [濃尾地震]	8. 0	金沢：震度 4 加賀：家屋全壊 25、半壊 80 津幡：被害はないよう。 我が国の内陸地震としては最大、仙台以南の全国で 地震を感じた。
1948. 6. 28 (昭和23)	福 井 [福井地震]	7. 1	金沢：震度 4、左横ずれ断層 河北郡：全壊 1、半壊 2 直下型地震、規模の割に被害大
1993. 2. 7 (平成 5)	能登半島沖 [能登半島沖地震]	6. 6	金沢：震度 4、輪島：震度 5 河北潟(内灘町)で地盤変状あり。 北陸地方中心に被害
2000. 6. 7 (平成12)	石川県西方沖	6. 2	小松：震度 5 弱 津幡：震度 4
2007. 3. 25 (平成19)	輪島市西南西沖 [能登半島地震]	6. 6	金沢：震度 4、輪島：震度 6 強 津幡：震度 4 軽傷 1 人 家屋一部損壊 2 棟
2013. 4. 4 (平成25)	津幡町	4. 3	津幡：震度 4 (被害なし) 震源：津幡町彦太郎畠付近
2024. 1. 1 (令和 6)	能登地方 [令和6年能登半島 地震]	7. 6	輪島市、志賀町で最大震度 7 を観測 日本海沿岸の広範囲に津波が襲来したほか、奥能登 を中心に土砂災害、火災等による甚大な被害発生 津幡：震度 5 弱 1月1日に災害救助法・被災者生活再建支援法適用 重傷 2 人 家屋 全壊 9、大規模半壊 4、中規模半壊 8、 半壊71、準半壊215、一部損壊3, 296 (令和 7 年12月 1 日時点)
2024. 11. 26 (令和 6)	石川県西方沖	6. 6	輪島市、志賀町で最大震度 5 弱を観測 津幡：震度 4

※参考：「新編 日本地震被害総覧」、「理科年表 1995」、「石川県地震対策基礎調査報告書」、
「石川県地域防災計画」から一部抜粋

第2 風水害

本町で発生した自然災害の大部分は、津幡川の氾濫に伴う水害と市谷に代表される地すべりである。

1 水 害

津幡川は、町域が大雨・集中豪雨に見舞われるたびに氾濫を繰り返し、古くから町域に甚大な被害を与えてきた。しかし、昭和40年から抜本的な河川改修工事が始められ、工事がほぼ完成した。

近年になって、町域西部や南部において内水氾濫が頻発している。これは、気候の変化に

伴い短時間に集中して降雨が発生するため、宅地開発の影響も重なり、水路の排水量を超える雨水が流れ込んでしまうことや、前記に起因した河北潟の水位低下の遅れが主な要因となっている。

※資料編参照 【2－1 河川の水防注意箇所一覧】

※資料編参照 【2－8 注意・観察を要するため池】

2 土砂災害

本町には、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所等が多数分布している。

山地には第三紀層が広く分布しており、このような地質の分布地域では地すべり（第三紀層地すべり）が多発する地域であることが多い。

地すべりによる被害は、市谷・倶利伽羅・八ノ谷・池ヶ原・常德・南横根で発生しており、最大の地すべり被害は昭和40年7月に発生した市谷地すべりである。しかし、地すべり災害復旧工事が完成した昭和44年8月以降は、市谷地すべりの活動による被害は発生していない。

※資料編参照 【2－2 土砂災害防止法に基づく危険箇所一覧】

※資料編参照 【2－5 地すべり危険箇所等一覧】

※資料編参照 【2－6 山腹崩壊危険地区一覧】

※資料編参照 【2－7 崩壊土砂流出危険地区一覧】

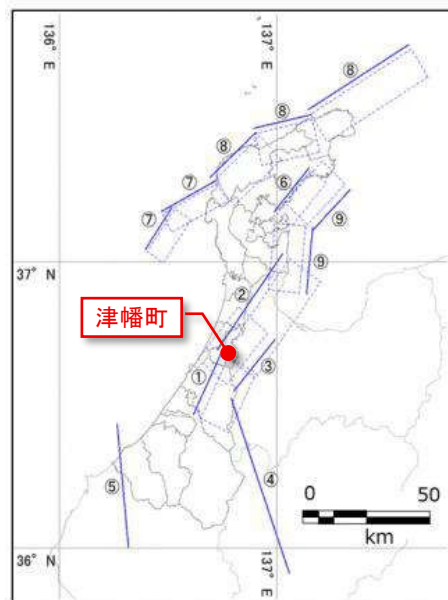
第3 地震災害

令和7年5月に公表された「石川県地震被害想定調査報告書」によると、本町における地震災害による被害想定は、次のとおりとなっている。

1 想定地震

上記報告書によると、県内9箇所の断層を対象として地震被害想定を行っており、これらのうち本町に最大震度6弱以上の揺れをもたらすとされる震源断層は、次の4箇所（6ケース）である。

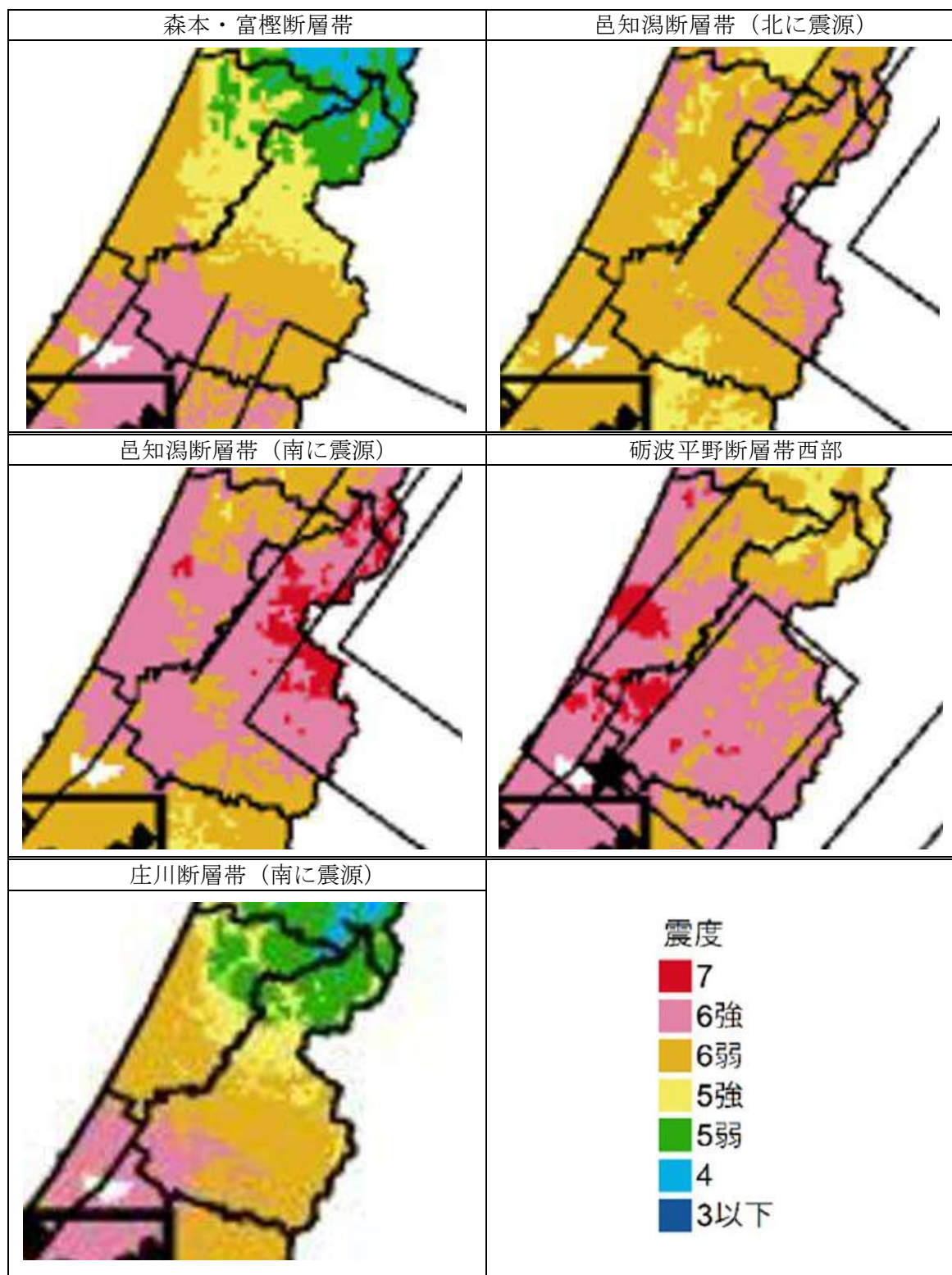
震源断層	想定規模 (マグニチュード)	津幡町における最大震度
①森本・富樫断層帯	7.2	6強
②邑知潟断層帯（北に震源）	7.6	6強
〃（南に震源）		7
③砺波平野断層帯西部	7.2	7
④庄川断層帯（南に震源）	7.9	6強
〃（北に震源）		6弱



2 被害想定の結果

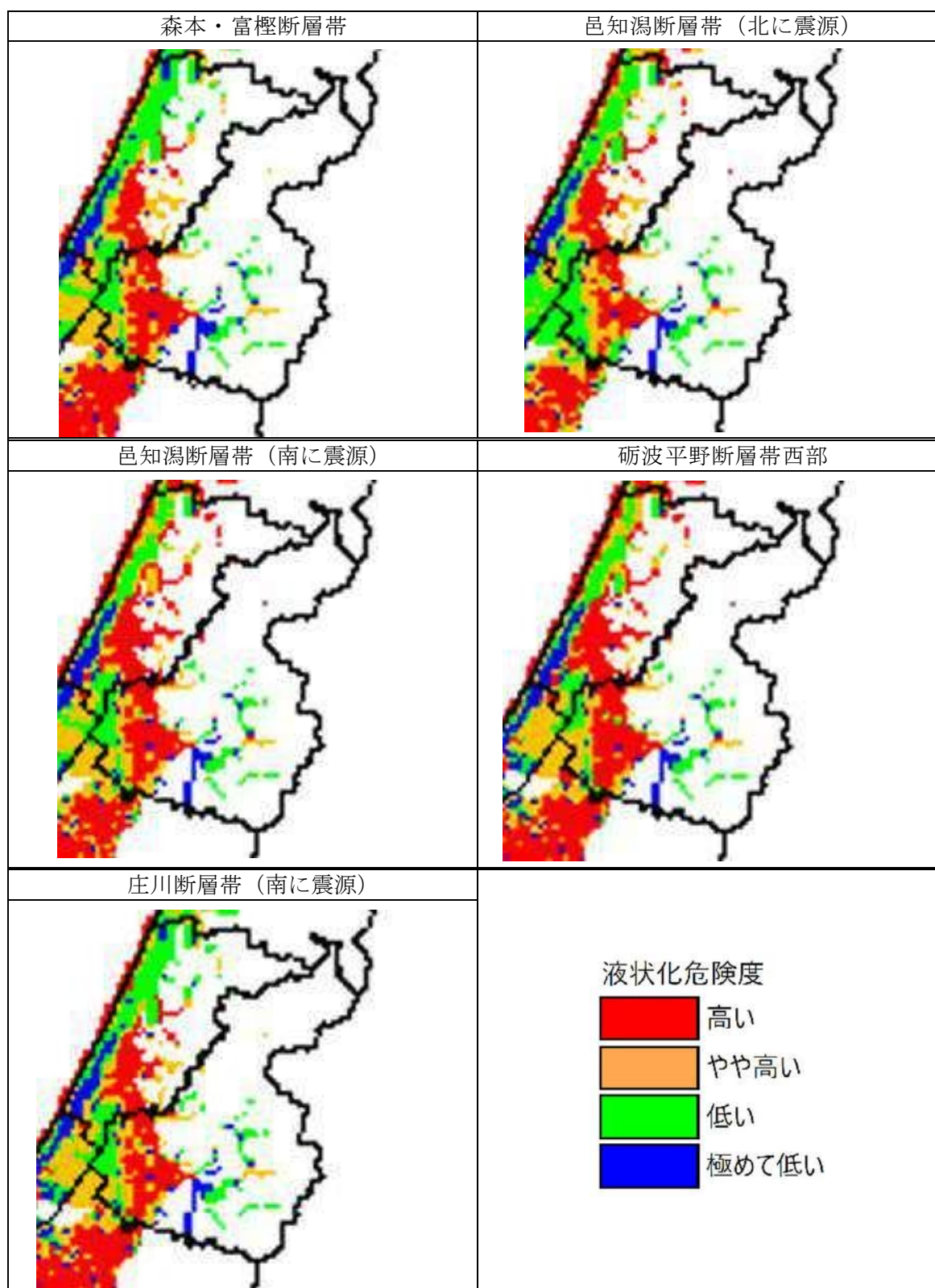
(1) 震度分布の予測結果

最大震度6強以上の揺れをもたらすとされる各ケースの震度分布は、次のとおりであり、特に砺波平野断層帯西部を震源とするケースでは、市街地が分布する町域西部において震度7の大きな揺れに見舞われることが想定されている。



(2) 液状化危険度の予測結果

地震に伴う液状化の危険性については、いずれのケースにおいても、危険度の高いエリアが市街地上に広く分布する予測結果となっている。



(3) 建物・人的被害等の被害予測

最大震度6強以上の揺れをもたらすとされる各ケースにおける建物被害、人的被害、ライフライン等の被害は、次のとおり予測されている。

			森本・富樫 断層帯	邑知潟断層帯 (北に震源)	邑知潟断層帯 (南に震源)	砺波平野 断層帯西部	庄川断層帯 (南に震源)	
建物被害	全壊・全焼		棟	1,488	470	1,821	1,673	1,850
	要因別	揺れ	棟	1,272	297	1,613	1,449	1,641
		液状化	棟	175	172	175	176	174
		急傾斜地崩壊	棟	2	1	1	1	0
		地震火災	棟	38	1	32	48	34
	半壊		棟	1,933	1,425	1,966	1,945	2,023
人的被害	死者		人	68	15	87	79	86
	要因別	建物倒壊	人	62	15	79	71	80
		急傾斜地崩壊	人	0	0	0	0	0
		地震火災	人	0	0	2	2	0
		ブロック塀・自販機等 倒壊、転倒等	人	5	1	6	6	6
	負傷者		人	348	93	405	373	419
	災害関連死		人	20～41	10～19	22～44	24～47	21～42
ライフライン被害	上水道(断水人口)		人	38,646	32,089	38,649	38,647	38,647
	下水道(支障人口)		人	34,832	25,743	34,900	35,860	34,038
	電力(停電戸数)		戸	12,242	9,911	12,257	12,614	11,956
	固定通信(不通回線)		回線	7,992	6,474	8,009	8,234	7,816
	携帯通信(停波基地局率)		%	91.6%	74.2%	91.7%	94.3%	89.5%
交通被害	道路被害		箇所	4	5	6	6	4
	橋りょう被害		箇所	2	2	2	2	2
避難者(1週間後)			人	10,200	4,789	11,108	11,860	10,391
孤立集落			箇所	7	25	32	31	2

※建物被害・災害関連死・避難者は「冬・夕18時・強風」、人的被害・ライフライン被害は「冬・朝5時・強風」の予測結果

(4) 耐震化の現状

津幡町全体の耐震化率※1は、次のとおりである。

各地区（小学校区）の現状耐震化（平成27年度時点）

地区(小学校区)	総戸数 A	耐震化率	
		耐震性あり※2 B	耐震性不明 C
津幡	1,881	1,381	500
太白台	1,725	1,346	379
中条	1,595	1,264	331
条南	2,072	1,865	207
笠野	406	150	256
井上	1,079	958	121
英田	1,451	1,005	446
河合谷	211	49	162
刈安	321	137	184
萩野台	594	332	262
合計	11,335	8,487	2,848

※1 耐震性のある建築物数の総建築物数に対する割合

※2 昭和57年度以降建築（新耐震）された建築物数と昭和56年以前建築（旧耐震）された建築物数のうち耐震性のある建築物（昭和56年以前の耐震性ありについては、国の調査に基づく耐震性あり掛率を乗じて建築物数を算出）住宅の各戸数は、課税台帳を基に算出した戸数

第4 複合災害

令和6年能登半島地震に伴う甚大な被害が発生した能登半島では、同年9月の記録的な大雨により、復興途上にあった被災地において、さらなる被害拡大が発生した。

このような大規模地震後の水害等、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組む必要がある。

第5節 防災ビジョン

第1 計画の理念

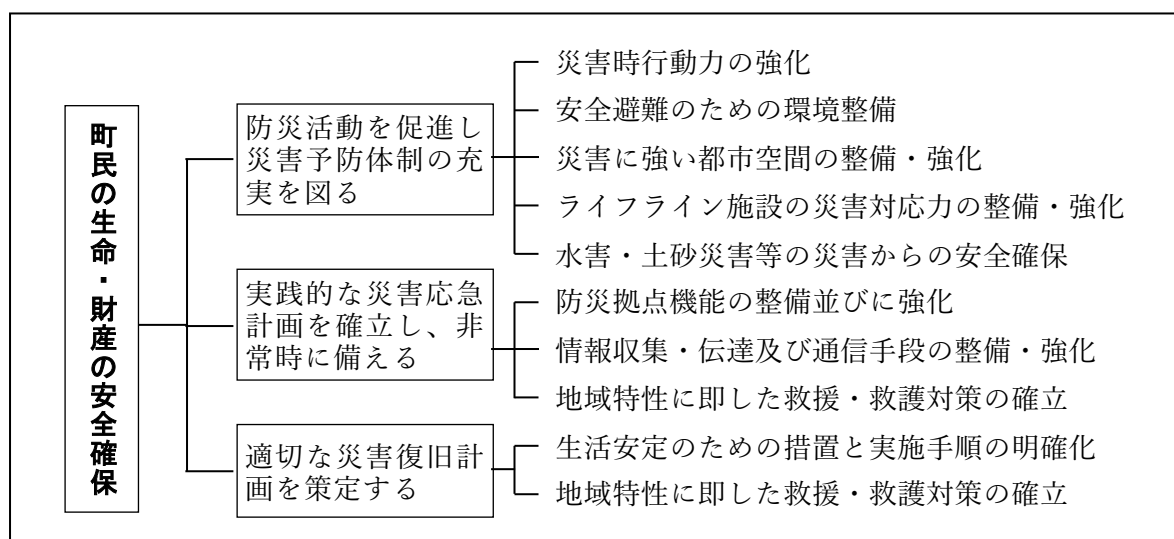
町民の生命及び財産を災害の危険度から守るため、中長期的・総合的な視点のもとに、地域防災計画の指針として次の3点を計画の理念とする。

計 画 の 理 念

- 防災活動を促進し、災害予防体制の充実を図る
- 実践的な災害応急計画を確立し、非常時に備える
- 適切な災害復旧計画を策定する

第2 基本目標

防災ビジョンの基本理念を達成するため、本町の地域特性や今後の開発動向を踏まえ、次の10項目を基本目標とする。



第2章 災害予防計画

- | | |
|-----|---------------|
| 第1節 | 災害に強い組織・ひとづくり |
| 第2節 | 災害に強いまちづくり |
| 第3節 | 応急活動体制の整備 |
| 第4節 | その他各種災害別対策 |

平成19年6月26日修正
平成24年8月 3日修正
平成25年8月22日修正
平成26年8月22日修正
平成27年7月31日修正
平成28年8月 3日修正
平成29年8月 2日修正
平成30年7月25日修正
令和 元年8月 7日修正
令和 3年9月 7日修正
令和 4年7月28日修正
令和 5年8月 4日修正
令和 6年8月21日修正
令和 8年3月19日修正
令和 8年9月25日修正

第1節 災害に強い組織・ひとづくり

項 目	担 当
●防災組織の整備	総務課、消防本部
●自主防災活動の推進	総務課、消防本部
●防災訓練	総務課、消防本部
●防災知識の普及	総務課、消防本部
●調査・連携	総務課

第1 防災組織の整備

1 町

(1) 津幡町防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づき、津幡町防災会議を設置し、町域の災害特性及び地域特性に対応した防災計画を作成し、防災対策を推進する。

■防災会議の役割

- 津幡町地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- 町域における災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

■防災会議の構成

- 会長：町長
- 委員：指定地方行政機関の職員
 - 県の職員
 - 警察署長
 - 町の職員
 - 教育長
 - 消防長及び消防団長
 - 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - その他

※資料編参照 【5－1 津幡町防災会議条例】

※資料編参照 【1－2 津幡町防災会議委員名簿】

(2) 津幡町災害対策本部

組織の概要は、第3章第1節「応急活動体制」に記述する。

なお、災害時の優先業務を最大限迅速・効果的に実施し、被害の軽減、復旧時間の短縮や発災直後の活動レベルの向上を図るための「津幡町業務継続計画」については、組織体制の変更や必要資源の充実等に応じて、適宜更新するとともに、全職員に周知・習熟させて業務継続体制を強化する。

2 防災関係機関

非常事態発生時における応急対策実施のため、必要な組織を整備し、絶えずその改善を図る。防災関係機関は、次のとおりである。

町域を所管する又は町内にある次の機関

- 指定地方行政機関（国の機関）
- 指定公共機関（公共的機関、公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定）
- 指定地方公共機関（公共的機関、公益的事業を営む法人で、県知事が指定）

3 町民

平素から次のことに留意し、災害に備えておく。

平 時 の 心 得	○ 日頃から出火の防止に努める。 ・ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意 ・ プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検
	○ 消火用具を準備する。 ・ 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置
	○ 窓ガラス及び看板等の落下防止の措置を講ずる。 ・ 窓ガラスの古いパテは、取り替える。 ・ ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等の落下防止の措置
	○ 側溝や下水を清掃する。 ・ 日頃から側溝や下水を清掃し、流れをよくしておく。
	○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・ 災害発生時の役割分担及び避難場所等、避難路の事前確認 ・ 毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法
	○ ペット動物との同行避難や避難所等での飼養について準備する。 ○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 ○ 地域等の防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につける。

災害時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ まず、わが身の安全を図る。 ○ ラジオやテレビで気象情報、台風情報、防災上の注意事項をよく聞く。 ○ 外出は見合わせる。 ○ あわてて外に飛び出ず、周囲の状況を確認し落ち着いて行動する。 ○ すばやく火の始末 ○ 火が出たら隣近所で初期消火 ○ 浸水のおそれがあるところは、家財道具を安全な場所へ移す。 ○ 避難は歩いて、荷物は少なく。 ○ 山崩れ、がけ崩れに注意し、がけ、川べりには近づかない。 ○ 協力し合って応急救護
--------	--

4 事業所

町は、地域の安全と密接な関係のある事業所について、従業員、利用者の安全を確保するとともに、災害を拡大することのないよう事業所の防災体制の強化を図り、災害発生時に従業員等を一定期間事業所等内にとどめおくことができるよう、従業員の安否確認方法の周知や物資等の備蓄、帰宅困難者等の適切な行動判断のための情報提供シナリオの明確化など帰宅困難者対策に努める。また、商工会等と連携し、事業所等の防災計画である事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築を支援するとともに、事業所の耐震化及び燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずるよう要請する。

消防本部は、消防法第8条の規定により、学校、病院、大規模小売店舗等多数の人が出入りする施設における施設管理者に対して、防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている雑居ビル等の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には、事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

事業所は、上記の要請や指導等に対応するほか、町や防災関係機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制の整備に努める。さらに自ら防災施設や消防設備を整備するとともに、必要に応じ自衛消防隊等を充実・強化し、その活動能力を高めることにより、被害の軽減、防止に努める。

平時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛消防体制の確立を図る。 ○ 情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄をしておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○ 損害保険への加入など資金の確保を図ること。 ○ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び町との協定の締結に努める。
-------	---

防災計画等の作成上の留意事項は、次のとおりとする。

防災計画作成上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。 ○ 従業員、顧客及び周辺住民の生命の安全確保、出火の防止、混乱の防止等二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生についての対策を重点に作成する。 ○ 責任者の不在時についても考慮する。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。 ○ 他の防災又は保安等の規程がある場合は、それらの計画と整合性を図る。 ○ 事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものにしておく。 ○ 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。 ○ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を講ずる。
--------------	--

災害時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止に努める。

災害時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。 ○ 火気使用設備、器具等災害発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。 ○ 不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、町、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、町民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できる限り控える。 ○ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○ 建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。 ○ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
--------	---

5 防災ボランティア

(1) 防災ボランティアの区分

災害時におけるボランティアは、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等の専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）と、避難所における炊出しや清掃作業等の特に資格や経験を必要としない活動に携わる者（以下「一般ボランティア」という。）に区分できる。

(2) 防災ボランティア受け入れ体制の整備

災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめ津幡町社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターの設置予定場所（津幡町社会福祉協議会を想定）を設定するとともに、運営関係者の役割分担等を定めるよう努める。また、災害発生時に、その活動が円滑に行われるよう、活動支援に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、ボランティアへの情報提供・相談体制を構築するなど、その機能・体制の強化に努める。

(3) 防災ボランティアの把握、育成

津幡町社会福祉協議会が中心となり、町内外のボランティア団体等の把握・事前登録に努めるとともに、ボランティア団体や、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化に努める。

特に、災害支援NPO等の民間支援団体と連携できるよう、平時からネットワーク化し、中間

支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携を深める仕組み（中間支援機能）の構築を図る。

また、一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、コーディネート機能の強化が必要である。そこで、研修会・講習会の開催や地域における防災訓練等を通じて、ボランティア活動の指導的役割を担うボランティアリーダー及び災害ボランティアコーディネーターの育成に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動につなげるため、町民・事業所等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもその普及に努める。

(5) ボランティア保険への加入促進

ボランティア活動上の安全確保を図るため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、加入者への助成に努める。

第2 自主防災活動の推進

本町には9つの自主防災組織があり、消防団とは別にそれぞれが資機材を保有している。

町民が「自分たちの住む地域は自分たちで守る」という考えを持ち、初期消火や救出救護等の発災初期の防災活動に自主的に参加し、地域で助け合うことを目的として自主防災組織の育成を促進する。また、広報紙「広報つばた」やパンフレットの作成等を通じ、町民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。

自主防災組織に対し、研修会等を実施し防災士等の防災リーダーの育成を計画的に進めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の向上を図る。また、活動の活性化及び他地域との連携促進、消防団や防災士等の多様な主体との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実を図る。なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災訓練の実施、消防用資機材の整備・更新等について支援及び助成を行う。なお、適宜、県が取り組む「石川県防災人材バンク制度」、「石川県防災士育成協力事業所認定制度」、「防災士スキルアップ研修」等を活用するほか、防災士（団体）相互の連携促進を図る。

■自主防災組織の活動内容

[平時]

- 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの育成
- 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- 消火用資機材及び応急手当用品等の防災用資機材の備蓄・管理・点検等
- 地域における避難行動要支援者の把握
- 避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立

[発災時]

- 出火防止、初期消火の実施
- 地域内の被害状況等の情報の収集、町民に対する避難命令等の伝達
- 救出・救護の実施及び協力

- 集団避難の実施
- 避難場所の開錠・開放や避難所運営の実施・協力
- 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- 避難行動要支援者の避難行動への支援等

第3 防災訓練

町は、災害予防の万全を期するため、単独又は防災関係機関等と共同して、災害時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討するとともに、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、具体的計画を立て、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。

なお、訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間、地域の災害リスク等の訓練環境などについて具体的な設定を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、ペット動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

1 図上訓練

図上訓練は、災害応急対策を地図等を使用して実施するもので、訓練実施項目は、次のとおりとする。

- 迅速、的確な情報の収集、伝達
- 広域応援の要請
- 防災関係機関相互の緊密な連絡、調整
- 多種多様に発生する非常事態に対応する措置の実施
- その他災害対策事務又は業務の迅速的確な処理

2 防災総合訓練

県、自衛隊、防災関係機関のできるだけ多くの機関と協力し、防災総合訓練を実施する。また、自主防災組織、ボランティア組織、一般町民の参加も広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受け入れを中心とした他市町との合同の訓練も含め実施する。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策への配慮及び避難所管理システムを活用した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

■訓練種目

- 災害対策本部の設置、運営
- 交通規制及び交通整理
- 避難準備及び避難誘導、避難所の運営
- 救出・救助、救護・応急医療
- ライフライン復旧
- 各種火災消火
- 道路復旧、障害物排除
- 水防
- 緊急物資輸送

3 個別訓練

(1) 避難誘導訓練

災害時における避難指示及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期するため、町が中心となり警察署、消防本部及びその他の関係機関の参加のもと、自主防災組織及び町民の協力を得て実施する。

(2) 施設における防災訓練

災害時の乳幼児、児童生徒、傷病者、障害者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、認定こども園等、放課後児童クラブ、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等は、避難訓練を中心とする防災訓練を定期的に実施する。

(3) 非常参集訓練

交通の途絶や職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定し、災害時の迅速な職員参集による災害応急対策が実施できるよう、非常参集訓練を実施するとともに災害時の初動体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、災害対策本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

(4) 情報伝達訓練

大規模な災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に情報伝達訓練を実施する。

(5) 初期消火訓練

災害時の被害拡大の防止のため、町民や事業所を対象として初期消火訓練を実施する。

(6) 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、職員に対する防災体制の周知等を図るため、必要に応じて他機関あるいは町民、防災士、災害ボランティアコーディネーター等の参加を得て、それぞれが所管する業務に関して、防災訓練を実施する。

(7) 事業所等の防災訓練

事業所等は、災害応急対策を実施するため、関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて、他の訓練と共同又は単独で次の訓練を年1回以上実施する。

- 災害情報等の通信訓練
- 災害応急対策従事者の動員訓練
- 避難救助訓練

また、各事業所等の立地状況、事業内容を勘案し、地域の自主防災組織等との連携を目的とした防災訓練も実施するよう努める。

(8) 町民・自主防災組織の防災訓練

大規模災害発生時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し実施することが必要である。

このため、町民においては「自らの身の安全は自らが守る」、自主防災組織においては「自らの地域は皆で守る」という防災の基本に立って、平素から自主的に初期消火訓練、救出訓練、応急救護訓練、避難訓練等各種防災訓練を行い、防災活動に必要な知識、技術を習得しておく。

町は、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や防災訓練の映像による発信等、体験訓練等を行う上で必要な支援を実施する。

第4 防災知識の普及

災害対策は人的被害防止を最優先とし、県、町及び防災関係機関は平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、町民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、防災知識の普及徹底を図り、もって防災意識の高揚に資する。

また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った災害に強い町民の育成に努めるとともに、地域の災害リスクととるべき避難行動、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等についての町民の理解を促進するため、町民主体の取組を支援・強化することにより、地域全体の防災意識の向上を図る。

1 町職員に対する防災教育

(1) 研修の実施

災害時における適正な判断力を養い、円滑な防災活動を期するため、町職員に対する防災知識、役割の分担等に関する次の研修に加え、防災士資格の取得支援など広く防災研修の実施に努める。

町の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策活動の概要 ○ 防災関係職員としての心構え ○ 津幡町地域防災計画における災害対策本部の班内での役割の分担 ○ 災害情報収集・伝達の要領、報告様式の活用
防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津幡町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担 ○ 気象、水象、地象その他の災害についての基礎知識及びその特性 ○ 災害に対する地域の危険性 ○ 防災知識と技術 ○ 防災関係法令の運用 ○ 災害危険区域、避難場所等の情報 ○ 災害時に使用するシステムの操作方法や、デジタル技術の活用 ○ その他災害対策に必要な事項

(2) マニュアルの作成・活用

関係各課は、突発的災害に対する参集・配備体制の徹底と応急対策活動の円滑な実施のため、各種応急対策マニュアルの作成に努める。また、関係職員に対しマニュアル内容の習熟を促すとともに、実行性を高めるべく適宜見直しを図る。

2 学校教育における防災教育

児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い町民を育成する上で重要である。そのため、教育委員会及び学校長は、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた地域のリスクに基づいた防災教育の実施に努める。

なお、防災教育を含めた安全教育については、様々な機会における指導を密接に関連付けながら、学校安全計画に位置付け、教職員の共通理解の下で、学校全体で取組を進める。

具体的な防災教育として、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット等を作成・活用し、以下の事項等について指導を行う。

- 防災知識一般
- 避難の際の留意事項
- 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- 具体的な危険箇所
- 要配慮者に対する配慮
- 災害危険区域、避難場所等の情報
- その他災害対策に必要な事項

3 町民に対する防災知識の普及

町は、防災に関する広報の充実を図り、町民等に対し災害に関する知識並びに災害発生時における行動指針等について、広報紙、防災マップ、防災啓発動画、SNS等を利用して、正しい知識の普及に努める。なお、災害知識の普及に当たり、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等要配慮者への広報に十分配慮するとともに、分かりやすい広報資料を作成するなどして広報の充実に努める。また、公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進に努める。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の活用を図るほか、防災と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(1) 普及の方法

ア 生涯学習及び社会教育を通じての普及

教育内容の中に防災関係の事項をとりあげるほか、防災関連の講座等を実施して、防災上必要な知識の普及に努める。

イ 広報媒体等による普及

- ラジオ、テレビ、インターネット、携帯電話等による普及
- 新聞、雑誌による普及
- 防災に関するテキストやマニュアル、ハザードマップ等の印刷物による普及
- 防災啓発動画、SNS等による普及
- 広報車の巡回による普及
- 図画、作文等の募集による普及
- 講演会や実地研修等の開催による普及
- 防災器具、災害写真等の展示による普及

ウ 社会教育施設の活用を通じた普及

公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

(2) 普及の内容

- 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制。
- 気象、水象、地象その他の災害についての知識及びその特性（地震被災想定を含む）。
- 規模の大きな地震の連続発生、複合災害（地震被災地で発生する水害など）の可能性への注意喚起。
- 地震被害を軽減するための住宅の耐震化、感震ブレーカーの重要性。
- 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の家庭内備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備。
- 自動車へのこまめな満タン給油。
- 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策。
- 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策。
- 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に町民及び事業所のとるべき措置。
- 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。
- 災害発生後の指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等における性暴力・DV等を防止する意識の啓発。
- 要配慮者に対する配慮。
- 飼い主によるペット動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備。
- 自主防災組織の活動。
- 地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動。
- 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路の確認。
- 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動。
- 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）について、あらかじめ決めておくこと。
- 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方。

- 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動。
- 消火器、ガスのマイコンメーター、非常持出品等の配備。
- その他災害対策に必要な事項。

4 防災相談及び意識調査

県、町及び防災関係機関は、その所管する事項について、町民の災害対策の相談に積極的に応じるとともに、防災意識を把握するため、町民に災害対策の意識調査を必要に応じて実施する。

5 災害教訓の伝承

県及び町は、令和6年能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑を適切に保存するとともにその持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

町民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、町民が災害教訓を伝承する取組を推進する。

6 町民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行う。

なお、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

さらに町は、町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第5 調査・連携

防災対策を有効なものとするために、災害の事例等を科学的に調査・研究する。また、広域的な連携に基づき町の地域特性に応じた地域防災計画の改訂に役立てる。

1 防災アセスメント調査、防災関連資料等の収集等

町の防災に関する諸問題については、防災アセスメント調査を実施し把握したが、今後とも必要に応じて専門的調査研究を実施するよう努める。

また、防災に関する学術刊行物や、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

2 関係機関との情報交換、連携強化

国、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にして情報交換に努める。

また、町は応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとする。特に、地方公共団体においては、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。あわせて、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。

3 周辺市町との情報交換、活動調整

周辺市町と、定期的に情報交流会を開催し、防災対策の情報交換に努めるとともに、応援、医療、輸送、備蓄、清掃活動等の各対策活動に関して、必要に応じて関係機関と連携して共同調整を行うよう努める。また、国や県と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努める。

第2節 災害に強いまちづくり

項 目	担 当
●治水対策	都市建設課、農林振興課
●土砂災害対策	都市建設課、農林振興課
●市街地の整備	都市建設課
●オープンスペースの整備	都市建設課
●道路・橋りょうの整備	都市建設課、生活環境課
●ライフライン施設の整備	上下水道課、関係機関
●建築物等の災害予防	都市建設課、生活環境課、福祉課、施設関係各課
●液状化対策	都市建設課、上下水道課、関係機関
●地籍調査の推進	監理課

第1 治水対策

1 河川の整備

津幡川は、昭和44年に河川改修工事がほぼ完成したが、令和5年に水害が発生していることから、引き続き改修を進める。

※資料編参照 【2-1 河川の水防注意箇所一覧】

2 水防施設の整備

水防倉庫は、保守点検を図るとともに、必要に応じて新たな施設の整備を検討する。

水防用資機材は、毎年出水期前に点検し、在庫品に不足をきたす場合は、速やかに補充する。

3 雨水流出抑制対策の推進

町域西部において、宅地開発の影響で雨水がすぐ用水に流れ込む、河北潟の水位が下がらない等の理由で、内水氾濫が頻発している。そのため、所管する道路及び施設の排水施設に伴う雨水流出抑制施設の導入、調整池の整備等を検討する。また、山林地などについては、植林や適切な維持管理により、保水能力の低下防止に努める。

4 浸水想定区域の避難場所や避難経路、避難訓練

町は浸水想定区域ごとに避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項について定める。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者施設の所有者又は管理者は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、地方公共団体は要配慮者施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について定期的に確認するよう努める。

第2 土砂災害対策

1 土砂災害危険箇所の把握

本町は過去に多くの地すべりによる災害が発生している。

今後とも県と協力し、土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等の地盤災害を防止するため、これらの危険箇所の現況を把握し、区域の指定・管理、警戒避難体制の確立、防止施設の新設・改良、危険箇所とその周辺の住宅移転等の総合的な対策を実施、指導するよう努める。

※資料編参照 【土砂災害防止法に基づく危険箇所一覧】

※資料編参照 【2-5 地すべり危険箇所等一覧】

※資料編参照 【2-6 山腹崩壊危険地区一覧】

※資料編参照 【2-7 崩壊土砂流出危険地区一覧】

2 安全性を重視した土地利用の確保

土砂災害危険性のある地域について、本町の諸計画との整合を図りながら、安全性が確保されるよう土地利用を適切に誘導する。

- 土砂災害危険箇所の周知徹底（ハザードマップ等を活用した町民に対する広報）
- 安全な土地利用の検討
- 建築基準法第39条による災害危険区域の指定、住宅等の建築制限

3 宅地造成地における災害防止に関する指導・監督

建築基準法、宅地造成及び特定盛土等規制法等に基づき、安全な宅地造成が図られるよう指導する。

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等については、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、関係機関と連携の上、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。

- 造成地開発許可・確認の審査及び施行に対する指導・監督
- 造成後の巡視等による違法開発行為の取り締まり

4 災害危険区域の指定・整備

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「砂防法」、「宅地造成及び特定盛土等規制法」等を有効に活用し、土砂災害からの安全化対策の推進に努める。

- 危険箇所の指定・災害防止工事（地すべり防止工事、治山対策、土石流防止工事、急傾斜地崩壊防止工事等）の促進
- がけ地近接危険住宅の移転促進、所有者への安全対策の実施、是正勧告
- 災害時に備えた警戒避難体制の確立

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

町は、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項や土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害防止法に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、町民に周知する。また、県と協力し土砂災害に対して町民等を啓発するための防災教育や防災訓練の実施に努める。

6 警戒体制の確立

町は、県の協力を得るなどして、合同又は単独で定期的に危険箇所の巡視、点検を実施し、地盤災害の未然防止に努める。また、町はレベル4土砂災害危険警報が発表されたとき、又は土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等のおそれがあると認めるときは、危険箇所の巡視、警戒を行う。なお、巡視、警戒に当たるべき時期を失しないよう、関係機関との連絡を密にし、降雨量の把握に努める。

県は、土砂災害から人命・身体を保護するため、大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時に、町長が防災活動や町民等への避難を支援するため、金沢地方气象台と共同で土砂災害警戒情報を発表する。なお、土砂災害警戒情報は、気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する情報と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。

7 避難体制の確立

町長は、警戒レベル相当情報が発表された場合、又は地盤災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合において、当該地域の町民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該地域の町民、滞在者その他に対して高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行う。これらの伝達手段、方法等については、第3章 風水害等応急対策計画の第10節「避難対策」に記述する。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用できるような仕組みを平時から構築するよう努める。

また、町は、土砂災害に対する町民の警戒体制として、レベル4土砂災害危険警報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令できるよう、具体的な避難指示等の発令基準、土砂災害警戒区域等に応じた具体的な発令範囲をあらかじめ設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。県は、町に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化について、国とともに、必要な助言等を行う。

第3 市街地の整備

本町は、古い木造住宅が集中する地域が存在しており、火災が発生する可能性が高い。延焼火災の発生と拡大に適合する地域が存在しており、町域の消防能力を上回る火災が発生した状況での対策や、避難活動を考慮する必要がある。

防災上の観点から、地区の居住環境、防災等の機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

第4 オープンスペースの整備

都市公園は町民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所、あるいは延焼を防止するオープンスペースとしての役割も高い。

今後は、計画的な公園整備を進めるとともに、都市公園法との整合性を図りつつ、資機材倉庫等の施設を備え、防災に配慮した公園整備を図る。

また、所有者不明土地については、その所在を把握するとともに、それらの土地を活用した防災空き地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第5 道路・橋りょうの整備

災害により、道路及び道路の重要な構造物である橋りょう等が破損することは、災害時における町民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助・救急活動等に大きな支障を生ずる。このため、道路施設が災害時において、救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等が迅速かつ円滑に行えるよう、また通行止めの発生を防止したり、被災地への交通を早期に確保できるなど、避難路、消防活動用道路等としてその機能を発揮できるようにするため、緊急度の高い箇所から順次防災工事等を実施し、災害への対応力の高い強靱な道路網を構築する。特に交通ネットワークの遮断による集落の孤立を防止するため、橋りょう等の老朽化施設の維持管理と狭隘道路の改良、迂回路の整備等を推進する。

また、新たな道路、橋りょう等を建設する場合は、安全性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。さらに、老朽化した道路、橋りょう等の社会資本については、長寿命化計画の作成、実施等による適切な維持管理を図る。

1 道路の整備

災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築するために必要な道路整備を計画的に進める。

また、災害により発生が予想される道路破損としては、擁壁の崩壊、高盛土箇所の崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩落等が考えられる。加えて、地下埋設物や電柱、信号機、看板など施設の破損による二次的被害も考えられる。

このため、これら災害が想定される箇所に対しては、緊急度の高い箇所から順次対策工事等を実施する。

2 橋りょうの整備

道路交通網の分断を防止するため、最新の仕様を準用して、緊急性の高いものから、落橋防止対策や橋脚の補強を行う。

また、橋りょうの新設に当たっては、最新の仕様を準用し、建設する。

3 信号機の整備

県警察等の関係機関と調整・連携の上、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機減灯対策を推進する。

4 沿道の建物の耐震化・不燃化

耐震改修促進法により、一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物（法附則第3条）、都道府県耐震改修促進計画で指定する公益上必要な建築物（法第5条第3項第1号）及び市町村耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物（法第6条第3項第1号）に、耐震診断の実施と所管行政庁への診断結果の報告が義務付けられており、これらの建築物について、重点的に耐震化を促進する。

第6 ライフライン施設の整備

災害時にライフライン施設が被害を受けると生活機能が麻痺するおそれがあり、応急対策を実施する上でも大きな支障となるため、耐震性の強化、浸水被害の防止策を講ずるなど、災害に強い施設づくりを推進する。また、新設する施設については、災害に対する安全性の確保に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

1 上下水道施設

震災時には、地盤の液状化等によって低地での埋設管の被害が発生しやすい。町は、配水施設については耐震性の向上を推進し、浄水の確保に努める。また、被災した水道管の応急復旧の迅速化を図るための資材の備蓄及び応援体制の強化に努める。

下水道については、町民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水管渠、ポンプ場等の既存下水道施設の災害時における防災性の強化に努めるとともに、災害時における応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備する。

なお、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるとともに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

2 電力施設

電力事業者は、災害時における電力の供給を確保するため、電力施設の強化を図るとともに、平時から電力設備の防護対策に努める。

また、県、町、電力事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化を図るため、相互の連携強化に努める。

3 電話施設

電気通信事業者は、電気通信設備の維持のため、常に必要な要員及び資材の確保、点検整備を行う。

なお、建物設備については、建築基準法による耐震設計を行っており、耐震設計目標は、震度6に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避するものである。また、震度4以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

第7 建築物等の災害予防

アセスメント調査では、特に木造建物に多くの全壊・半壊被害が発生すると予測された。そのた

め、突発的な地震災害に備えて長期的な視点で、建物の耐震化、老朽化対策等を推進する。

また、公共建築物、一般建築物の不燃性の確保に努めるとともに、関係団体の協力のもとに建築物の安全性を一層高める。

1 防災上重要な公共建築物等の災害予防

町は、災害時の防災拠点等となる次の公共建築物等について、非構造部材を含む耐震対策等を推進するとともに、一層の不燃性や浸水対策等の強化を図る。なお、避難者が利用する施設については、要配慮者にも配慮した構造、設備の確保に努める。

- 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等
- 災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等

2 一般建築物の災害予防

国、県の示す指針等に基づき、民間建築物所有者に対し、パンフレットの配布等を通じて、耐震化・不燃化、防火対策、避難施設対策等の建築物の安全確保に関する普及・啓発を行う。

また、老朽危険建築物のうち空き家であるものについて、町はその所在状態等を把握するとともに、そのまま放置すれば倒壊等著しく保守上危険となるおそれ等のあるものについて、所有者等に対して助言、指導等必要な措置を行う。

3 落下物防止、ブロック塀等の転倒防止対策

地震時には、屋外広告物や建築物外壁の落下による被害が予測されるため、設置者に対して維持管理の面から落下防止の指導を行う。

また、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊被害を防止するため、既存のブロック塀等について点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を遵守するよう、安全性の確保の指導に努める。

4 家具等転倒防止対策

地震動による家具等の転倒被害を防止するため、「自分の命は自分で守る」という自助の大切さを町民に周知し、日頃から町民自らが各家庭において家具の固定等転倒防止対策を行うよう普及啓発に努める。

第8 液状化対策

アセスメント調査では、河北潟干拓地及び沖積低地の平野部等で危険性が極めて高いと予測された。

公共土木構造物や、道路・地中埋設管等のライフライン施設について、液状化対策を実施し、地震時の機能障害を最小限にするよう努める。

第9 地籍調査の推進

本町の地籍調査の進捗率は、令和7年現在、9%程度にとどまっていることから、被災後の円滑な復旧・復興事業の実現に向け、地籍調査事業のさらなる推進を図る。

第3節 応急活動体制の整備

項 目	担 当
●情報収集・伝達体制の整備	総務課
●応援体制の整備	総務課、関係各課
●救急・救助体制の整備	健康推進課、河北中央病院、消防本部、消防団
●応急医療体制の整備	健康推進課、河北中央病院、関係機関
●健康管理活動体制の整備	健康推進課、河北中央病院、関係機関
●緊急輸送体制の整備	監理課、関係各課
●避難体制の整備	総務課、町民課、学校教育課、福祉課、子育て支援課
●要配慮者対策	福祉課、子育て支援課
●応急給水体制の整備	上下水道課
●食料及び生活必需品等の確保体制の整備	総務課、生活環境課、関係各課
●衛生・清掃体制の整備	生活環境課
●住宅応急対策のための事前準備	都市建設課、町民課
●り災証明発行体制の整備	税務課
●事前復興準備の実施	企画課

第1 情報収集・伝達体制の整備

1 通信施設の整備

(1) 県による通信施設の整備

県は、有線通信の途絶に備えて、町及び防災関係機関に対する災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、公共安全モバイルシステム、防災行政無線のほか、可搬型衛星無線等の整備を図る。

また、ヘリコプターテレビシステム、高所監視カメラ、救急医療情報システム等の整備の充実を図るほか、被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めるよう努めるなど、情報の収集、伝達に万全を期す。

(2) 町による通信施設の整備

町は、町民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、CATV、コミュニティFM、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、公共安全モバイルシステム、SNS、Lアラート（災害情報共有システム）等ICTを活用した多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。

また、IP通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を

入手するため、防災行政無線衛星系（V S A T）の活用を図るとともに、孤立化が懸念される山間集落等で地上回線が途絶した場合に備え、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努め、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制の確保を推進するものとする。また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

さらに、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・C A T Vケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。

なお、特に高齢者等における電子機器による防災情報の利活用を平時から推進するほか、災害時には、必要に応じて紙媒体の配布を行うなど、デジタル・アナログの両面での情報発信に努める。

(3) 避難所等との情報伝達手段の整備

避難所の開設時には、町職員が派遣される。町役場との被害情報等の収集伝達手段として、移動系の防災行政無線を整備する。また、電気通信事業者と連携し、特設公衆電話等の活用による情報伝達体制の強化を図る。

なお、在宅避難者等、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、広域避難を想定し、町外へ避難した被災者の所在地等の情報を、避難先の地方公共団体と共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(4) 新しい情報通信設備の検討

最新のデジタル技術を用いたツールやアプリケーション等を日頃から調査し、災害時にも有用と判断したものは積極的に導入を検討する。

2 情報通信体制の整備

災害時に円滑な情報連絡体制を確立するため、県や防災関係機関と連携し、災害時の電話の利用制限を回避するため、平時から防災関係機関・団体間の優先電話の確保や訓練等により通信体制の整備を図る。

(1) 非常時通信体制の強化

災害時に自己の所有する一般加入電話等が使用できないとき又は使用が困難になった場合に対応するため、非常通信体制の整備充実に努める。

非常通信訓練の実施	災害時等における非常通信の適正な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。
無線従事者の確保	無線機器運用マニュアルの作成や研修の機会を通じて、町職員の中で無線従事者を確保する。

(2) 非常時通信運用の検討

災害が発生したとき又は発生が予測されるときに、町民等への情報提供や災害情報の収集など非常時の通信の円滑な運用方法を検討する。情報伝達の基準の設定、発生災害別の通信項目について検討する。

3 重要情報のバックアップ

町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

第2 応援体制の整備

1 他市町との相互協力体制の整備

平時から、石川県消防広域応援協定の体制整備を推進するとともに、津幡町・内灘町消防相互応援協定など、近隣の市町との大規模災害時に備えた協力体制整備を推進する。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

※資料編参照 【4－1 応援協定一覧】

2 自衛隊との連携体制の整備

防災訓練の実施等を通じ、平時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

3 民間との協定締結の促進

災害時には防災関係機関のみならず、民間業者や町内団体からの物的支援（物資供給）・人的支援が必要となる事態も予想される。このため、あらかじめ関係団体・企業等と協議し、在庫の優先的供給を受ける等の協力業務の内容、協力方法等について、協定締結の促進に努める。また、既に協定を締結している団体、機関等とは必要に応じて内容等の見直しを図る。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

災害時に積極的な協力が得られるよう、平時からのコミュニケーションの強化に努める。

4 受援計画の策定等

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう受援計画を策定し、受援先の指定、応援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるほか、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。なお、デジタルを活用した災害対応をより円滑に実施するため、デジタル技術に関して知見を有する者の受援体制の整備に努める。

応援職員等の宿泊場所については、その確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

また、自ら派遣する応援職員等が自活できるとともに、安全・継続的に支援が実施できる環境を整備するため、寝袋、食料等の資機材や装備品等（季節装備、衛生関係、生活環境等）の充実に努める。

さらに、県からの応援職員の受け入れを見据え、受け入れ体制の構築や県との合同訓練の実施に努めるとともに、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れにつ

いて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

第3 救急・救助体制の整備

災害時に同時多数の傷病者に対処できるよう県、日赤県支部、医師会、町民、その他関係医療機関等に協力を求め、救急・救助の体制づくりを実施する。

1 救急・救助体制の整備

大規模災害時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タッグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資器材及び救護所用資機材の整備に努める。また、災害時に迅速に医療機関に搬送するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用を図る。

また、情報通信体制として、消防本部と救急指定病院及び周辺の病院等との相互情報通信機能を確保し、空きベッド数などの医療情報を常時把握できるように体制を整備する。

救助用資機材の整備に当たっては、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

2 要配慮者に対する救急・救助体制の整備

要配慮者の安全確保を図るため、避難計画の検討及び必要な施設の整備をするとともに、行政区、事業所等防災組織の協力により、地域ぐるみの救急・救助体制の充実を図る。

3 町民の自主救護能力の向上

町民の自主救護能力の向上のための教育指導を推進し、災害時の救助活動能力向上に努める。

4 消防団の救急・救助活動能力の向上

消防団は、救急・救助活動を効率的に実施するための教育指導を受け、災害時の救急・救助活動能力の向上に努める。

また、家屋や建造物等の重量物の下敷になった人々の救出を迅速に行うため、レスキューツール、エンジンカッター及びチェーンソー等の救助資機材の整備を図るとともに、自主防災組織等の関係者を含めて、救助資機材の使用等方法等についての習熟を促す。

5 安否不明者の取り扱いについての事前確認等

発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手続き等について県と調整・確認の上、明確にしておくよう努める。

6 町民等に対する救命措置等の普及・啓発

バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）が安心して救命手当を行うことができるよう、防災訓練における救命講習会の実施等により、応急手当の知識・技術の普及・啓発に努める。

第4 応急医療体制の整備

1 医療体制の整備

災害時には、医療機関の被災やライフラインの機能停止等による混乱した状況下で、町民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。このため、町は、防災関係機関及び医療関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、全ての医療機関の役割分担を明確にした上で、医療救護体制の整備に努めるとともに、ライフラインが機能停止した場合における業務継続計画の策定支援を行う。

また、傷病者の災害現場からの救助及び医療救護が、その負傷の程度に応じて迅速かつ適確に実施されるよう、県、日赤県支部、医師会、その他関係機関に協力を求め、連携体制を構築する。

※資料編参照 【3－1 医療機関一覧】

(1) 町に係る医療救護体制の整備

町は、県や関係する医療機関と連携を図り、次のとおり医療救護体制を整備する。

ア 医師会、公的病院等医療機関の協力を得つつ、地域の実情にあわせた医療救護チームを編成する。ただし、町独自で医療救護チーム編成が不可能な場合は、広域圏で編成する。医療救護チームは、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名（運転手、連絡員）を一班とするよう編成し、できるだけ薬剤師1名も加えるよう努めるとともに、連絡体制についても定めておく。

イ 町等で編成された医療救護チームについては、県へ報告し、変更した場合も同様とする。

ウ 円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域保健医療福祉調整本部への当該責任者の参加及び連携について定めておく。

エ 災害時に重症患者等の処置及び受け入れを行う病院をあらかじめ指定しておく。

オ 災害時、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。

カ 避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。

キ 病院、救護所の被害状況や傷病者の受け入れ情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。

(2) 医療救護活動に係る情報連絡体制の確立

災害時に備えて、県、日赤県支部、医師会等と協議し、迅速な応急医療体制のために必要な情報連絡体制を確立する。さらに、災害時通信手段として、衛星電話、災害時優先電話等の複数の通信手段の整備に努める。

ア 県は、保健医療福祉調整本部、DMAT（※）調整本部、地域保健医療福祉調整本部、DMAT活動拠点本部相互の情報連絡体制を整備する。

イ 県は、DMAT、医療救護チーム間の情報共有ルールを整備する。

ウ 町は、被災地内医療施設及び救護所に関わる情報連絡体制を整備する。

エ 県は、災害時後方医療体制に関わる情報連絡体制を整備する。

※ DMAT（災害派遣医療チーム：Disaster Medical Assistance Team）とは、災害現場で救命措置等に対応できる機動性を備え、専門的なトレーニングを受けた、医療チーム（医師、看護師、業務調整員等で構成される）のこと。

(3) 後方医療体制の整備

災害等による傷病者の同時多発的な発生に対して、迅速かつ適切な救命医療が行われるよう、町内及び周辺地域の受け入れ医療機関のネットワーク化を図る。

(4) 長期的医療体制の整備

避難所や被災地を巡回する巡回医療や心のケア対策として、日頃から精神科医療活動を実施するための準備を推進する。

2 医療資機材・医薬品の準備

応急医療活動に必要な医療資機材・医薬品を地域の保健福祉センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携して、備蓄配備を推進するとともに、災害時の調達手段を講じておく。

3 医療救護施設の耐震性の確保

災害時に救護所、後方医療施設となる学校、公民館等の施設について、計画的に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行う。また、ライフラインが停止した場合に備え、自家発電装置の整備や災害時協力井戸の登録等を行う。

第5 健康管理活動体制の整備

災害発生時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。このため、町は、県及び医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の心のケア（精神保健医療）を含む健康管理体制に万全を期すため、災害時の保健活動マニュアルを作成する等、平素から災害の発生に備える。

また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、町民自身の健康管理意識の向上に努める。

1 平時の健康管理対策

- (1) 町は、災害時に健康障害の発症リスクの高い者に対して、平素から保健指導の徹底を行うとともに、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努める。
- (2) 町は、平素の健康管理活動を通じ、地区ごとの要支援者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、民生児童委員、健康づくり推進員等との協働・連携体制の構築に努める。
- (3) 町民は、平素から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、健康手帳やお薬手帳等により服用薬剤等の自己管理に努める。

2 災害時の健康管理体制の整備

(1) 町

災害時に被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、災害時の保健活動マニュアル等を作成するとともに、障害者、高齢者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努める。

(2) 県

ア 保健医療行政の指揮調整機能等の確保や、町における被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、健康活動マニュアルを作成するとともに、支援関係者に対する研修を実施す

るほか、災害時の健康管理活動の整備状況等の確認を行う。

イ 災害が発生した場合に備え、公益社団法人石川県看護協会や公益社団法人石川県栄養士会等関係団体との連携体制、他都道府県への応援要請体制等を構築する。

3 心のケアの活動体制の整備

(1) 町

平時から住民に対する災害時のメンタルヘルスに関する知識の普及・啓発を行うとともに、支援が必要な精神障害者等要配慮者に関する情報の把握に努める。

(2) 県

ア 災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を派遣する意思を持ち、ＤＰＡＴの活動に必要な人員を有する病院を石川ＤＰＡＴ指定機関に指定し、支援体制を確立しておく。

イ 次の機能を有する災害拠点精神科病院として石川県立こころの病院を指定する。

（ア）医療保護入院、措置入院等の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科医療を行うための診療機能

（イ）精神疾患を有する患者の受け入れや、一次避難場所としての機能

（ウ）災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣機能

ウ 発災直後から精神科医療の提供及び精神保健活動が円滑に実施できるよう、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動要領」等に基づき、「石川ＤＰＡＴ活動マニュアル」を整備するとともに、平時から、研修・訓練の実施に努める。

4 情報連絡体制の整備

町は、災害時の健康管理活動実施についての情報連絡体制の整備に努める。

第6 緊急輸送体制の整備

1 緊急輸送路の確保

道路管理者は、緊急輸送を効果的に実施するために、警察署と連携して災害時の緊急輸送路の確保について検討する。また、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、関係する道路管理者が連携して道路啓開計画を策定するとともに、定期的な見直しを行う。さらに、当該計画を踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進する。また、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、幹線道路の無電柱化の促進を図る。

県及び町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点の適地をあらかじめ把握し、緊急事態時のアクセス手法を検討しておく。

また、県及び町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

町民には広報紙等により自家用車両使用の自粛、発災時の運転車両の措置方法等の啓発を図る。

2 物資集配拠点の整備

災害時における救援物資の受け入れ、一時保管及び町内各地区への供給を行うために物資集配拠点（地域内輸送拠点）を指定する。指定された施設については、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所など使用方法について検討する。

3 ヘリコプターの場合離着陸場（以下、「臨時ヘリポート」という。）

災害時の自衛隊、県消防防災ヘリコプター等の発着場として、臨時ヘリポート予定地を指定しておく。

施設管理者の協力を得て、臨時ヘリポートとしての十分な面積を有する空き地を確保し、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努める。

※資料編参照 【3－6臨時ヘリポート一覧】

4 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備

(1) 道路啓開用資機材、車両の調達体制の整備

土建協同組合等と事前に協議し、道路の啓開作業に必要な資機材及び車両等を調達できるように協力体制を整備する。

(2) 緊急輸送車両等の調達体制の整備

町有車両等を把握するとともに、災害発生時の物資の輸送等をするために運送業者や燃料業者等と事前に協議し、災害時の車両、燃料の調達体制を整備する。

※資料編参照 【3－5町有車両一覧】

5 民間事業者等の活用

物資集配拠点の整備や緊急輸送体制の整備に当たっては、県とも連携しつつ、次のような民間事業者等の活用についても検討する。

- (1) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として活用可能な運送事業者等の施設の把握及びそれらを活用するための体制整備を図る。
- (2) 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。
- (3) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

第7 避難体制の整備

1 避難場所の現況

(1) 役割等

避難場所には、次の役割・機能が求められる。

- 災害時に町民の安全を確保する場所
- 地域の防災活動、情報伝達の拠点
- 高齢者、乳幼児、病人等の一時的な安全を確保するための場所

(2) 指定の現況

避難場所は、現在、各小・中・高等学校、公民館、認定こども園、公園等を指定しており、その指定の目安は次のとおりである。

- 耐災害性に比較的優れていること。(耐震、耐火、耐水害等)
- なるべく公共施設で、避難所を兼ねられる施設であること。
- ある程度のオープンスペースと四方への出入口が確保されていること。
- 町内全域に適切な配置で確保すること。

※資料編参照 【3-2 指定避難場所一覧】

2 避難所の整備

(1) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

避難所は、次の考え方を基本とし、指定避難場所の中から指定する。指定避難場所に指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。

- 安全な避難所として、2階建て以上の堅牢建物が望ましい。
- 大規模地震時に避難所に職員を派遣し常駐させることを考慮した場合、人数の制限から多数の指定は困難である。→ 小学校等を指定
- 風水害等の広域的な災害のときは、その都度適切な施設を指定する。

町は、地震災害時に町民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、指定緊急避難場所、指定避難所を指定するとともに、自治会、自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の町民等への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

【指定緊急避難場所】

- ア 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること。
- イ 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有していること。
- ウ 次の災害の発生のおそれのない区域または、当該災害に対して安全な構造であることのほか、このうち、浸水、津波等については、その水位よりも避難上有効なスペースがあること。
 - (ア) 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がない所であること。
 - (イ) 津波に対する安全性
沿岸地域及び河川の下流域にあつては、標高の高い所であること。
 - (ウ) 火災に対する安全性等
周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で町民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

【指定避難所】

- ア 避難者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。
- イ 速やかに、避難者等を受け入れ、又は生活関連物資を避難者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- エ 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- オ 火災に対する安全性等
 - 周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で町民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。
- カ 施設・設備や体制の整備
 - 避難所において、貯水槽、井戸、仮設給水用タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、ガス設備、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。また、衛星通信設備や循環式の手洗い所等、新たな技術を用いた設備の導入・活用についても検討する。
- キ 避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、Wi-Fi環境等の整備を図ること。
- ク 停電時に施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。
- ケ ペット動物の飼育場所等について検討すること。
- コ 避難所の規模（受け入れ可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、避難者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。
- サ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- シ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- ス 避難者情報の共有方法について、平時から関係機関と協議・検討を行い、発災時において円滑かつ的確な対応が図られるよう、必要なマニュアル等の整備を進めること。
- セ 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえること。
- ソ 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、感染者が発生した場合の対応を含め、平時から総務課と健康福祉部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。
- タ 平時から、避難所におけるNPO・ボランティア等の外部支援を受ける体制整備に努める。
- チ 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。
- ツ 指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

テ やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

ト 良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。

(2) 避難所の整備

大規模災害の発生時には、避難所を長期にわたって使用することも予想される。このため、避難所施設の安全性の向上とともに、防災拠点、生活の場として、次の機能を整備する。また、避難所において、要配慮者スペースの確保等必要な支援を行う。

- 災害対策本部と相互連絡を行うための通信機器の設備
- 避難生活の環境を良好に保つための換気、照明等の設備
- 避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備
- 誘導標識については、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。このため、県及び町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

(3) 福祉避難所の確保

要配慮者専用の福祉避難所として、福祉関連施設、その他集会施設を確保する。

福祉避難所の要件等の詳細については、第8「要配慮者対策」に記述する。

※資料編参照 【3－3福祉避難所一覧】

3 避難路の整備

地域住民や観光客等の安全な避難を確保するため、主要幹線道路及び生活関連道路等について避難路の整備に努める。その内容は、次のとおりである。

- 広い幅員を確保し、歩道を整備する。
- 危険な重量塀・ブロック塀の倒壊、看板等の落下物の除去等について周知し、避難路沿道の安全化の促進を図る。
- 避難誘導標識の設置や夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置を検討する。

4 避難体制の整備

災害の状況や、要配慮者、来訪者等、被災者の状況に応じた避難方法の検討とともに、適切な避難誘導を行うために自主防災組織等との連携の強化を図り、避難体制の整備に努める。

(1) 安全な避難誘導体制の確立

災害時に避難行動を安全に行うため、町民、防災関係機関との避難時の連絡系統等を確立するなどして、安全な避難誘導体制を整備する。

なお、自助・共助の観点から、マイ・タイムライン（防災行動計画：災害発生時に自分自身にとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための手助けとなるもの）や、コミュニティタイムライン（地域の防災活動として、「いつ」「誰が」「何を」行うのかを定め、地域で共有しておくもの）を事前に作成しておくよう、町民や自治会等に対し働きかける。

- 町民や観光客等への避難情報の連絡体制を検討する。
- 安全な避難誘導のため、警察署等防災関係機関との応援協力体制を確立する。
- 避難誘導方法について広報・防災訓練・地域の話し合い等を通じて町民の理解を得る。

(2) 要配慮者への対応

要配慮者及び外国人等に対する避難誘導として次の対応を図る。

要配慮者の安全確保・避難誘導のための体制づくり等の詳細については、第8「要配慮者対策」に記述する。

- 視聴覚障害者に対する多様な手段による伝達方法の検討
- 高齢者・障害者・乳幼児等への安全な避難誘導體制の検討
- 町役場、行政区内での要配慮者への対応者の確保
- 外国人に対する広報手段の確保

(3) 施設管理体制の整備

災害時の避難所の開設及び運営を円滑に行うために、次の事項について検討する。

- 門・建物の鍵等の管理を施設、町、地域代表の間で明確化し、施設管理体制を整備する。また、より円滑な避難所開設の実現に向け、地震（一定規模以上の揺れ）感知による自動解錠や遠隔制御等による解錠が可能なデジタルキーボックスの導入を検討する。
- 避難者カード等避難所運営に必要な書類を整備する。

5 指定避難場所の周知等

災害時に安全で的確な避難を実施するため、あらかじめ地域住民に対して指定避難場所を周知する。町民への指定避難場所の周知は、次の方法を検討する。

- 広報紙、防災マップ等への指定避難場所一覧表の掲載
- 実践的な避難訓練等における指定避難場所の周知徹底

なお、指定避難場所の周知に併せて、受け入れ可能人数やペット動物の受け入れ方法等についても周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等をホームページやSNS、アプリケーションを通じて適宜配信する。

6 避難情報の発令基準の策定等

- (1) 町は、洪水等に対する町民の警戒避難体制として、水位周知河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、気象警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及

ばすと判断したものについては、洪水キキクル等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。

県は、町に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、国とともに、必要な助言等を行う。さらに、町は首長不在時における発災に備え、避難指示等発令に係る代理規程を整備する。

- (2) 町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

7 避難指示等発令時に町民等がとるべき避難行動の周知

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、町民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から町民等への周知徹底に努める。

8 国、県との連絡体制等の整備

町は、避難指示等の解除を行う際に国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

9 学校、事業所等における安全確保計画

(1) 児童生徒の安全確保

教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所等の複数化や二次避難場所等の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、町長、PTA等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水・医薬品等の調達等についても定めておく。また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

(2) 事業所等における安全確保

病院、社会福祉施設、興業場、事業所等多人数が利用、入所又は勤務する施設その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ設備等の定期確認や避難等の計画を定め、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施し、避難に万全を期す。

10 避難所運営に係る連携体制整備、人材育成等

町及び避難所運営関係者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

また、町民等が主体的に指定避難所を運営できるように、マニュアルの作成、訓練等を通じて、

指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

11 広域避難、広域一時滞在のための体制整備

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（広域避難者）の移送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

12 孤立集落への対応

災害発生時に孤立の可能性がある中山間地の集落を対象に、県と整合を図りながら孤立集落対策マニュアルの策定に努め、避難ルート及び迂回ルートの確認、エリア単位での自主防災組織の組織化や連絡手段の確立、物資供給手段の確立のほか、備蓄の対応等により孤立集落対策の検討を進める。

第8 要配慮者対策

今後、さらに高齢者の増加が予測される本町では、災害時にハンディキャップのある要配慮者に対し、安否確認、情報伝達、避難救援活動等において特に配慮が求められる。このため、要配慮者の把握や非常時の要配慮者優先の行動規則の確立等を図る。

1 在宅要配慮者に対する対応

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等の考え方は、以下のとおりである。

ア 避難行動要支援者名簿の作成

町は、総務課や健康福祉部など関係部局の連携の下、平時より県との連携及び民生児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

イ 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者名簿の作成対象者は、自助が困難で次に挙げる者をいう。

- ① 70歳以上のひとり暮らしの者、70歳以上のみの世帯に属する者
- ② 介護保険における要介護・要支援認定を受けている者
- ③ 身体障害者手帳1級～3級の交付を受けている者
- ④ 療育手帳の交付を受けている者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級～2級の交付を受けている者
- ⑥ 前5号に掲げる者のほか民生児童委員、区長等が災害時の支援が必要と認めた者
- ⑦ その他町長が必要と認めた者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等の実施に必要な事項を記載する。名簿の作成に当たっては、避難行動要支援者に該当する者を把握するために健康福祉部で把握している障害者や要介護者等の情報を集約する。また、町は、必要に応じて、関係機関から情報提供を求め、避難行動要支

援者の把握に努める。

エ 名簿情報の利用及び提供

町は、消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

名簿に掲載されている情報は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、特に必要があると町長が認める場合、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察機関、自治会、民生児童委員、自主防災組織等の避難支援等関係者に提供する。

名簿情報の提供にあつては、提供先に守秘義務の厳守を指導する等、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

オ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(2) 避難行動要支援者の個別避難計画の策定

ア 町は、総務課や健康福祉部など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。特に、町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取組方針を明らかにした個別避難計画の全体計画を早期に作成する。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

イ 町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、クラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するほか、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

ウ 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

エ 町は、消防機関、県警察、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

オ 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

カ 個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。

(3) 緊急通報システム等の整備

町は、在宅の要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図る。

(4) 防災知識の普及及び防災訓練の充実

町は、要配慮者及びその家族に対して、パンフレット配布等による防災知識の普及を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。

(5) 防災マップの作成

町は、要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップ（地震・津波災害）の作成に努める。

(6) 避難行動要支援者避難支援マップの作成

町等は、避難行動要支援者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニティ単位の避難支援マップの作成に努める。

(7) 福祉避難所の指定

町は、高齢者や障害者、医療的ケアを必要とする者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所及び指定福祉避難所の指定を進める。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

ウ 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

エ 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること。

オ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

また、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

さらに、福祉避難所の運営が適切かつ円滑に行えるよう、福祉避難所運営マニュアルの整備に努める。

(8) 避難施設等の備品整備

要配慮者が避難所で生活するために、次の備品等の整備を図る。

- 車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品の整備
- ミルク等乳幼児、児童用の備品の整備
- 避難所施設内におけるバリアフリーの検討
- パーティションの整備等避難施設内のプライバシーの保護方法の検討

(9) 被災した要配慮者等の生活の確保

避難者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う県の災害派遣福祉チーム（DWA T）の受け入れや関係団体との連携により、要配慮者の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

また、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において介護福祉士、社会福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行うよう努める。

- 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

(10) 避難のための情報伝達

ア 高齢者等避難等の発令・伝達

町は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、「自主避難の呼びかけ」「避難注意情報」等の高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令等の判断基準（具体的な考え方）を適時適切に発令し、関係機関及び町民その他関係のある公私の団体に伝達する。避難指示等の発令に当たっては、町民が生命に関わる危険な状況であることを認識できるように警戒レベルを明確にすること、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、具体的かつ分かりやすい内容で発令するように努める。また、必要があると認めるときは、避難のための立ち退きの準備等の通知又は警告を行う。特に、要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うために、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の配慮を行う。

- ① 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。
- ② 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。
- ③ 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

イ 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時は、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

(11) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、名簿情報に基づいて避難行動要支援者の避難支援を行う。町等は、避難行動要支援者の避難支援については、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分に配慮する。このため、避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合って、ルールを決め、計画を作り、周知することとする。

2 社会福祉施設等における防災対策

(1) 防災組織体制の整備

社会福祉施設等において、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導体制等の整備を図るよう指導する。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度等）について整理・保管するよう指導する。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

社会福祉施設等には、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段等の整備を図るよう指導する。また、他の社会福祉施設等との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等、施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備するよう指導する。

認定こども園等、放課後児童クラブにおいては、子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における当該施設と町間、施設間や保護者等との連絡・連携体制の構築に努める。

(3) 防災資機材の整備、食料等の備蓄

災害時にライフラインの停止や流通物資の混乱に備えて、社会福祉施設等に対し、防災資機材の整備や食料、生活物資を分散備蓄するように指導する。

また、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）を確保するよう努め、その設置場所を工夫する。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

消防本部と連携して、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、防災訓練の定期的実施や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練に参加するよう指導する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間や休日を想定した防災訓練についても配慮する。

3 外国人・観光客等に対する対応

(1) 防災知識の普及・防災訓練の実施

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人に対し、災害時に的確な避難・安全確保措置がとれるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

また、地域の防災特性や避難所等についての知識のない観光客等の外来者についても、パンフレットの配布等を通じて防災対策の周知に努める。

- 多国語による避難所・避難路標識等の表示板の明示
- 外国人を含めた防災訓練・防災教育の推進
- 防災パンフレット等の配布

(2) 避難所等における対応

避難所や観光地等において外国人に対する情報の提供を行うため、通訳者の確保、通訳ボランティアの協力体制づくりを行うほか、インターネットを利用した「翻訳アプリ」等の活用も検討する。

4 障害者に対する情報伝達等

県及び町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

第9 応急給水体制の整備

水道施設の機能停止時における町民への水の供給や、防災関係機関、町、病院等、防災拠点となる施設の機能維持に必要な浄水を確保するため、応急給水体制の整備を進め、第3章第12節第1「給水需要調査と給水計画」に示す給水の目標水量を供給できるよう準備する。

1 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

地震により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、応急給水資機材（ポリタンク、給水用ポリ袋、給水用タンク車、仮設給水用タンク、ろ水機等）の備蓄・更新並びに調達体制の整備を行う。

2 給水体制の多重化

(1) 代替水源の確保

地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。

(2) 家庭、事業所等における備蓄の促進

町民・行政区・事業所等に対して広報等により、各家庭における非常用飲料水（ペットボトル等）の備蓄を促進する。

(3) 検水体制の整備

井戸、プール、防火水槽、ため池、沈澱池、河川など比較的汚染の少ない水源を浄水処理した水について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を保健福祉センター等、関係機関と連携して整備する。

3 協力体制の整備

災害時のために、町民及び自主防災組織等に対して、緊急時の給水方法や、貯水・給水の目標水量等に関する広報を行う。

また、水道工事事業者等と協力体制を確立し、災害時の給水に対応する。

第10 食料及び生活必需品等の確保体制の整備

災害時には流通機能の一時的な停止や低下等が発生し、必要物資が入手困難となることも予想される。このため、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄

するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機（ドローン）等の輸送手段の確保に努める。

また、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意するとともに、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）や町民・事業者が食料、飲料水及び生活必需品を備蓄する旨の啓発等の取組を推進する。

1 食料、生活物資、資機材の備蓄

本町では、町備蓄倉庫で食料、生活物資を保管している。今後とも、災害に備えて必要な食料、生活物資及び資機材の備蓄拡充に努めるとともに、各避難所における備蓄（分散備蓄）についても検討する。

また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努め、要配慮者向けの粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）や柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。

なお、町備蓄倉庫等における備蓄状況については、年に1回、広く町民に公表する。

※資料編参照 【3－4 災害備蓄物資一覧】

2 防災倉庫の整備

災害に備えて必要な物資を備蓄するため、都市公園等へ防災倉庫の整備を図る。

3 備蓄の推進

町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表する。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、県の地震被害想定を基に想定し得る最大規模の災害における想定避難者数（自主避難所や在宅避難者、車中泊避難者等を含む）と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

さらに、新物資システム（B－P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。

4 調達・輸送体制の整備

町は、避難所の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地（地域内輸送拠点）を定めるとともに、物資の仕分けや配送について、民間事業者の活用（あらかじめ協定を締結）や国・県によるプッシュ型支援（被災した市町からの要請を待たず、国や県の判断により物資の供給・輸送を行う支援）の受け入れを含め事前に検討しておく。

なお、地域内輸送拠点等における物資の受け入れ・配送等の具体的な手順等を定めた物資支援

受け入れマニュアルを整備するとともに、当該マニュアルに基づく訓練等により習熟を図る。また、避難者ニーズや物資配送状況等を把握・一元管理するための情報共有システムの導入を検討する。

5 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

町は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルを作成し、受け入れ体制の強化を図る。

加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、義援金及び義援物資の受付・調整にデジタル技術を活用するよう努める。

第11 衛生・清掃体制の整備

災害時には、大量のごみやがれき等が発生し、また、処理施設が被害を受けることが予想される。こうした事態への対応のため河北郡市広域事務組合等と連携し、分別処理等に配慮したごみの一時集積場所など、処理体制を検討していく。

さらに、水道施設の被害により水洗トイレが使用できない事態に備え、仮設トイレの確保などの体制を整備する。

1 廃棄物処理施設における防災対策

町は、河北郡市広域事務組合等と連携し、一般廃棄物処理施設（河北郡市クリーンセンター）の浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、当該処理施設の非常用自家発電設備等の整備や断水時における危機冷却水等の確保に努める。

また、大規模災害時の電力供給や熱供給等への活用のため、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

2 廃棄物処理体制の整備

(1) 災害廃棄物処理計画の策定等

町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。また、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置場、処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。さらに、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。

(2) 県内市町との協力体制の整備

災害時に大量発生する廃棄物を迅速かつ効果的に処分するため、県内市町との協力体制を整備する。

(3) 民間事業者との協力体制の整備

災害時に人員及び資機材等の確保並びに民間処理施設への受け入れについて応援が得られるよう、民間廃棄物処理業者、土木・運送業者の把握に努め、協力体制の整備を図る。

(4) 災害廃棄物の撤去等のボランティア活動に係る連絡体制の構築等

社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

また、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等、災害廃棄物処理に係る支援情報をホームページ等において公開するなど、周知に努める。

3 し尿処理体制の整備

災害が発生した場合、し尿処理施設等が被害を受けることにより、し尿の収集・処理の機能の低下が起こる可能性がある。また、避難所でのし尿の処理も重要な課題である。このため、災害発生時のし尿の収集・処理の体制をあらかじめ整備しておく。

(1) 災害用仮設トイレの整備

避難所及び集会所等に対し、災害用仮設トイレを配備するため、災害用仮設トイレの確保の手段を検討しておく。

(2) 運搬管理体制の整備

避難所等のし尿の収集が早急に処理されるよう必要な計画を検討する。また、災害が長期化した場合には災害用仮設トイレ収容量にも限界があるので、し尿の運搬・処理体制を検討する。

4 ごみ減量化やリサイクルの向上

災害廃棄物等を焼却できる残余能力を確保するため、平時からごみ減量化やリサイクルの向上を図るよう、町民や事業者に対し啓発を図る。

第12 住宅応急対策のための事前準備

町は、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、土砂災害等の危険性（ハザード区域）に配慮しつつ、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく（建設候補地リストは、適宜更新する）。また、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。

さらに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取り扱い等について、あらかじめ定めておく。

第13 り災証明発行体制の整備

町は、り災証明を速やかに交付できるよう、平時から次に掲げる業務について、実施体制の整備に努める。

○ 住家被害認定の調査や、り災証明書の交付の担当部局を定めること。

- り災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS、国のクラウド型被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。

- 自治体間の支援体制を確立するための協定、不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定などを締結すること。
- 国、県等が実施する災害証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させること。
- 民間の調査要員の確保策について検討すること。
- 必要な資機材について、あらかじめ調達ルートを確保すること。

第14 事前復興準備の実施

町は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。

第4節 その他各種災害別対策

項 目	担 当
●水防対策	都市建設課、農林振興課、消防本部、消防団
●雪害対策	総務課、都市建設課
●火災予防対策	消防本部、消防団
●危険物対策	消防本部
●林野火災対策	消防本部、消防団、農林振興課
●農林業災害対策	農林振興課
●干ばつ対策	上下水道課、消防本部、消防団

第1 水防対策

1 水防体制の強化

災害による被害を最小限にとどめるために、災害が発生した場合の迅速かつ適切な対応能力の向上に努める。

- 河川情報の的確かつ迅速な把握・分析が可能となるよう観測施設の整備・管理、情報連絡体制の整備等を図る。
- 水防訓練を通じての水防意識の向上、水防活動の指揮系統の徹底、水防技術の向上、水門等の操作の習熟に努める。

2 平時の巡視

暴風雨の場合の危険を事前に察知し被害の拡大を防ぐため、平時に予想される危険区域を巡視する。

第2 雪害対策

雪害の予防のため、交通の確保を図るとともに、産業経済の振興と生活の安定を図る。

1 主要除雪路線の確保

路線の重要性、交通量、除雪の可能性等から検討し、路線の確保ができる体制を事前に整えておく。

2 生活道路の確保

あらかじめ定めた生活道路の確保ができるよう、異常降雪の場合の除雪に備え、行政区長等の協力を得られるようにしておく。

3 主要食料等の確保

豪雪が予想される場合、町民へ米穀、青果物、燃料等の備蓄を広報等であらかじめ呼びかけておく。

主要食料、燃料等の不足した場合に対応できるよう、事前に関係機関と協議しておく。

4 医療処置

医療施設から離れた集落等における急患発生に備えて、搬送体制を整備する。

また、当該集落等には、降雪前の健康診断、救急医薬品の備蓄等を実施していく。

5 ごみ、し尿処理対策

降雪期間のごみ、し尿収集等は、計画的に処理するとともに、町民へ周知する。

(1) ごみの収集及び処分

積雪時にごみ収集車が入れるよう、町民へ除雪の協力をあらかじめ伝えておく。ごみ収集車が入れないときは、ごみ収集車の入れるところまで、ごみを持ち出してもらうなど各家庭に呼びかけておく。

(2) し尿汲取計画

降積雪時に備え、年末年始に計画的に一斉汲み取りを実施する。

6 雪崩事故の防止

(1) 雪崩危険箇所の警戒

予想される雪崩危険箇所を適時に査察し、雪崩を早期発見して事故の防止を図れるよう事前に体制を整えておく。

(2) 標識の設置

関係機関と連絡をとり、危険箇所を標示し、交通の抑制や周辺住民に注意を喚起する。

(3) 雪崩危険箇所からの避難

雪崩危険箇所の町民に、事前に雪崩からの避難について周知しておく。

※資料編参照 【2－4 雪崩発生危険箇所一覧】

7 除雪体制の強化

町が保有する除雪機械の計画的な更新や民間の除雪業者の支援を継続的に行うとともに、除雪オペレーターの人材育成に努め、大雪時の除雪体制の整備を図る。併せて、ライフラインや物資輸送ネットワークの確保を図るため、道路管理者間の相互応援、消融雪装置施設の維持管理等の適切な措置を講ずる。

8 除雪作業に係る安全確保対策等

雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性に対応策を町民に示し、注意喚起に努める。また、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る。

また、自治会をはじめとする各種団体による除雪の協力を促進するとともに、自力での屋根雪下ろしが困難な世帯に対し、屋根雪下ろし業者の団体等を紹介する。

第3 火災予防対策

1 予防対策の強化

火災の発生を未然に防止するとともに、火災の拡大を抑えるため、町民、事業所等に協力を求めるとともに、必要がある場合は適切な指導を行う。

(1) 火災予防査察の強化

消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動期間などを利用して、消防法第4条の規定により防火対象物の関係者に対して、火災予防上必要な資料の提出又は防火対象物への立ち入り検査等を行い、火災予防の徹底を図る。

(2) 多数の者が利用する建築物の防火対策

消防本部は、多数の者が利用する建築物の管理権原者に対し、次の防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

- 防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成
- 消防計画に基づく防災訓練の実施
- 消防設備等の点検
- 火気の使用等の監督
- 受け入れ人員の管理
- その他防火管理上必要な業務

2 地震時の火災の予防

地震発生時において最も被害を大きくするものが火災の発生及び延焼である。これらを防ぐため、まず第一に、火災の発生を抑え、次いで火災が発生した場合にその延焼を最小限にとどめるよう初期消火を行うことによって被害の軽減を図っていくことが重要である。そのための火災予防対策を実施する。

(1) 出火防止措置

地震発生時における火災の発生を予防するため、次に挙げる対策を推進する。

一般家庭に対する指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織等を通じて家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及並びに取り扱い方法についての指導を図る。 ○ 「すばやい火の始末」などの出火防止知識の啓発・指導を行い、地震時の心得の普及や徹底を図る。 ○ 火災予防に寄与する感震ブレーカー等の普及に努める。
防火対象物の防火管理体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防火管理者への指導・講習を行う。 ○ 防火対象物について地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行われるよう指導を強化する。
予防査察の指導強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防本部は消防法第4条及び第16条の5の規定による立ち入り検査を強化し消防対象物の用途、地域等に応じた計画的な査察を実施し、地域の状況の把握に努めるとともに火災発生危険の排除に努める。

建築同意制度の活用	○ 建築物の新築、改築等の確認同意については、防災の観点からその安全性を確保するため、消防法に規定する建築同意制度の効果的運用を図る。
-----------	---

(2) 初期消火の指導

地震火災による延焼拡大を防止するためには、消防機関だけでなく、町民や自主防災組織による初期消火が必要となる。そこで、次のような初期消火の指導に努める。

- 各家庭や事業所に対して消火器具の設置を奨励する。
- 自主防災組織に対する初期消火の訓練・指導を行う。
- パンフレットなどにより消火方法・知識の普及を図る。

(3) 文化財の防火対策

文化財に対する防火対策として、次の事項を実施する。

- 簡易消火用具及び屋内消火栓の設置の促進
- 文化財施設内への防火水槽の設置の検討
- 文化財管理者による防火設備の運用体制の整備

3 消防力の強化

「消防力の整備指針」に定められた施設及び人員を目標として、消防の責任を十分果たすために必要な消防体制の確立に努めるとともに、消防資機材の充実、消防技術の向上等、消防力の強化に努める。また、平時から消防本部、消防団及び自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携強化を図る。

(1) 消防資機材等の整備及び点検計画

消防車両、資機材等の整備の充実を図る。また出動の後、直ちに活用できるよう、性能点検の要領を定めておく。

(2) 消防団の強化・活性化

消防団の強化を図るため、知識・技能の向上のための教育訓練の充実や団員の確保に努めるとともに、装備・活動資機材の充実、強化を図る。

なお、消防団員数については、条例定数確保を当面の目標とし、青年層や女性の消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するとともに、地域ぐるみで活性化を図る。また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境の整備に努める。

(3) 消防水利の整備

消火栓が使用不可能な場合に、消防水利を確保できるよう地域の実状に応じて、自然水利の活用を検討など消防水利の充実を推進する。

第4 危険物対策

災害発生時における危険物施設等の損傷による火災、爆発、流出、拡散などの被害を防止するため、次に挙げる対策を推進する。

施設の安全指導	<p>○ 消防法、高圧ガス取締法等の関係法令に基づき、立ち入り検査、査察等を実施し、法令上の技術基準への適合について指導を行う。また、自主的な点検等についても指導を行う。</p> <p>○ タンクローリー等による移動する危険物については、路上査察を行うなど機動的な指導を実施する。</p>
保安教育及び訓練の実施	<p>○ 危険物施設等の管理責任者、防火管理者、危険物取り扱い者、危険物施設保安員に対し、保安管理の向上を図るための講習会、研修会を実施する。</p> <p>○ 危険物保安週間、防災週間等の機会をとらえて、事業所、自衛消防組織、地域住民を含めて訓練を実施し、事業所全体に防災体制を周知させるように指導する。</p>
自衛消防組織の充実	<p>○ 危険物施設では、災害が発生した場合の対応についての特殊性を考慮し、専門知識を有する事業所員で構成された自衛消防組織の充実と事業所間の相互協力体制の確立を図る。</p>
施設の耐震化の促進	<p>○ 事業所の管理者に対し、消防法、高圧ガス取締法等関係法令に基づく、構造、設備基準の遵守はもとより、液状化発生危険など設置基盤の状況についても調査し、耐震性の向上に努めるよう指導する。</p>
化学薬品等の出火防止	<p>○ 化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立ち入り検査を定期的実施し、保管の適正化の指導を行う。</p>

※資料編参照 【3－7 登録ガス小売事業者一覧】

第5 林野火災対策

1 実施事項

(1) 一般入山者対策

町は、登山、ハイキング、山菜採り、魚釣り等の入山者への対策として、次の事項を実施する。

- 山火事防止について、町広報紙等を活用し、周知徹底を図る。
- 登山口、林道、樹木等へポスター、標識板等を設置するとともに、SNS等の各種媒体を活用し、防火思想の普及を図る。
- タバコ、たき火の不始末による出火の危険性を広く周知する。
- 林野火災注意報が発せられた場合又は気象状況急変の際は、必要に応じて入山の制限をする。
- 観光関係者による防火意識の啓発を図る。

(2) 火入れ対策

町は、火入れを行おうとする者に対して、林野火災危険期間（おおむね3月～6月）中の火入れは極力避けるようにするとともに、次の事項を指導する。また、許可した火入れの情報等を消防本部に共有する。

- 町長の許可を受けさせ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- 林野火災注意報が発せられた場合又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- 火入れ跡地の消火に万全を期し、責任者に確認させる。
- 火入れに該当しないたき火等の焼却行為（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）についても、気象状況に十分留意するよう指導する。

(3) 消火資機材等の整備

町は、次の事項を整備する。

- 防火水槽や自然水利利用施設の増強、臨時ヘリポート・空中消火剤等の補給基地の整備を推進する。
- 消防力強化のために、消火作業用機器等の整備、消火薬剤等の備蓄を推進する。

(4) 監視体制の強化

林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに次の事項を実施する。

- 火災気象通報を受けたとき、又は気象状況等が林野火災予防上危険であると認めるときは、林野火災注意報が発せられた場合、町民・入山者への周知等、必要な措置を講ずる。
- 火入れの際には、森林法に基づく消防機関、隣接市町との調整を行う。
- 気象条件によっては、入山者に火を使用しないよう指導する。

(5) 林野所有者

自己所有林野の失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

- 防火線、防火樹帯の設置
- 自然水利の活用等による防火用水の確保
- 自己所有林野への入山者に対する防火啓発
- 森林保全巡視員の配置及び危険期間中の見回り強化
- 無断入山者に対する指導
- 火入れに対する安全対策

(6) 林内事業者

林内において森林施業、鉱山採掘、道路整備等の事業を行う者は、事業区域内での火災発生を防止するため、林野所有者と協議して、次の事項について適切な予防対策を講ずる。

- 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- 火気責任者の指定する喫煙所、ごみ焼却箇所等を設置する場合、標識及び消火設備の完備
- 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(7) バス等運送業者

乗客のタバコの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するため、乗客に対して注意を喚起するとともに、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統の確立等に努める。

2 林野火災消防計画の策定

町長は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画の策定に努め、計画策定に当たっては、森林の状況、気象状況、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

(1) 特別警戒実施計画

- ア 特別警戒区域
- イ 特別警戒時期
- ウ 特別警戒実施要領

(2) 消防計画

- ア 消防分担区域
- イ 出動計画
- ウ 防御鎮圧要領

(3) 資機材整備計画

(4) 防災訓練の実施計画

(5) 啓発運動の推進計画

3 気象情報対策

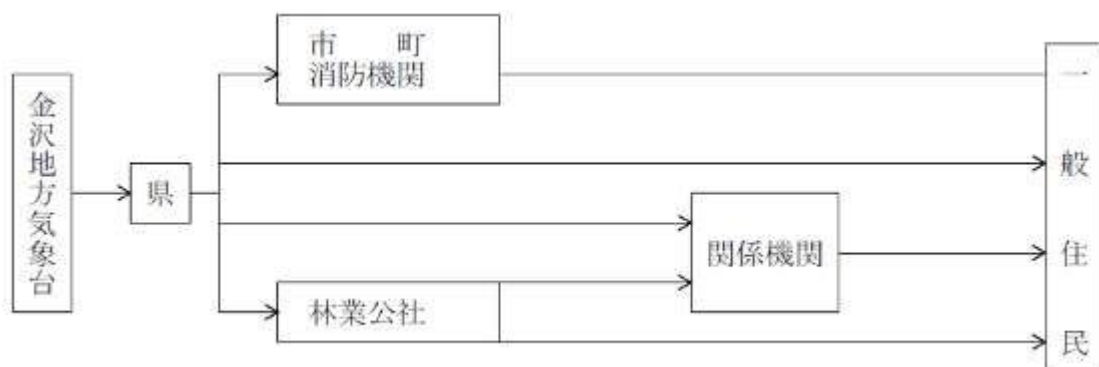
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因となるため、町は、次により気象予報及び警報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期す。

(1) 火災気象通報

金沢地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに通報する。

通報基準は、第3章第2節第2「火災気象通報・火災警報」に定める基準のとおりである。

(2) 伝達系統



ア 町長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象条件により林野火災発生危険性があると認めたときは、林野火災注意報を発するとともに町民に周知徹底を図る。

イ 通報を受けた関係機関は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、町民への周知徹底を図る

4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至ることがあること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狹隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難なことがあること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、町は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。

5 消火活動

(1) 体制の整備

消防本部は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備する。

(2) 初期消火への対応

林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図る。

(3) 山間地での水利の確保

水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化する。

6 防災訓練の実施

消防機関は、広域応援など様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防御図等を活用した、より実践的な消火等の訓練を実施する。

第6 農林業災害対策

暴風・豪雨等の災害から農林業の被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、農地、農業用施設保全事業等の推進を図るとともに、被害防止の指導を徹底する。

1 防災思想の普及

農業協同組合等を活用して、農家に対する防災思想の普及や指導に努める。

2 農作物の風害防止対策

暴風・豪雨等による作物被害、土壌浸食に対し、農業協同組合等を通じ予防対策を指導し、被害の軽減を図る。

3 農業用施設に係る防災対策

被災時に下流地域の営農や町民生活に甚大な被害を与えるため池や農業用水路等については、流下能力の向上を図ることにより周辺地域の生活環境を保ち、浸水被害を未然に防ぐため、施設の改修を計画的に行う。

また、自然排水が困難な河北潟への排水を機械で適切に行い、農地の湛水被害を防止するため、

排水機場を適切に維持管理する。

4 災害に強い森林づくりの推進

森林の公益的機能を持続的に発揮し続けていくため、多様で健全な森林の整備や保全、集中豪雨等による崩壊地の復旧、森林施業の低コスト化、県産材の利用促進、鳥獣被害等の防止等、森林整備を計画的に推進する。

5 農林業の担い手の確保・育成

農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たに農林業に従事する者や農業参入する企業等の意欲ある多様な担い手の確保・育成を図り、持続可能な農林業に資する取組を推進する。

第7 干ばつ対策

干ばつに対処するため、気象状況を早期に把握し、干ばつ被害を軽減するための必要な対策を実施する。

1 生活用水の確保

渇水時には、町民に節水協力を強く呼びかける。水圧低下又は井戸水の枯渇等による断水地域に対しては、給水用タンク車等により生活用水の給水に万全を期す。

2 防火対策

渇水時には火災の危険が増大するので、消火体制の徹底や消火用水の確保を図る。

また、必要に応じて、次の施設等について整備を促進する。

☐ 防火用貯水池	☐ 融雪用井戸	☐ 給水用タンク車	☐ 仮設給水用タンク
---------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	-----------------------------------

3 町民への火災予防対策

渇水時は、町民に対し火の取り扱いに注意する等、火災予防について周知徹底を図る。

第3章 風水害等応急対策計画

- | | |
|------|------------|
| 第1節 | 応急活動体制 |
| 第2節 | 情報の収集・伝達 |
| 第3節 | 災害広報 |
| 第4節 | 応援要請・受け入れ |
| 第5節 | 災害救助法の適用 |
| 第6節 | 消防・救出・救急活動 |
| 第7節 | 各種災害の防止対策 |
| 第8節 | 医療・救護活動 |
| 第9節 | 交通対策・緊急輸送 |
| 第10節 | 避難対策 |
| 第11節 | 要配慮者対策 |
| 第12節 | 生活救援活動 |
| 第13節 | 住宅対策 |
| 第14節 | 衛生・清掃対策 |
| 第15節 | 遺体の処理・埋葬 |
| 第16節 | 公共施設等の応急対策 |
| 第17節 | 文教対策 |
| 第18節 | 災害警備活動 |
| 第19節 | 大規模事故対策 |

平成19年6月26日修正
平成20年7月 8日修正
平成23年6月29日修正
平成24年8月 3日修正
平成25年8月22日修正
平成26年8月22日修正
平成27年7月31日修正
平成28年8月 3日修正
平成29年8月 2日修正
平成30年7月25日修正
令和 元年8月 7日修正
令和 3年9月 7日修正
令和 4年7月28日修正
令和 5年8月 4日修正
令和 6年8月21日修正
令和 8年3月19日修正
令和 8年9月25日修正

第1節 応急活動体制

区 分	項 目	担 当
応急活動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ●職員の動員配備 ●災害警戒本部の設置 ●災害対策本部の設置 ●災害対策本部の運営 	本部事務局、関係各班 本部事務局、関係各班 本部事務局 関係各班

※_____は、災害対策本部内の主担当とする。

第1 職員の動員配備

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

■配備基準【風水害等】

本部	配備	配備基準	主な活動	配備職員
災害警戒本部	風水害等第1配備体制	○町内に次の注意報が1以上発表されるなど、注意が必要になったとき <ul style="list-style-type: none"> ・レベル2大雨注意報 ・レベル2土砂災害注意報 ・強風注意報 ・大雪注意報 ・風雪注意報 	○災害情報の収集、伝達	風水害等第1配備要員 ※総務班、都市建設班 (防災担当職員)
	風水害等第2配備体制	○町内に次の警報が1以上発表されるなど、警戒が必要になったとき <ul style="list-style-type: none"> ・レベル3大雨警報 ・レベル3土砂災害警報 ・暴風警報 ・大雪警報 ・暴風雪警報 	○災害情報の収集、伝達 ○災害への注意、警戒	風水害等第2配備要員 ※総務班、監理班、生活環境班、福祉班、子育て支援班、医療班、都市建設班、農林振興班、上下水道班、教育総務班、学校教育班、生涯教育班 (防災担当職員、主な災害応急対策関係職員)
災害対策本部	風水害等第3配備体制	○町内に次の危険警報が1以上発表されるなど、警戒が必要になったとき <ul style="list-style-type: none"> ・レベル4大雨危険警報 ・レベル4土砂災害危険警報 	○局地的な応急対策活動(災害情報の収集、伝達、負傷者等の救出救護、避難所の開設、災害広報等)	風水害等第3配備要員 ※総務班、企画班、財政班、監理班、税務班、町民班、生活環境班、福祉班、子育て支援班、医療班、都市建設班、農林振興班、商工観光班、上下水道班、教育総務班、学校教育班、生涯教育班 (職員の約1/2)

	風水害等第4配備体制	<p>○町内に次の特別警報が1以上発表されたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レベル5大雨特別警報 ・レベル5土砂災害特別警報 ・暴風特別警報 ・大雪特別警報 ・暴風雪特別警報 <p>○町内に災害が発生し、その規模及び範囲等から、全庁的な対策が必要になったとき</p>	<p>○町の組織及び機能の全てによる応急対策活動</p>	風水害等第4配備要員(全職員)
--	------------	---	------------------------------	-----------------

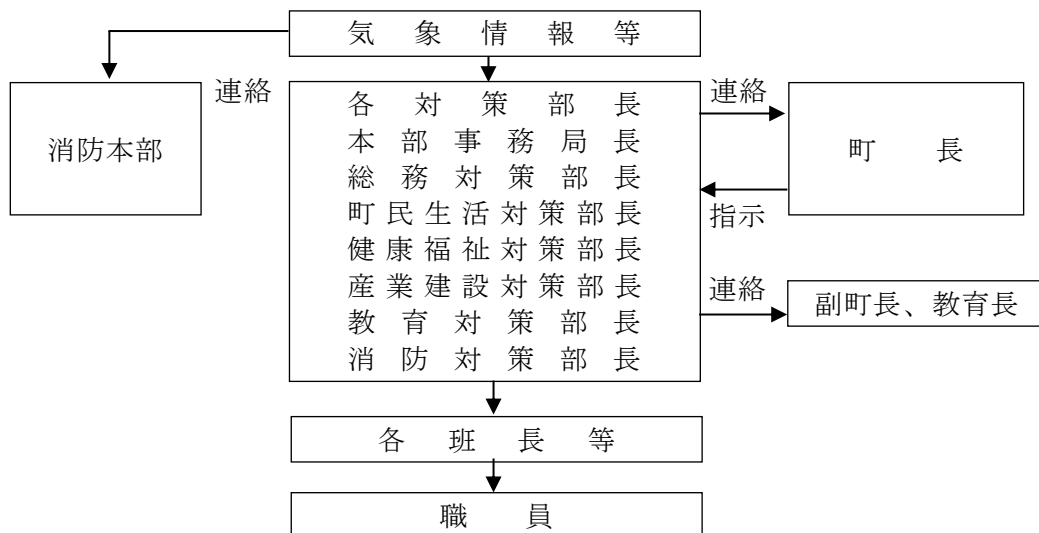
※資料編参照 【6-1 注意報及び警報の種類並びに発表基準】

2 動員指令

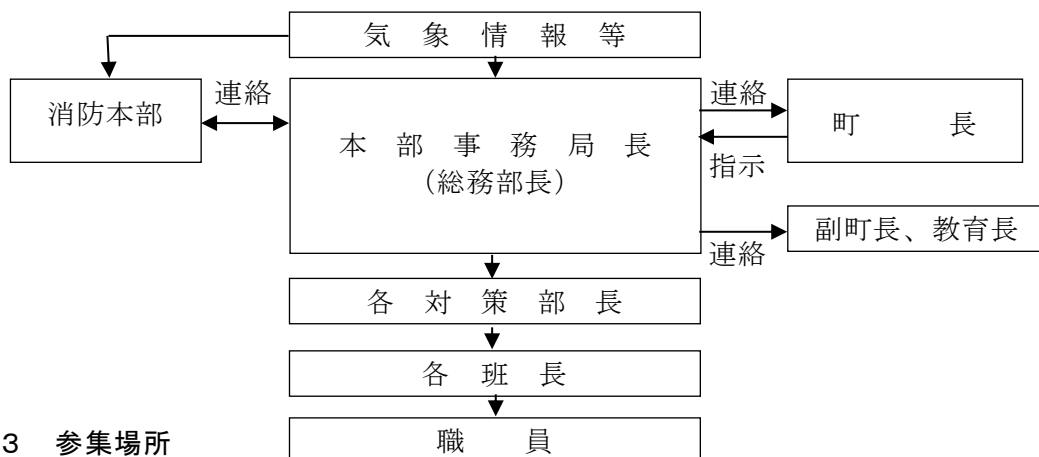
各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の「動員指令の系統①②」により行う。

なお、勤務時間外において前記1の配備基準に定める事項に該当することを知った場合又は推定されるときは、該当職員は動員指令を待つことなく自主的に参集する（自動配備）。

■動員指令の系統①（勤務時間内）



■動員指令の系統②（勤務時間外）



3 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は、原則各自の所属先とする。

4 参集の報告

参集した職員は、各班長に参集の報告をするとともに、参集する際に見聞きした災害状況も併せて報告する。その後の報告の流れは、次のとおりとする。

本部事務局は、各対策部長からの参集状況及び災害状況の報告をとりまとめ、災害対策本部長に報告する。



※資料編参照 【7-1 参集記録票】

※資料編参照 【7-2 参集途上の被害状況記録票】

5 配備職員

各配備体制における配備職員は、次のとおりとする。

■災害時の配備体制表

対策部名	平時課名	災害対策本部体制の班名	災害警戒本部体制				災害対策本部体制		
			風水害等第1配備	風水害等第2配備	地震第1配備	地震第2配備	地震及び風水害等第3配備	地震及び風水害等第4配備	
本部事務局	総務課	総務班	○	○	○	○	○	全 職 員	
総務対策部	企画課	企画班					○		
	財政課	財政班					○		
	監理課	監理班		○		○	○		
	議会事務局	議会班							
	監査委員事務局	監査班							
	会計課	会計班							
町民生活対策部	税務課	税務班					○		
	町民課	町民班					○		
	生活環境課	生活環境班		○		○	○		
健康福祉対策部	福祉課	福祉班		○		○	○		
	健康推進課	健康推進班							
	子育て支援課	子育て支援班		○		○	○		
	河北中央病院	医療班		○		○	○		
産業建設対策部	都市建設課	都市建設班	○	○	○	○	○		
	農林振興課	農林振興班		○		○	○		
	商工観光課	商工観光班					○		
	上下水道課	上下水道班		○		○	○		
教育対策部	教育総務課	教育総務班		○		○	○		
	学校教育課	学校教育班		○		○	○		
	生涯教育課	生涯教育班		○		○	○		
消防対策部	庶務課	庶務班	消防の定める計画による						
	予防課	予防班							
	消防署	消防班							

第2 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置

総務部長は、次の基準に基づき警戒活動の必要があると認める場合は、必要な職員を配備し、災害警戒本部を設置する。

【風水害等第1配備体制】

- 町内に次の注意報が1以上発表されるなど、注意が必要になったとき
レベル2大雨注意報、レベル2土砂災害注意報、強風注意報、大雪注意報、風雪注意報

【風水害等第2配備体制】

- 町内に次の警報が1以上発表されるなど、警戒が必要になったとき
レベル3大雨警報、レベル3土砂災害警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報

2 設置、指揮の権限

総務部長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、総務部長が不在の場合は、総務課長がこれを行う。

3 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

- 気象情報等の収集・伝達
- 水害、土砂災害等に対する警戒活動
- 町域の被害情報の収集
- 県及び関係機関への被害状況の伝達
- 町民への気象情報等の伝達

4 災害警戒本部の廃止等

総務部長は、予想された災害の危険が解消したと認められる場合、災害警戒本部を廃止する。また、災害が拡大したとき、もしくは拡大のおそれがある場合、町長の判断により災害対策本部へ移行する。

第3 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

町長は、次の場合で必要と認めるときは、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

【風水害等第3配備体制】

- 町内に次の危険警報が1以上発表されるなど、警戒が必要になったとき
レベル4大雨危険警報、レベル4土砂災害危険警報

【風水害等第4配備体制】

- 町内に次の特別警報が1以上発表されたとき
レベル5大雨特別警報、レベル5土砂災害特別警報、暴風特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報
- 町内に災害が発生し、その規模及び範囲等から、全庁的な対策が必要になったとき

※資料編参照 【5-1 津幡町防災会議条例】

※資料編参照 【5-2 津幡町災害対策本部条例】

※資料編参照 【5-3 津幡町災害対策本部運営要綱】

2 本部の設置場所

- 本部は役場庁舎内に置く。
- 本部を設置したときは、役場正面玄関及び本部室前に「津幡町災害対策本部」等の標識を掲示する。
- 役場庁舎が建物損壊等により本部機能を全うできない場合、災害対策本部長（町長）の判断により、消防本部に本部を移設する。

3 現地災害対策本部

- 被災地付近において応急活動拠点を設置する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。
- 現地災害対策本部の責任者は、災害対策副本部長（副町長）とする。
- 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。

4 本部の廃止

災害対策本部長（町長）は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき、本部を廃止する。

5 本部の設置及び廃止の通知

本部事務局長は、本部を設置又は廃止したときは、次のとおり通知・公表を行う。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各班	庁内放送又は一般電話等
防災関係機関	無線又は一般電話等
地域住民	ホームページ、SNS、広報車又は一般電話等を通じて公表
報道機関	一般電話及び口頭又は文書等

第4 災害対策本部の運営

1 設置、指揮の権限

町長は、本部の設置及び指揮を行うが、町長が不在の場合の職務代行順位は、次のとおりとする。

第1順位 副町長	第2順位 総務部長	第3順位 教育長
----------	-----------	----------

2 本部の組織

本部の組織及び役割は、次のとおりである。

災害対策本部長 (以下「本部長」という。)	町 長	本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
災害対策副本部長 (以下「副本部長」という。)	副町長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
災害対策本部長付 (以下「本部長付」という。)	教育長	本部長と連携し、町の応急対策活動に協力する。
災害対策本部員 (以下「本部員」という。)	各対策部長	本部長の命を受け、担当部の職員を指揮監督する。
災害対策副本部員 (以下「副本部員」という。)	各班長	本部長、本部員の命を受け、担当班の職員を指揮監督する。
災害対策本部連絡員 (以下「本部連絡員」という。)	各部長が定める	各部長の命を受けた職員及び防災関係機関が派遣する職員で情報伝達を行う。
災害対策本部の班に属すべき職員 (以下「班員」という。)	本部長が定める	上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

なお、本部組織の詳細は、節末の「津幡町災害対策本部組織図」に示す。

3 本部会議

本部長は、本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針の決定や各班の連絡・調整を行う。

本部会議の開催時期	☐ 本部設置後 ☐ その他本部長が必要と認めた場合
本部会議の構成員	☐ 本部長（町長） ☐ 副本部長（副町長） ☐ 本部長付（教育長） ☐ 本部員（各対策部長） ☐ 副本部員（各班長） ☐ その他本部長が指名する職員 ※会議内容に応じて構成員の中から出席者を決定する。
事務局	☐ 総務班
報告事項	☐ 各班の配備体制 ☐ 緊急措置事項
協議事項	☐ 被害状況の把握に関すること。 ☐ 応急対策に関すること。 ☐ 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。 ☐ 自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援の要請に関すること。 ☐ 避難の指示等、警戒区域の指定に関すること。 ☐ 災害救助法の適用に関すること。 ☐ 激甚災害の指定に関すること。 ☐ 町民向け緊急声明の発表に関すること。 ☐ 応急対策に要する予算及び資金に関すること。 ☐ 国、県等への要望及び陳情等に関すること。 ☐ その他災害対策の重要事項に関すること。

4 防災関係機関連絡室の設置

次の関係機関で構成する連絡室を設置し、本部との連携を図る。

☐ 自衛隊	☐ 警察署	☐ 農林総合事務所
☐ 土木事務所	☐ ライフライン機関	☐ 医師会、歯科医師会
☐ その他		

5 分掌事務

本部の分掌事務は、「津幡町災害対策本部の分掌事務」のとおりであるが、被害状況に応じて柔軟な対応をとるため本部長の命により変更されることがある。

津幡町災害対策本部組織図

本部長	町長
副本部長	副町長
本部長付	教育長
本部員	<ul style="list-style-type: none"> 本部事務局長（総務部長） 総務対策部長（総務部長） 健康福祉対策部長（健康福祉部長） 教育対策部長（教育部長） 河北中央病院（病院事務長） 町民生活対策部長（町民生活部長） 産業建設対策部長（産業建設部長） 消防対策部長（消防長） 会計管理者
副本部員	各班長（各課長）
本部連絡員	各対策部長が指名する職員 各1名

対策部名（対策部長）	班名（班長）
本部事務局（総務部長）	本部事務局班（総務課長）
総務対策部（総務部長）	<ul style="list-style-type: none"> 総務班（総務課長） 財政班（財政課長） 議会班（議会事務局長） 会計班（会計課長） 企画班（企画課長） 監理班（監理課長） 監查班（監査委員事務局長）
町民生活対策部（町民生活部長）	<ul style="list-style-type: none"> 税務班（税務課長） 生活環境班（生活環境課長） 町民班（町民課長）
健康福祉対策部（健康福祉部長）	<ul style="list-style-type: none"> 福祉班（福祉課長） 子育て支援班（子育て支援課長） 医療班（河北中央病院事務課長） 健康推進班（健康推進課長）
産業建設対策部（産業建設部長）	<ul style="list-style-type: none"> 都市建設班（都市建設課長） 商工観光班（商工観光課長） 農林振興班（農林振興課長） 上下水道班（上下水道課長）
教育対策部（教育部長）	<ul style="list-style-type: none"> 教育総務班（教育総務課長） 生涯教育班（生涯教育課長） 学校教育班（学校教育課長）
消防対策部（消防長）	<ul style="list-style-type: none"> 庶務班（庶務課長） 消防班（消防署長） 予防班（予防課長）

※ 平時所管部長のいない会計課、議会事務局、監査委員事務局については、災害時には、総務対策部（総務部長）の所管とする。

※ 河北中央病院（事務課）については、健康福祉対策部の所管とする。

■災害対策本部の分掌事務

部（部長）	班名（班長）	班 員	災害対策本部分掌事務
本部事務局 （総務部長）	本部事務局班 （総務課長）	総務課員	1 災害対策本部の設置・廃止に関すること。 2 災害対策本部会議の開催に関すること。 3 災害応急対策全般の調整に関すること。 4 気象及び地震情報等の収集伝達に関すること。 5 関係機関等からの被害情報の収集に関すること。 6 職員の動員配備に関すること。 7 被害情報の県、関係機関への報告に関すること。 8 自衛隊派遣要請に関すること。 9 災害救助法の適用に関すること。 10 被災者生活再建支援法の適用に関すること。 11 警戒区域の設定に関すること。 12 避難の指示等に関すること。 13 町域における被害情報のとりまとめに関すること。 14 県、他市町村への応援要請及び連絡調整に関すること。 15 住民組織（自主防災組織等）との連絡調整に関すること。 16 報道機関への協力要請及び対応に関すること。 17 各部との連絡調整及び活動状況のとりまとめに関すること。
総務対策部 （〔兼〕総務部長）	総務班 （総務課長）	総務課員	1 見舞者等への応接及び秘書に関すること。 2 職員の給食及び衛生管理に関すること。 3 部内の庶務及び部内各班の調整に関すること。 4 被災者生活再建支援金の支給に関すること。
	企画班 （企画課長）	企画課員	1 町民への広報に関すること。 2 災害に関する写真、ビデオ等による記録に関すること。 3 行政システムの稼働及び通信環境の確保に関すること。 4 災害復興の企画立案に関すること。 5 部内各班の協力に関すること。
	財政班 （財政課長）	財政課員	1 災害応急対策に係る財政措置に関すること。 2 行方不明者リストの作成の協力に関すること。 3 本部長の指示による被災地の現場調査の協力に関すること。 4 部内各班の協力に関すること。
	監理班 （監理課長）	監理課員	1 車両等の確保、配分に関すること。 2 食料、生活物資、資機材等の緊急輸送に関すること。 3 物資集配拠点の配置に関すること。 4 調達及び救援物資の受け入れに関すること。 5 部内各班の協力に関すること。
	議会班 （議会事務局長）	議会事務局員	1 議会との連絡調整・情報共有に関すること。 2 部内各班の協力に関すること。
	監査班 （監査委員事務局）	監査委員事務局員	1 被災者相談等への対応に関すること。 2 部内各班の協力に関すること。
	会計班 （会計課長）	会計課員	1 義援金の受け入れ、配分に関すること。 2 部内各班の協力に関すること。

部（部長）	班名（班長）	班 員	災害対策本部分掌事務
町民生活対策部 （町民生活部長）	税務班 （税務課長）	税務課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 行方不明者リストの作成に関すること。 2 本部長の指示による被災地の現場調査に関すること。 3 り災証明に関すること。 4 民間建物の被害調査、整理に関すること。 5 部内各班の協力に関すること。
	町民班 （町民課長）	町民課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助費関係資料の作成及び報告に関すること。 2 応急仮設住宅の入居に関すること。 3 遺体の埋葬に関すること。 4 避難所の開設の協力に関すること。 5 避難所の運営の協力に関すること。 6 避難所での広報の協力に関すること。 7 部内各班の協力に関すること。
		河合谷ふれあいセンター所員	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内における被害情報の収集、伝達に関すること。 2 部内各班の協力に関すること。
	生活環境班 （生活環境課長）	生活環境課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の防疫に関すること。 2 仮設トイレの設置に関すること。 3 し尿の処理に関すること。 4 災害廃棄物及び生活ごみの処理に関すること。 5 動物の保護、受け入れに関すること。 6 公共交通機関の情報収集及び連絡調整に関すること。 7 生活必需品を含む物資の確保、供給に関すること。 8 公費解体に関すること。 9 住家、道路、河川等の障害物の除去の協力に関すること。 10 部内の庶務及び部内各班の調整に関すること。
健康福祉対策部 （健康福祉部長）	福祉班 （福祉課長）	福祉課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 納棺用品等の確保に関すること。 2 遺体の収容、安置に関すること。 3 避難誘導に関すること。 4 避難所の開設の協力に関すること。 5 避難所の運営の協力に関すること。 6 避難所での広報の協力に関すること。 7 要配慮者の安全確保と安否確認に関すること。 8 避難所の要配慮者に対する応急支援に関すること。 9 福祉避難所等の確保と移送に関すること。 10 要配慮者に対する各種の支援措置に関すること。 11 福祉仮設住宅の入居者選定に関すること。 12 災害ボランティアの活動支援に関すること。 13 災害弔慰金等の支給に関すること。 14 部内各班の協力に関すること。

部（部長）	班名(班長)	班 員	災害対策本部分掌事務
	健康推進班 (健康推進課長)	健康推進 課員	1 医師会等医療関係機関への出動要請及び連絡調整に関すること。 2 救護所の設置に関すること。 3 医薬品、資機材の確保に関すること。 4 被災者の健康と衛生管理に関すること。 5 心のケア対策その他保健医療に関すること。 6 遺体の検案の協力に関すること。 7 被災地の防疫の協力に関すること。 8 部内の庶務及び部内各班の調整に関すること。
	子育て支援班 (子育て支援課長)	子 育 て 支 援課員	1 園児の安全確保及び応急保育に関すること。 2 放課後児童クラブの児童の安全確保に関すること。 3 避難誘導に関すること。 4 避難所の開設の協力に関すること。 5 避難所の運営の協力に関すること。 6 部内各班の協力に関すること。
	医療班 (河北中央病院 事務課長)	河 北 中 央 病院職員	1 医療救護チームの編成及び応急医療に関すること。 2 遺体の検案に関すること。 3 医薬品、資機材の確保の協力に関すること。 4 被災者の健康と衛生管理の協力に関すること。 5 心のケア対策その他保健医療の協力に関すること。 6 部内各班の協力に関すること。
産業建設対策部 (産業建設部長)	都市建設班 (都市建設課長)	都 市 建 設 課員	1 水防活動に関すること。 2 土砂災害危険箇所等の警戒及び応急対策に関すること。 3 交通情報の収集、道路規制に関すること。 4 緊急輸送路の確保に関すること。 5 住家、道路、河川等の障害物の除去に関すること。 6 がれきの処理に関すること。 7 雪害対策に関すること。 8 臨時ヘリポートの設置に関すること。 9 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること。 10 被災住宅の応急修理に関すること。 11 応急仮設住宅の建設に関すること。 12 福祉仮設住宅の供給に関すること。 13 自衛隊の受け入れ先の確保に関すること。 14 公園等オープンスペースの有効利用に関すること。 15 部内の庶務及び部内各班の調整に関すること。

部（部長）	班名（班長）	班 員	災害対策本部分掌事務
	農林振興班 （農林振興課長）	農 林 振 興 課 員	1 食料の確保、供給に関する事。 2 ため池等の農業用施設等の応急対策に関する事。 3 水防活動の協力に関する事。 4 土砂災害危険箇所等の警戒及び応急対策の協力に関する事。 5 住家、道路、河川等の障害物の除去の協力に関する事。 6 狩猟鳥獣の捕獲等に関する事。 7 部内各班の協力に関する事。
	商工観光班 （商工観光課長）	商 工 観 光 課 員	1 商工・観光業の被害の調査に関する事。 2 金融対策、経営相談に関する事。 3 炊き出しの実施、支援に関する事。 4 水防活動の協力に関する事。 5 土砂災害危険箇所等の警戒及び応急対策の協力に関する事。 6 住家、道路、河川等の障害物の除去の協力に関する事。 7 部内各班の協力に関する事。
	上下水道班 （上下水道課長）	上 下 水 道 課 員	1 上下水道施設の情報収集及び連絡調整に関する事。 2 飲料水の確保、供給に関する事。 3 水道施設の応急復旧対策に関する事。 4 下水道施設の応急復旧対策に関する事。 5 部内各班の協力に関する事。
教育対策部 （教育部長）	教育総務班 （教育総務課長）	教 育 総 務 課 員	1 関係機関等からの被害情報の収集の協力に関する事。 2 部内の庶務及び部内各班の調整に関する事。 3 避難所の開設の協力に関する事。 4 避難所の運営の協力に関する事。 5 避難所での広報の協力に関する事。 6 部内各班の協力に関する事。
	学校教育班 （学校教育課長）	学 校 教 育 課 員	1 避難誘導に関する事。 2 避難所の開設に関する事。 3 避難所の運営に関する事。 4 避難所での広報に関する事。 5 児童生徒の安全確保、安否確認に関する事。 6 応急教育の実施に関する事。 7 炊き出しの実施、支援に関する事。 8 部内各班の協力に関する事。
	生涯教育班 （生涯教育課長）	生 涯 教 育 課 員	1 避難誘導に関する事 2 文化財の保護に関する事。 3 物資集配拠点の設置の協力に関する事。 4 避難所の開設の協力に関する事。 5 避難所の運営の協力に関する事。 6 避難所での広報の協力に関する事。 7 部内各班の協力に関する事。

部（部長）	班名(班長)	班 員	災害対策本部分掌事務
消防対策部 (消防長)	庶務班 (庶務課長)	庶務課員	1 水防活動に関すること。 2 土砂災害危険箇所等の警戒及び応急対策に関すること。 3 消火活動に関すること。 4 救出活動に関すること。 5 救急活動に関すること。 6 避難誘導に関すること。 7 行方不明者の捜索に関すること。 8 消防団との連絡調整に関すること。 9 危険物施設に関すること。 10 その他消防活動に関すること。 11 住民組織（自主防災組織等）との連絡調整の協力に関すること。 12 部内の庶務及び部内各班の調整に関すること。
	予防班 (予防課長)	予防課員	
	消防班 (消防署長)	消防署員	
各班共通			1 班内職員の動員配備に関すること。
			2 所管施設、所管事項の被害調査及び応急対策に関すること。
			3 本部調整に基づく所管事項に関わる業者等への協力応援要請に関すること。
			4 本部の指示、調整に基づく各部の応援要請に関すること。

6 応急活動従事者の安全確保等

町職員のほか、応援職員等を含む応急活動従事者の安全確保や健康管理（感染症対策を含む）に十分配慮するとともに、特に応急活動の長期化が見込まれる場合は、勤務ローテーションにより適宜交代させるなど、当該従事者の身体的、精神的な疲労に対するケア体制を検討する。

第2節 情報の収集・伝達

区 分	項 目	担 当
気象関連情報等の伝達	<ul style="list-style-type: none"> ●気象関連情報の伝達 ●火災気象通報・火災警報 ●異常現象発見者の通報 ●通信体制の確立 	防災関係機関 防災関係機関 発見者、本部事務局 企画班、監理班
情報収集	●初動期の情報収集等	本部事務局、企画班、財政班、税務班、都市建設班、農林振興班、商工観光班、教育総務班、消防対策部
被害の調査	<ul style="list-style-type: none"> ●民間建物の被害調査 ●所管施設の被害調査 ●被害情報のとりまとめ 	財政班、税務班 関係各班 本部事務局
被害の報告等	<ul style="list-style-type: none"> ●県への被害報告 ●防災関係機関への被害情報伝達等 	本部事務局 本部事務局

第1 気象関連情報の伝達

1 気象関連情報の発表

金沢地方気象台等から発表される気象関連情報の種類、内容は、次のとおりである。

なお、特別警報・警報・注意報は、市町ごとに発表されるが、テレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域として「加賀北部」の名称が用いられる場合がある。

種 類	内 容
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報
気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

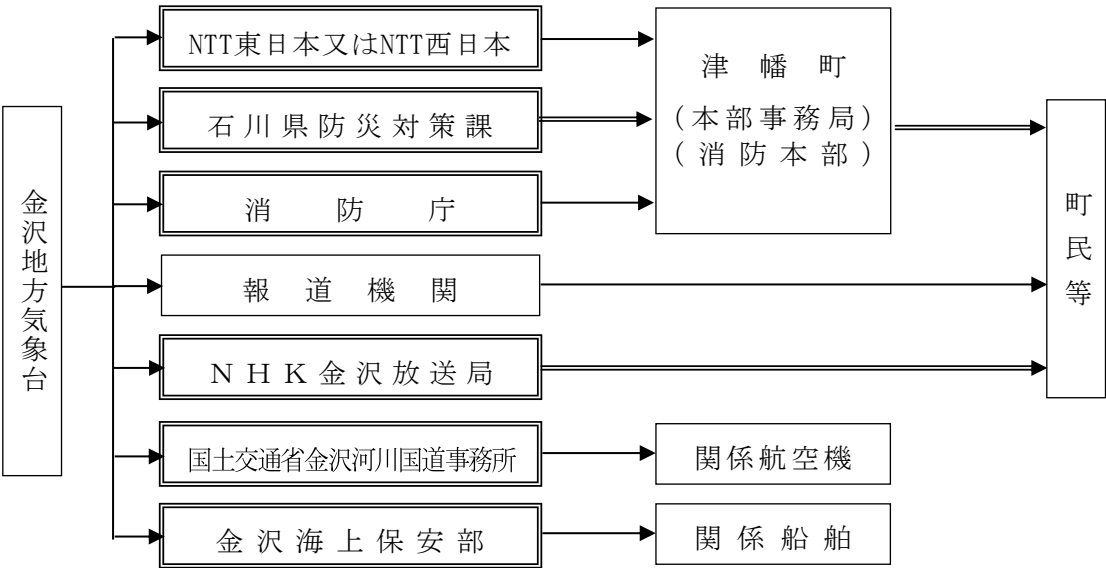
※地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害に関わる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態が一定期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定した「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

※資料編参照 【6－1 注意報及び警報の種類並びに発表基準】

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（レベル3大雨警報等の警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等の激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所については、「キキクル」（関連する警報の危険度分布：土砂キキクル、浸水キキクル、洪水キキクル、大雨キキクル）や「雷ナウキャスト」、「竜巻ナウキャスト」等で発表される。

2 伝達系統



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第2 火災気象通報・火災警報

1 火災気象通報

金沢地方気象台	消防法第22条の規定に基づき、火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を火災気象通報として県知事に通報する。
火災気象通報の基準	火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一である。

2 火災警報の発令

町 長	次の場合に火災警報を発令することができる。 ○ 消防法第22条の規定により県知事から火災気象通報を受けたとき。 ○ 気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき。
-----	--

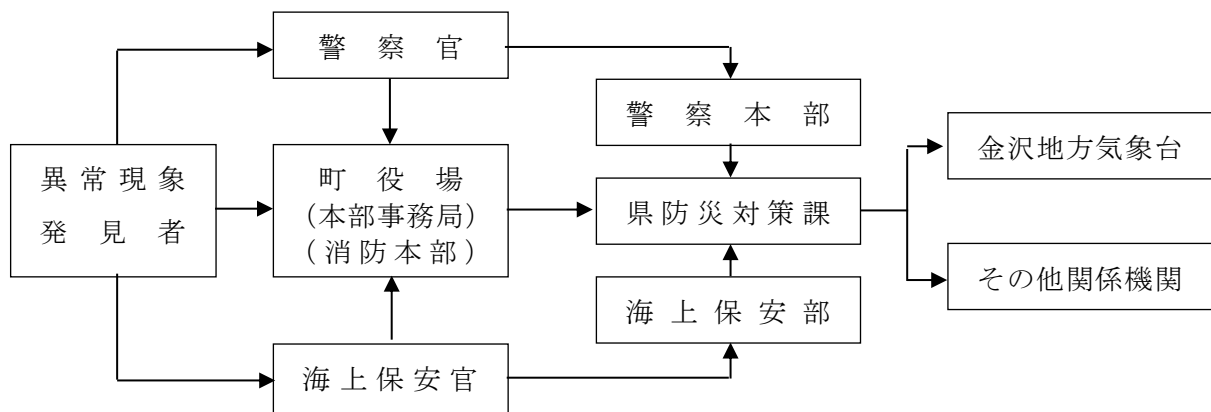
第3 異常現象発見者の通報

1 通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長（消防本部を含む）、警察官等に通報しなければならない。

通報を受けた町長は、県防災対策課に通報しなければならない。

■通報の流れ



2 通報を要する異常現象

事 項	現 象
気象に関する事項	○ 異常な突風、竜巻、強い降ひょう等 ○ 地割れ、亀裂、落石等
水象に関する事項	○ 異常な出水、放置すれば決壊のおそれがある堤防の水もれ

第4 通信体制の確立

1 通信機能の確保と統制

災害発生後、電話や行政システム及び業務用ネットワーク等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

- 重要通信の優先の原則
- 簡潔通話の実施の原則
- 専任通信担当者の設置

2 窓口の統一

防災関係機関等外部との連絡に使用するために、災害時優先電話を指定電話として定め、窓口の統一を図る。指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

3 代替通信機能の確保

町が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段を確保する。

(1) 非常・緊急通話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的通話が可能である。

(2) 非常・緊急電報の利用

非常・緊急通話と同様な場合、N T T西日本関係事業所に非常・緊急電報を頼信する。

- ☐ 頼信紙の余白欄に「非常」あるいは「緊急」と記す。
- ☐ 電話により頼信する場合は、自己の電話番号、頼信責任者名を申し出る。

(3) 非常無線通信の利用

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信協議会の非常無線通信を利用する。

(4) 他機関の無線設備の利用

予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電機通信設備もしくは無線設備を使用することができる。

また、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電機通信設備もしくは無線設備を使用することができる。

- | | | |
|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| ☐ 警察通信設備 | ☐ 消防通信設備 | ☐ 電力通信設備 |
| ☐ 水防通信設備 | ☐ 気象通信設備 | ☐ 自衛隊通信設備 |

(5) アマチュア無線の活用

アマチュア無線ボランティア等に町域内での通信を確保するため、協力を要請する。アマチュア無線ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

- ☐ 災害情報の収集
- ☐ 情報の伝達（本部～避難所・被災現場）

第5 初動期の情報収集等

1 警戒活動

都市建設班、農林振興班は、次の場合、河川、がけ地、ため池等について巡視、警戒を行

うとともに、危険があると認められる箇所については、当該管理者に通報又は必要に応じ消防団などを警戒配置する。

- 河川等の水位が上昇し、非常事態が予想されるとき
- 堤防、がけ地等に異常を発見したとき

2 情報収集活動

担 当	情 報 収 集 の 方 法	
各 職 員	勤務時間内	初動期の活動中にスマートフォンで撮影した写真や動画、見聞きした内容を報告する。
	勤務時間外	参集する際にスマートフォンで撮影した写真や動画、見聞きした内容を報告する。
本部事務局	行政区長及び郵便局と連絡をとり、周辺地域の災害情報を収集する。	
	消防対策部（消防本部）に町民通報の状況を問い合わせ、殺到している場合はその状況を県防災対策課及び総務省消防庁に報告する。	
	自衛隊、県消防防災ヘリコプターによる情報の把握に努める。	
河合谷町民センター	管内の被害情報を収集し、本部へ報告する。	

※資料編参照 【7-2 参集途上の被災状況記録票】

3 被害調査活動

財政班、税務班は、被災地の実態を把握するため、必要に応じて現地調査を行う。
調査内容の優先順位は、次のとおりとする。

- 第1順位 人、住家被害（火災・土砂災害等の発生状況）
- 第2順位 公共施設被害
- 第3順位 農業、土木、商工、林業、水産被害

なお、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録や外国人登録の有無に関わらず、町内で行方不明になった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うとともに、県と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

4 調査の報告

初動活動期の調査内容は、急を要する場合は、口頭又は電話で本部事務局へ報告する。その後、文書（報告の様式）により速やかに報告する。

※資料編参照 【8－1 被害発生状況連絡票】

第6 民間建物の被害調査

1 被害調査

民間建物の被害調査については、特に調査チームを編成し、実施する。

- 原則として二人一組で調査する。
- 住宅地図等を携行する。
- 被害の認定に当たっては、格差が生じないように留意する。

2 被災者台帳の作成

被害調査の結果は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した、被災者台帳として整理する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

第7 所管施設の被害調査

1 各班の調査内容

各班は、所管する施設について被害状況の調査を行い、調査結果は、本部事務局に報告する。

班 名	主 な 調 査 事 項
本部事務局	被害状況調査の調整・総括
監理班	町庁舎、町有地（法面等）
町民班	河合谷ふれあいセンター
生活環境班	墓地公園、清掃施設、斎場
福祉班	社会福祉施設
子育て支援班、健康推進班、医療班	認定こども園等、医療施設、衛生施設、放課後児童クラブ
都市建設班	道路、橋りょう、河川、がけ地、公園、公営住宅
農林振興班	農林業施設
商工観光班	商工・観光施設
上下水道班	水道施設、下水道施設
学校教育班、教育総務班	学校教育施設
生涯教育班、教育総務班	文化財、社会教育施設、社会体育施設
消防対策部	災害原因及び被害状況

注）町有施設以外については、電話等で被害状況を把握する。

2 調査の基準

調査の基準は、県の「被害状況等の判定基準」による。

※資料編参照 【6－3 被害状況等の判定基準】

第8 被害情報のとりまとめ

各班が調査した情報を、次の点に留意してとりまとめる。

活動期	留意点
初動活動期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の全体像の把握 ○ 現在の被害の状況 ○ 未確認情報の把握
応急活動期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町全体の被害の状況 ○ 各事項ごとの詳細な内容の整理

第9 県への被害報告

1 県に対する報告

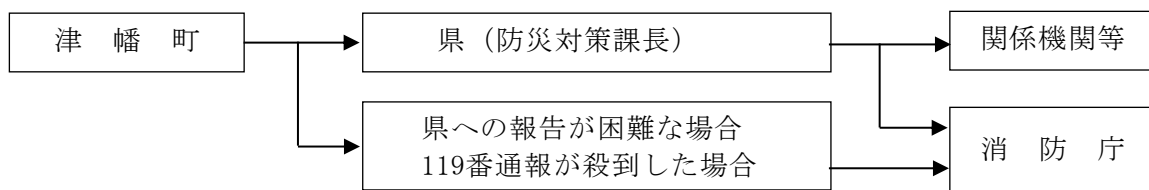
町域の災害状況について、本部事務局は人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、地盤災害の発生状況等の情報を、被害規模に関する概括的情報も含めて、把握できた範囲から直ちに、「災害（事故）緊急報告書」で県に報告する。

※資料編参照 【9－1 速報及び被害状況等の様式】

2 情報の伝達

報告先は次のとおりとする。

なお、県への報告ができない場合、町は直接国（総務省消防庁）に報告する。



3 報告の種類、内容等先程

報告の種類		内 容	報告方法
災 害 情 報		○ 被害状況に応じ逐次県に報告する。また、119番通報の殺到状況も併せて報告する。	電話、無線、FAX等
被害報告	災害（事故）緊急報告	○ 災害発生後、直ちに把握できる被害情報のみを県に報告する。	
	災害中間報告	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の経過に応じて把握した事項から逐次報告を行う。特に死傷者、住家被害を優先させる。 ○ 緊急を要するもの又は特に指示のある場合を除き、1日1回以上行う。 	
	確定報告（最終報告）	○ 応急措置の完了後、県へ報告する。	文書

第10 防災関係機関への被害情報伝達等

被害情報を取りまとめた後、直ちに防災関係機関へ通報する。

- ☐ 警察署
- ☐ ライフライン関係機関
- ☐ その他の防災関係機関

※資料編参照 【1－1 災害時の連絡先一覧】

なお、防災関係機関並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

第3節 災害広報

区 分	項 目	担 当
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ●町民への広報活動 ●避難所での広報活動 ●報道機関への協力要請及び対応 ●防災関係機関の広報 	企画班 町民班、教育総務班、 <u>学校教育班</u> 、生涯教育班、福祉班 本部事務局 総務班、教育総務班、警察署、北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)、N T T 西日本関係事業所、交通機関他
広聴活動	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者相談等への対応 ●安否情報の提供等 	<u>総務班</u> 、議会班、監査班 本部事務局

※_____は、本部内の主担当とする。

第1 町民への広報活動

災害広報は、時期に配慮し、適切な手段と内容の広報を行う。なお、災害時における情報発信に際しては、現状の状況だけでなく、今後の見通しや予測される展開についても併せて提供することで、住民の適切な判断と行動を促進する。

特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

時 期	手 段	内 容
災害発生直後	広報車 現場による指示 CATV・コミュニティFM 防災行政無線 登録制メール 緊急速報メール ホームページ・SNS	<ul style="list-style-type: none"> ○避難の指示（緊急安全確保を含む） ○気象情報 ○被害の状況 ○電話自粛、車両使用の自粛等 ○町民のとるべき措置（避難場所、避難行動等） ○自主防災活動の要請（出火防止・初期消火、人命救助等）
応急対策活動時	広報車 CATV・コミュニティFM 防災行政無線 登録制メール 緊急速報メール ホームページ・SNS 災害チラシ	<ul style="list-style-type: none"> ○被害の状況、気象情報 ○交通状況・ライフライン施設の被害状況 ○応急対策の概況、復旧の見通し ○町民のとるべき防災対策 ○避難所の開設状況、食料・飲料水の供給等に関する情報 ○安否情報の提供、各種相談等に対する対応 ○被災者生活支援に関する情報 ○犯罪情勢及び予防対策 ○その他必要な事項（買物、医療等の生活情報）

第2 避難所での広報活動

避難所での広報活動は、避難所運営組織、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。なお、障害者、高齢者等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。

また、やむを得ず避難所に滞在することができない車中泊避難者を含む避難所外避難者に対する状況提供にも努める。

- 避難所広報板・デジタルサイネージの設置
- ホームページやSNS等を活用した情報伝達

第3 報道機関への協力要請及び対応

1 協力要請

報道機関に対し、必要に応じて避難指示等災害情報の報道を要請する。

2 情報提供

報道機関に対し、適宜、記者会見等により災害情報の提供を行う。

その際には、情報の不統一を避けるため、広報ルートの一元化を図る。

発 表 者	内 容
本部長又は副本部長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の種別、発生場所、日時、状況 ○ 災害応急対策の状況

第4 防災関係機関の広報

防災関係機関は、災害が発生した場合、以下の内容について広報活動を行う。

機 関	広 報 内 容
警 察 署	避難、交通規制、二次災害発生防止
北 陸 電 力 株 式 会 社 北陸電力送配電株式会社	被害状況、復旧情報
N T T 西 日 本 関 係 事 業 所	通信の途絶、利用の制限
交 通 機 関 そ の 他	被害状況、復旧情報、運行状況

第5 被災者相談等への対応

1 相談窓口の設置

町民からの問い合わせや生活相談に対応するため、町役場内等における相談窓口の設置とともに、各班の担当者を配置し、住宅、生活、健康、福祉、法律、心のケア等の多様な相談にデジタルツールの活用を含め対応する。また、県及び町は、総務省石川行政評価事務所が

特別行政相談活動を実施する場合において、連絡・調整を図り、協力する。

2 広域避難者への対応

町外へ避難した被災者に対しても、避難先の自治体との協力の上、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

第6 安否情報の提供等

町は、県と連携して、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

第4節 応援要請・受け入れ

区 分	項 目	担 当
応援要請	●自衛隊派遣要請	本部事務局
	●県、他市町村等への応援要請	本部事務局
	●民間団体等への協力要請	関係各班
応援受け入れ	●自衛隊の受け入れ	都市建設班
	●広域応援の受け入れ	都市建設班、関係各班
ボランティア	●ボランティアの活動支援	福祉班

第1 自衛隊派遣要請

災害により、人命・財産の保護のため自衛隊の派遣を必要とする事態が発生した場合には、町長は県知事に対し自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

ただし、通信の途絶等により県知事に対して依頼ができない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

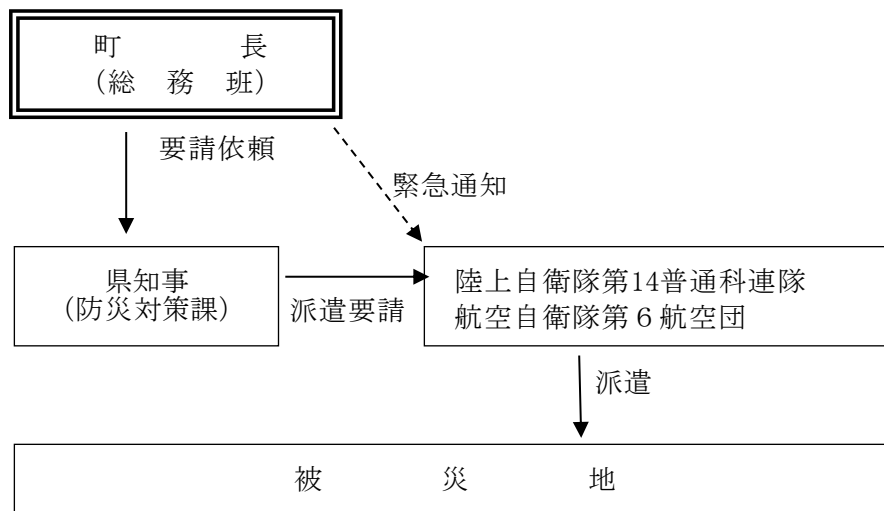
1 派遣要請の方法

要 請 先	県知事（防災対策課）
	緊急の場合は、陸上自衛隊第14普通科連隊（第3科長）、 航空自衛隊第6航空団（防衛部防衛班長）に通知 （通知後、速やかに県知事にその旨を通知）
要 請 伝 達 方 法	文書各1部（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）
要 請 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の情况及び派遣を要請する事由 ○ 派遣を希望する期間 ○ 派遣を希望する区域及び活動内容 ○ 現に実施中の応急措置の概況 ○ 宿泊施設等の受け入れ体制の状況 ○ 部隊等が派遣された場合の連絡責任者 ○ その他参考となるべき事項

※資料編参照 【10－1 自衛隊災害派遣要請依頼書】

※資料編参照 【10－2 自衛隊災害派遣撤収依頼書】

■ 自衛隊派遣要請の流れ



2 支援活動内容

- | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|
| ☐ 被害状況の把握 | ☐ 避難の援助 | ☐ 遭難者の搜索活動 |
| ☐ 水防活動 | ☐ 消防活動 | ☐ 道路又は水路の啓開 |
| ☐ 応急医療、救護及び防疫 | ☐ 人員及び物資の緊急輸送 | |
| ☐ 給食及び給水 | ☐ 救援物資の無償貸付又は譲与 | |
| ☐ 危険物の保安及び除去 | ☐ 入浴支援 | ☐ その他 |

3 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事の派遣要請を待ついとまがない場合は、部隊等の長は県の要請を待つことなくその判断に基づいて部隊を派遣し、救援活動を実施する。

4 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費のうち、次のものは町の負担とする。
その他必要経費については、自衛隊と協議して決定する。

- | |
|---|
| ☐ 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借り上げ料 |
| ☐ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う次の光熱費（自衛隊の装備品を活動させるため通常必要とする燃料を除く。）
電気料、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費含）、入浴料 |
| ☐ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、器材等の調達、借り上げ、その運搬、修繕費 |

5 撤収要請

本部長は、県知事と派遣部隊長との協議の上、災害派遣部隊の撤収要請を行う。

第2 県、他市町村等への応援要請

1 県への要請

町長は、必要に応じて県知事に対し、応援又は職員派遣の要請を行う。

要 請 先	県知事（防災対策課）	
要請伝達方法	文書各1部（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の状況 ○ 応援を必要とする理由 ○ 応援を希望する物資等の品名、数量 ○ 応援を必要とする場所・活動内容 ○ その他必要な事項 	災害対策基本法第68条
職員派遣要請 ・ あっせん	<ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣のあっせんを求める理由 ○ 職員の職種別人員数 ○ 派遣を必要とする期間 ○ 派遣される職員の給与、その他勤務条件 ○ その他必要な事項 	派遣：災害対策基本法第29条 あっせん：災害対策基本法第30条

2 他市町村等への要請

要 請 先	内 容
他 市 町 村 長	必要に応じて応援又は職員派遣の要請を行う。
他 の 消 防 機 関	石川県消防広域応援協定に基づき、応援要請を行う。
石川県消防防災 航 空 隊	石川県消防防災ヘリコプター支援協定に基づき、応援要請を行う。

※資料編参照 【4－1 応援協定一覧】

3 指定地方行政機関への要請

町長は必要に応じて（協定に基づき）指定地方行政機関に対し、応援を要請する。

要 請 先	内 容
北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所)	災害時の情報交換に関する協定に基づき、情報交換、情報連絡員の派遣の要請を行う。

第3 民間団体等への協力要請

関係各班は、次のとおり民間団体等へ協力要請を行う。

要 請 先	内 容
卸売業者、スーパー、 農水産業団体、事業所、 その他	食料（生鮮品を含む）、生活物資、飲料水、資材置き場、 車両、防災資機材、医薬品、仮設住宅、 応急復旧資機材等

第4 自衛隊の受け入れ

自衛隊の派遣が確定したときは、次のとおり部隊の受け入れ体制を準備する。

連絡窓口	派遣自衛隊に対し連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
作業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○ 必要な資機材を確保する。 ○ 作業に関係のある管理者の了解をとる。 ○ 臨時ヘリポートを開設する。
受け入れ場所	○ 津幡中央公園、中条公園又はあがた公園

第5 広域応援の受け入れ

応援隊の派遣が確定したときは、次のとおり応援隊の受け入れ体制を準備する。

連絡窓口	関係各班から連絡担当者を、応援隊から連絡員の派遣を要請し、 連絡窓口を一本化する。
作業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○ 必要な資機材を確保する。

なお、感染症まん延のおそれがある場合は、その対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

また、町長は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。なお、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。

第6 ボランティアの活動支援

1 ボランティアセンターの設置

社会福祉協議会に対し、ボランティア活動の拠点となるボランティアセンターの設置、運営を要請する。

2 ボランティアセンターの活動内容

ボランティアセンターの主な活動内容は、次のとおりである。

- ボランティアニーズの把握及び情報交換
- ボランティアへの活動資機材の提供
- 一般ボランティアの受け入れ・受付及び募集
- 活動に関するオリエンテーション（活動形態・宿泊・活動内容）
- ボランティア活動の集約・管理
- 本部との連絡調整
- 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整
- ボランティア保険の受付・申し込み

3 ボランティアの活動連絡

ボランティア活動の支援を必要とする班は、ボランティアセンターの代表者と、毎日1回、ボランティアの活動内容等について打ち合わせを行う。

4 ボランティアへの活動拠点、活動資機材の提供

町は、庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として積極的に提供する。
また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材（軍手等）については、可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

5 一般ボランティアの活動内容

一般ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

- 避難所運営の手助け、飲料水、食料、生活物資の配給、炊き出し
- 清掃及び防疫
- 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分、救援物資の受け入れ、仕分け
- 被災地外からの応援者に対する地理案内
- 救護所、救護病院での医療介助の手助け
- 被害調査、安否調査、生活相談、生業業務の補助
- 軽易な作業又は事務補助
- その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務

6 専門ボランティアの対応

(1) 受け入れ

専門ボランティアは、各担当班が受け入れ等の対応を行う。

(2) 活動内容

専門ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

- 医療ボランティア（医師、看護師、助産師等）
- 救急・防災ボランティア（災害救助訓練者、救急法又は蘇生法指導員）

- 通信ボランティア（アマチュア無線通信技術者）
- 通訳ボランティア（外国語の堪能な者）
- 建築ボランティア（応急危険度判定士、建築士）
- 福祉ボランティア（社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー等）
- 保健ボランティア（保健師、栄養士、精神医療カウンセラー）
- その他、災害救助活動において専門技能を要する業務

7 ボランティアとの連携・協働

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。

また、町は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

さらに、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び町民の関心と理解を深めるとともに、ボランティアによる防災活動への町民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

第5節 災害救助法の適用

区 分	項 目	担 当
災害救助法の適用	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法の適用申請 ●災害救助費関係資料の作成及び報告 ●災害救助法の適用基準 ●救助業務の実施者及び救助の内容等 	本部事務局 町民班 — —

第1 災害救助法の適用申請

1 災害救助法の適用申請

町域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し又は該当する見込みであるときは、直ちにその旨を県知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする機関
- すでにとった救助措置及びとろうとする救助措置
- その他必要な事項

2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に報告する。その後の処置に関しては、県知事の指揮を受ける。

3 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。適用申請は県知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う必要がある。

4 事務委任制度の活用

県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとし、県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行う。

第2 災害救助費関係資料の作成及び報告

災害救助法の適用に当たっては、各種帳簿の作成が必要となる。

関係各班に関係帳簿の作成を指示し、整理を実施し、これを県災害対策本部に報告する。

第3 災害救助法の適用基準

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項1～4の規定による。本町における具体的適用は次のいずれか1つに該当する場合である。

指 標 と な る 被 害 項 目	滅失世帯数	該当条項
(1) 町内の住家が滅失した世帯の数	町 60世帯以上	第1項の1
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち町内の住家が滅失した世帯の数	県 1,500世帯以上 かつ 町 30世帯以上	第1項の2
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち町内の住家が滅失した世帯の数	県 7,000世帯以上 かつ 町多数	第1項の3
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものであるなど、被災者の救護が著しく困難である場合	多数 ※	第1項の3
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	※	第1項の4

注1) ※印の場合は、県知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

注2) 上記(4)に係る事例

ア 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること。

イ 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。

注3) 上記(5)に係る事例

住家被害の程度に関わらず、多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合に相当する。

ア 交通事故あるいは船舶の沈没により多数の者が死傷した場合

イ 有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

ウ 群集の雑踏により多数の者が死傷した場合

エ 山崩れ、がけ崩れ等により、多数の住家に被害の発生や多数の者が死傷した場合

2 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。

半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

滅失住家 1世帯	住 家 被 害 状 況	算定根拠
	全壊（全焼・流失）	1世帯
	半壊（半焼）	2世帯
	床上浸水	3世帯

3 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う基準は、県の「被害状況等の判定基準」による。

※資料編参照 【6－3 被害状況等の判定基準】

被害の区分	認 定 の 基 準
全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できるもの。具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のもの。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないもの。

注)「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

第4 救助業務の実施者及び救助の内容等

1 実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施者となり、町長は、県知事の補助又は委任による執行として、救助を行う。

実施者	救 助 の 種 類
県 知 事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急仮設住宅の供与 ○ 被災した住宅の応急修理 ○ 輸送費及び賃金職員等雇上費
町 長 (県知事より 事前委任)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の設置 ○ 炊き出しその他による食品の給与 ○ 飲料水の供給 ○ 被服、寝具その他生活物資の給与又は貸与 ○ 医療 ○ 助産 ○ 被災者の救出 ○ 福祉サービスの提供 ○ 学用品の給与 ○ 埋葬 ○ 死体の搜索 ○ 死体の処理 ○ 障害物の除去

2 救助の内容等

災害救助法による救助の内容等は、県の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間について」を参照のこと。

※資料編参照 【6－4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について】

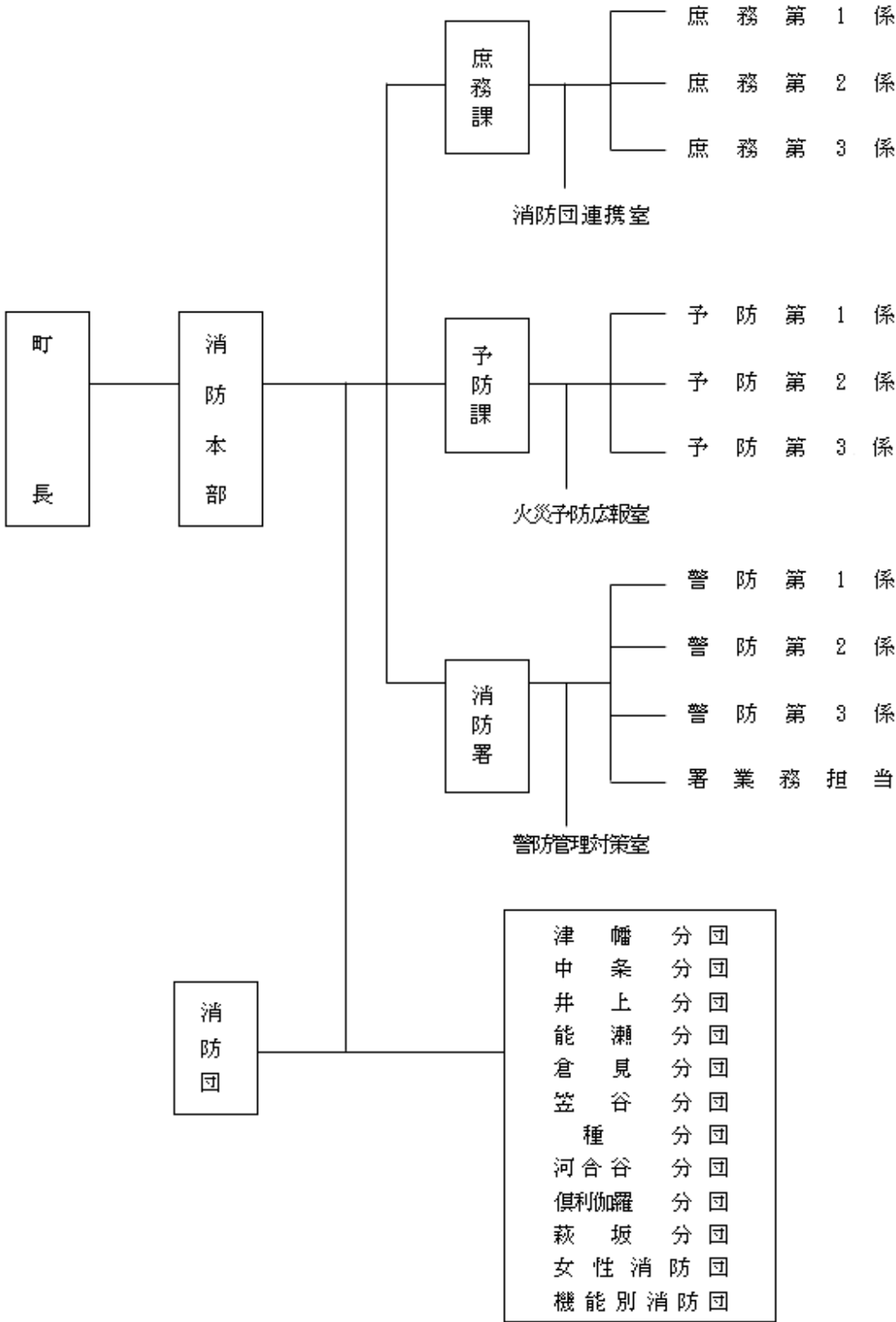
第6節 消防・救出・救急活動

区 分	項 目	担 当
消防活動	●消防体制の確立	消防対策部、消防団
	●消防活動の実施	消防対策部、消防団
救出活動	●救出活動の実施	消防対策部、消防団
	●行方不明者リストの作成	財政班、 <u>税務班</u>
救急活動	●傷病者の搬送	消防対策部、警察署

※_____は、本部内の主担当とする。

第 1 消防体制の確立

1 消防の組織構成



2 通常の警備体制

災害により軽微な被害が発生したときは、通常の警備体制において対処する。

3 非常警備体制

消防長は、災害により通常の警備体制では対処できない被害が発生したときは、非常警備を発令し、非常警備体制を確立する。

4 非常召集

消防長は、勤務中の職員以外の職員を対象として非常召集命令を発令し、必要な職員を参集させ、非常警備体制を確保する。また、消防団の団員も非常召集する。

5 応援要請

県内市町への要請	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な災害が発生した場合、消防長は必要に応じて「石川県消防広域応援協定」及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定に基づき、他の市町等の消防長に対して消防応援を求める。 ○ 応援要請を行った消防長及び応援部隊の消防長は、応援の状況について速やかに県知事に通報する。
県・国への要請	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な災害が発生した場合、町長は必要に応じ、県知事を通じて消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の出動等を要請する。この場合、県知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して要請する。 ○ 県消防防災ヘリコプターを活用する場合は、「石川県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、応援を要請する。

6 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、心のケアに配慮する。

※資料編参照 【4－1 応援協定一覧】

第2 消防活動の実施

1 消防活動情報の収集

消防対策部（消防本部）、消防団は警察等と協力して、消防活動に関する情報を収集する。

- 火災の状況
- 自主防災組織、自衛消防組織等の活動状況
- 消防車等の通行可能道路
- 消防車等、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

2 消防活動の留意事項

災害時の火災の特殊性により、次の事項に留意して、消防活動を実施する。

- 多数の火災が発生している地区は、町民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等町民の安全確保を最優先に活動を行う。
- 危険物等の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、町民等の立ち入り禁止、避難誘導等の措置をとる。
- 救急活動の拠点となる病院、避難所、避難路及び防災活動上重要な施設等の火災防御を優先して行う。
- 自主防災組織、自衛消防組織等が実施する消火活動との連携に努める。

3 消防団の活動

出火防止・初期消火	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に応じて町民に対し、出火防止の広報を行う。 ○ 出火時には、町民や自主防災組織等の協力を得て、初期消火を行う。
消火・救急救助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災時には、消防対策部（消防本部）と協力し、消火活動を行う。 ○ 火災のおそれがないときは、救急救助活動を行う。
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難指示等が発令されたときは、町民に伝達するとともに、関係機関と連携し、避難誘導を行う。

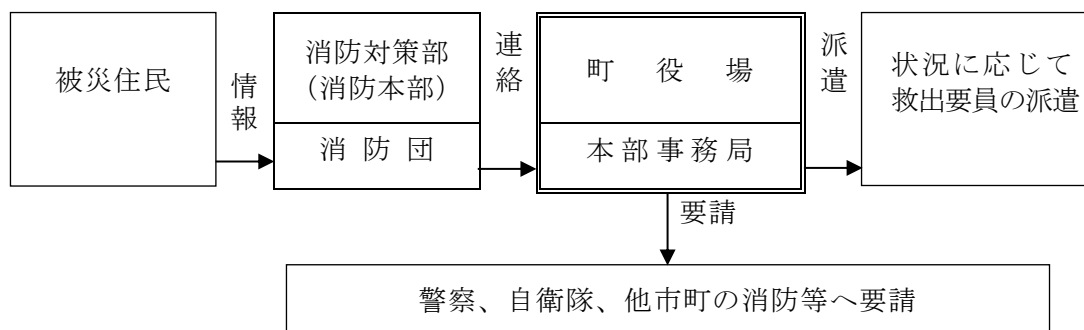
第3 救出活動の実施

1 救出隊の編成

消防対策部（消防本部）、消防団は、行方不明者、要救助者が発生した場合、救出隊を編成する。

応援が必要な場合は、警察、自衛隊、他市町の消防等に応援を要請する。

■ 応援隊要請までの流れ



2 救出资機材の確保

- 初動期における救出资機材は、原則として関係機関が保有するものを活用する。
- 救出资機材等に不足が生じた場合は、県への要請や民間業者から調達する。

3 救出・捜索の実施

消防対策部（消防本部）、消防団は、警察、自衛隊、他市町の消防等と協力しながら、行方不明者リストに基づき救出・捜索を実施する。また、必要に応じ、町民及び自主防災組織等に救

助活動への協力を求める。

なお、救出の実施期間は、原則として災害発生の日から3日以内（一般的に、72時間を超える
と生存率が著しく低下するとされる。）とする。

第4 行方不明者リストの作成

所在の確認できない町民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼・届け出の受付を行い、
行方不明者のリストを作成する。

- 町役場に相談窓口を開設し、行方不明者の届け出窓口とする。
- 届け出を受けたときは、行方不明者に関する次の事項について可能な限り詳細に聞きとり、記録する。

・住所	・氏名	・年齢	・性別	・身長	・体重	・着衣の状況	・その他の特徴
-----	-----	-----	-----	-----	-----	--------	---------

- 「届け出」については、まず避難者名簿で確認し、不明者については、行方不明者リストを作成する。
- 行方不明者リストについては、警察署長宛に1部送付する。

※資料編参照 【11－1 要搜索者名簿】

第5 傷病者の搬送

1 消防対策部（消防本部）

区 分	対 応 措 置
緊 急 搬 送	<ul style="list-style-type: none"> ○ 傷病者の救急搬送は、トリアージを実施し、優先順位を判断する。 ○ 搬送は、消防本部、町所有の車両等を使う。 必要に応じて県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリコプター、または自衛隊等のヘリコプターを要請し、搬送を行う。 ○ 救護所等から後方医療施設への移送は、第8節の5「後方医療施設への搬送」を参照。
傷 病 者 多 数 発 生 時 の 活 動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の状況などを判断し、安全で活動容易な場所に現場救護所を設置し、救出隊、医療救護チームと連携を図り救護活動を行う。 ○ 救護能力が不足する場合は、救護所、医療機関への輸送力を強化し、効率的な活動を行う。

2 警察署

区 分	対 応 措 置
救出救護活動 及び負傷者の 搬送	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救出救護活動は、倒壊・流失家屋の多発地区及び病院、学校等多人数の集合する場所を重点に行う。 ○ 救出した負傷者は、応急処置を施した後、救護所に引き継ぐか、車両等を使用して医療機関に搬送する。

第7節 各種災害の防止対策

区 分	項 目	担 当
水害	●水防活動	都市建設班、農林振興班、消防対策部、消防団
土砂災害	●土砂災害警戒体制の確立 ●土砂災害救助活動の実施	本部事務局、都市建設班、農林振興班 都市建設班、農林振興班、消防対策部、消防団
除雪	●除雪活動	都市建設班
林野火災	●林野火災の応急対策	消防対策部、消防団
各種の危険物施設	●各種危険物施設等の応急対策	消防対策部、各施設保安全管理者等

※_____は、本部内の主担当とする。

第1 水防活動

本町の水防活動は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、県知事から指定された指定水防管理団体である本町が、同法第33条の規定に基づき定めた「津幡町水防計画」に基づいて実施する。

1 水防本部の組織

水防に関する警報を受けたときから洪水による危険が解消するまで又は水害が予想される場合、役場内に津幡町水防本部を設置し、水防作業の総括にあたる。なお、災害の状況により、災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部の指揮下に入る。

2 非常配備体制

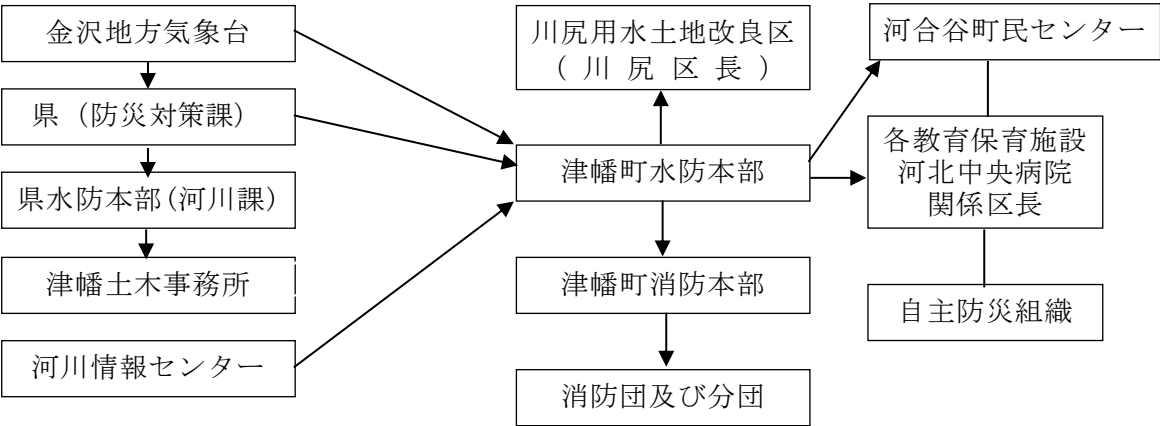
水防本部長は、気象状況等を判断し、必要と認めたときは非常配備体制をしき、部員を動員して水防活動を行う。

基 準	配 備 の 内 容	配 備 の 時 期
第1段階 (基準体制)	○ 庁内各班、関係職員 (情報連絡活動)	○ 大雨、暴風、洪水等の注意報が発表され暴風、降雨、降雪、河川の水位の状況により注意が必要になったときで、水防本部長が必要と認めたとき。
第2段階 (警戒体制)	○ 各班の必要人員をも ってあたる	○ 大雨、暴風、洪水等の警報が発表され、河川の水位の状況により警戒が必要になったときで、水防本部長が必要と認めたとき。 ○ 氾濫注意水位を超えたとき。
第3段階 (非常体制)	○ 水防本部全員をも ってあたる (状況により関係機関 に応援を求める)	○ 特別警報及び町の全域にわたって、風水害等の災害が発生するおそれのある場合 ○ 局所的な災害が発生したとき。 ○ 災害の規模が拡大するおそれのあるとき。 ○ 河川の避難判断水位を超えたとき。

- ※資料編参照 【2－1 河川の水防注意箇所一覧】
- ※資料編参照 【2－8 注意・観察を要するため池】

3 情報伝達

気象予警報の伝達系統図は、次のとおりとする。



第2 土砂災害警戒体制の確立

1 気象情報等の収集

本部事務局	関係機関と連携し、気象情報及び雨量情報の収集、伝達に努める。
-------	--------------------------------

2 情報収集

都市建設班 農林振興班	降雨、その他により必要があると認めるときは、消防対策部（消防本部）、消防団、警察署等と連携し、次の危険箇所に対し巡視等の警戒を行い、前兆現象等の把握に努める。
----------------	---

危険箇所等	把握する前兆現象（異常現象）等
<ul style="list-style-type: none">○ 土砂災害警戒区域○ 地すべり危険箇所○ 山腹崩壊危険地区○ 崩壊土砂流出危険地区○ その他必要と認める箇所	<ul style="list-style-type: none">○ 溪流等の濁り、急激な減水等○ 斜面の湧水、亀裂の状況○ 斜面の竹木等の傾斜状況○ 土砂災害警戒情報その他必要と認める情報

- ※資料編参照 【2－2 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域一覧】
- ※資料編参照 【2－5 地すべり危険箇所等一覧】
- ※資料編参照 【2－6 山腹崩壊危険地区一覧】
- ※資料編参照 【2－7 崩壊土砂流出危険地区一覧】

3 警戒体制

雨量情報及び気象情報等により、必要に応じて本部事務局は次のような警戒体制をとる。

- 都市建設班、農林振興班は、防災パトロールを実施する。
- 行政区長、自主防災組織等に警戒活動を要請する。
- 警戒区域の設定を行う。
- 町民等に避難準備を行うよう周知する。
- 災害対策基本法に基づく避難指示等を行う。（土砂災害警戒情報等を基準とする。）

第3 土砂災害救助活動の実施

1 救助活動

土砂災害による人的被害が発生したときは、次のとおり救助活動を行う。

消防対策部（消防本部）、消防団	直ちに救助隊を編成し、救助活動を行う。
-----------------	---------------------

2 災害報告

土砂災害が発生したときは、次のとおり県や土木事務所へ報告する。

報告者	報告先	内 容
都市建設班	津幡土木事務所	被害状況を報告する。
農林振興班	県央農林総合事務所	
本部事務局	県防災対策課	

3 応急対策

土砂災害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、直ちに応急対策工事を行う。

都市建設班 農林振興班	次の点を考慮した応急対策実施計画を策定し、実施する。 ○ 倒壊流失家屋の除去 ○ 流出土砂・岩石等の除去 ○ 救助資機材の調達 ○ 関係機関の応援体制 ○ 災害の拡大防止
----------------	--

第4 除雪活動

冬期積雪時における道路交通を確保するため、除雪活動を行う。

なお、除雪作業隊の編成、業務分担は、「道路除雪計画書」に基づいて実施する。

- 除雪上必要な監視、予報、警戒
- 連絡除雪道路の順位
- 除雪管理団体及び協力団体相互間の応援
- 除雪に必要な機械器具、資機材等の整備

1 除雪対策本部の組織

除雪対策本部は、産業建設部都市建設課に設置する。除雪対策本部は、道路に関する除雪及び排雪等、業務の総括にあたる。

2 雪害対策本部の組織

積雪量が60cm以上になったとき又はこれを予想する気象状況で町長が必要と認めたときは、雪害対策本部を設置する。なお、災害の状況により、災害対策本部が設置された場合、雪害対策本部は災害対策本部の指揮下に入る。

※資料編参照 【2－4 雪崩発生危険箇所一覧】

3 非常配備体制

除雪対策本部長は、気象・除雪状況等を判断し、必要と認めたときは非常配備体制をしき、部員を動員して除雪活動を図る。

基 準	配 備 の 内 容	配 備 の 時 期
第1段階 非常配備	○ 各班1名以上 (情報連絡活動)	○ 相当量の積雪があり大雪注意報が県下に発令されたとき。 ○ 除雪対策本部長が必要と認めたとき。
第2段階 非常配備	○ 各班の必要人員をもってあたる	○ 大雪注意報が県下に発令され30～60cmの降雪が予想されるとき。 ○ 除雪対策本部長が必要と認めたとき。
第3段階 非常配備	○ 雪害対策本部全員をもってあたる (状況により関係機関に応援を求める)	○ 60cm以上の降雪が予想され、雪害又は交通途絶が予想される場合 ○ 被害が特に甚大と予想される場合 ○ 雪害対策本部長が必要と認めたとき。

4 除雪会議

除雪会議の構成機関、及び主な協議事項は次のとおりとする。

除雪会議の構成機関	協 議 事 項
国、県、警察、消防、金沢地方気象台、運輸関係、商工関係、その他必要と認めるもの	○ 冬期間における気象予報 ○ 除雪路線の分担区分及び除雪確保路線の順位等 ○ 協力団体及び町民に対する広報 ○ 除雪費の分担

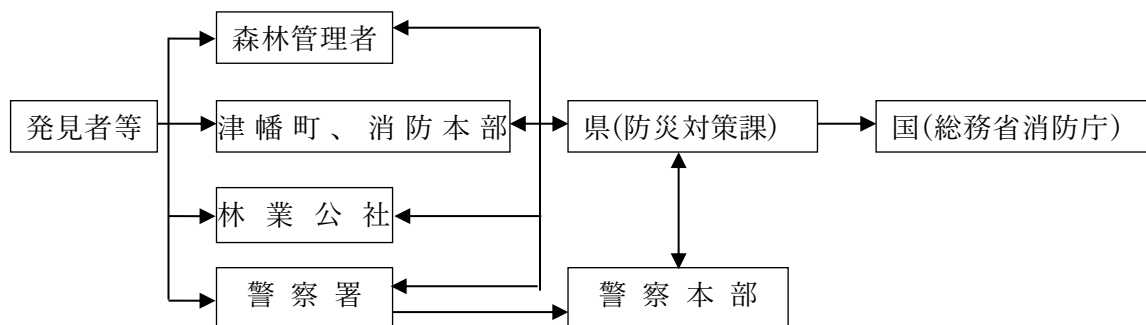
5 積雪に伴う滞留車両に対する支援等

積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、他道路管理者等の関係機関と相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資（飲料、食料、燃料）の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

第5 林野火災の応急対策

1 情報伝達

発見者	○ 直ちに町役場、消防本部、警察署等へ通報する。
町	○ 県に報告し、警察署、森林管理者、林業公社と相互に連絡を行う。 ○ 地区住民、入山者等に対し周知を図る。 ○ 無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握する。



2 県への通報

火災の規模等が次の基準に達したとき又は特に必要と認めるときは、県防災対策課に通報を行う。

通報基準	○ 空中消火を要請する必要があるとき。 ○ 住家等へ延焼するおそれがあるなど、社会的に影響度が高いとき。
------	---

3 活動体制の確立

林野火災は、消火活動が極めて困難である点を考慮し、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うため、次のような活動体制を確立する。

現場指揮本部の設置	消防対策部（消防本部）は、必要に応じて現場指揮本部を設置し、関係機関と連携、協力して防御にあたる。
現地災害対策本部の設置	火災が拡大し、町単独では対処できないと認めるときは、関係機関の協力を得て、現地災害対策本部を設置する。
関係機関への応援要請	地元消防機関で消火困難と認めるときは、広域消防相互応援、緊急消防援助隊、または自衛隊の派遣要請により広域的な応援体制をとる。

4 空中消火の実施

林野火災は、地理的条件が悪く、消防水利が利用不能な場合が多いので、必要に応じて空中消火を行う。

空中消火の要請	地上消火が困難と認めるときは、県防災対策課へ通報し、県消防防災ヘリコプターの空中消火を要請する。また、必要に応じて自衛隊のヘリコプターの出動要請を依頼する。
空中消火の支援体制	<p>県消防防災ヘリコプターの空中消火を円滑に行うため、次の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 陸空通信隊の編成 ○ 林野火災用防災地図の作成 ○ 空中消火補給基地の設定 ○ 臨時ヘリポート等の設定 ○ 空中消火用資機材等の点検、搬入

※資料編参照 【3-6 臨時ヘリポート一覧】

5 報告・記録

町	焼損面積が広いと判断した場合、林野火災調査資料を作成し、県に報告する。
関係機関	今後の対策樹立のため、措置した事項を整理、記録する。

6 事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関及び警察機関をはじめとする地方公共団体との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努める。

7 広域的な応援体制

消防対策部（消防本部）は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請する。

8 消火活動

消防対策部（消防本部）等は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。

また、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行う。活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。

消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。

第6 各種危険物施設等の応急対策

各種危険物を取り扱い又は保有する施設の管理者、保安監督者等は、災害が発生した場合、火災、爆発、流出、拡散などの二次災害を防止するため、速やかに必要な応急対策を講ずる。

消防本部等は、これら施設の管理者、保安監督者等に対し、その安全管理を指導する。

区 分	応 急 対 策
危険物施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物取り扱い作業の緊急停止と安全点検 ○ 危険物施設からの出火、流出の防止措置 ○ 危険物による災害発生時の活動体制の確立 ○ 消防、警察等防災関係機関への通報 ○ 従業員及び周辺住民に対する人命安全措施
毒物・劇物保有施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等の安全確認 ○ 汚染区域の拡大防止措置
火薬類貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等の安全確認 ○ 火薬類の数量等の確認 ○ 危険な場合の警告、通報措置
高圧ガス施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造施設の運転停止等の応急措置と施設の安全確認 ○ 落下防止、転倒防止等の安全措置 ○ 火気使用禁止の広報や危険な場合の警告、通報措置

※資料編参照 【3－7 登録ガス小売事業者一覧】

第8節 医療・救護活動

区 分	項 目	担 当
応急医療	<ul style="list-style-type: none"> ●医師会等医療関係機関への出動要請及び連絡 ●救護所の設置 ●救護所での医療救護活動 ●後方医療施設の確保 ●後方医療施設への搬送 ●医薬品・資機材の確保 ●個別疾患対策 	健康推進班、医療班 健康推進班 医療救護チーム 健康推進班、医療班 消防対策部（消防本部、消防団） <u>健康推進班</u> 、医療班 健康推進班、医療班
保健医療	●心のケア対策	<u>健康推進班</u> 、医療班

※_____は、本部内の主担当とする。

第1 医師会等医療関係機関への出動要請及び連絡

1 医療班の出動

医療班は、医療救護チームを編成し、医療救護活動にあたる。

2 出動要請

健康推進班は、必要により医師会に医療救護チームの出動を要請する。

状 況	要 請 ・ 出 動
災害により多数の傷病者が発生	○ 医師会に、医療救護チームの出動を要請する。 ○ 災害の状況に応じ県知事に対して必要な措置を要請する。
医療関係者が自ら必要と認めたとき	○ 要請を待たずに医療救護チームを編成、出動する。 ○ 直ちに本部長に通報する。

3 医療救護チームの編成

医療救護チームの編成は、次を目安とし、できるだけ薬剤師1名も加えるよう努める。
また連絡体制についても定めておく。

班 名	編成機関	1チームの構成人員	備 考
医療救護チーム	医 療 班	医師1、看護師3、補助員1 (薬剤師1)	必要により運転手1
	河北郡市医師会		

4 医療情報の収集

県及び医師会等との連携のもと、次の医療情報を収集する。

- 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- 避難所、救護所の設置状況
- 医薬品、医療器具等の需給状況
- 医療施設、救護所等の交通状況
- その他参考となる事項

※資料編参照 【3－1 医療機関一覧】

第2 救護所の設置

原則として避難所となる学校に救護所を設置するとともに、状況に応じて災害現場に近い公民館、集会所等の公共施設、一般診療所にも設置する。また、病院等と協力して救護所の医療環境を整える。

第3 救護所での医療救護活動

医療救護チームは、救護所で次のとおり医療救護活動を実施する。また、災害の状況によっては、被災地等で医療救護活動（避難所等の巡回診療、被災地の病院支援等）を実施する。なお、あらかじめ定められた情報共有ルールに従って、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等により、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引き継ぎ等を行う。

- 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ・タグの活用）
- 中等傷者以上に対する応急措置
- 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- 転送困難な患者に対する医療の実施
- 死亡の確認
- 助産

注）トリアージ・タグ：傷病者の重症度と緊急度を判定して、受け入れ医療機関への緊急連絡事項等を簡単に記したメモのこと。
また、クラッシュ症候群（手足等の圧迫から起こる全身障害）は一見して重傷にみえないので注意が必要。

※資料編参照 【12－1 応急救護記録簿】

第4 後方医療施設の確保

一般病院等の被災状況と受け入れ可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される重症病者を受け入れる医療機関を確保する。

なお、町外への転送が必要な場合は、県又は近隣市町へ要請する。

第5 後方医療施設への搬送

救護所での診断により、後方医療施設における応急措置が必要とされる重症者については、適切な手段により搬送を行う。

搬送車（協力者）	主な搬送手段	主な搬送範囲
消防対策部（消防本部）	救急車	町内、町外
警察署、消防団、ボランティア	その他の協力団体の救急車両	救出現場周辺、町内
県、自衛隊、警察署	ヘリコプター	町外

第6 医薬品・資機材の確保

1 医薬品、医療用資機材の確保

町の要請で出動した医療救護チームが使用する医薬品等は、原則として町が調達する。町は、次のとおり医薬品等を確保する。

- 医薬品販売業者から調達する。
- 入手が困難の場合は、県を通じて医薬品業者、他医療機関等に要請する。
- 医薬品等が不足する場合は、医療救護チームが携行したものを使用する。この場合、費用は町が実費弁償する。

※資料編参照 【12-2 医薬品記録簿】

2 輸血用血液の確保

輸血用血液が必要な場合は、県災害対策本部を通じて石川県赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて町民へ献血の呼びかけを行う。

第7 個別疾患対策

町は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への確かな情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。

第8 心のケア対策

災害直後の精神科医療を確立するとともに、災害ストレス等により新たな精神的問題が生じるなど、精神保健医療の需要が拡大することが予想される。

このため、県及び町は、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」や「石川DPAT活動マニュアル」に基づき、被災地の精神保健医療ニーズを把握するとともに、各種関係機関と連携し、迅速かつ的確に精神科医療の提供と精神保健活動を実施する。

具体的には、障害者施設等の被災状況や避難所の健康相談及びメンタルヘルス不調者、精神障害者等の現況を把握し、保健所と連携して、DPAT活動の必要性の検討や派遣要請を行う。

第9節 交通対策・緊急輸送

区 分	項 目	担 当
交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ●交通規制の内容 ●交通情報の収集と交通規制 ●公共交通機関の情報収集及び連絡調整 ●緊急輸送路の確保 	— 都市建設班 生活環境班 都市建設班
輸送対策	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急通行車両の確認 ●緊急輸送 ●車両等の確保、配分 ●物資集配拠点の設置 ●臨時ヘリポートの設置 	監理班 監理班、福祉班 監理班 監理班、生涯教育班 都市建設班

※_____は、本部内の主担当とする。

第1 交通規制の内容

1 各実施機関の交通規制

各実施機関は、災害時において交通の混乱を防止し緊急輸送路を確保するため、交通規制を実施する。

実施機関	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められるとき、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法
	県内に災害が発生し、又は発生しようとしている場合、災害応急対策上必要があると認めるとき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法
警察署長	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められるとき、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法
警察官	車両等の通行が著しく停滞し、混雑した場合に交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるとき、必要な限度において車両通行禁止、もしくは制限、後退させることができる。	道路交通法
	通行禁止区域等において、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となるとき、当該車両の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法
自衛官及び消防職員	警察官がその場にいない場合に限り通行禁止区域等において災害対策基本法に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法
道路管理者	道路の破損、欠損、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて通行を禁止又は制限を行うことができる。	道路法

※資料編参照 【2－9 道路注意箇所（異常気象時における道路通行規制箇所）一覧】

第2 交通情報の収集と交通規制

1 情報収集

警察署から国道・県道等の交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、関係各班に伝達する。また、交通規制の実施の報を受けたときは、直ちにその内容を報道機関等の協力を得て周知に努める。

2 町道の交通規制

町管理区間における交通に危険があると認められる場合又は被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要のある場合には、町道の区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。交通規制の措置を講じた場合、標示板の掲示、報道機関及びインターネット等を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な迂回路を選定して、できる限り交通に支障のないように努める。

なお、交通規制に際しては警察署、各部、報道機関に連絡した後、消防団と協力して行う。

3 渋滞状況の広報周知等

道路渋滞が発生した際には、ホームページ等により渋滞情報を広報周知するとともに、不要不急の外出を抑制する。

第3 公共交通機関の情報収集及び連絡調整

1 情報収集

公共交通機関に関する情報（被害状況、運行状況等）を収集し、関係各班に伝達する。

2 応援の要請

必要に応じてバス会社、JR西日本、IRいしかわ鉄道等の公共交通機関に応援要請する。

第4 緊急輸送路の確保

1 輸送路の確保

災害後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、次のように緊急輸送路を確保する。

- 道路の被害状況の調査
- 緊急輸送路の決定（応急、復旧）
- 本部長の指示に基づき、主要な路線から確保する。
- 主要な路線を確保することが困難な場合は、代替路線を確保する。
- 道路管理者への復旧・交通規制の要請及び通報
- 警察への交通規制の要請及び通報

2 道路の啓開措置

災害後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、次のように道路の啓開措置をとる。

- 交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復を要請する。
- 放置車両や立ち往生車両等の撤去、緊急通行車両の先導等を行う。
- 運転者等に対して車両の移動等の措置命令を行う。
- 緊急通行路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）について道路管理者、消防本部、自衛隊及び土建協同組合等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

第5 緊急通行車両の確認

1 緊急通行車両の確認

公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の規制又は制限を行った場合、災害対策活動に従事する車両は、緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受ける必要がある。

緊急通行車両であることの確認は、県又は公安委員会（各警察署）に対し所定の書類をもって申請する。

2 緊急通行車両の使用

緊急通行車両の確認を受けた場合、車両ごとに確認証明書、標章の交付を受ける。

標章は、車両前面の見やすい箇所に貼付する。

確認証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

※資料編参照 【12－3 緊急通行車両確認証明書】

3 事前届け出済車両の証明書交付

事前届け出を申請している車両については、県又は公安委員会（各警察署）に当該届け出済証を提出し、確認審査を省略して速やかに標章及び確認証明書の交付を受けることができる。

なお、発災直後からの迅速な災害応急対策に使用することが想定される車両については、あらかじめ災害発生前（平時）に申出をして標章等の交付を受けておくことを検討する。

第6 緊急輸送

1 輸送の方法

監理班は、原則として町有車両を使用して緊急輸送を行うが、必要に応じて次のとおり応援要請する。

連絡担当班	要 請 先
生活環境班	○ 陸上輸送は、バス会社、トラック協会等に応援要請する。
	○ 鉄道輸送は、JR西日本、IRいしかわ鉄道等に応援要請する。
総務班	○ 航空輸送は、県消防防災ヘリコプター、自衛隊等のヘリコプターを要請する。

2 輸送の対象

輸送の対象は、次のとおりとする。

- | | | | |
|--------|-------------|-----------|------------|
| ○ 傷病者 | ○ 要配慮者等の被災者 | ○ 災害対策要員 | ○ 避難者 |
| ○ 各資機材 | ○ 水、食料、生活物資 | ○ 救助・救援物資 | ○ 遺体 ○ その他 |

3 各班による輸送

各班の主な輸送内容は、次のとおりとする。

輸送の担当班	輸 送 の 内 容 等
監理班	食料、生活物資、各資機材の輸送を運輸関係団体の協力を得て行う。
生活環境班	避難者、要配慮者を輸送するためのバス及び運転手を手配する。
福祉班	バス等による避難者、要配慮者の輸送のための支援要員をあてる。

注) 傷病者の搬送については、原則的に消防本部が行う。

第7 車両等の確保、配分

1 車両、燃料の調達

車両の借り上げ、燃料の調達について、次のとおりとする。

区 分	内 容
町有車両の把握	調達可能な町有車両の状況について把握する。
車両の借り上げ	町有車両では対応が困難な場合は、輸送業者等から借り上げる。 費用については協議する。
燃料の調達	各班の町有車両及び借り上げ車両の全てに必要な燃料の調達を行う。

※資料編参照 【3-5 町有車両一覧】

2 配車手続き等

各担当班の配車手続きの方法は、次のとおりとする。

- | |
|--|
| ○ 各班の要請に基づき、車両関係団体の協力を得て総合的に調整し、各班に配分する。 |
| ○ 車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をあてる。 |

第8 物資集配拠点の設置

必要に応じて、次のとおり物資集配拠点（地域内輸送拠点）を開設する。物資集配拠点を開設したときは、広域物資輸送拠点との連携を含め、その効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

施 設	総合体育館
役 割	調達した物資や他県市町村等からの救援物資の受け入れ、保管、仕分け等

※資料編参照 【12-4 物品の受払簿（物資集配拠点用）】

第9 臨時ヘリポートの設置

必要に応じて、臨時ヘリポートを開設する。

※資料編参照 【3－6 臨時ヘリポート一覧】

第10節 避難対策

区 分	項 目	担 当
避難活動	<ul style="list-style-type: none"> ●警戒区域の設定等 ●避難の指示等 ●避難誘導 	本部事務局、消防対策部、警察署 本部事務局、消防対策部、警察署 消防対策部、消防団、警察署
避難所の開設	●避難所の開設	町民班、 <u>学校教育班</u> 、教育総務班、生涯教育班、子育て支援班 福祉班
避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の運営 ●避難所運営に当たっての留意事項 	町民班、 <u>学校教育班</u> 、教育総務班、生涯教育班、福祉班、子育て支援班 町民班、 <u>学校教育班</u> 、教育総務班、生涯教育班、福祉班、子育て支援班
その他の避難対策	<ul style="list-style-type: none"> ●広域避難対策（災害発生前） ●広域一時滞在（災害発生後） ●帰宅困難者対策 	本部事務局 本部事務局 本部事務局

※_____は、本部内の主担当とする。

第 1 警戒区域の設定等

災害が発生し、又は発生しそうな場合において、町民の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限もしくは禁止し、町民の退去を命ずることができる。

発 令 者	設 定 の 要 件	根 拠 法 令
本 部 長 (町 長)	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、町民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき。	災害対策基本法 第63条第1項
警 察 官	上記の場合において、町長もしくはその委任を受けた町職員が現場にいないとき、もしくは町長から要求があったとき。	災害対策基本法 第63条第2項
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、町長もしくはその委任を受けた町職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき。	災害対策基本法 第63条第3項
消 防 長 又 は 消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときで、火災警戒区域を設定したとき。	消防法第23条の 2
消防吏員 又 は 消防団員	火災の現場において、消防警戒区域を設定したとき。	消防法第28条第 1項

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、町民への周知及び関係機関への連絡を行う。

また、町長は、警察官等の協力を得て、町民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

なお、警戒区域を設定する場合は、次の事項に留意する。

- 時機を逸しないよう、迅速に実施する。
- 設定範囲は災害現象の規模や拡大方向を考慮して的確に決定し、不必要な範囲まで設定しないようにする。
- 対象区域内の町民に設置理由を周知する。(解除時も同様)
- 区域は、道路、河川、地区名等で設定する。
- 警戒区域はなわばり等により標示し、必要に応じて警戒員を配置する。

第2 避難の指示等

1 避難指示等の発令者及び発令要件等

緊急避難の必要を認めた場合、次の者は避難指示等を発令することができる。

発令者	指示等を行う要件	根拠法令
本部長 (町長)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項
警察官	町長から要求があったとき又は町長が避難のための立ち退きもしくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき。	災害対策基本法第61条第1項
	人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	警察官職務執行法第4条第1項
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき。	自衛隊法第94条第1項
県知事、県知事の命を受けた職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域内の居住者に対し立ち退くべきことを指示することができる。	地すべり等防止法第25条
洪水等は水防管理者を含む	洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の町民に対して立ち退くべきことを指示することができる。	水防法第22条

なお、避難指示等の発令を判断する際は、次の事項を目安とする。

- 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき。
- 河川が警戒水位を突破し洪水のおそれがあるとき。
- 火災が拡大するおそれがあるとき。
- 地すべり、山崩れ及び土石流等による著しい危険が切迫しているとき。

また、避難指示等の発令に当たり、必要

に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

2 避難指示等の発令時期

町長等は、避難の指示を行う場合は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、町民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難場所等へ向かうことができるよう努める。なお、局所的な豪雨による急激な河川の水位上昇への対応など、状況に即した早期発令に努める。

また、避難指示等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のための時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、昼夜問わず躊躇なく避難指示等を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを町民にも周知する。

3 町民等への周知方法等

避難指示等を発令する場合、次の内容を明示する。

- 避難の指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）
- 避難対象地域
- 避難先
- 避難経路
- 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
- 出火防止の措置
- 電気（配電盤）の遮断措置
- その他必要な事項

町民等への伝達に当たっては、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、CATV、コミュニティFM、広報車、ホームページ、SNS、Lアラート（災害情報共有システム）等、多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、町民の積極的な避難行動の喚起に努める。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、広域的な避難も含め指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、町民が自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきであることについて、町民等への周知徹底に努める。

また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

4 高齢者避難等の発令

本部長（町長）は避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動要支援者対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を求めるととも

に、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する。

また、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合は、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努める。

※資料編参照 【1－1 災害時の連絡先一覧】

第3 避難誘導

1 災害危険地域の避難誘導

- 消防職員、消防団、警察官、自衛官は、避難者を災害危険地域から指定避難場所等の安全な地域へ避難誘導する。
- 学校、認定こども園等、放課後児童クラブ、事業所等多数の人が集まる施設における避難誘導は、その施設の責任者、管理者等が行う。
- 浸水想定区域内及び土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者施設を把握し、迅速に避難準備及び避難誘導を行う。

※資料編参照 【3－2 指定避難場所一覧】

※資料編参照 【1－1 災害時の連絡先一覧】

2 避難者の携帯品

- 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- 食料、飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
- 動きやすい服装、帽子（頭巾）、雨具類、必要に応じ防寒具、マスク（感染症まん延のおそれがある場合）

3 避難の誘導方法

- 避難の誘導は、病人、高齢者、乳幼児、障害者、その他単独で避難することが困難な人を優先する。
- 状況が許す限り指示者があらかじめ経路の安全を確認し、徒歩により避難させる。
- 自動車による避難及び家財の持ち出し等は危険なので禁止する。
- 誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心がけ（ただし、感染症まん延時には、分散避難を検討）、避難路等の安全を確保する。また、地域住民も可能な限り積極的に協力するよう呼びかける。
- 避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- 災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

第4 避難所の開設

1 開設の担当

避難所は、原則的に本部長が指定避難場所の中から指定する。

避難所の開設は、担当班からの避難所派遣職員が、施設管理者の協力を得て実施する。

状況により、緊急に避難所を開設する必要があるときは、施設管理責任者、勤務職員が実施する。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

被災地において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、総務課と健康福祉部が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。

2 開設・避難者受け入れの手順

- 電話等により避難所開設を施設の管理者（学校長等）に要請する。
また、夜間・休日は避難所派遣職員が行う。
- あらかじめ施設（建物）の安全性を確認する。すでに避難者があるときは、安全確認されるまで屋外の安全な場所に待機させ、確認がとれ次第、とりあえず広いスペースに誘導する。
- 要配慮者専用スペースを確保し、案内する。
- 避難者受け入れスペースの決定・誘導を行う。
- 特定の指定避難所に避難者が集中し、受け入れ人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知するなど、避難者受け入れの円滑化に努める。

3 避難所内事務所の開設

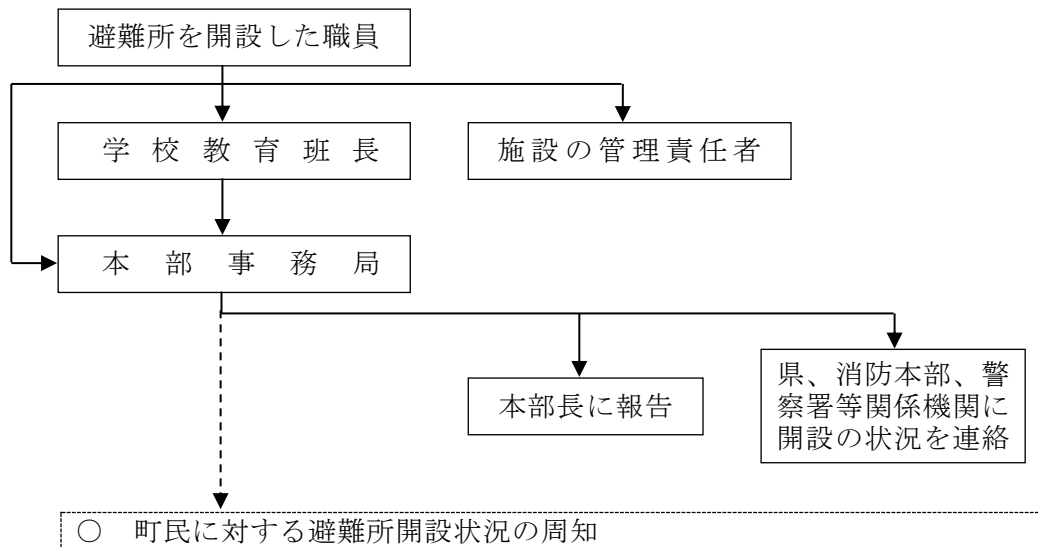
避難所内に事務所を開設し看板等を掲げて、避難所派遣職員（運営責任者）の所在を明らかにする。

なお、事務所には要員を常時配置し、避難者カード、事務用品等を準備する。

4 避難所開設の報告・周知

避難所開設の報告は、次のように行うとともに、町民へ周知する。

■避難所開設の報告・周知の流れ



なお、避難所を開設した際の県への報告事項は、次のとおりとする。

- 避難所の名称（指定避難所については、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを含む）
- 避難所開設の日時及び場所
- 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている被災者も含める。）
- 開設期間の見込み
- 必要な救助・救援の内容

5 避難所の閉鎖

本部長は、災害の復旧状況や避難所の人数等により、避難所の統合又は閉鎖を行うとともに、町民へ周知する。

第5 避難所の運営

1 避難所の運営体制

避難所の運営は、避難所派遣職員が担当する。原則的に避難者のとりまとめ、運営等は避難者の代表者と連携をとり、自主運営のかたちで行う。

また、NPO・ボランティア、自主防災組織等の外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営し、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その体制の立ち上げを支援する。

なお、避難所運営に当たってNPO、ボランティア団体等の支援を求める場合は、必要に応じて「被災者援護協力団体登録制度」を活用する。

また、避難者情報の把握及び各支援団体との円滑な情報共有に当たっては、デジタル技術の活用に努める。

2 避難所運営の流れ

- ①避難者カード・名簿の作成
- ②居住区域の割り振りと班長の選出
- ③食料、生活物資の請求、受取、配給
- ④運営状況の報告及び運営記録の作成
- ⑤生活ルールの作成・周知

(1) 避難者カード・名簿の作成

避難所派遣職員は、避難者カードを配り世帯単位に記入するよう指示する。

避難者名簿は、集まった避難者カードを基にして作成し適正に管理するとともに、その写しを本部事務局に送付する。

※資料編参照 【13－1 避難者カード】

※資料編参照 【13－2 避難者名簿】

(2) 居住区域の割り振りと班長の選出

ア．居住区域の割り振り

行政区ごとに居住区域を設定するよう努める。

イ．班長の選出と役割

避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、班長には次の事項への協力を依頼する。

- 町からの避難者への指示、伝達事項の周知
- 物資の配布活動等の補助
- 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- 防疫活動等への協力
- 施設の保全管理

(3) 食料、生活物資の請求、受取、配給

避難所派遣職員は、食料、飲料水、生活物資等の必要量を本部事務局に請求する。物資等を受け取ったときは、その都度、物品の受払簿に記入し、各居住区の班長と協力し、避難者に分配する。

※資料編参照 【13－3 物品の受払簿（避難所用）】

(4) 運営状況の報告及び運営記録の作成

避難所派遣職員は、避難所の運営状況等について報告し、記録を作成する。

- 避難所の運営状況について、1日に1回学校教育班へ報告する。
- 傷病人の発生等、特別の事情のあるときは必要に応じて報告する。
- 避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。

※資料編参照 【13－4 避難所運営記録】

(5) 生活ルール作成・周知

避難所において多くの避難者が互いにルールを守って共同生活を送れるよう、避難者の意見を適宜反映させつつ、生活ルールを作成するとともに、避難所内への掲示等により避難者への周知徹底を図る。

3 避難者の受け入れ等

避難所への受け入れ対象は、次のとおりとする。

- 住居等の被災者
- 避難指示などの対象地域の居住者
- 帰宅できない旅行者や迷い人、ホームレス等

また、本部長は、町内外を跨ぐ避難者の移送、受け入れに関して次のとおり行う。

移送・受け入れ	状 況	対 処
避難者の他地区（市町）への移送	被害が甚大なため、町の避難所に避難者を受け入れきれないとき。	県知事に対して、他地区（市町）への移送を要請する。
他地区（市町）からの避難者の受け入れ協力	県知事より他地区からの避難者を受け入れるための避難所の開設の指示を受けたとき。	県計画の定めるところにより行う。

第6 避難所運営に当たっての留意事項

1 適切な情報提供

被災者のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、福祉サービスを含む被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。

なお、情報の把握及び提供に当たっては、情報通信技術その他の先端的な技術の活用に努める。

2 良好な生活環境の確保

町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保に努める。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの

設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努める。

また、良好な生活環境を確保するため、専門家等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

必要に応じて、キッチンカー、トレーラーハウス等、食事・洗濯・入浴サービス等の生活支援に有効な災害対応車両の導入設置を検討する（災害対応車両登録制度を活用）。

3 仮設トイレの設置

町は、避難所の状況により仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。その確保が困難な場合は、県にあっせん等を要請する。また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。

なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

4 要配慮者に対する配慮

町は、避難所に要配慮者がいると認めた場合は、民生児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

5 要配慮者等の健康管理

町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

また、町は生活不活発発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事や水等を受取りに来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

6 福祉避難所への避難等に係る支援の実施

町は、福祉避難所マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

なお、要配慮者の受け入れ先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

7 男女双方や子育て等の視点の取り入れた設備整備

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て

家庭、子ども・若者のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

8 女性や子ども等の安全の配慮

避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

9 性的マイノリティへの配慮

男女別だけでなく、性的マイノリティへの配慮も必要であることに留意し、トイレや着替えスペースでのプライバシーの保護などに努める。また、当事者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

10 ホテル・旅館等の活用

町は、災害の規模、避難者の避難及び受け入れ状況、避難の長期化に鑑み、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

11 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあつせん等により避難所の早期解消に努める。

12 避難所外避難者対策

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中泊避難者や在宅避難者等を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努める。その際、状況把握が可能な避難所近くの公園等への誘導・移動も視野に、できる限り孤立化を防ぐこととする。

さらに、こうした避難者に対しても、自治会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中泊避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

13 ペット動物の飼育場所の確保等

町は、被災者支援等の観点から、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取り扱い業者等から受けられるよう、連携に努める。

また、避難所にペット動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等におけるペット動物の受け入れ状況を含む避難状況等の把握に努める。

14 安全・安心の確保

避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。

また、避難所に避難者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。

15 感染症対策

感染症対策として、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

また、感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務課と健康福祉部が連携して、感染の疑いのある避難者の隔離等、必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、健康福祉部は、総務課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

16 避難長期化への対応

特に避難生活が長期化する場合は、上記1～15の留意事項に加え、次の対策を実施する。

対 策	配 慮 す る 事 項
長期化対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ たたみ、布団、暖房、洗濯機等の調達 ○ 報道機関等の取材、立ち入りの制限 ○ 防犯に努めるほか、避難者の精神安定に配慮 ○ 衛生管理（医療、トイレ、清掃、ごみ）

第7 広域避難対策（災害発生前）

災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町への受け入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

避難者の他地区への移送を要請したときは、所属職員の中から他地区における避難所（以下、広域避難所という）の管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。また、あらかじめ締結した他市町との協定や具体的なオペレーションを定めたマニュアルに基づき、県等と連携し、適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。なお、広域避難所の運営は、本町が行い、被災者を受け入れた市町はこれに協力する。

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第8 広域一時滞在（災害発生後）

被災市町は、災害の規模、避難者の避難・受け入れ状況、避難の長期化等に鑑み、町域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合は、県内の他市町への受け入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在の協議に際し、受け入れ先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行う。また、受け入れ先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。

町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第9 帰宅困難者対策

町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、公共機関の利用者や商業施設からの一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援する等、必要な帰宅困難者対策に努める。

また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

第11節 要配慮者対策

区 分	項 目	担 当
要配慮者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●要配慮者の安全確保と安否確認 ●避難所における応急支援 ●福祉避難所等の確保と移送 ●各種支援措置 ●福祉仮設住宅の供給 ●福祉仮設住宅等での支援措置 ●外国人対策 	福祉班、健康推進班、子育て支援班 福祉班、健康推進班、子育て支援班 福祉班 福祉班、健康推進班、子育て支援班 都市建設班 福祉班、町民班、健康推進班、子育て支援班 町民班、教育総務班

○ 要配慮者の担当

子育て支援班は乳児・園児、福祉班は障害者、高齢者、健康推進班及び医療班は傷病者の主担当とする。

第 1 要配慮者の安全確保と安否確認

1 安全確保

災害発生初期の緊急措置として、福祉関係団体、民生児童委員、消防団、社会福祉協議会等に要請し、避難行動要支援者をそれぞれ安全で適切な避難所等へ誘導する。

避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する集落等を単位とした集団避難を行うよう努める。

避難誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に考慮する。

2 安否確認

避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、福祉関係団体、民生児童委員、消防団、社会福祉協議会等の協力を得て、避難行動要支援者の安否と所在地の確認を行う。

安否と所在地の確認は、次の方法でリストを作成し、実施する。

- 福祉班の調査に基づく報告
- 民生児童委員の調査に基づく報告
- 避難所の入所者名簿に基づく報告
- 各障害者等支援組織の調査に基づく報告
- 保健福祉センター、その他防災関係機関の調査に基づく報告

第2 避難所における応急支援

1 介助支援者の把握

各避難所の要配慮者に対して、避難所担当班を通じて次の内容の介助支援者を把握し、必要な措置を講ずる。

- 必要となる介護職員等の職種・規模
- 車椅子・つえ等介助用具の要否、手話通訳要員の要否、点字広報紙の要否等

2 応急ケアサービス

要配慮者への応急的なケアとして、次のように対応する。

- 健康診断や各種相談業務
- ボランティア等による介護
- 避難スペースの優先的割当て
- 聴覚障害者向け掲示板等の設置
- 段差の解消、簡易ベッド確保、専用トイレの整備
- 栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与

第3 福祉避難所等の確保と移送

1 福祉避難所・病院の確保

避難所からの要配慮者支援要請に対して、必要と認める場合、要配慮者対応の福祉避難所又は病院を確保する。

- 町内介護保険施設・障害者支援施設・病院等への特別受け入れ要請
- 県への他市町介護保険施設等への特別受け入れの要請
- 県（日赤県支部、医師会等）への町外病院等への特別受け入れのあつせん要請
- 福祉避難所の確保（原則として畳がある施設）

※資料編参照 【3－3 福祉避難所一覧】

2 福祉避難所・病院への移送

福祉避難所・病院が確保され次第、関係機関等に要請して、要配慮者を次の方法で随時移送する。

- 福祉班による移送措置
- ボランティアセンターへの依頼による移送措置
- 障害者支援組織等による移送措置
- 避難所入所者の協力支援による移送措置
- バス会社、医師会、高齢者・障害者施設、自衛隊等への依頼による移送措置
- その他可能な手段による移送措置

第4 各種支援措置

1 巡回ケアサービス

避難所、その他の要配慮者の所在地において関係機関と協力し、要配慮者向け巡回ケアサービスとして、主に次のことを行う。

- ケースワーカーやカウンセラー等による生活相談業務
- 医療救護チームによる健康チェック
- ヘルパーやボランティアの派遣による生活介助の実施

2 要配慮者向け広報活動並びに相談業務

要配慮者がサービスを支障なく受けられるよう関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、次の点に留意しながら広報活動、相談業務を行う。

- 放送・拡声器等の音声情報に偏らないよう聴覚障害者向けの伝達手段を併用する。
- 年金・手当等受給に必要な証書類を紛失した場合の再発行手続きを簡略化する。
- 周囲の町民の理解を得るような配慮を行うこと。
- 生活相談窓口及び外国人向け相談窓口の開設
- 要配慮者向け広報活動の実施（外国人、聴覚障害者への伝達等）

3 福祉避難所への避難等に係る支援の実施

町は、福祉避難所マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整を行う。

なお、要配慮者の受け入れ先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

県は、町から要配慮者の広域的な避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受け入れ先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行うとともに、受け入れ先の調整に時間を要すると見込まれる場合には、1.5次避難所での一時的な受け入れを検討する。

第5 福祉仮設住宅の供給

県と協力して、次の点に留意し、要配慮者向住宅として福祉仮設住宅を設置する。

- 要配慮者の住宅仕様別のニーズの把握
- 要配慮者の優先的な入居の配慮

第6 福祉仮設住宅等での支援措置

1 福祉仮設住宅での支援措置

- 福祉仮設住宅団地内集会施設等への「スタッフ詰所」の設置・運営
- 福祉仮設住宅団地居住環境の向上
- 医師会並びに医療ボランティア等との連携・協力による健康チェック・心のケア対策
- ケースワーカー・カウンセラー等による全般的な生活相談業務、各種行政支援サービスの利用相談業務、ホームヘルパー派遣、その他要配慮者向サービスの実施

2 要配慮者専用病院等での支援措置

- 介護保険施設等に関しては、平時体制への移行時期等について確定する。入所者については、その状況に応じて、必要な措置を講ずる。
- 障害者入所施設、病院等に関して引き続き入所・入院が必要な者は、必要な手続きをとり、退所・退院が可能な者は、福祉仮設住宅の提供、その他退院後のケアサービスについて在宅者支援者に必要な引き継ぎを行う。

第7 外国人対策

県と協力して、災害時、迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。

具体的には、広報車や防災無線等により、外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努めるとともに、必要に応じて災害多言語支援センターなどの相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

第12節 生活救援活動

区 分	項 目	担 当
飲料水、生活用水の供給	●給水需要調査と給水計画 ●応急給水活動の実施	<u>上下水道班</u> <u>上下水道班</u>
需要把握	●食料、生活物資の需要把握	<u>本部事務局</u>
食料の供給	●食料の確保 ●食料の供給 ●炊き出しの実施、支援	農林振興班 農林振興班 商工観光班、学校教育班
生活物資の供給	●生活物資の確保 ●生活物資の供給	生活環境班 生活環境班
救援物資等の受け入れ	●救援物資の受け入れ	監理班

※_____は、本部内の主担当とする。

第 1 給水需要調査と給水計画

1 給水需要の調査

災害が発生し給水機能が停止すると判断される場合は、被害箇所を調査し、応急給水の需要を把握する。なお、この際、要配慮者への配慮をする。

- 給水機能の停止区域、世帯、人口
- 給水機能の停止期間（復旧の見込み）

2 応急給水の目標水量

- 発災直後～3日間：1人1日 3ℓ（飲料水）
- 10日目まで：1人1日 20ℓ（飲料水＋炊事用水）
- 21日目まで：1人1日 100ℓ（上記＋洗濯水＋避難所入浴用水）
- 28日目まで：1人1日約250ℓ（通常の給水量）

3 給水計画の立案

保有する車両及び資機材を用いて給水計画を立案する。

また、ポリタンク、バケツなどの資機材は、町内小売り業者などから調達する。

4 優先給水箇所

- 救護所
- 病院・医療施設
- 社会福祉施設
- 避難所

5 応援要請

町単独で飲料水の確保、給水活動等が困難と判断するときは、本部事務局を通じて近隣市町、県に応援を要請する。

第2 応急給水活動の実施

1 給水所の設置

給水は、原則として給水所の設置による拠点給水方式で行う。

給水所の設置場所は、避難所とするが、必要に応じて他の施設等にも給水所を設置する。

また、給水所の設置場所には「給水所」の看板等を掲示する。

2 給水の方法

(1) 給水所への運搬

飲料水等の給水所への運搬は、給水班及び応援機関が配水施設などの水源からトラック等の車両及び給水容器等を使用して行う。

(2) 井戸の活用

民間井戸等が利用できる場合は、所有者に協力を要請し、使用する。

なお、井戸の場合は状況により浄水器、薬剤投入等による水質管理が必要であり、飲料水として不適切な場合は生活用水として利用する。

(3) 給水所での給水

給水所での給水は、避難所派遣職員、地区の消防団、自主防災組織等の協力を得て、町民が自ら持参した容器により行う。ただし、容器等がない者に対しては、必要に応じ給水班が用意した給水袋等を使用する。

(4) 仮配水管等の設置

水道施設の復旧に長期間を要する場合は、状況により仮配水管や貯水槽の設置を行う。

3 周知・広報

給水所を設置した場合は、給水に関する広報を行い、町民への周知を図る。

☐ 給水所の場所	☐ 給水する日時	☐ 給水方法
------------------------------	------------------------------	----------------------------

第3 食料、生活物資の需要把握

1 食料供給の対象者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">☐ 避難指示等に基づき、避難所で避難生活を送る人（車中泊避難者を含む）☐ 住家が被害を受け、炊事の不可能な人（在宅避難者）☐ 食料の供給機能が混乱し、通常の調達が不可能となった人☐ 旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない人☐ 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である） |
|---|

2 生活物資供給の対象者

- 避難指示等に基づき、避難所で避難生活を送る人（車中泊避難者を含む）
- 住家が被害を受け、日常生活に大きな支障をきたしている人（在宅避難者）
- 生活物資の供給機能が混乱し、通常の調達が可能となった人

3 需要の把握方法

食料、生活物資の需要は、各班等からの情報を通じて把握する。

なお、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B－P L o）を用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、当該システムを活用して県と情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握する。

- 避難所の避難者数に応じた必要数は、本部事務局を通じて把握する。
- 在宅避難者は、行政区長等の協力を得て把握する。
- 災害応急対策活動従事者の必要数は、本部事務局を通じて把握する。

第4 食料の確保

1 供給する食料

食料は、米飯の炊き出し又は弁当・パン等を供給する。

乳幼児に対しては、粉ミルクを供給する。

なお、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

2 業者からの調達

近隣の製パン業者、食料加工業者、スーパー等から、パン、弁当、副食品、炊き出し用の米穀、野菜等を調達する。

3 国、県の米穀等の調達

県及び町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受け入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡をとりつつ、農林水産省生産局に引き渡し要請を行う。農林水産省生産局は、県及び町から米穀の引き渡し要請を受けたときは、受託事業者に対して、県知事又は県知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

県は、町から要請のあった場合、保有する備蓄食料を提供するとともに、災害状況により必要と認める場合は、被災者等におにぎり等を供給するため、あらかじめ供給協定を締結した製造業者等から供給あつせんを行う。この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

4 副食及び調味料の確保

県は、町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、可能な限りこ

れを調達するとともに要請に基づいて、関係機関に必要な措置をとり、被災地への輸送の手配を行う。

町及び県は、食料等の調達、供給に当たり、要配慮者への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留意する。

ア 避難者の健康被害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要配慮者に対しては、食事形態等（やわらかいレトルト食品、介護食等）にも配慮する。

イ 自衛隊の給食支援のほか、ボランティア等による炊き出し、特定給食施設等の利用、事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。

ウ 支援物資や食料等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食料等の過不足を把握し調整する。

5 共助による食料の確保

被災者は、地域における住民相互扶助の精神に基づき、食料の確保、調理、配給などについて協力し合うよう努める。

第5 食料の供給

1 食料の輸送

食料の輸送の際、原則として調達業者に避難所等の指定地まで輸送を依頼する。

業者の輸送が困難な場合は、物資集配拠点に集積し、必要量に仕分けをした後、町有車両又は輸送業者に要請して輸送する。

2 食料の分配

食料は、原則として避難所で供給し、分配に当たっては次の点に留意する。

- 避難者（班長）、ボランティア等の協力を得て配布する。
- 高齢者、乳児、食事管理を要する者など弱者に対し優先的に配分する。
- 公平な分配に配慮する。
- 食中毒が発生しないよう衛生管理に注意する。
- 在宅避難者や車中泊避難者等の避難所外避難者に対しても、公平に供給されるよう、配給場所や配給時間等の周知を図る。

なお、状況により各戸分配が必要と認める場合は、本部長の指示により、自主防災組織等の協力を得て、実施する。

第6 炊き出しの実施、支援

1 炊き出しの場所

炊き出し場所は、状況に応じて避難所となる各学校の調理室、校庭、公民館等を使用する。

2 炊き出しの方法

- 炊き出しは、自衛隊、住民組織、ボランティア等に協力を要請する。
- 炊き出しに必要な調理器具、燃料、食材を確保する。
- 炊き出し場所には消毒設備を設けて、衛生管理に注意する。

第7 生活物資の確保

1 業者からの調達

近隣のスーパー、卸売り・小売り業者等から生活物資を調達する。

2 品 目

生活物資の調達品目については、次を目安とする。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資やペット動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いにも配慮する。

- | | | |
|---------|------|---------------------------------|
| ○ 寝 具 | ………… | 就寝に必要な最小限度の毛布等 |
| ○ 衣 類 | ………… | 上着、下着、防寒着等 |
| ○ 身回り品 | ………… | タオル、手拭い、運動靴、傘等 |
| ○ 炊事用具 | ………… | 鍋、釜、包丁、食器類、コンロ、バケツ等 |
| ○ 日 用 品 | ………… | 石鹸、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨等 |
| ○ 光熱材料 | ………… | マッチ、ロウソク、灯油等 |

第8 生活物資の供給

1 生活物資の輸送

生活物資の輸送の際、原則として調達業者に避難所等の指定地まで輸送を依頼する。

業者の輸送が困難な場合は、物資集配拠点に集積し、必要量に仕分けをした後、町所有車両又は輸送業者に要請して輸送する。

2 生活物資の保管

調達した生活物資の保管が必要な場合は、原則として物資集配拠点で保管する。

3 生活物資の分配

生活物資を原則として避難所で供給し、分配に当たっては次の点に留意する。

- 避難者（班長）、ボランティア等の協力を得て配布する。
- 高齢者、乳児など弱者に対し優先的に配分する。
- 公平な分配に配慮する。

なお、状況により各戸分配が必要と認める場合は、本部長の指示により、自主防災組織等の協力を得て、実施する。

第 9 救援物資の受け入れ

1 救援物資の保管、仕分け、在庫管理

物資集配拠点でボランティア等の協力を得て、物資の保管、仕分け、在庫管理を行う。

※資料編参照 【12－4 物品の受払簿（物資集配拠点用）】

2 救援物資の配布方法

救援物資の配布は、本部の指示等に基づき行う。

特に食料品で保存がきかないものは、他に優先して配布する。

第13節 住宅対策

区 分	項 目	担 当
応急仮設住宅の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急仮設住宅の需要把握 ● 応急仮設住宅の用地確保 ● 応急仮設住宅の建設 ● 応急仮設住宅の入居者選定・管理 	本部事務局 都市建設班 都市建設班 町民班
被災住宅の応急修理	● 被災住宅の応急修理等	都市建設班

町等は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。応急仮設住宅の制度の周知に当たっては、県及び町が連携して実施する。また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。そのため、住宅の修繕を行う事業者のリストの作成や、事業者用宿泊拠点確保についてあらかじめ検討することとし、迅速な対応が可能な体制を整備する。

また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

第1 応急仮設住宅の需要把握

1 需要の把握

災害時の応急仮設住宅への入居希望者を、次のとおり把握する。

- 入居の資格基準及び該当者を広報等で周知する。
- その後、希望者を役場内等の相談窓口や避難所で受け付ける。

2 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居資格基準は、原則として次のとおりとする。なお、被災者が災害時に町内に居住していれば、住民登録の有無は問わない。

- 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
- 居住する住家がない者であること。
- 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者であること。

第2 応急仮設住宅の用地確保

応急仮設住宅の用地を確保するときは、次の条件を考慮する。

- 浸水、がけ崩れ等の危険がないこと。
- 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと。
- 児童生徒の通学、その他生活の再建上の便宜を考慮し、可能な限り被災者の生活圏内にあること。
- 交通の便がよいこと。
- 敷地が広大であること。
- 公有地であること。

第3 応急仮設住宅の建設

1 建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）実施の決定

災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の建設は県知事が行い、県知事から委任された場合は、県知事の補助機関として町長が行う。災害救助法が適用されない場合は、必要に応じて町長が行う。必要戸数の算定に当たっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し算定する。

町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適切かつ円滑に行われるよう、関係業界団体との連絡調整を行う。

また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見の反映や必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、避難行動要支援者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。

2 建設の実施

建設の基準	建設の基準は、災害救助法の規定による。住宅の仕様は、入居希望者の世帯構成に応じていくつかのタイプに分けて建設する。
建設の実施	仮設住宅建設の工事は、建設業者に協力を要請する。
建設期間	災害発生日から、20日以内に着工し、速やかに設置する。
建設戸数	住家の全壊・全焼・流失した世帯数の3割以内を基準とする。ただし、やむを得ない場合は、周辺市町と対象数を調整する。

3 福祉仮設住宅の設置

福祉仮設住宅として、高齢者等で日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上受け入れるとともに、老人居宅介護などの事業等に利用できる施設を設置する。

4 集会所の設置

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

第4 応急仮設住宅の入居者選定・管理

1 入居者の選定

入居者の選定は入居希望者の条件を十分調査し、本部会議にその決定を諮る。なお、要配

慮者が福祉仮設住宅に入居できるよう配慮する。

県が建設した応急仮設住宅の場合は、その入居者選定に協力する。

2 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅への入居を円滑に進めるとともに、応急仮設住宅の管理を行う。

県が建設した応急仮設住宅の場合は、その管理に協力する。

第5 被災住宅の応急修理等

1 修理実施の決定

災害救助法が適用された場合、被災住宅の応急修理は県知事が行い、県知事から委任された場合は、県知事の補助機関として町長が行う。

2 応急修理の実施対象者

応急修理の実施対象者は、次の全ての条件に該当する者とする。

- 住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある町民
- 自らの資力では、住家の修理ができない町民
- 修理により、とりあえずの日常生活を営むことのできる町民

3 応急修理の内容

応急修理の内容は、災害救助法の規定により、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分を実施（給付）するにとどめる。

4 修理対象住宅の選定

修理対象住宅の選定は、応急仮設住宅入居者の選定に準じ、住家の半壊・半焼した世帯数の3割以内を基準とする。ただし、やむを得ない場合は、周辺市町と対象数を調整する。

5 公営住宅の応急修理

公営住宅の応急修理は、修理の必要度の高い住宅から実施する。

6 空き家等に対する緊急措置

災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第14節 衛生・清掃対策

区 分	項 目	担 当
健康・衛生・防疫対策	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者の健康と衛生管理 ●被災地での防疫活動 	<u>健康推進班</u> 、医療班 <u>生活環境班</u> 、健康推進班
し尿対策	<ul style="list-style-type: none"> ●仮設トイレの設置 ●し尿の処理 	<u>生活環境班</u> <u>生活環境班</u>
清掃対策	<ul style="list-style-type: none"> ●生活ごみの処理 	<u>生活環境班</u>
がれき対策	<ul style="list-style-type: none"> ●がれきの処理 	都市建設班
障害物の除去	<ul style="list-style-type: none"> ●各種障害物の除去 	<u>都市建設班</u> 、農林振興班
動物対策	<ul style="list-style-type: none"> ●ペット動物の受け入れ等 	生活環境班

※_____は、本部内の主担当とする。

第 1 被災者の健康と衛生管理

避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、避難所、仮設住宅等において保健衛生活動を行う。

1 被災者の健康管理

医師会、保健福祉センター等との連携の下に、避難所等の巡回による被災者の健康状態の把握・栄養指導・精神保健相談等の健康管理を行う。また必要に応じ、避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態や多様なニーズ等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。

なお、健康状態の把握、支援に当たっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。

2 被災者に対する衛生指導

被災者に対し、広報等を通じて台所、トイレ等の衛生管理、消毒、手洗等を指導する。

また、県や保健所等の関係機関との調整の上、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。

3 入浴情報の提供

被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。

4 食品の衛生管理

食中毒が発生しやすい時期は、広報等で注意を呼びかけるとともに、食中毒等の予防のため、被災者等への食料衛生知識の普及や避難所等における食料衛生指導及び検査の徹底を図る。

また、保健福祉センターと協力し、食料調達業者等に食中毒の防止を指導する。

5 災害対策従事者の健康管理

災害対策従事者の精神保健相談等の健康管理を行う。

6 感染症対策

感染症対策として、次の措置を行う。

- 被災地及び避難所における感染症患者、保菌者の早期発見
- 感染症の感染者、保菌者の感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置、保健福祉センターへの報告
- 手指の消毒等必要な指導及びクレゾール石鹼液等の配布
- 感染症の予防等の広報

第2 被災地での防疫活動

1 防疫チームの編成

保健福祉センター、他市町の応援協力を得て防疫チームを編成する。

2 防疫用薬剤・資機材の確保

災害初期の防疫活動では、町が保有する薬剤・資機材を使用するが、不足する場合は県及び薬剤師会等に協力を要請する。

3 消毒の実施

次のような場合は、床下、汚染した溝・井戸、その他不潔な場所等を消毒する。

- 感染症が発生したとき。
- 水害により道路側溝等、家屋周辺が不衛生になったとき。
- 汚染のおそれ、あるいは疑いのある井戸があるとき。
- 家屋の倒壊等により、消毒を必要とするとき。
- 土壌還元によるし尿処理を行うとき。
- 鼠、害虫等が大量に発生したとき。
- 廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積されたとき。

第3 仮設トイレの設置

大規模な災害が発生したときは、仮設トイレを設置する。仮設トイレは、リース会社等から調達するが、町で調達できない場合は県に要請する。

- 【設置場所】
- トイレの通常の使用不可能な地域にある避難所
 - 行政区の集会場等の広場

設置に当たっては、立地条件を考慮して、漏えい等により地下水を汚染しないような場所に設置するとともに、障害者への配慮を行う。また、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び

脱臭剤等は、あらかじめ備蓄に努めるとともに、調達を行う体制を整備しておく。

第4 し尿の処理

河北郡市広域事務組合と協力して収集・処理の体制を確立し、貯留したし尿の収集・処理計画を策定する。

し尿の収集・処理は、避難所の仮設トイレ及び病院等を優先して行う。

名 称	設 置 者	構成市町	処理能力 (kl／日)
河北郡市浄化センター	河北郡市広域事務組合	津幡町、かほく市、内灘町	24.5

第5 生活ごみの処理

河北郡市広域事務組合と協力して次の点に注意し、生活ごみをごみ処理車、ダンプ、トラック等で搬送し、ごみ処理場で焼却又は埋め立ての方法により処理する。

- 町民に行政区単位によるごみの収集を呼びかける。
- 生ごみ等腐食しやすい廃棄物は、早急に収集・搬送・処理する。
- 処理量を上回るごみが発生したときは、ごみの一時集積場を指定する。
- 一時集積場所については定期的に消毒を実施する。

名 称	設 置 者	構成市町	処理能力 (t／日)
河北郡市クリーンセンター	河北郡市広域事務組合	津幡町、かほく市、内灘町	118
河北郡市リサイクルプラザ	河北郡市広域事務組合	津幡町、かほく市、内灘町	16

第6 がれきの処理

1 がれき処理の対象

被災建築物の解体、撤去に伴う多量のがれきは、原則として所有者の責任において行う。ただし、大規模災害などにおいて特例措置が認められた場合は、公費負担で解体、撤去を行う。

2 実施体制

町のみでがれきの処理が困難な場合は、民間業者、他市町の応援を得るほか、県を通じて広域的な支援を要請する。

3 処理方法

- 計画的な処理のため、木くず、コンクリート等材質別の全体発生量と処理量を把握する。
- 原則として発生場所でがれきの分別を行う。
- 木くずは焼却処分とする。
- コンクリート等は、破碎、選別して最終処分場に運搬し、処理する。
- 可能な限り分別し、減量化、リサイクルに努める。
- 施設の処理能力を超える場合は、仮置き場を設けて、一時保管する。
- がれき処理では大気汚染など環境対策に配慮し、関係業者等に処理処分基準の遵守を指導する。
- 家屋の解体等により発生するアスベストに対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき措置を講ずる。

第7 各種障害物の除去

1 住家に係る障害物の除去

住家又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼす障害物を除去し、その対象はおおむね次のとおりである。

- 当面の日常生活が営みえない状態であること。
- 自らの資力では障害物を除去できない者であること。
- 住家の半壊・床上浸水した世帯であること。
- 応急対策活動の支障となるもので、緊急を要するもの。

2 河川関係の障害物の除去

河川、排水路等の巡視を行い、災害によって発生した障害物を除去する。

3 道路関係の障害物の除去

町有道路の巡視を行い、災害によって発生した障害物を除去する。

第8 ペット動物の受け入れ等

県及び関係団体と協力し、ペット動物の受け入れ等を行う。
保護・受け入れた動物については、台帳を作成し公示する。

- 避難所でのペット動物の飼育状況を把握する。
- 愛護及び環境衛生に必要な資材を確保する。
- 特定動物の逸走情報を把握する。
- 犬猫の死体は、衛生上適正に処理する。

名 称	所 在 地	備 考
河北斎場	河北郡内灘町字西荒屋へ71番 1	小動物炉（火葬炉数 1 基）

第15節 遺体の処理・埋葬

区 分	項 目	担 当
遺体の捜索・ 処理	<ul style="list-style-type: none"> ●遺体の捜索 ●納棺用品等の確保 ●遺体の検案、処理 	消防対策部、消防団、警察署等 福祉班 健康推進班、 <u>医療班</u>
遺体の安置・ 埋葬	<ul style="list-style-type: none"> ●遺体の安置 ●遺体の埋葬 	福祉班 町民班

※_____は、本部内の主担当とする。

第 1 遺体の捜索

消防対策部（消防本部）、消防団は、災害による周囲の事情からすでに死亡していると推定される者に対し、警察署、自衛隊等と協力して捜索を行う。

- 捜索活動中に遺体を発見したときは、本部及び警察署に連絡する。
- 発見した遺体は、発見日時、場所、発見者等を記載したメモを添え、身元を確認する。
- 遺体捜索の実施期間は原則として災害発生の日から10日以内とする。

なお、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、届け出及び受付時の事務手続きの要領等を明確にしておく。また、警察と連携を密にし、行方不明者の情報収集・把握に努める

（第3節第6「安否情報の提供等」及び第6節第4「行方不明者リストの作成」参照）

第 2 納棺用品等の確保

遺体を納めるための棺や保存のためのドライアイス、近隣の葬儀業者から確保する。また、捜索、収容、埋葬に必要な人員並びに処理のための施設を確保する。

第 3 遺体の検案、処理

医師、歯科医師等の協力を得て、警察が検視（見分）した後、次のとおり遺体の検案、処理を行う。

- 身元不明者については、警察官が遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、併せて人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- 警察が検視した遺体を検案場所へ搬送する。
- 遺体の検案は医師が行う。
- 遺体の検案は死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処理を行うとともに

に、検案書を作成する。

- 検案を終えた遺体は、本部長が指定する遺体収容所（安置所）へ搬送する。
- 被災地以外に漂着した遺体で身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。

※資料編参照 【11－2 遺体処理票】

※資料編参照 【11－3 遺留品処理台帳】

第4 遺体の安置

検案を終えた遺体については、警察署等の協力を得て、身元確認と身元引受け人の発見に努めるとともに、次のとおり、遺体を収容・安置する。

- 状況に応じ、津幡運動公園体育館等を遺体収容所とする。
- 遺体の検案書を引き継ぎ、遺体処理台帳を作成する。
- 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- 身元が判明しており、かつ遺族等の引取人がある場合は、遺体処理台帳に記入の上、遺体を引き渡す。

※資料編参照 【11－4 遺体処理台帳】

第5 遺体の埋葬

1 埋葬の許可

遺体の埋葬に必要な火葬許可書の発行及び相談のため、受付窓口を設置する。

2 埋葬の実施

遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難な場合又は遺族がいない場合は、遺体の埋葬を実施する。

- 遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し、保管所に一時保管する。
- 遺体が多数で火葬できないときは、他市町村に協力を依頼する。
- 火葬した遺骨は一時寺院に安置し、埋葬台帳を作成する。
- 遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理の上、引き渡す。
- 遺骨の引取人がない場合は、本部長が指定する場所に仮埋葬する。
- 埋葬期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。
- 外国人の埋葬を行うときは、風俗、習慣、宗教等に配慮する。

名 称	所 在 地	処理能力	火葬炉数
河北斎場	河北郡内灘町字西荒屋へ71番1	48 体／日	4 基

※資料編参照 【11－5 埋葬台帳】

第16節 公共施設等の応急対策

区 分	項 目	担 当
水道	●水道の応急・復旧対策	<u>上下水道班</u>
下水道	●下水道の応急・復旧対策	<u>上下水道班</u>
電力・電話	●電力・電話の応急・復旧対策	北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)、 N T T 西日本関係事業所
道路・橋りょう等	●道路・橋りょう等の応急・復旧対策	都市建設班、道路管理者
河川・がけ地	●河川・がけ地等の応急・復旧対策	都市建設班
鉄道	●鉄道の応急・復旧対策	J R 西日本、I R いしかわ鉄道
その他の公共施設	●その他の公共施設の応急・復旧対策	各施設管理者

※_____は、本部内の主担当とする。

公共施設等の管理者及び関係機関は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施し、これらの被害状況等を把握するとともに、応急措置を施し早期の復旧に努める。併せて、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

第 1 水道の応急・復旧対策

水道施設等が被災し、機能停止した場合、次のような応急・復旧対策を行う。

1 応急対策

(1) 被害調査

- 配水管の被害調査を主要幹線系統、連絡管系統、給水拠点系統の順で行う。
- 緊急配水調整として、配水池、配水設備、連絡管の被害を調査する。

(2) 応急対策活動

- 漏水を確認したときは、バルブ操作により飲料水を確保する。
- 配水管の破損に対しては、区間断水を行う。
- 配水管などの被害のない地区でも必要最小限に給水を制限する。
- 原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

2 復旧対策

(1) 資機材、車両、人材の確保

資機材等は、基本的に町所有のものを使用する。また、必要に応じて民間工事業者、他市町の水道事業者の協力を得る。

(2) 災害時の広報

災害発生後の時間的経過を踏まえて、発生直後、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。

(3) 各復旧対策順位

- 施設は、配水施設、給水装置の順で行う。
- 管は、送水管、配水管の順で行い、破裂折損を優先して、給水可能区域の拡大を図る。
- 配水管路は、水源地から給水拠点までの配水管、病院、学校等、緊急給水施設の順で行う。
- 給水装置は、配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上漏水、建築物、その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるものの順で行う。

第2 下水道の応急・復旧対策

下水道施設等が被災し、機能停止した場合、次のような応急・復旧対策を行う。

1 応急対策

(1) 被害調査

- 汚水管渠、污水处理施設の被害調査を行う。

(2) 応急対策活動

- 汚水管渠は、汚水の疎通に支障のないよう、移動ポンプを配置する。
- 停電した場合、終末処理場は直ちに非常用発電装置に切り替える。
- 污水处理施設が破損し、漏水が生じた場合は、土のう等による漏水の阻止を図り、破損箇所の応急修理を行う。
- 多量の塵芥等による管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。

2 復旧対策

(1) 資機材、車両、人材の確保

資機材等は、基本的に町所有のものを使用する。また、必要に応じて民間工事業者、他市町の下水道管理者等の協力を得る。

(2) 災害時の広報

災害発生後の時間的経過を踏まえて、発生直後、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。

第3 電力・電話の応急・復旧対策

1 電力施設

北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社は、災害により電気の供給が停止したり又は停止するおそれがある場合、防災業務計画により、応急・復旧対策の措置を講ずる。

(1) 応急対策

北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社に災害対策本部等を設置し、応急対策活動にあたる。

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対して送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対して適切な危険予備措置を講ずる。

また、水道施設、新聞、放送、町役場、警察署、消防署、N T T施設、病院、避難所、その他重要施設に対しては、優先的に送電する。

(2) 復旧対策

① 災害時の広報

電気災害の未然防止及び拡大を防止するため、町民に対し災害の状況、復旧活動の状況及び公衆感電事故防止P Rを主体とした広報活動を広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行う。

② 復旧計画

北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社の防災業務計画の定めるところによる。

2 電話施設

N T T西日本関係事業所は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、防災業務計画により、応急・復旧対策の措置を講ずる。

(1) 応急対策

N T T西日本関係事業所に災害対策本部等を設置し、次の応急対策活動にあたる。

- 設備、資機材の発動準備及び点検
- 最小限の通信の確保
- 非常用可搬型交換装置の設置
- 特設用公衆電話の設置
- 臨時回線の作成
- 通信の利用制限
- 非常通話、緊急通話の優先
- その他必要な措置

(2) 復旧対策

① 災害時の広報

速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対して分かりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

② 応急復旧

被災した通信設備の応急復旧に当たっての応援計画及び復旧順位等については、N T T 西日本関係事業所の防災業務計画の定めるところによる。

第4 道路・橋りょう等の応急・復旧対策

道路管理者は、災害が発生した場合、各所管の道路、橋りょう等について被害状況を速やかに把握し応急措置を行う。

町が管理する道路は、町が応急・復旧対策を行う。

1 応急対策

(1) 被害状況の調査

災害が発生した場合、道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、その状況を本部長に報告する。

(2) 道路管理者への通報

町道以外の道路が損壊等により通行に支障をきたす場合は、当該道路の管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。

(3) 交通規制

通行が危険な路線・区間について警察署に通報し、通行止め、交通規制等の措置を講ずる。
（第9節第2「交通情報の収集と交通規制」参照）

2 復旧対策

(1) 道路の応急復旧

被害を受けた町道について町内建設業者等の協力により、応急復旧を実施する。また、道路の応急復旧が困難な場合は、県及び自衛隊に対し応援を求める。

(2) 仮設道路の設置

道路が破損し復旧が不可能で他に交通の方法がない場合は、関係機関と協議の上、仮設道路を設置する。

第5 河川・がけ地等の応急・復旧対策

1 河川

(1) 応急対策

① 被害状況の調査

施設の管理者は、災害が発生した場合に河川の被害状況を調査し、その状況を本部長に報告する。

② 応急排水

堤防破損等によって浸水被害が発生した場合は、状況により応急排水を実施する。

(2) 復旧対策

各管理者は、堤防等の被害について調査し、速やかに応急復旧を要請する。

2 がけ地等

(1) 応急対策

指定地の管理者は、次のような応急対策を行う。

- 管理者は、地すべり、急傾斜地等の指定地の被害状況を調査し、その状況を本部長に報告する。
- がけ崩れが発生した箇所では、周辺の町民等と協力して人命救助を最優先で行う。さらにがけ崩れが拡大するおそれがある場合には避難を指示する。
- 宅地周辺では、自然がけ地、道路の造成に伴うがけ地・擁壁の崩壊、倒壊の被害状況に応じて町民への避難指示等や警戒を行う。

(2) 復旧対策

都市建設班は、二次災害防止のため、被害状況に応じ、応急的な危険防止策を講ずる。

第6 鉄道の応急・復旧対策

J R 西日本及び I R いしかわ鉄道は、災害が発生した場合、あるいは列車や構造物が被災した場合は、防災業務計画により災害対策本部を設置し応急措置を行う。

- 災害発生と同時に運転規制等に基づく初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。
- 列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。
- 乗客を避難誘導した後、災害情報等を乗客に伝達し秩序維持に協力する。
- 避難措置の情報等は、速やかに町本部に通報する。
- 乗客等に事故が発生した場合、救護班を編成し救急救護にあたる。
- 不通区間が生じた場合は、バス等による振替輸送等を講ずる。

第7 その他の公共施設の応急・復旧対策

町役場、公民館等の町公共施設、社会福祉施設の管理者は、災害が発生した場合、利用者の安全確保と施設機能の早期回復のため、次のような応急措置を講ずる。

- 避難対策の実施
- 混乱の防止
- 施設入所者の人命救助
- 施設が被災した場合、安全確保のため立ち入り禁止措置
- 本部への通報
- 施設の応急復旧活動の実施

1 施設利用者・入所者の安全確保の方針

- 施設利用者・入所者の人命救助を第一とする。
- 避難対策で講じた応急措置のあらましを、本部へ速やかに報告する。
- 館内放送、職員の案内等により、災害時における混乱の防止措置を講ずる。

2 施設建物の保全の方針

(1) 応急措置

施設建物の保全は、防災活動の拠点となるものについて重点的に実施するものとし、施設建物の被害状況を早急に調査の上、次の措置をとる。

- 危険箇所の緊急保安措置、危険防止の保全措置を実施する。
- 機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。
- 電気、ガス、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が対応困難な場合は関係機関の応援を得て実施する。

(2) その他の留意事項

- 火気使用設備器具及び消火器具等の点検・検査
- ガラス類等の危険物の処理
- 危険箇所への立ち入り禁止の表示

第17節 文教対策

区 分	項 目	担 当
学校の対応	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒の安全確保 ●児童生徒等の安否確認 ●避難所への協力支援 ●応急教育の実施 	学校長、教育対策部 学校教育班、学校長 学校長 学校教育班
認定こども園等・放課後児童クラブの対応	<ul style="list-style-type: none"> ●園児の安全確保、安否確認 ●放課後児童クラブの児童の安全確保、安否確認 ●応急保育の実施 	子育て支援班、施設長 子育て支援班、支援員 子育て支援班、施設長
文化財の保護	●文化財の保護	生涯教育班

第 1 児童生徒の安全確保

1 安全の確保

学校長は、気象警報等が発表され、風雨が強くなるおそれがある場合は、気象情報を収集する。

また、事故等により、学校にガスの漏出、火災等により危険がある場合は、消防対策部（消防本部）等と連携の上、児童生徒を校外の安全な避難所に避難誘導する。

2 下校時の危険防止

学校長は、下校途中における危険を防止するため、児童生徒に必要な注意を与える。気象等の状況によっては、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。

3 保護者への引き渡し・保護

学校長は、児童生徒を下校させることが危険な場合、学校で保護者に引き渡す。保護者の迎えがない場合は、学校にて保護する。

第 2 児童生徒等の安否確認

災害が発生した場合、学校長を通じて児童生徒・教職員の安否の確認を行う。

また、児童生徒が町外へ疎開した場合は、保護者からの届け出、教職員による訪問等により疎開児童生徒リストを作成する。これにより疎開先に対する照会や児童生徒への連絡を行う。

第 3 避難所への協力支援

1 開設への協力

学校長は、災害により避難者があった場合又は本部より避難所開設の指示があったときは、

教職員等の協力を得て体育館等を開放し、避難者の受け入れに努める。その後、直ちに本部にその旨を連絡する。

2 運営への協力

学校長は、施設の利用等について、避難所派遣職員等と協議し、運営に協力する。

教職員は町職員ではなく協力者であることに十分配慮した上で、可能な範囲において、施設の運営に協力を得る。

第4 応急教育の実施

教育対策部（教育委員会）は、児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や、教科書及び学用品の支給等の措置を講じ応急教育を実施する。なお、平時から大規模災害発生時に被災地の学校を支援できる教職員の養成に努める。

また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

1 施設・職員等の確保

(1) 場所の確保

学校長は、施設の被害を調査し、避難所との共存に留意しつつ、応急教育の場所を確保する。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 の 予 定 場 所
校舎の一部が被害を受けた場合 (避難所として利用される場合を含む)	☐ 被害を免れた学校内施設 ☐ 屋内施設等 ☐ 2部授業を実施する。
校舎の全部が被害を受けた場合 (避難所として利用される場合を含む)	☐ 公民館等の公共施設、隣接学校の校舎
特定の地域について、大きな被害を受けた場合	☐ 被災地外の最寄の学校、公共施設 ☐ 応急仮設校舎の設置

(2) 応急教育の準備

学校長は、応急教育計画に基づき臨時の学級編成を行うなど授業再開に努め、速やかに児童生徒及び保護者に周知する。

なお、通常の授業の実施が不可能となった場合は、被災状況に応じた授業方法の選択（休校、短縮、分散、移転等）を考慮するなどの応急教育活動を実施するとともに、避難所との調整について関係機関と協議する。

(3) 教職員の応援等

教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、県教育委員会と連携して教職員の応援等必要な措置を講ずる。

また、応急対応が長期化することにより教職員への負担が大きくなることから、職員ローテーションや他校等からの応援体制を組むなどして、身体的、精神的な健康管理に留意する。

さらに、発災後一定期間、各学校内に教職員の居住スペースを確保し、または教職員用の仮設宿舎をあらかじめ想定した候補地に建設するなど、教育機能と避難所運営の両立に努める。

2 応急教育の内容

応急教育における教育、指導の内容は、おおむね次のとおりとする。

学習に関する教育内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教具、資料を必要とするものはなるべく避ける。 ○ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。
健康・衛生に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○ 衣類、寝具の衛生指導 ○ 住居、便所等の衛生指導 ○ 入浴等身体の衛生指導
生活指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ○ 児童生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせる。 ○ 医療救護チーム、医師会等専門家と連携し、児童生徒の心のケア対策を行う。

3 学用品の調達及び給与

学用品について、次のとおりの調達及び給与を行う。

給与の対象	災害により住家に被害を受け、学用品を失い又はき損し、就学上支障ある児童生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。
給与の期間	災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は1か月以内、文房具及び通学用品は15日以内。
調達の仕方	災害救助法の適用の有無に関わらず、本部長は調達を指示し、指定業者から調達する。
費用の限度	被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付を行う。

4 その他の留意事項

- 施設内の児童生徒の救護は、原則として当該学校医、歯科医、養護教諭等があたえる。重傷者がある場合は、病院に搬送する。
- 学校給食については、原則として一時中止する。給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定する。
- 身体の健康管理や心のケアが必要な児童生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに、必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。

第5 園児の安全確保、安否確認

認定こども園等の施設長は、気象情報や災害の状況に応じ、子育て支援班と協議の上、臨時休園、保護者の迎えがない園児の一時預かり、安全な場所への避難誘導などの措置を講じて、適切に園児の安全を確保する。

災害が発生したときは、認定こども園等の施設長を通じて園児・職員の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第6 放課後児童クラブの児童の安全確保、安否確認

放課後児童クラブの職員は、気象情報や災害の状況に応じ、保護者の迎えがない児童の一時預かり、安全な場所への避難誘導などの措置を講じて、適切に児童の安全を確保する。

災害が発生したときは、放課後児童クラブの職員を通じて児童の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第7 応急保育の実施

1 応急保育の実施

認定こども園等の施設長は、次のとおり応急保育を実施する。

- 認定こども園等の被害状況の把握を行い、応急保育実施のための準備を行う。
- 応急保育計画に基づき、受け入れ可能な園児は、認定こども園等において保育する。

2 その他の留意事項

- 施設内の園児の救護は、原則として医療班、医師会等に協力を求める。
- 給食については、原則として一時中止する。

第8 文化財の保護

1 応急措置

所有者又は管理者は、被害の拡大防止のための応急措置を行う。

2 報告等

所有者又は管理者が町の場合	文化財の被害状況を調査し、町域の被害状況をまとめて県教育委員会に報告する。
所有者又は管理者が町以外の場合	所有者を通じて被害状況を把握する。

第18節 災害警備活動

区 分	項 目	担 当
災害警備	●警備体制の確立	警察署
防犯活動への協力	●防犯活動への協力	生活環境班、消防団

第 1 警備体制の確立

1 災害警備体制の確立

警察本部、警察署は、それぞれの災害警備計画に基づき迅速に警備体制を確立する。

2 警察の役割

警察署は、防災関係機関と協力し、以下の事項について町民等の生命と身体の保護を第一とした災害警備活動に努める。

- 情報の収集及び伝達
- 被害実態の把握
- 警戒区域の設定
- 被災者の救出救護
- 行方不明者の搜索
- 被災地、危険箇所等の警戒
- 町民等に対する避難指示及び誘導
- 不法事案等の予防及び取り締まり（防犯）
- 避難路及び緊急輸送路の確保
- 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- 民心の安定に必要な広報活動
- 関係機関の応急対策等に対する協力

第 2 防犯活動への協力

1 巡回パトロール

消防団は、警察署と連携し、放火・窃盗、その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う。関係各班は、その所管する施設や業務に基づき必要な警備・防犯活動に協力する。

2 防犯活動への協力要請

生活環境班は、防犯委員会等に対し、避難所及び被災地における警備・防犯活動への協力要請と広報を行う。

第19節 大規模事故対策

区 分	項 目	担 当
大規模事故の 対策	●大規模事故に対する対応	関係各班、関係機関

第 1 大規模事故に対する対応

1 大規模事故の種類

町が対応する大規模事故は、次の種類がある。

- (1) 航空機災害
- (2) 鉄道災害
- (3) 道路災害（大規模な自動車事故等）
- (4) 危険物等災害（ガス、化学物質の漏えい、大規模なガス爆発等）
- (5) その他（土木工事における事故等）

2 本部の設置

町長は、事故の状況から判断して本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

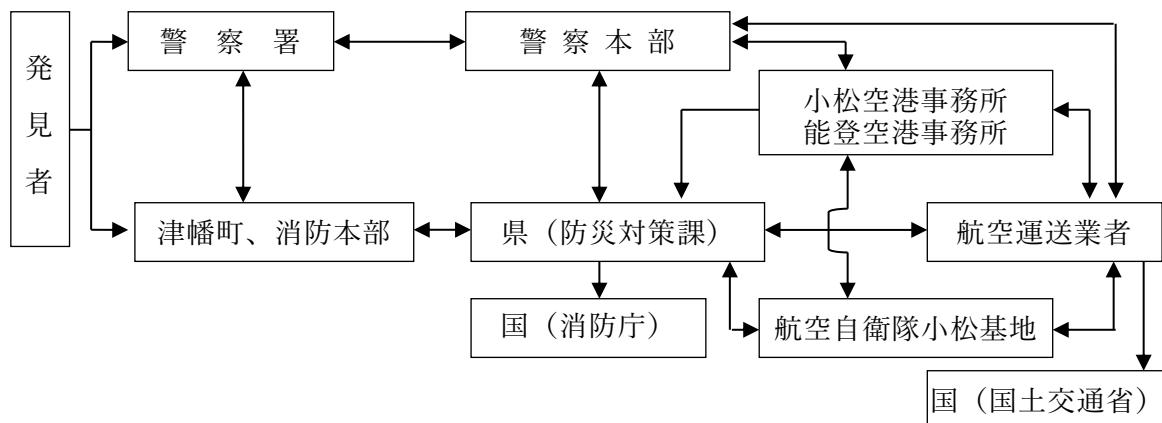
3 情報の収集・連絡

総務班は、事故が発生したとき、情報の収集・整理を行い関係機関に連絡する。

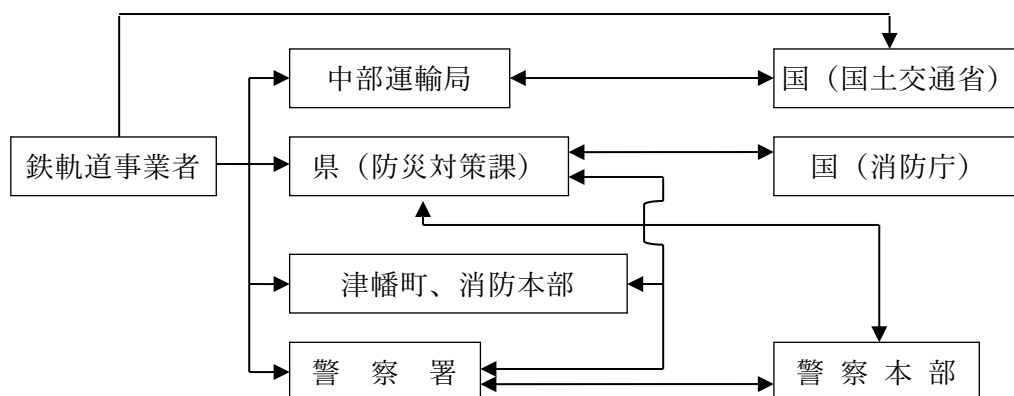
各種災害別の情報の伝達系統は、次のとおりとする。町及び関係機関で対応できない場合は、県等に応援を要請する。

また、事故状況や警戒区域などについて、必要に応じて町民に広報する。

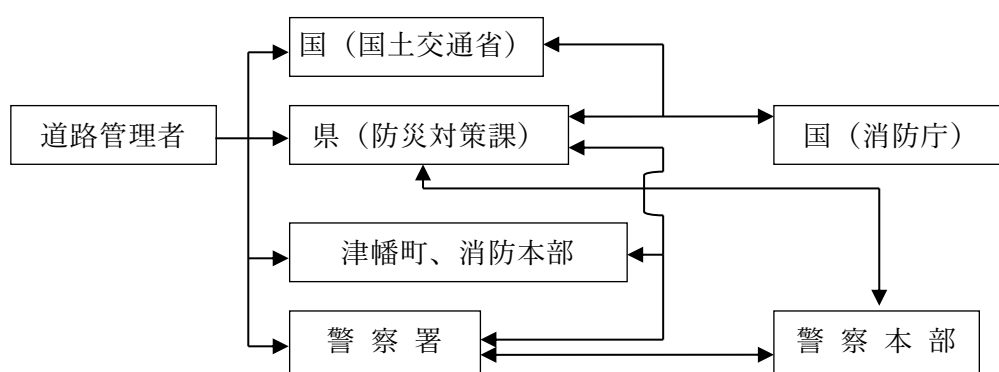
(1) 航空機災害



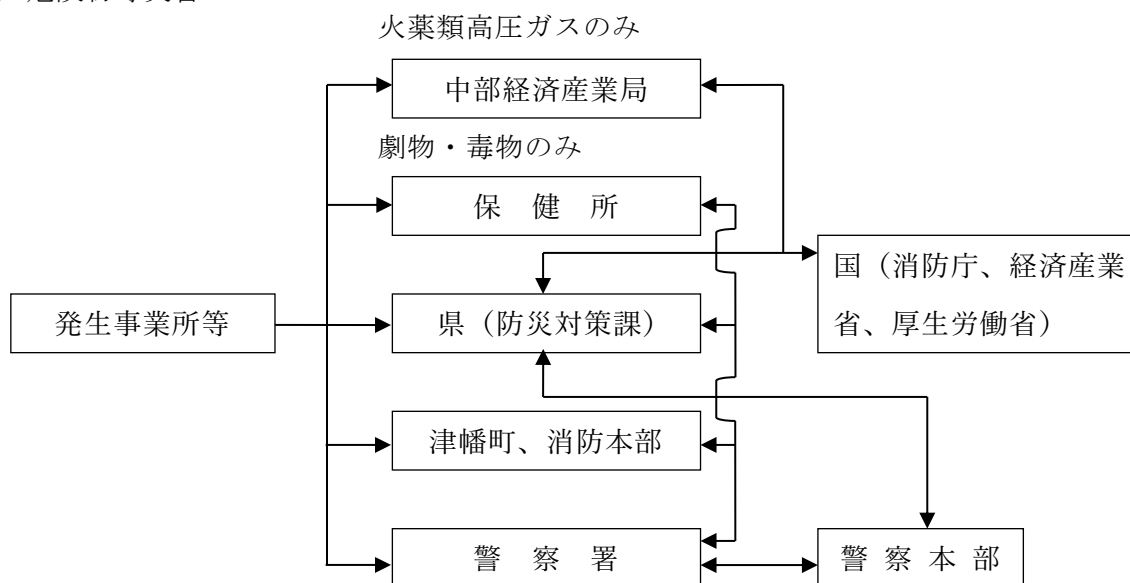
(2) 鉄道災害



(3) 道路災害



(4) 危険物等災害



4 緊急避難

町長、消防長又は消防署長は、各種災害の状況により必要と認めたときは、警察署と協力して町民に避難指示等を行う。

なお、避難方向や避難場所については、風向きや現場の情報を収集し、適切に判断する。

5 応急対策活動

大規模事故に必要な応急対策活動は、次のとおりである。

- 災害広報
- 応援要請・受け入れ
- 消防・救急・救助活動
- 医療・救護活動
- 交通対策・緊急輸送
- 避難対策
- 生活救援活動
- 遺体の処理・埋葬
- 災害警備活動

注) 各項目の詳細は、本章の関連節を参照のこと。

第4章 震災応急対策計画

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 情報の収集・伝達
- 第3節 災害広報
- 第4節 応援要請・受け入れ
- 第5節 災害救助法の適用
- 第6節 消防・救出・救急活動
- 第7節 二次災害の防止対策
- 第8節 医療・救護活動
- 第9節 交通対策・緊急輸送
- 第10節 避難対策
- 第11節 要配慮者対策
- 第12節 生活救援活動
- 第13節 住宅対策
- 第14節 衛生・清掃対策
- 第15節 遺体の処理・埋葬
- 第16節 公共施設等の応急対策
- 第17節 文教対策
- 第18節 災害警備活動

区 分	活 動 の 目 安
初動活動期	災害発生 ～ 2、3日
応急活動期	2、3日 ～ 1週間
復旧活動期	1週間以降

平成19年6月26日修正
平成24年8月 3日修正
平成25年8月22日修正
平成26年8月22日修正
平成28年8月 3日修正
平成29年8月 2日修正
平成30年7月25日修正
令和 元年8月 7日修正
令和 3年9月 7日修正
令和 8年3月19日修正
令和 8年9月25日修正

第1節 応急活動体制

区 分	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
応急活動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ●職員の動員配備 (本部事務局、関係各班) ●災害警戒本部の設置 (本部事務局、関係各班) ●災害対策本部の設置 (本部事務局) ●災害対策本部の運営 (関係各班) 	⇒	⇒

※_____は、本部内の主担当とする。

第1 職員の動員配備

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、震度情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

■配備基準【地震災害】

本部	配備	配備基準	主な活動	配備職員
災害警戒本部	地震第1配備体制	○町域に震度3の地震が発生したとき (自動配備)	○災害情報の収集、伝達	地震第1配備要員 ※総務班、都市建設班 (防災担当職員)
	地震第2配備体制	○町域に震度4の地震が発生したとき (自動配備)	○災害情報の収集、伝達 ○二次災害の注意、警戒	地震第2配備要員 ※総務班、監理班、生活環境班、福祉班、子育て支援班、医療班、都市建設班、農林振興班、上下水道班、教育総務班、学校教育班、生涯教育班 (防災担当職員、主な災害応急対策関係職員)
災害対策本部	地震第3配備体制	○町域に震度5弱の地震が発生したとき (自動配備)	○局地的な応急対策活動 (災害情報の収集、伝達、負傷者等の救出救護、避難所の開設、災害広報等)	地震第3配備要員 ※総務班、企画班、財政班、監理班、税務班、町民班、生活環境班、福祉班、子育て支援班、医療班、都市建設班、農林振興班、商工観光班、上下水道班、教育総務班、学校教育班、生涯教育班 (職員の約1/2)

本部	配備	配備基準	主な活動	配備職員
	地震第4配備体制	○町域に震度5強以上の地震が発生したとき（自動配備） ○町内に災害が発生し、その規模及び範囲等から、全庁的な対策が必要になったとき	○町の組織及び機能の全てによる応急対策活動	地震第4配備要員（全職員）

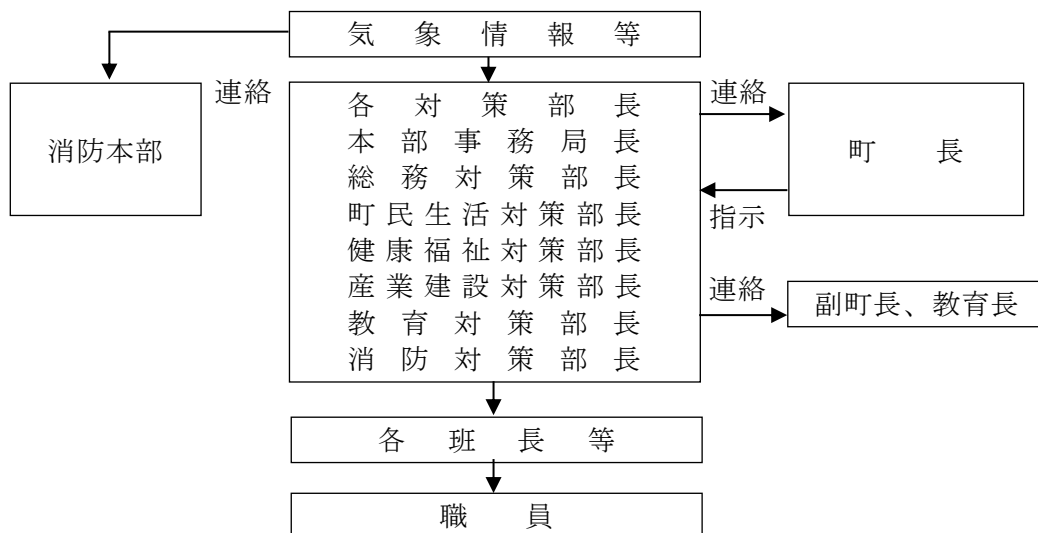
※資料編参照 【6－2 気象庁震度階級関連解説表】

2 動員指令

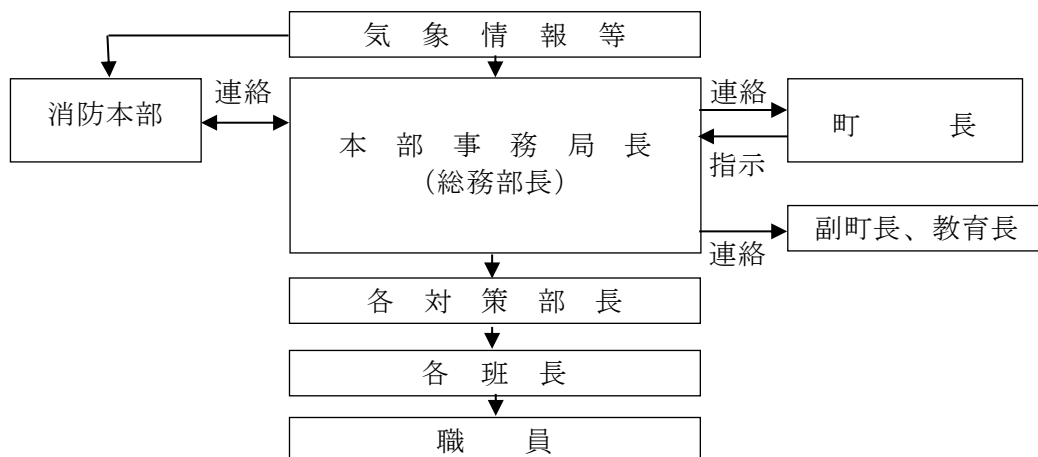
各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の「動員指令の系統①②」により行う。

なお、勤務時間外において前記1の配備基準に定める事項に該当することを知った場合又は推定されるときは、該当職員は動員指令を待つことなく自主的に参集する（自動配備）。

■動員指令の系統①（勤務時間内）



■動員指令の系統②（勤務時間外）



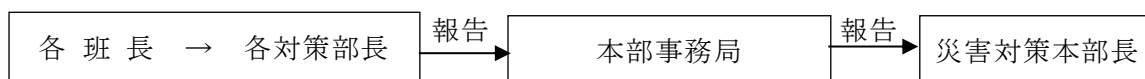
3 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は、原則各自の所属先とする。

4 参集の報告

参集した職員は、各班長に参集の報告をするとともに、参集する際に見聞きした災害状況も併せて報告する。その後の報告の流れは、次のとおりとする。

本部事務局は、各対策部長からの参集状況及び災害状況の報告をとりまとめ、災害対策本部長に報告する。



※資料編参照 【7-1 参集記録票】

※資料編参照 【7-2 参集途上の被害状況記録票】

5 配備職員

各配備体制における配備職員は、次のとおりとする。

■災害時の配備体制表

対策部名	平時課名	災害対策本部体制の班名	災害警戒本部体制				災害対策本部体制		
			風水害等第1配備	風水害等第2配備	地震第1配備	地震第2配備	地震及び風水害等第3配備	地震及び風水害等第4配備	
本部事務局	総務課	総務班	○	○	○	○	○	全 職 員	
総務対策部	企画課	企画班					○		
	財政課	財政班					○		
	監理課	監理班		○		○	○		
	議会事務局	議会班							
	監査委員事務局	監査班							
	会計課	会計班							
町民生活対策部	税務課	税務班					○		
	町民課	町民班					○		
	生活環境課	生活環境班		○		○	○		
健康福祉対策部	福祉課	福祉班		○		○	○		
	健康推進課	健康推進班							
	子育て支援課	子育て支援班		○		○	○		
	河北中央病院	医療班		○		○	○		
産業建設対策部	都市建設課	都市建設班	○	○	○	○	○		
	農林振興課	農林振興班		○		○	○		
	商工観光課	商工観光班					○		
	上下水道課	上下水道班		○		○	○		
教育対策部	教育総務課	教育総務班		○		○	○		
	学校教育課	学校教育班		○		○	○		
	生涯教育課	生涯教育班		○		○	○		
消防対策部	庶務課	庶務班	消防の定める計画による						
	予防課	予防班							
	消防署	消防班							

第2 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置

総務部長は、次の基準に基づき警戒活動の必要があると認める場合は、必要な職員を配備し、災害警戒本部を設置する。

【地震第1配備体制】

- 町域に震度3の地震が発生したとき。（自動配備）

【地震第2配備体制】

- 町域に震度4の地震が発生したとき。（自動配備）

2 設置、指揮の権限

総務部長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、総務部長が不在の場合は、総務課長がこれを行う。

3 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

- 地震情報等の収集・伝達
- 町域の被害情報の収集
- 県及び関係機関への被害状況の伝達
- 町民への地震情報等の伝達

4 災害警戒本部の廃止等

総務部長は、予想された災害の危険が解消したと認められる場合、災害警戒本部を廃止する。また、災害が拡大したとき、もしくは拡大のおそれがある場合、町長の判断により本部へ移行する。

第3 災害対策本部の設置

1 本部の設置

町長は、次の場合で必要と認めるときは、本部を設置する。

【地震第3配備体制】

- 町域に震度5弱以上の地震が発生したとき。（自動配備）

【地震第4配備体制】

- 町域に震度5強以上の地震が発生したとき。（自動配備）
- 町内に災害が発生し、その規模及び範囲等から、全庁的な対策が必要になったとき。

※資料編参照 【5-1 津幡町防災会議条例】

※資料編参照 【5-2 津幡町災害対策本部条例】

※資料編参照 【5-3 津幡町災害対策本部運営要綱】

2 本部の設置場所

- 本部は町役場庁舎内に置く。
- 本部を設置したときは、町役場正面玄関及び本部室前に「津幡町災害対策本部」等の標識を掲示する。
- 町役場庁舎が建物損壊等により本部機能を全うできない場合、本部長（町長）の判断により、消防本部に本部を移設する。

3 現地災害対策本部

- 被災地付近において応急活動拠点を設置する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。
- 現地災害対策本部の責任者は、副本部長（副町長）とする。
- 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。

4 本部の廃止

本部長（町長）は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき、本部を廃止する。

5 本部の設置及び廃止の通知

本部事務局長は、本部を設置又は廃止したときは、次のとおり通知・公表を行う。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各班	庁内放送又は一般電話等
防災関係機関	無線又は一般電話
地域住民	ホームページ、SNS、広報車又は一般電話等を通じて公表
報道機関	一般電話及び口頭又は文書等

第4 災害対策本部の運営

第3章 風水害等応急対策計画 第1節 第4 災害対策本部の運営 を参照。

第2節 情報の収集・伝達

区 分	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
地震関連情報の伝達	<ul style="list-style-type: none"> ●地震関連情報の伝達（防災関係機関） ●異常現象発見者の通報（発見者、本部事務局） ●通信体制の確立（企画班、監理班） 	⇒ ⇒	
情報収集	●初動期の情報収集等（本部事務局、企画班、財政班、税務班、都市建設班、農林振興班、商工観光班、教育総務班、消防対策部（消防本部））	⇒	⇒
被害の調査		<ul style="list-style-type: none"> ●民間建物の被害調査（財政班、税務班） ●所管施設の被害調査（関係各班） ●被害情報のとりまとめ（本部事務局） 	⇒ ⇒ ⇒
被害の報告等	<ul style="list-style-type: none"> ●県への被害報告（本部事務局） ●防災関係機関への被害情報伝達等（本部事務局） 	⇒ ⇒	⇒ ⇒

第1 地震関連情報の伝達

地震の発生時には、地震災害の軽減、拡大防止を図るため、地震情報を各機関との有機的連携のもとに迅速かつ的確に収集し、連絡する。

1 緊急地震速報（警報）の発表基準等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

金沢地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

また、町は、直下型地震では緊急地震速報が間に合わないといった技術的な限界があることを正しく理解した上で、的確に身を守る行動をとるよう、町民に対し普及啓発を図る。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

2 地震関連情報の発表

金沢地方気象台等から発表される気象関連情報の種類、内容は、次のとおりである。

種 類	内 容
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190に区分）と地震の揺れの検知時刻を発表。
震源に関する情報	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町ごとの観測した震度を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）とその規模（マグニチュード）を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。また、地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）
遠地地震に関する情報	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や、顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。

※資料編参照 【6－2 気象庁震度階級関連解説表】

3 震度情報ネットワークの活用

地震を覚知したときは、震度情報ネットワークで震度の把握を行い、職員配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に努める。

震度情報ネットワーク	県内全市町に地震計を設置し、震度情報を市町、県、国間のネットワークにより迅速に把握するシステム
------------	---

第2 異常現象発見者の通報

第3章 風水害等応急対策計画 第2節 第3 異常現象発見者の通報 を参照。

第3 通信体制の確立

第3章 風水害等応急対策計画 第2節 第4 通信体制の確立 を参照。

第4 初動期の情報収集等

1 情報収集活動

担 当	情 報 収 集 の 方 法	
各 職 員	勤務時間内	初動期の活動中にスマートフォンで撮影した写真や動画、見聞きした内容を報告する。
	勤務時間外	参集する際にスマートフォンで撮影した写真や動画、見聞きした内容を報告する。
本部事務局	行政区長及び郵便局と連絡をとり、周辺地域の災害情報を収集する。	
	消防対策部（消防本部）に町民通報の状況を問い合わせ、殺到している場合はその状況を県防災対策課及び総務省消防庁に報告する。	
	自衛隊、県消防防災ヘリコプターによる情報の把握に努める。	
河合谷町民センター	管内の被害情報を収集し、本部へ報告する。	

※資料編参照 【7-2 参集途上の被災状況記録票】

2 被害調査活動

財政班、税務班は、被災地の実態を把握するため、必要に応じて現地調査を行う。
調査内容の優先順位は、次のとおりとする。

- 第1順位 人、住家被害（火災・土砂災害等の発生状況）
- 第2順位 公共施設被害
- 第3順位 農業、土木、商工、林業、水産被害

なお、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録や外国人登録の有無に関わらず、町内で行方不明になった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他

の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うとともに、県と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

3 調査の報告

初動活動期の調査内容は、急を要する場合は、口頭又は電話で本部事務局へ報告する。その後、文書（報告の様式）により速やかに報告する。

※資料編参照 【8－1 被害発生状況連絡票】

第5 民間建物の被害調査

第3章 風水害等応急対策計画 第2節 第6 民間建物の被害調査 を参照。

第6 所管施設の被害調査

第3章 風水害等応急対策計画 第2節 第7 所管施設の被害調査 を参照。

第7 被害情報のとりまとめ

第3章 風水害等応急対策計画 第2節 第8 被害情報のとりまとめ を参照。

第8 県への被害報告

第3章 風水害等応急対策計画 第2節 第9 県への被害報告 を参照。

第9 防災関係機関への被害情報伝達等

第3章 風水害等応急対策計画 第2節 第10 防災関係機関への被害情報伝達等 を参照。

第3節 災害広報

区 分	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ●町民への広報活動（企画班） ●報道機関への協力要請及び対応（本部事務局） ●防災関係機関の広報（総務班、教育総務班、警察署、北陸電力㈱、北陸電力送配電㈱、NTT西日本関係事業所、交通機関他） 	⇒ ●避難所での広報活動（町民班、福祉班、教育総務班、 <u>学校教育班</u> 、生涯教育班） ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
広聴活動		<ul style="list-style-type: none"> ●被災者相談等への対応（総務班、議会班、監査班） ●安否情報の提供等（本部事務局） 	⇒ ⇒

※_____は、本部内の主担当とする。

第1 町民への広報活動

災害広報は、時期に配慮し、適切な手段と内容の広報を行う。なお、災害時における情報発信に際しては、現状の状況だけでなく、今後の見通しや予測される展開についても併せて提供することで、住民の適切な判断と行動を促進する。

時 期	手 段	内 容
災害発生直後	広報車 現場による指示 CATV・コミュニティFM 防災行政無線 登録制メール 緊急速報メール ホームページ・SNS	○避難の指示（緊急安全確保を含む） ○地震情報 ○被害の状況 ○電話自粛、車両使用の自粛等 ○町民のとるべき措置（避難場所、避難行動等） ○自主防災活動の要請（出火防止・初期消火、人命救助等）
応急対策活動時	広報車 CATV・コミュニティFM 防災行政無線 登録制メール 緊急速報メール ホームページ・SNS	○被害の状況、気象情報 ○交通状況・ライフライン施設の被害状況 ○応急対策の概況、復旧の見通し ○町民のとるべき防災対策 ○避難所の開設状況、食料・飲料水の供給等に関する情報 ○安否情報の提供、各種相談等に対する対応 ○被災者生活支援に関する情報 ○犯罪情勢及び予防対策 ○その他必要な事項（買物、医療等の生活情報）

第2 避難所での広報活動

第3章 風水害等応急対策計画 第3節 第2 避難所での広報活動 を参照。

第3 報道機関への協力要請及び対応

第3章 風水害等応急対策計画 第3節 第3 報道機関への協力要請及び対応 を参照。

第4 防災関係機関の広報

第3章 風水害等応急対策計画 第3節 第4 防災関係機関の広報 を参照。

第5 被災者相談等への対応

第3章 風水害等応急対策計画 第3節 第5 被災者相談等への対応 を参照。

第6 安否情報の提供等

第3章 風水害等応急対策計画 第3節 第6 安否情報の提供等 を参照。

第4節 応援要請・受け入れ

項 目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
応援要請	<ul style="list-style-type: none"> ●自衛隊派遣要請 (本部事務局) ●県、他市町村等への応援要請 (本部事務局) ●民間団体等への協力要請 (関係各班) 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ ⇒ ⇒ 	
応援受け入れ		<ul style="list-style-type: none"> ●自衛隊の受け入れ (都市建設班) ●広域応援の受け入れ (都市建設班、関係各班) 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ ⇒
ボランティア		●ボランティアの活動支援 (福祉班)	⇒

第1 自衛隊派遣要請

第3章 風水害等応急対策計画 第4節 第1 自衛隊派遣要請 を参照。

第2 県、他市町村等への応援要請

第3章 風水害等応急対策計画 第4節 第2 県、他市町村等への応援要請 を参照。

第3 民間団体等への協力要請

第3章 風水害等応急対策計画 第4節 第3 民間団体等への協力要請 を参照。

第4 自衛隊の受け入れ

第3章 風水害等応急対策計画 第4節 第4 自衛隊の受け入れ を参照。

第5 広域応援の受け入れ

第3章 風水害等応急対策計画 第4節 第5 広域応援の受け入れ を参照。

第6 ボランティアの活動支援

第3章 風水害等応急対策計画 第4節 第6 ボランティアの活動支援 を参照。

第5節 災害救助法の適用

区 分	項 目	担 当
災害救助法の適用	●災害救助法の適用申請	本部事務局
	●災害救助費関係資料の作成及び報告	町民班
	●災害救助法の適用基準	—
	●救助業務の実施者及び救助の内容等	—

第1 災害救助法の適用申請

第3章 風水害等応急対策計画 第5節 第1 災害救助法の適用申請 を参照。

第2 災害救助費関係資料の作成及び報告

第3章 風水害等応急対策計画 第5節 第2 災害救助費関係資料の作成及び報告 を参照。

第3 災害救助法の適用基準

第3章 風水害等応急対策計画 第5節 第3 災害救助法の適用基準 を参照。

第4 救助業務の実施者及び救助の内容等

第3章 風水害等応急対策計画 第5節 第4 救助業務の実施者及び救助の内容等 を参照。

第6節 消防・救出・救急活動

項 目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
消防活動	<ul style="list-style-type: none"> ●消防体制の確立 (消防対策部、消防団) ●消防活動の実施 (消防対策部、消防団) 	⇒	
救出活動	<ul style="list-style-type: none"> ●救出活動の実施 (消防対策部、消防団) 	⇒ <ul style="list-style-type: none"> ●行方不明者リストの作成 (財政班、<u>税務班</u>) 	⇒
救急活動	<ul style="list-style-type: none"> ●傷病者の搬送 (消防対策部、警察署) 	⇒	

※_____は、本部内の主担当とする。

第1 消防体制の確立

第3章 風水害等応急対策計画 第6節 第1 消防体制の確立 を参照。

第2 消防活動の実施

1 基本方針

地震発生時における同時多発火災に対応する基本方針は、次のとおりである。

- 町民、自主防災組織及び事業所は、自らが出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
- 危険物を取り扱う事業所では、二次災害の防止に努める。
- 消防対策部（消防本部）、消防団は、多数の人命を守ることを最重点とした消火活動を行う。

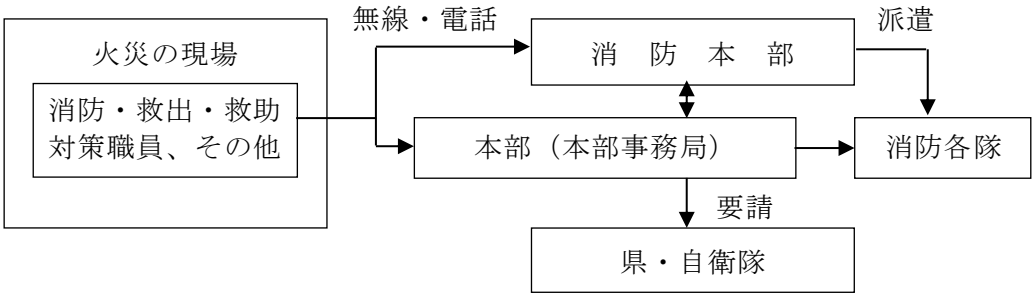
2 消防対策部（消防本部）、消防団の活動

情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ○延焼火災の状況 ○消防活動の状況及び通行可能な道路 ○消防水利等の状況
消防活動時の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○風向き、建物分布等を考慮した効率的な消火活動の実施 ○延焼火災時における町民避難のための避難路の確保 ○危険物のある地区の立ち入り禁止措置 ○病院、避難所、幹線道路、防災拠点等施設を優先的に消火 ○火災現場近くの倒壊家屋の生き埋め者の優先救出

3 町民、事業所の活動

火 気 の 遮 断	○ガス栓、プロパンガスのバルブ等の閉止 ○ブレーカーによる電気の遮断
初期消火活動	○火災が発生したときは、消火器、くみおき水、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。
初期救出活動	○近隣に軽微な倒壊家屋の生き埋め者を発見した場合は、防災機関に連絡するとともに、近所の人と協力して救出に努める。

4 連絡の流れ



第 3 救出活動の実施

第 3 章 風水害等応急対策計画 第 6 節 第 3 救出活動の実施 を参照。

第 4 行方不明者リストの作成

第 3 章 風水害等応急対策計画 第 6 節 第 4 行方不明者リストの作成 を参照。

第 5 傷病者の搬送

第 3 章 風水害等応急対策計画 第 6 節 第 5 傷病者の搬送 を参照。

第7節 二次災害の防止対策

項 目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
斜面、宅地等		●危険箇所の安全対策 (本部事務局、 <u>都市建設班</u> 、農林振興班) ●広報及び避難 (本部事務局、都市建設班、農林振興班 消防対策部、消防団)	⇒ ⇒
各種の危険物施設		●各種危険物施設等の応急対策 (消防対策部、各施設保安管理者等)	⇒

※_____は、本部内の主担当とする。

第1 危険箇所の安全対策

地震活動あるいは降雨等による二次的な土砂災害、宅地災害等の危険箇所について、専門技術者等の協力を得て、危険箇所についての情報を収集し、必要な措置を講ずる。

区 分	対象地域・箇所	措 置
危険斜面	○地すべり危険箇所 ○山腹崩壊危険地区 ○崩壊土砂流出危険地区 ○土砂災害防止法に基づく危険箇所	○立ち入り禁止の措置 ○落石防止、降雨対策のためのシート保護
危険建物	○幹線道路沿道の建物 ○小中学校通学路沿道の建物	○立ち入り禁止の措置 ○沿道通行禁止措置の実施 ○幹線道路沿道の倒壊危険建物の取り壊し (所有者の同意を得、町が行う。)
ブロック塀等		○倒壊、落下危険の標識設置 ○通学路沿道のブロック塀等の取り壊し (所有者の同意を得、町が行う。)

注) 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定は、本章 第13節 第1、第2を参照。

※資料編参照 【2-2 土砂災害防止法に基づく危険箇所】

※資料編参照 【2-5 地すべり危険箇所等一覧】

※資料編参照 【2-6 山腹崩壊危険地区一覧】

※資料編参照 【2-7 崩壊土砂流出危険地区一覧】

第2 広報及び避難

二次災害の危険箇所については町民に対し広報活動を行い、必要に応じ避難の指示、誘導等の措置を講ずる。

第 3 各種危険物施設等の応急対策

第 3 章 風水害等応急対策計画 第 7 節 第 6 各種危険物施設等の応急対策 を参照。

第8節 医療・救護活動

項 目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
応急医療	<ul style="list-style-type: none"> ●医師会等医療関係機関への 出動要請及び連絡 (健康推進班、医療班) ●救護所の設置 (健康推進班) ●救護所での医療救護活動 (医療救護チーム) ●後方医療施設の確保 (健康推進班、医療班) ●後方医療施設への搬送 (消防対策部、消防団) ●医薬品・資機材の確保 (健康推進班、医療班) ●個別疾患対策 (健康推進班、医療班) 	<p>⇒</p> <p>⇒</p> <p>⇒</p> <p>⇒</p> <p>⇒</p> <p>⇒</p>	<p>⇒</p> <p>⇒</p> <p>⇒</p> <p>⇒</p> <p>⇒</p>
保健医療		<ul style="list-style-type: none"> ●心のケア対策 (健康推進班、医療班) 	<p>⇒</p>

※_____は、本部内の主担当とする。

第1 医師会等医療関係機関への出動要請及び連絡

第3章 風水害等応急対策計画 第8節 第1 医師会等医療関係機関への出動要請及び連絡を参照。

第2 救護所の設置

第3章 風水害等応急対策計画 第8節 第2 救護所の設置 を参照。

第3 救護所での医療救護活動

第3章 風水害等応急対策計画 第8節 第3 救護所での医療救護活動 を参照。

第4 後方医療施設の確保

第3章 風水害等応急対策計画 第8節 第4 後方医療施設の確保 を参照。

第5 後方医療施設への搬送

第3章 風水害等応急対策計画 第8節 第5 後方医療施設への搬送 を参照。

第6 医薬品・資機材の確保

第3章 風水害等応急対策計画 第8節 第6 医薬品・資機材の確保 を参照。

第7 個別疾患対策

第3章 風水害等応急対策計画 第8節 第7 個別疾患対策 を参照。

第8 心のケア対策

第3章 風水害等応急対策計画 第8節 第8 心のケア対策 を参照。

第9節 交通対策・緊急輸送

項 目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ●交通規制の内容 (ー) ●交通情報の収集と交通規制 (都市建設班) ●公共交通機関の情報収集及び連絡調整 (生活環境班) 	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急輸送路の確保 (都市建設班) 	
緊急輸送	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急通行車両の確認 (監理班) 	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急輸送 (監理班、福祉班) ●車両等の確保、配分 (監理班) ●物資集配拠点の設置 (監理班、生涯教育班) ●臨時ヘリポートの設置 (都市建設班) 	<p>⇒</p> <p>⇒</p> <p>⇒</p> <p>⇒</p>

※_____は、本部内の主担当とする。

第1 交通規制の内容

第3章 風水害等応急対策計画 第9節 第1 交通規制の内容 を参照。

第2 交通情報の収集と交通規制

第3章 風水害等応急対策計画 第9節 第2 交通情報の収集と交通規制 を参照。

第3 公共交通機関の情報収集及び連絡調整

第3章 風水害等応急対策計画 第9節 第3 公共交通機関の情報収集及び連絡調整 を参照。

第4 緊急輸送路の確保

第3章 風水害等応急対策計画 第9節 第4 緊急輸送路の確保 を参照。

第5 緊急通行車両の確認

第3章 風水害等応急対策計画 第9節 第5 緊急通行車両の確認 を参照。

第6 緊急輸送

第3章 風水害等応急対策計画 第9節 第6 緊急輸送 を参照。

第7 車両等の確保、配分

第3章 風水害等応急対策計画 第9節 第7 車両等の確保、配分 を参照。

第8 物資集配拠点の設置

第3章 風水害等応急対策計画 第9節 第8 物資集配拠点の設置 を参照。

第9 臨時ヘリポートの設置

第3章 風水害等応急対策計画 第9節 第9 臨時ヘリポートの設置 を参照。

第10節 避難対策

項 目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
避難活動	<ul style="list-style-type: none"> ●警戒区域の設定等 (本部事務局、消防対策部、警察署) ●避難の指示等 (本部事務局、消防対策部、警察署) ●避難誘導 (消防対策部、消防団、警察署) 		
避難所の開設	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の開設 (町民班、学校教育班、教育総務班、生涯教育班、福祉班、子育て支援班) 		
避難所の運営		<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の運営 (町民班、学校教育班、教育総務班、生涯教育班、福祉班、子育て支援班) ●避難所運営に当たっての留意事項 (町民班、学校教育班、教育総務班、生涯教育班、福祉班、子育て支援班) 	<p>⇒</p> <p>⇒</p>
その他の避難対策		<ul style="list-style-type: none"> ●広域避難対策（災害発生前） (本部事務局) ●広域一時滞在（災害発生後） (本部事務局) ●帰宅困難者対策 (本部事務局) 	<p>⇒</p> <p>⇒</p> <p>⇒</p>

※_____は、本部内の主担当とする。

第 1 警戒区域の設定等

第3章 風水害等応急対策計画 第10節 第1 警戒区域の設定等 を参照。

第 2 避難の指示等

第3章 風水害等応急対策計画 第10節 第2 避難の指示等 を参照。

第3 避難誘導

第3章 風水害等応急対策計画 第10節 第3 避難誘導 を参照。

第4 避難所の開設

1 開設の担当

避難所は、原則的に本部長が指定避難場所の中から指定する。

避難所の開設は、担当班からの避難所派遣職員が、施設管理者の協力を得て実施する。

状況により、緊急に避難所を開設する必要があるときは、施設管理責任者、勤務職員が実施する。

※資料編参照 【3－2 指定避難場所一覧】

2 開設・避難者受け入れの手順

- 電話等により避難所開設を施設の管理者（学校長等）に要請する。
また、夜間・休日は避難所派遣職員が行う。
- あらかじめ施設（建物）の安全性を確認する。すでに避難者があるときは、安全確認されるまで屋外の安全な場所に待機させ、確認がとれ次第、とりあえず広いスペースに誘導する。
- 要配慮者専用スペースを確保し、案内する。
- 避難者受け入れスペースの決定・誘導を行う。
- 特定の指定避難所に避難者が集中し、受け入れ人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知するなど、避難者受け入れの円滑化に努める。

3 避難所内事務所の開設

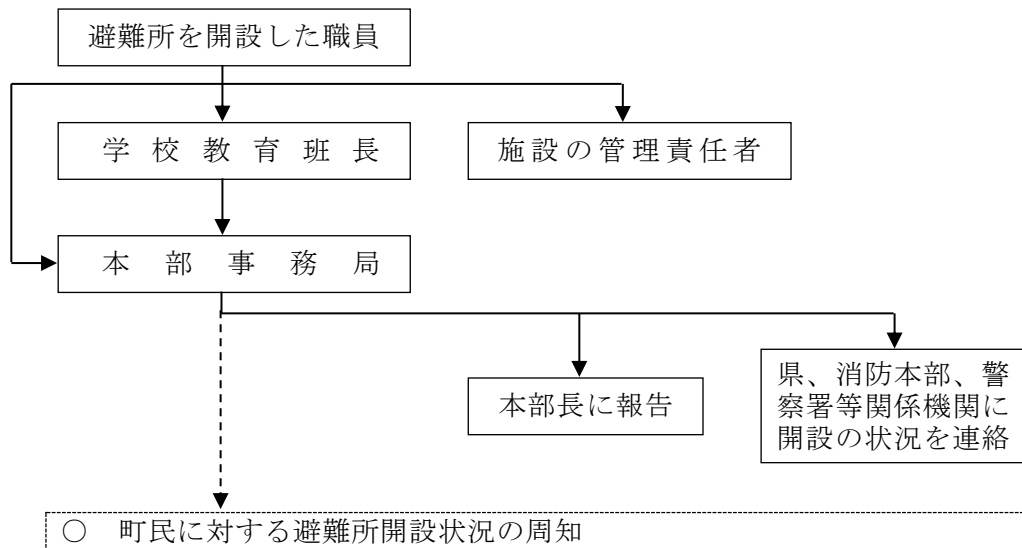
避難所内に事務所を開設し看板等を掲げて、避難所派遣職員（運営責任者）の所在を明らかにする。

なお、事務所には要員を常時配置し、避難者カード、事務用品等を準備する。

4 避難所開設の報告・周知

避難所開設の報告は、次のように行うとともに、町民へ周知する。

■避難所開設の報告・周知の流れ



なお、避難所を開設した際の県への報告事項は、次のとおりとする。

- 避難所の名称
- 避難所開設の日時及び場所
- 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている被災者も含める。）
- 開設期間の見込み
- 必要な救助・救援の内容

5 避難所の閉鎖

本部長は、災害の復旧状況や避難所の人数等により、避難所の統合又は閉鎖を行うとともに、町民へ周知する。

第5 避難所の運営

第3章 風水害等応急対策計画 第10節 第5 避難所の運営 を参照。

第6 避難所運営に当たっての留意事項

第3章 風水害等応急対策計画 第10節 第6 避難所運営に当たっての留意事項 を参照。

第7 広域避難対策（災害発生前）

第3章 風水害等応急対策計画 第10節 第7 広域避難対策（災害発生前）を参照。

第8 広域一時滞在（災害発生後）

第3章 風水害等応急対策計画 第10節 第8 広域一時滞在（災害発生後）を参照。

第9 帰宅困難者対策

第3章 風水害等応急対策計画 第10節 第9 帰宅困難者対策 を参照。

第11節 要配慮者対策

項 目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
要配慮者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●要配慮者の安全確保と安否確認（福祉班、健康推進班、子育て支援班） 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所における応急支援（福祉班、健康推進班、子育て支援班） ●福祉避難所等の確保と移送（福祉班） ●各種支援措置（福祉班、健康推進班、子育て支援班） ●外国人対策（町民班、教育総務班） 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ ⇒ ⇒ ●福祉仮設住宅の供給（都市建設班） ●福祉仮設住宅等での支援措置（福祉班、町民班、健康推進班、子育て支援班） ⇒

○要配慮者の担当

子育て支援班は乳児・園児、福祉班は障害者、高齢者、健康推進班及び医療班は傷病者の主担当とする。

第 1 要配慮者の安全確保と安否確認

第3章 風水害等応急対策計画 第11節 第1 要配慮者の安全確保と安否確認 を参照。

第 2 避難所における応急支援

第3章 風水害等応急対策計画 第11節 第2 避難所における応急支援 を参照。

第 3 福祉避難所等の確保と移送

第3章 風水害等応急対策計画 第11節 第3 福祉避難所等の確保と移送 を参照。

第 4 各種支援措置

第3章 風水害等応急対策計画 第11節 第4 各種支援措置 を参照。

第5 福祉仮設住宅の供給

第3章 風水害等応急対策計画 第11節 第5 福祉仮設住宅の供給 を参照。

第6 福祉仮設住宅等での支援措置

第3章 風水害等応急対策計画 第11節 第6 福祉仮設住宅等での支援措置 を参照。

第7 外国人対策

第3章 風水害等応急対策計画 第11節 第7 外国人対策 を参照。

第12節 生活救援活動

項 目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
飲料水、生活用水の供給	●給水需要調査と給水計画 (上下水道班)	●応急給水活動の実施 (上下水道班)	⇒
需要把握	●食料、生活物資の需要把握 (本部事務局)	⇒	
食料の供給	●食料の確保 (農林振興班)	●食料の供給 (農林振興班) ●炊き出しの実施、支援 (農林振興班、学校教育班)	⇒ ⇒
生活物資の供給	●生活物資の確保 (生活環境班)	●生活物資の供給 (生活環境班)	⇒
救援物資等の受け入れ		●救援物資の受け入れ (監理班)	⇒

第 1 給水需要調査と給水計画

第3章 風水害等応急対策計画 第12節 第1 給水需要調査と給水計画 を参照。

第 2 応急給水活動の実施

第3章 風水害等応急対策計画 第12節 第2 応急給水活動の実施 を参照。

第 3 食料、生活物資の需要把握

第3章 風水害等応急対策計画 第12節 第3 食料、生活物資の需要把握 を参照。

第 4 食料の確保

第3章 風水害等応急対策計画 第12節 第4 食料の確保 を参照。

第 5 食料の供給

第3章 風水害等応急対策計画 第12節 第5 食料の供給 を参照。

第6 炊き出しの実施、支援

第3章 風水害等応急対策計画 第12節 第6 炊き出しの実施、支援 を参照。

第7 生活物資の確保

第3章 風水害等応急対策計画 第12節 第7 生活物資の確保 を参照。

第8 生活物資の供給

第3章 風水害等応急対策計画 第12節 第8 生活物資の供給 を参照。

第9 救援物資の受け入れ

第3章 風水害等応急対策計画 第12節 第9 救援物資の受け入れ を参照。

第13節 住宅対策

項 目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
応急危険度判定の実施	● 応急危険度判定士の確保 (都市建設班)	⇒ ● 応急危険度判定の実施 (都市建設班)	● 建物の解体、撤去 (都市建設班)
応急仮設住宅の設置		● 応急仮設住宅の需要把握 (本部事務局) ● 応急仮設住宅の用地確保 (都市建設班) ● 応急仮設住宅の建設 (都市建設班)	⇒ ⇒ ● 応急仮設住宅の入居者選定 (町民班)
被災住宅の修理			● 被災住宅の応急修理等 (都市建設班)

第 1 応急危険度判定士の確保

1 応急危険度判定士の確保

被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定士の有資格者を確保する。

- 町内建築関係団体へ派遣を要請する。
- 専門ボランティアの募集のための広報を行う。

2 窓口の設置

危険度判定の実施窓口を設置し、多数の応急危険度判定士の受け入れ体制及び作業体制を確立する。

- 受け入れ判定士の名簿づくり
- 担当区域の配分
- 判定基準の資料の準備
- 立ち入り禁止などを表示する用紙の準備
- 判定統一のための打ち合わせの実施

第2 応急危険度判定の実施

1 被災建築物応急危険度判定

(1) 判定作業の概要

- 判定は、「石川県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」にしたがい、目視にて行う。
- 判定の結果は3段階で、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法を記載し、建物の見やすい場所に貼りつける。
- 判定の内容は次のとおりである。

☐ 危険 (赤)	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
☐ 要注意 (黄)	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
☐ 調査済 (緑)	建築物の損傷が少ない場合である。

(2) 判定後の措置

判定の結果、「危険」とされた建物は、立ち入り禁止の措置を促す。

また、地震活動の継続に伴う倒壊のおそれのある建物については、二次被害防止の観点から、速やかに解体・撤去を行う。

2 被災宅地危険度判定

被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地に被災が認められる宅地の使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

第3 応急仮設住宅の需要把握

第3章 風水害等応急対策計画 第13節 第1 応急仮設住宅の需要把握 を参照。

第4 応急仮設住宅の用地確保

第3章 風水害等応急対策計画 第13節 第2 応急仮設住宅の用地確保 を参照。

第5 応急仮設住宅の建設

第3章 風水害等応急対策計画 第13節 第3 応急仮設住宅の建設 を参照。

第6 応急仮設住宅の入居者選定

第3章 風水害等応急対策計画 第13節 第4 応急仮設住宅の入居者選定 を参照。

第 7 被災住宅の応急修理等

第 3 章 風水害等応急対策計画 第13節 第 5 被災住宅の応急修理等 を参照。

第14節 衛生・清掃対策

項 目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
健康・衛生・防疫対策		●被災者の健康と衛生管理 (健康推進班、医療班) ●被災地での防疫活動 (生活環境班、健康推進班)	⇒ ⇒
し尿対策	●仮設トイレの設置 (生活環境班)	●し尿の処理 (生活環境班)	⇒
清掃対策		●生活ごみの処理 (生活環境班)	⇒
がれき対策			●がれきの処理 (都市建設班)
障害物の除去		●各種障害物の除去 (都市建設班、農林振興班)	⇒
動物対策		●ペット動物の受け入れ等 (生活環境班)	⇒

※_____は、本部内の主担当とする。

第 1 被災者の健康と衛生管理

第 3 章 風水害等応急対策計画 第14節 第 1 被災者の健康と衛生管理 を参照。

第 2 被災地での防疫活動

第 3 章 風水害等応急対策計画 第14節 第 2 被災地での防疫活動 を参照。

第 3 仮設トイレの設置

第 3 章 風水害等応急対策計画 第14節 第 3 仮設トイレの設置 を参照。

第 4 し尿の処理

第 3 章 風水害等応急対策計画 第14節 第 4 し尿の処理 を参照。

第 5 生活ごみの処理

第 3 章 風水害等応急対策計画 第14節 第 5 生活ごみの処理 を参照。

第 6 がれきの処理

第 3 章 風水害等応急対策計画 第14節 第 6 がれきの処理 を参照。

第 7 各種障害物の除去

第 3 章 風水害等応急対策計画 第14節 第 7 各種障害物の除去 を参照。

第 8 ペット動物の受け入れ等

第 3 章 風水害等応急対策計画 第14節 第 8 ペット動物の受け入れ等 を参照。

第15節 遺体の処理・埋葬

項 目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
遺体の捜索・ 処理	<ul style="list-style-type: none"> ●遺体の捜索 (消防対策部、消防団、警察署等) ●納棺用品等の確保 (福祉班) 	⇒ ●遺体の検案、処理 (健康推進班、医療班)	⇒
遺体の安置・ 埋葬		<ul style="list-style-type: none"> ●遺体の安置 (福祉班) ●遺体の埋葬 (町民班) 	⇒ ⇒

※_____は、本部内の主担当とする。

第 1 遺体の捜索

第 3 章 風水害等応急対策計画 第15節 第 1 遺体の捜索 を参照。

第 2 納棺用品等の確保

第 3 章 風水害等応急対策計画 第15節 第 2 納棺用品等の確保 を参照。

第 3 遺体の検案、処理

第 3 章 風水害等応急対策計画 第15節 第 3 遺体の検案、処理 を参照。

第 4 遺体の安置

第 3 章 風水害等応急対策計画 第15節 第 4 遺体の安置 を参照。

第 5 遺体の埋葬

第 3 章 風水害等応急対策計画 第15節 第 5 遺体の埋葬 を参照。

第16節 公共施設等の応急対策

項 目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
水道	●水道の応急・復旧対策 (上下水道班)	⇒	⇒
下水道	●下水道の応急・復旧 対策 (上下水道班)	⇒	⇒
電力・電話	●電力・電話の応急・復旧対策 (北陸電力㈱、北陸電力送配電㈱ N T T 西日本関係事業所)	⇒	⇒
道路・橋りょう等	●道路・橋りょう等の応急・復旧対策 (都市建設班、道路管理者)	⇒	⇒
河川・がけ地	●河川・がけ地等の応急・復旧対策 (都市建設班)	⇒	⇒
鉄道	●鉄道の応急・復旧対策 (J R 西日本、I R いしかわ鉄道)	⇒	⇒
その他の公共施設	●その他の公共施設の応急・復旧対策 (各施設管理者)	⇒	⇒

第 1 水道の応急・復旧対策

第3章 風水害等応急対策計画 第16節 第1 水道の応急・復旧対策 を参照。

第 2 下水道の応急・復旧対策

第3章 風水害等応急対策計画 第16節 第2 下水道の応急・復旧対策 を参照。

第 3 電力・電話の応急・復旧対策

第3章 風水害等応急対策計画 第16節 第3 電力・電話の応急・復旧対策 を参照。

第 4 道路・橋りょう等の応急・復旧対策

第3章 風水害等応急対策計画 第16節 第4 道路・橋りょう等の応急・復旧対策 を参照。

第 5 河川・がけ地等の応急・復旧対策

第3章 風水害等応急対策計画 第16節 第5 河川・がけ地等の応急・復旧対策 を参照。

第6 鉄道の応急・復旧対策

第3章 風水害等応急対策計画 第16節 第6 鉄道の応急・復旧対策 を参照。

第7 その他の公共施設の応急・復旧対策

第3章 風水害等応急対策計画 第16節 第7 その他の公共施設の応急・復旧対策 を参照。

第17節 文教対策

項 目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
学校の対応	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒の安全確保（学校長、教育対策部） ●児童生徒等の安否確認（学校教育班、学校長） ●避難所への協力支援（学校長） 	●応急教育の実施（学校教育班）	⇒
認定こども園等・放課後児童クラブの対応	<ul style="list-style-type: none"> ●園児の安全確保、安否確認（子育て支援班、施設長） ●放課後児童クラブの児童の安全確保、安否確認（子育て支援班、支援員） 	●応急保育の実施（子育て支援班、施設長）	⇒
文化財の保護		●文化財の保護（生涯教育班）	⇒

第 1 児童生徒の安全確保

第3章 風水害等応急対策計画 第17節 第1 児童生徒の安全確保 を参照。

第 2 児童生徒等の安否確認

第3章 風水害等応急対策計画 第17節 第2 児童生徒等の安否確認 を参照。

第 3 避難所への協力支援

第3章 風水害等応急対策計画 第17節 第3 避難所への協力支援 を参照。

第 4 応急教育の実施

第3章 風水害等応急対策計画 第17節 第4 応急教育の実施 を参照。

第 5 園児の安全確保、安否確認

第3章 風水害等応急対策計画 第17節 第5 園児の安全確保、安否確認 を参照。

第6 放課後児童クラブの児童の安全確保、安否確認

第3章 風水害等応急対策計画 第17節 第6 放課後児童クラブの児童の安全確保、安否確認 を参照。

第7 応急保育の実施

第3章 風水害等応急対策計画 第17節 第7 応急保育の実施 を参照。

第8 文化財の保護

第3章 風水害等応急対策計画 第17節 第8 文化財の保護 を参照。

第18節 災害警備活動

項 目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
災害警備	●警備体制の確立 (警察署)	⇒	⇒
防犯活動への 協力		●防犯活動への協力 (生活環境班、消防団)	⇒

第 1 警備体制の確立

第 3 章 風水害等応急対策計画 第18節 第 1 警備体制の確立 を参照。

第 2 防犯活動への協力

第 3 章 風水害等応急対策計画 第18節 第 2 防犯活動への協力 を参照。

第5章 災害復旧復興計画

第1節 町民生活の安定のための緊急措置

第2節 災害復旧事業

第3節 災害復興事業

平成19年6月26日修正

平成24年8月 3日修正

平成26年8月22日修正

令和 3年9月 7日修正

令和 6年8月21日修正

令和 8年3月19日修正

第1節 町民生活の安定のための緊急措置

この節の対策	担 当
●り災証明の発行	税務課
●義援金及び義援物資の受け入れ、配分	会計課
●災害弔慰金等の支給	福祉課
●その他の被災者生活確保の措置	関係機関
●農林業関係対策	農林振興課
●中小企業関係対策	商工観光課

第1 り災証明の発行

1 発行の手続き

被災者のり災証明書の発行申請に対し、被災者台帳で確認の上、り災証明書を発行する。なお、被災者台帳で確認できないが、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは、り災証明書を発行する。

※資料編参照 【14-1 り災申請書】

※資料編参照 【14-2 り災証明書】

※資料編参照 【14-3 被災者台帳】

2 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、住家の被害の程度等について証明する。

建物の被害の程度の認定基準は、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」及び内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」によるものとする。

3 その他

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

また、火災に関するり災証明は、消防本部が発行する。

第2 義援金及び義援物資の受け入れ、配分

1 義援金の受け入れ

義援金の受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。

※資料編参照 【14-4 義援金受領書】

2 義援金の保管

義援金を被災者に配分するまでの間、町指定金融機関に「当該災害に関する義援金受付専用口座」をつくり、受払簿を作成し管理・保管する。

3 義援金の配分

義援金の配分に関しては、配分委員会を設けて配分比率、配分方法を決定し、被災者に対し適正かつ円滑に配分する。

4 義援物資の受け入れ等

受け入れを希望する義援物資を具体的に示した上で募集する。なお、義援物資を募集する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示するなど、こん包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう、提供者に協力を要請する。

また、義援物資の受け入れ・管理・配分窓口を一元化するとともに、義援物資の保管場所（倉庫等）をあらかじめ定めることにより、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制を構築する。

第3 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金

「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づく町条例により災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づく町条例により災害障害見舞金を支給する。

(3) 日赤県支部による災害救援金（品）の支給

日赤県支部は、日赤各地区からの申請に基づき、被災した者に対し、災害救援金（品）の配布を行う。

※資料編参照 【5－4 津幡町災害弔慰金の支給等に関する条例】

2 援護資金・住宅資金等の貸付

(1) 災害援護資金

「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づく町条例に基づき、災害救助法による救助又は災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により被害を受けた世帯に対して、災害援護資金の貸付を行う。

(2) 生活福祉資金

県社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度の中で、災害を受けた低所得世帯に貸付を行う制度である。なお、上記の町条例に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

(3) 母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金

災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付を行う。

(4) 災害復興住宅資金

被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対して、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被災状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。この場合、資金の融資を早くするために、町は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

(5) 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により被災した町民に対し支給する支援金の申請を受け付け、とりまとめて県に報告するとともに、被災者生活再建支援補助金の申請を受け付ける。

なお、県と連携し、被害認定調査の具体的な事務に関するマニュアルの整備に努める。

3 各種支援制度の周知

町は、県等と連携し、被災者の早期生活再建を図るため、地域の実情に応じた災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第4 その他の被災者生活確保の措置

1 その他関係機関が行う被災者の生活確保に関する対応

機関名	生活確保の取り扱い
県	<p>(1) 労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長等の措置を講ずることとする。</p> <p>① 納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が、納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。</p> <p>② 制度の周知徹底 市町及び労働保険事務組合等関係団体に対しても、該当適用事業主に対する制度の周知を要請する。</p>

機関名	生活確保の取り扱い
国 (公共職業安定所)	<p>(1) 証明書による失業の認定 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行う。</p> <p>(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 激甚災害に指定された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働保険者は除く）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給する。</p> <p>(3) 雇用調整助成金の特例適用の要請 次の休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金負担の一部を助成できるよう厚生労働省へ要請する。</p> <p>① 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合</p> <p>② 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合</p> <p>③ 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消の回避を図る場合</p>
日本郵政グループ	<p>(1) 被災者に対する通常葉書・郵便書留の無償交付</p> <p>(2) 被災者の差し出す郵便物の料金免除</p> <p>(3) 被災地宛救助用郵便物の料金免除</p> <p>(4) 被災者救援用寄付金送付のための郵便振替料金免除</p> <p>(5) 貯金関係 取り扱い局、取り扱い期間、取り扱い業務の範囲を指定して、払い戻し等の便宜処置を行う。</p> <p>(6) かんぽ生命保険関係 取り扱い局、取り扱い期間、取り扱い業務の範囲を指定して、保険金・貸付金等の支払い、保険料等の払い込みの際、適宜処置を行う。</p>
日本放送協会	<p>(1) NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施また、医療団、生活安全班の派遣等の奉仕を図る。</p> <p>(2) 被災者の受信料免除</p> <p>(3) 状況により避難所へ受信機を貸与する。</p>
N T T 西日本関係事業所	<p>(1) 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免（避難指示の日から同解除の日まで）</p> <p>(2) 災害による建物被害により、仮住宅等へ電話を移転する契約者の移転工事費の免除</p>
北陸電力(株) 及び北陸電力送配電(株)	<p>電気事業法に基づく、電気供給等に係る特別措置の適用については、災害の状況をみて電気事業者が経済産業大臣に申請し、認可を得る。</p>

2 租税の徴収猶予及び減免等

(1) 町税

① 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は町税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。

② 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。（地方税法第15条）

③ 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、条例の定めるところにより、減免を行う。

(2) 国税・県税

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予、滞納処分の執行の停止等並びに減免の措置を災害の状況により実施する。

3 職業のあっせん

公共職業安定所の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

- 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用

4 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第5 農林業関係対策

町は、災害により損失を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対して、農林業の経営等に必要な資金、災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について指導あっせんを行う。また、天災融資法（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）に基づく利子補給及び損失補償を行い、農林業の生産力の維持、増進と経営の安定を図るため、次の措置を講ずる。

- 農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせんを行う。
- 被害農林業者又は被害組合に対して天災融資法による経営資金の融通措置の促進、利子補給並びに損失補償を実施する。
- 被害農林業者に対する(株)日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく災

害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置の指導あつせんを行う。

第6 中小企業関係対策

被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、県が行う次の措置について適宜協力するとともに、商工会等と連携して取組の周知を図る。

なお、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

- (株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫の「災害特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に対して要請を行う。
- 地元金融機関に対して中小企業向融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- 信用力の低い中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会に対して保証審査の弾力化等を要請する。
- 中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定を受けるための必要な措置を講ずる。

第2節 災害復旧事業

この節の対策	担 当
●激甚法による災害復旧事業	関係各班
●その他の法律による災害復旧事業	関係各班
●事業推進のための支援・連携	関係各班

第1 激甚法による災害復旧事業

甚大な災害が発生した場合には、地方公共団体の経費負担の軽減を目的として「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）が制定されている。激甚災害に指定された場合は、この法に基づいて、復旧事業を行う。

■激甚法による財政援助

助 成 区 分	財 政 援 助 を 受 け る 事 業 等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共土木施設災害関連事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 児童福祉施設災害復旧事業 ○ 老人福祉施設災害復旧事業 ○ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業 ○ 知的障害者援護施設災害復旧事業 ○ 堆積土砂排除事業 ○ 湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 ○ 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ○ 森林災害復旧事業に対する補助 ○ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○ 小規模企業者等設備導入資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例 ○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

助 成 区 分	財 政 援 助 を 受 け る 事 業 等
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ○ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ○ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ○ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例 ○ 水防資材費の補助の特例 ○ 被災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ○ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ○ 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第2 その他の法律による災害復旧事業

国が激甚法以外の法律により財政援助を行う場合の事業等及び根拠法令は、次に示すとおりである。

■その他の法律等による財政援助等

根 拠 法 令	財 政 援 助 を 受 け る 事 業 等
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、道路、下水道の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法 公営住宅法	公立学校施設の復旧事業公営住宅及び共同施設 (児童公園、共同浴場、集会所等)の復旧事業
土地区画整理法	災害により急を要する土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産施設災害復旧費国庫補助の 暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者更生援護施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧事業

第3 事業推進のための支援・連携

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

また、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

第3節 災害復興事業

この節の対策	担 当
●災害復興事業の推進	企画班、関係各班

第1 災害復興事業の推進

1 復興体制

大規模な災害が発生した場合は、町長を本部長とする「災害復興本部」を設置し、「災害復興基本計画」を策定するとともに、災害復興事業実施の総合調整を行う。

災害復興事業については、復興のための地域づくりをはじめとし、経済復興や町民生活の再建など、町民生活全般にわたる分野を対象とする。

2 復興事業の推進

災害復興事業のうち地域づくりに関する分野の復興については、平時から進めるまちづくり計画を生かしながら、被害状況を的確に計画・事業に反映することができるよう被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた復興計画を策定し、速やかな事業の実現を図る。

事業の実施にあたっては、必要に応じて関連諸制度を活用しながら、良好で安全なまちなみの形成を図る。

なお、特定大規模災害による被害を受けた場合は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることができる。

3 計画的復興の進め方

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建は、大規模事業となることから、関係機関と十分協議し、計画的に復興を進める。
- (2) 県及び町は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国との連携などにより、必要な体制を整備する。
- (3) 県及び町は、再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、町民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、町民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- (4) 県及び町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地特別措置法等を活用するとともに、町民の早急な生活再建の観点から、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (5) 県は、特定大規模災害等を受けた町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図る。

るために必要な都市計画の決定等を行う。

沿革

昭和44年	3月27日	作成
昭和61年	11月12日	改正
平成4年	9月10日	改正
平成12年	7月21日	改正
平成19年	6月26日	改正
平成20年	7月8日	改正
平成21年	7月9日	改正
平成23年	6月29日	改正
平成24年	8月3日	改正
平成25年	8月22日	改正
平成26年	8月22日	改正
平成27年	7月31日	改正
平成28年	8月3日	改正
平成29年	8月2日	改正
平成30年	7月25日	改正
令和元年	8月7日	改正
令和3年	9月7日	改正
令和4年	7月28日	改正
令和5年	8月4日	改正
令和6年	8月21日	改正
令和8年	3月19日	改正
令和8年	9月25日	改正

津 幡 町 地 域 防 災 計 画

発 行 令和8年9月

編集者 津幡町防災会議

発行者 津幡町

〒929-0393

河北郡津幡町加賀爪二3番地

電話番号 076-288-2120

津幡町地域防災計画

資 料 編

目 次

町の防災関連現況資料

1	情報の収集・伝達	
1-1	災害時の連絡先一覧	1
1-2	津幡町防災会議委員名簿	5
2	防災上注意を要する箇所	
2-1	河川の水防注意箇所一覧	6
2-2	土砂災害防止法に基づく危険箇所一覧	7
2-4	雪崩危険箇所一覧	12
2-5	地すべり危険箇所等一覧	13
2-6	山腹崩壊危険地区一覧	15
2-7	崩壊土砂流出危険地区一覧	17
2-8	注意・観察を要するため池	18
2-9	道路注意箇所（異常気象時における道路通行規制箇所）一覧	20
3	応急対策に係る施設・設備等	
3-1	医療機関一覧	21
3-2	指定避難場所一覧	22
3-3	福祉避難所一覧	24
3-4	災害備蓄物資一覧	25
3-5	町有車両一覧	26
3-6	臨時ヘリポート一覧	27
3-7	登録ガス小売事業者一覧	28

協定、例規、基準等

4	応援協定	
4-1	応援協定一覧	29
4-2	石川県消防防災ヘリコプター支援協定	32
4-3	災害発生時における津幡町と津幡町内郵便局の協力に関する協定	34
4-4	石川県防災行政無線（衛星系）更新に係る施設の整備及び運用に関する協定書	35
5	町関係の例規、基準等	
5-1	津幡町防災会議条例	37
5-2	津幡町災害対策本部条例	39
5-3	津幡町災害対策本部運営要綱	40
5-4	津幡町災害弔慰金の支給等に関する条例	42
5-5	津幡町防災行政無線局管理運用規程	46

6	県、国関係の例規、基準等	
6-1	特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準	52
6-2	気象庁震度階級関連解説表	53
6-3	被害状況等の判定基準	54
6-4	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の 基準について	57

各種様式

7	応急活動体制	
7-1	参集記録票	60
7-2	参集途上の被災状況記録票	61
8	情報の収集・伝達	
8-1	被害発生状況連絡票	62
9	県への報告の様式	
9-1	速報及び被害状況等の様式	63
10	応援要請	
10-1	自衛隊災害派遣要請依頼書	66
10-2	自衛隊災害派遣撤収依頼書	67
11	救助	
11-1	要搜索者名簿	68
11-2	遺体処理票	69
11-3	遺留品処理台帳	70
11-4	遺体処理台帳	71
11-5	埋葬台帳	72
12	医療・緊急輸送	
12-1	応急救護記録簿	73
12-2	医薬品記録簿	74
12-3	緊急通行車両確認証明書	75
12-4	物品の受払簿（物資集配拠点用）	77
13	避難所	
13-1	避難者カード	78
13-2	避難者名簿	79
13-3	物品の受払簿（避難所用）	80
13-4	避難所運営記録	81
14	町民生活の安定	
14-1	り災申請書	83
14-2	り災証明書	84
14-3	り災台帳	85
14-4	義援金受領書	86

町の防災関連現況資料

1 - 1 災害時の連絡先一覧

(令和8年4月1日現在)

名 称	電話番号	F A X 番号	備 考
町			
津幡町役場	076-288-2120	076-288-6358	
県			
県危機管理部防災対策課	076-225-1482	076-225-1484	県防災行政無線 電話80-111-4281 FAX 80-111-6743
石川中央保健福祉センター 河北地域センター	076-289-2177	076-289-2178	
津幡土木事務所	076-289-4161	076-288-4608	
県央農林総合事務所	076-239-1750	076-239-1720	
金沢県税事務所	076-263-8831	076-263-8841	
県教育委員会	076-225-1811	076-225-1814	
津幡警察署	076-289-0110	076-288-5855	
自衛隊			
陸上自衛隊第14普通科連隊（第3科長）	076-241-2171		
航空自衛隊第6航空団 （防衛部防衛班長）	0761-22-2101		
指定地方行政機関			
北陸農政局	076-263-2161	076-232-5824	
東京管区气象台（金沢地方气象台）	076-260-1462	076-260-1466	
北陸地方整備局（金沢河川国道事務所）	076-264-8800	076-233-9632	
指定公共機関			
日本郵便株式会社（津幡郵便局） （津幡駅前郵便局） （英田郵便局） （倶利伽羅郵便局） （河合谷簡易郵便局）	076-289-2500 076-289-3919 076-289-3918 076-288-1200 076-287-1086		
西日本旅客鉄道株式会社（七尾鉄道部）	0767-52-0236		
N T T 西日本株式会社（北陸支店）	076-282-9847	076-253-3464	
日本赤十字社（石川県支部）	076-239-3880	076-239-3881	
日本放送協会（金沢放送局）	076-264-7001		
日本通運株式会社（金沢支店）	076-266-4561		
中日本高速道路株式会社（金沢支社）	076-249-8111	076-249-8119	
北陸電力株式会社（石川支店）	076-233-8877		
北陸電力送配電株式会社（石川支社）	076-233-8854		
指定地方公共機関			
北陸鉄道株式会社（本社） （北部営業所）	076-237-8111 076-258-2233		
I R いしかわ鉄道株式会社（津幡駅）	076-289-2020	076-289-2304	

名 称	電話番号	F A X 番号	備 考
一部事務組合			
河北郡市広域事務組合	076-288-4545	076-288-4564	
公共的団体・防災上重要な施設の管理者			
津幡町消防本部	076-288-3000	076-288-5598	
津幡町消防団	076-288-3000	076-288-5598	
河北郡市医師会	076-285-2770	076-285-2773	事務局連絡先
河北歯科医師会	076-288-5190		つだ歯科医院 (津幡町)
石川県薬剤師会 河北支部	076-289-2055		中村栄安堂薬局 (津幡町)
石川かほく農業協同組合	076-288-3331	076-288-7535	本店
津幡町商工会	076-204-6824	076-288-2134	
河北郡市土建協同組合	076-288-3955	076-288-3956	
金沢森林組合 河北支所	076-288-3132	076-288-3133	
津幡町管工事協同組合	076-288-5990	076-288-5990	
石川県L P ガス協会河北支部	076-289-2010	076-288-6100	(有)加茂川商店
石川県石油販売協同組合	076-289-2527	076-289-2085	中山石油
津幡町公共施設等管理公社	076-288-8668	076-288-8669	俱利伽羅塾
津幡町福祉会	076-288-8915	076-288-8990	あがたの里
公民館			
生涯学習センター	076-288-2125	076-288-8527	文化会館内
笠井公民館	076-288-5756		
津幡地域交流センター	076-289-2266	076-288-6799	浸水想定区域内
中条公民館	076-288-4685	076-288-4689	
条南コミュニティプラザ	076-288-3115	076-288-3116	
井上コミュニティプラザ	076-289-2436	076-289-2408	浸水想定区域内
笠野公民館	076-288-0760	076-288-0760	
英田コミュニティプラザ	076-288-5995	076-288-5995	
河合谷公民館	076-287-1001	076-287-1550	
刈安コミュニティプラザ	076-288-1801	076-288-1810	
萩野台コミュニティプラザ	076-288-1514	076-288-1514	

名 称	電話番号	F A X 番号	備 考
津幡町立学校			
津幡小学校	076-288-8511	076-288-8512	浸水想定区域内
太白台小学校	076-288-8522	076-288-8523	
中条小学校	076-289-2206	076-289-2669	
条南小学校	076-288-8871	076-288-8872	
井上小学校	076-288-8261	076-288-8262	
笠野小学校	076-288-8651	076-288-8652	
英田小学校	076-288-8533	076-288-8534	
刈安小学校	076-288-8661	076-288-8662	
萩野台小学校	076-288-1341	076-288-1342	
津幡中学校	076-289-2213	076-288-5535	
津幡南中学校	076-288-7420	076-288-8491	
津幡町立認定こども園			
中条東保育園	076-289-2348	076-289-7389	
井上保育園	076-289-3314	076-289-7581	浸水想定区域内
寺尾保育園	076-288-1033	076-288-0581	
津幡町立保育園			
竹橋保育園	—	—	休園
私立認定こども園			
さくらこども園	076-289-5050	076-289-7776	浸水想定区域内
ちいろばこども園	076-289-6841	076-289-6874	浸水想定区域内
住吉こども園	076-289-2336	076-289-7384	浸水想定区域内
実生こども園	076-289-2256	076-289-7370	浸水想定区域内
しいのきこども園	076-288-3232	076-288-7374	
のせこども園	076-289-2508	076-289-7590	
津幡とくの幼稚園	076-289-7788	076-289-7865	浸水想定区域内
地域型保育事業所			
ニルスガーデン（吉竹福祉会）	076-208-3613	076-208-3598	浸水想定区域内

浸水想定区域内要配慮者施設

名 称	電話番号	F A X 番号	備 考
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）			
グループホームかたばたの里	076-289-0725	076-289-0726	
グループホーム津幡福老園	076-289-0728	076-289-0726	
グループホーム庄の里	076-288-3456	076-288-7715	
グループホームつつじ	076-289-0712	076-289-0713	
グループホームかえで	076-289-0618	076-289-0617	
グループホーム1・2・SUN	076-289-0605	076-289-0604	
グループホームつばた	076-289-0665	076-289-0675	
あすなろ	076-289-0877	076-289-2224	
通所介護			
デイサービスセンター 恵比寿	076-255-3251	076-255-3451	
J A 石川かほくほのぼのデイサービス	076-289-2060	076-289-2061	
デイサービスセンターみずほガーデン	076-288-6210	076-288-6205	
デイサービス すまいる津幡	076-289-6788	076-289-6790	
らくら	076-213-6736	076-213-6738	
障害児通所支援事業所			
こだま	076-289-4400	076-289-4411	放課後等デイサービス 児童発達支援
みんなで笑顔「木のおうち」	076-208-7670	076-208-7671	放課後等デイサービス 児童発達支援
みんなで笑顔「木のおうち2っ!」	076-254-6558	076-254-6559	放課後等デイサービス 児童発達支援
C O C O C H I - t w o	076-255-3655	076-255-2655	放課後等デイサービス 児童発達支援
らくら	076-213-6736	076-213-6738	放課後等デイサービス 児童発達支援
障害福祉サービス事業所			
指定就労継続支援B型事業所ひまわり	076-289-5106	076-289-6365	就労継続支援B型
メルクマール	076-289-2826	076-289-2880	生活介護
はばたき	076-289-2277	076-289-2281	就労継続支援B型
なごみ	076-289-6500		グループホーム
なごみ（響）	076-289-7080		グループホーム
なごみ（きらら）	076-289-0040		グループホーム
就労支援事業所米ライフ	076-255-3251	076-255-3451	就労継続支援B型
ワンダーランド津幡	076-289-3737	076-289-3747	就労継続支援A型
フラワーリッシュ	076-288-3884	076-288-5577	グループホーム
自然の気 津幡	080-5623-5325		グループホーム
自然の気 潟端	080-5623-5325		グループホーム
らくらワークス	076-213-6737	076-213-6738	就労継続支援A型
医療施設			
公立河北中央病院	076-289-2117	076-289-5462	
みずほ病院	076-255-3008	076-288-3801	

要配慮者利用施設土砂災害（特別）警戒区域一覧

箇所番号	区域名	名 称	電話番号	F A X 番号	備考
I-52330	吉倉1号	小規模多機能ホーム愛の風 サテライト吉倉	076-287-1255	076-287-1277	

1 - 2 津幡町防災会議委員名簿

区 分	役 職	所 在 地	電話番号
会 長	津 幡 町 長	津幡町字加賀爪ニ3	076-288-2120
第1号委員	国土交通省北陸地方整備局 金沢河川国道事務所長	金沢市西念4丁目23番5号	076-264-8800
	金 沢 地 方 気 象 台 長	金沢市西念3丁目4番1号	076-260-1462
第2号委員	石川県県央土木総合事務所 津幡土木事務所長	津幡町字加賀爪ヌ111-1	076-289-4161
	石川県石川中央保健福祉センター 河北地域センター次長	津幡町字中橋口1-1	076-289-2177
	石川県県央農林総合事務所長	金沢市直江南2-1	076-239-1750
第3号委員	津 幡 警 察 署 長	津幡町字加賀爪ヌ40-3	076-289-0110
第4号委員	津 幡 町 副 町 長	津幡町字加賀爪ニ3	076-288-2120
	津 幡 町 総 務 部 長	津幡町字加賀爪ニ3	076-288-2120
	津 幡 町 町 民 生 活 部 長	津幡町字加賀爪ニ3	076-288-2124
	津 幡 町 健 康 福 祉 部 長	津幡町字加賀爪ニ3	076-288-2458
	津 幡 町 産 業 建 設 部 長	津幡町字加賀爪ニ3	076-288-6703
	津 幡 町 教 育 部 長	津幡町字加賀爪ニ3	076-288-8508
	津 幡 町 会 計 管 理 者	津幡町字加賀爪ニ3	076-288-2122
	公立河北中央病院事務長	津幡町字津幡口51番地2	076-289-3123
第5号委員	津 幡 町 教 育 長	津幡町字加賀爪ニ3	076-288-8508
第6号委員	津 幡 町 消 防 長	津幡町字加賀爪ハ109-1	076-288-3000
	津 幡 町 消 防 団 長		
第7号委員	I R いしかわ鉄道株式会社金沢駅長	金沢市木ノ新保町1番1号	0570-055-521
	N T T 西 日 本 株 式 会 社 北 陸 支 店 設 備 部 長	金沢市鳴和町1番2	076-282-9847
	北陸電力株式会社石川支店長	金沢市下本多町6番丁11	076-233-8877
第8号委員	津 幡 町 自 主 防 災 ク ラ ブ 連 絡 協 議 会 会 長		
	津 幡 町 自 主 防 災 ク ラ ブ 連 絡 協 議 会 女 性 防 災 士 代 表		
	河 北 郡 市 医 師 会 津 幡 町 担 当 理 事		
第9号委員	川尻用水土地改良区理事長		
	河北郡市土建協同組合代表理事	津幡町字清水チ326番地3	076-288-3955
	津 幡 町 区 長 会 副 会 長		
	津幡町社会福祉協議会事務局長	津幡町字庄ニ71番地	076-288-6276

2－1 河川の水防注意箇所一覧

(1)水防注意区域

河川名	注意を要する区域				水防工法	相当 水防団	責任者
	区 域	岸	延長(m)	予想される区域			
能瀬川	中山地区	右	200	堤防高 (越流)	積土のう工	種分団	種分団長 松本 嘉一郎
河北潟	湖東地区	右	3,200	被災箇所	積土のう工	井上分団	井上分団長 垣内 誠
計	2か所	総延長	3,400				

(2)重要水門

河川名	名 称	位 置	管理責任者	電話番号	担当水防 (消防) 団
津幡川	川尻用水堰	津幡町字川尻	川尻用土地改良区理事長 嶋 博之	090-1630-2236	井上分団
〃	富田 〃	〃 富田	竹橋生産組合長 加藤 紘	288-1736	俱利伽羅分団
能瀬川	荒川 〃	〃 能瀬	能瀬土地改良区理事長 島田 孝広	090-3299-2254	能瀬分団
〃	三ヶ 〃	〃 下矢田	下矢田生産組合長 山本 芳弘	090-8965-7103	〃
〃	四ヶ 〃	〃 御門	御門生産組合長 澤村 泰史	090-5015-9324	〃

(県土木部河川課 令和8年4月1日現在)

2-2 土砂災害防止法に基づく危険箇所一覧

(石川県土木部砂防課 令和8年4月1日)

事務所名	現象 土石流 地すべり 急傾斜	分類	危険 箇所 番号	溪流名 (箇所名)	市町 村名	地区名 (大字)	指定 Y Y+R	備考 (理由)	告示 年月日
3 県央	地すべり	I	271	瓜生	津幡町	瓜生	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	272	河合	津幡町	下河合	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	273	木ノ窪西	津幡町	牛首	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	274	木ノ窪	津幡町	牛首	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	276	牛首	津幡町	牛首	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	277	興津	津幡町	興津	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	278	興津東	津幡町	下河合	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	279	種	津幡町	種	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	280	種南	津幡町	種	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	282	池ヶ原	津幡町	池ヶ原	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	283	八ノ谷	津幡町	八ノ谷	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	284	八ノ谷南	津幡町	八ノ谷	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	285	中山西	津幡町	中山	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	286	中山	津幡町	中山	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	287	大熊	津幡町	大熊	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	288	吉倉	津幡町	吉倉	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	289	吉倉南	津幡町	吉倉	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	290	吉倉東	津幡町	吉倉	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	291	鳥越	津幡町	鳥越	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	292	鳥屋尾	津幡町	鳥屋尾	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	293	彦太郎畠	津幡町	彦太郎畠	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	294	笠池ヶ原	津幡町	笠池ヶ原	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	295	籠月	津幡町	籠月	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	296	七黒	津幡町	七黒	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	297	宮田	津幡町	宮田	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	298	九折	津幡町	九折	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	299	筋谷	津幡町	筋谷	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	300	浅谷	津幡町	浅谷	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	301	上藤又	津幡町	上藤又	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	302	大窪	津幡町	大窪	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	303	下藤又	津幡町	仮生	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	419	材木	津幡町	材木	Y		H25. 3. 26
3 県央	地すべり	I	10054	市の谷	津幡町	市谷	Y		R2. 11. 27
3 県央	地すべり	I	10062	常德	津幡町	朝日畑、常德	Y		R4. 7. 22
3 県央	地すべり	I	10063	種	津幡町	種	Y		R2. 11. 27
3 県央	地すべり	I	10065	菩提寺	津幡町	菩提寺	Y		R2. 11. 27
3 県央	地すべり	I	10071	平谷	津幡町	津幡	Y		R2. 11. 27
3 県央	地すべり	I	10077	倉見	津幡町	倉見	Y		R2. 11. 27
3 県央	地すべり	I	10081	上野	津幡町	上野	Y		R2. 11. 27

2-2 土砂災害防止法に基づく危険箇所一覧

事務所名	現象 土石流 地すべり 急傾斜	分類	危険 箇所 番号	溪流名 (箇所名)	市町 村名	地区名 (大字)	指定 Y Y+R	備考 (理由)	告示 年月日
3 県央	地すべり	I	90003	嘉例谷（1）	津幡町	下河合	Y		R4. 3. 8
3 県央	地すべり	I	90004	内山五郎丸	津幡町	常德	Y		R4. 3. 8
3 県央	地すべり	I	10253	上池ヶ原	津幡町	池ヶ原、平野、小熊	Y		R4. 7. 22
3 県央	地すべり	I	10254	上大田東	津幡町	上大田	Y		R4. 7. 22
3 県央	地すべり	I	10257	三国山	津幡町	下河合	Y		R4. 7. 22
3 県央	地すべり	I	10259	興津	津幡町	下河合	Y		R4. 7. 22
3 県央	地すべり	I	10260	山北	津幡町	山北、蓮花寺	Y		R4. 7. 22
3 県央	地すべり	I	10261	大畠	津幡町	九折	Y		R4. 7. 22
3 県央	地すべり	I	10262	倶利伽羅	津幡町	河内、九折	Y		R4. 7. 22
3 県央	土石流	I	10385	瀧の谷川	津幡町	上大田	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	I	10386	ヒャクニンバイ川	津幡町	上大田	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	I	10387	ヒャクニンバイ川（3号）	津幡町	上大田	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	I	10388	イシャノオク川	津幡町	上大田	Y		H20. 12. 26
3 県央	土石流	I	10389	大田川	津幡町	上大田	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	土石流	I	10389-2	大田川	津幡町	上大田	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	土石流	I	10390	ムジナ谷川	津幡町	下河合	Y+R		H19. 3. 16
3 県央	土石流	I	10391	下河合川2号	津幡町	下河合	Y+R		H19. 3. 16
3 県央	土石流	I	10392	下河合川3号	津幡町	下河合	Y+R		H19. 3. 16
3 県央	土石流	I	10393	西谷川2号	津幡町	下河合	Y		H19. 3. 16
3 県央	土石流	I	10394	西谷川	津幡町	上河合	Y	R解除 (H25. 3. 26)	H19. 3. 16
3 県央	土石流	I	10395	西屋川	津幡町	上河合	Y		H20. 12. 26
3 県央	土石流	I	10396	谷内川	津幡町	上河合	Y		H20. 12. 26
3 県央	土石流	I	10397	木窪裏の谷川	津幡町	牛首	Y		H20. 12. 26
3 県央	土石流	I	10398	牛首川	津幡町	牛首	Y		H20. 12. 26
3 県央	土石流	I	10399	下矢田川	津幡町	下矢田	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	土石流	I	10400	宮田谷川	津幡町	種	Y		H20. 12. 26
3 県央	土石流	I	10402	殿谷内川	津幡町	岩崎	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	I	10403	コダン谷川	津幡町	七黒	Y		H20. 3. 21
3 県央	土石流	I	10404	ゴゼン谷川	津幡町	七黒	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	I	10405	吉倉川（1号）	津幡町	吉倉	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	土石流	I	10406	吉倉川（2号）	津幡町	吉倉	Y		H20. 12. 26
3 県央	土石流	I	10407	吉倉川（3号）	津幡町	吉倉	Y	R解除 (H29. 5. 2)	H20. 12. 26
3 県央	土石流	I	10408	ヲクボ谷川	津幡町	鳥屋尾	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	土石流	I	10409	宮の奥川	津幡町	鳥屋尾	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	土石流	I	10410	大谷川	津幡町	九折	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	土石流	I	10411	大寺川	津幡町	九折	Y		H20. 12. 26
3 県央	土石流	I	10412	倶利伽羅川	津幡町	九折	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	土石流	I	10413	河内川	津幡町	河内	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	土石流	I	10413-2	河内川	津幡町	河内	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	土石流	I	10413-3	河内川	津幡町	河内	Y+R		H20. 12. 26

2-2 土砂災害防止法に基づく危険箇所一覧

事務所名	現象 土石流 地すべり 急傾斜	分類	危険 箇所 番号	溪流名 (箇所名)	市町 村名	地区名 (大字)	指定 Y Y+R	備考 (理由)	告示 年月日
3 県央	土石流	I	10413-4	河内川	津幡町	河内	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	土石流	I	10414	原川 1 号	津幡町	原	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	土石流	I	10415	原川 2 号	津幡町	原	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	土石流	I	10416	下中川	津幡町	下中	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	I	10417	藤又川	津幡町	上藤又	Y		H20. 12. 26
3 県央	土石流	I	10418	上藤又 (1 号)	津幡町	上藤又	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	土石流	I	10420	チワラ川 (2 号)	津幡町	浅谷	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	I	10420-2	チワラ川 (2 号)	津幡町	浅谷	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	I	10421	工専の沢	津幡町	北中条	Y		H19. 3. 16
3 県央	土石流	I	10422	飛坂沢	津幡町	南中条	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	I	10422-2	飛坂沢	津幡町	南中条	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	I	10423	南中条川	津幡町	太田	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	I	10424	太田川 (4 号)	津幡町	太田	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	I	10424-2	太田川 (4 号)	津幡町	太田	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	I	10425	太田川	津幡町	太田	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	I	10426	太田川 (2 号)	津幡町	太田	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	II	20163	ヒャクニンバイ川 (2 号)	津幡町	上大田	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	II	20164	二尾川	津幡町	下河合	Y+R		H19. 3. 16
3 県央	土石流	II	20165	上矢田川	津幡町	上矢田	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	土石流	II	20166	寺山谷川 (2 号)	津幡町	種	Y		H20. 12. 26
3 県央	土石流	II	20167	寺山谷川	津幡町	種	Y		H20. 12. 26
3 県央	土石流	II	20168	宮の谷川	津幡町	種	Y		H20. 12. 26
3 県央	土石流	II	20169	中山川	津幡町	中山	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	土石流	II	20170	総門川 (2 号)	津幡町	津幡	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	土石流	II	20171	倉見川 (2 号)	津幡町	倉見	Y		H20. 3. 21
3 県央	土石流	II	20171-2	倉見川 (2 号)	津幡町	倉見	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	II	20172	倉見川 (3 号)	津幡町	倉見	Y		H20. 3. 21
3 県央	土石流	II	20173	倉見川 (4 号)	津幡町	倉見	Y		H20. 3. 21
3 県央	土石流	II	20174	倉見川 (5 号)	津幡町	倉見	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	II	20175	倉見川 (6 号)	津幡町	倉見	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	II	20176	倉見川 (7 号)	津幡町	倉見	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	II	20177	倉見川 (8 号)	津幡町	倉見	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	II	20178	吉倉川 (4 号)	津幡町	吉倉	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	土石流	II	20179	俱利伽羅川 (2 号)	津幡町	九折	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	土石流	II	20180	原川 4 号	津幡町	原	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	土石流	II	20181	原川 3 号	津幡町	原	Y		H20. 12. 26
3 県央	土石流	II	20182	上藤又 (2 号)	津幡町	上藤又	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	土石流	II	20183	保地田用水	津幡町	朝日畑	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	II	20184	空矢知川 (2 号)	津幡町	材木	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	II	20184-2	空矢知川 (2 号)	津幡町	材木	Y+R		H20. 3. 21

2-2 土砂災害防止法に基づく危険箇所一覧

事務所名	現象 土石流 地すべり 急傾斜	分類	危険 箇所 番号	溪流名 (箇所名)	市町 村名	地区名 (大字)	指定 Y Y+R	備考 (理由)	告示 年月日
3 県央	土石流	Ⅱ	20185	空矢知川	津幡町	材木	Y		H20. 3. 21
3 県央	土石流	Ⅱ	20185-2	空矢知川	津幡町	材木	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	Ⅱ	20185-3	空矢知川	津幡町	材木	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	Ⅱ	20186	チワラ川 (3号)	津幡町	浅谷	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	Ⅱ	20187	太田川 (3号)	津幡町	太田	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	Ⅱ	20187-2	太田川 (3号)	津幡町	太田	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	土石流	Ⅲ	30135	明神川 1号	津幡町	浅谷	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	I	152010	材木	津幡町	材木	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	I	152020	浅谷 1号	津幡町	浅谷	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	急傾斜	I	152030	浅谷 2号	津幡町	浅谷	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	I	152040	太田	津幡町	太田	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	急傾斜	I	152050	南中条	津幡町	南中条	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	I	152060	下中	津幡町	下中	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	I	152070	上藤又	津幡町	上藤又	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	急傾斜	I	152080	津幡 3号	津幡町	津幡	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	I	152090	原	津幡町	原	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	急傾斜	I	152100	九折	津幡町	九折	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	急傾斜	I	152110	河内	津幡町	河内	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	急傾斜	I	152120	越中坂	津幡町	越中坂	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	急傾斜	I	152130	刈安 1号	津幡町	刈安	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	I	152140	富田 2号	津幡町	富田	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	I	152150	富田 1号	津幡町	富田	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	I	152160	津幡 1号	津幡町	津幡	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	急傾斜	I	152170	津幡 2号	津幡町	津幡	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	急傾斜	I	152180	倉見 1号	津幡町	倉見	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	I	152190	倉見 2号	津幡町	倉見	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	I	152200	岩崎 1号	津幡町	岩崎	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	I	152210	岩崎 2号	津幡町	岩崎	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	I	152220	田屋 2号	津幡町	田屋	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	I	152230	田屋 1号	津幡町	田屋	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	I	152240	下藤又	津幡町	下藤又	Y+R	R変更 (H30. 3)	H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	I	152250	筋谷	津幡町	筋谷	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	急傾斜	I	152260	鳥屋尾	津幡町	鳥屋尾	Y+R	R変更 (H30. 3)	H20. 12. 26
3 県央	急傾斜	I	152270	庄	津幡町	庄	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	I	152280	舟橋	津幡町	舟橋	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	I	152290	加茂	津幡町	加茂	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	急傾斜	I	152300	能瀬	津幡町	能瀬	Y		H20. 12. 26
3 県央	急傾斜	I	152320	吉倉 2号	津幡町	吉倉	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	急傾斜	I	152330	吉倉 1号	津幡町	吉倉	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	急傾斜	I	152340	上矢田	津幡町	上矢田	Y+R		H20. 12. 26

2-2 土砂災害防止法に基づく危険箇所一覧

事務所名	現象 土石流 地すべり 急傾斜	分類	危険 箇所 番号	溪流名 (箇所名)	市町 村名	地区名 (大字)	指定 Y Y+R	備考 (理由)	告示 年月日
3 県央	急傾斜	I	152350	中山 2 号	津幡町	中山	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	急傾斜	I	152360	中山 1 号	津幡町	中山	Y+R	R変更 (H30. 3)	H20. 12. 26
3 県央	急傾斜	I	152370	菩提寺	津幡町	菩提寺	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	急傾斜	I	152380	牛首	津幡町	牛首	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	急傾斜	I	152390	上河合	津幡町	上河合	Y+R		H19. 3. 16
3 県央	急傾斜	II	252010	瓜生	津幡町	瓜生	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	急傾斜	II	252020	下河合 1 号	津幡町	下河合	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	II	252030	七黒 1 号	津幡町	七黒	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	II	252040	七黒 2 号	津幡町	七黒	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	II	252050	俱利伽羅	津幡町	俱利伽羅	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	急傾斜	II	252060	津幡	津幡町	津幡	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	II	252070	倉見 3 号	津幡町	倉見	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	II	252080	倉見 4 号	津幡町	倉見	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	II	252100	御門	津幡町	御門	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	急傾斜	II	252110	下河合 2 号	津幡町	下河合	Y+R		H19. 3. 16
3 県央	急傾斜	III	352010	下藤又 1 号	津幡町	下藤又	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	III	352020	下藤又 2 号	津幡町	下藤又	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	III	352030	下藤又 3 号	津幡町	下藤又	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	III	352040	上藤又 1 号	津幡町	上藤又	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	急傾斜	III	352050	上藤又 2 号	津幡町	上藤又	Y+R		H20. 12. 26
3 県央	急傾斜	III	352060	刈安 2 号	津幡町	刈安	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	III	352070	田屋 3 号	津幡町	田屋	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	III	352080	七黒	津幡町	七黒	Y+R		H20. 3. 21
3 県央	急傾斜	III	352090	蓮花寺	津幡町	蓮花寺	Y+R		H20. 12. 26

2-4 雪崩危険箇所一覧

(県土木部砂防課 令和8年4月1日)

危険箇所 ランクⅠ

56 箇所

危険箇所の種類	箇所番号	危険箇所名	新市町	市区町村名	大字小字等地名
I	52020	原 1	津幡町	津幡町	原
I	52030	原 2	津幡町	津幡町	原
I	52040	竹橋 1	津幡町	津幡町	竹橋
I	52050	竹橋 2	津幡町	津幡町	竹橋
I	52060	上藤又 1	津幡町	津幡町	上藤又
I	52070	上藤又 2	津幡町	津幡町	上藤又
I	52080	下中 1	津幡町	津幡町	下中
I	52090	下中 2	津幡町	津幡町	下中
I	52100	下中 3	津幡町	津幡町	下中
I	52110	材木 1	津幡町	津幡町	材木
I	52120	材木 2	津幡町	津幡町	材木
I	52130	下藤又	津幡町	津幡町	下藤又
I	52140	仮生 1	津幡町	津幡町	仮生
I	52160	大坪	津幡町	津幡町	大坪
I	52170	別所	津幡町	津幡町	別所
I	52190	明神	津幡町	津幡町	明神
I	52200	太田	津幡町	津幡町	太田
I	52210	南中条 1	津幡町	津幡町	南中条
I	52220	南中条 2	津幡町	津幡町	南中条
I	52230	南中条 3	津幡町	津幡町	南中条
I	52240	吉倉	津幡町	津幡町	吉倉
I	52250	伴登	津幡町	津幡町	倉見伴登
I	52260	倉見 1	津幡町	津幡町	倉見
I	52270	大谷内 1	津幡町	津幡町	倉見大谷内
I	52280	岩崎 1	津幡町	津幡町	岩崎
I	52300	富田 1	津幡町	津幡町	富田
I	52310	富田 2	津幡町	津幡町	富田
I	52320	河内 1	津幡町	津幡町	河内
I	52330	河内 2	津幡町	津幡町	河内
I	52340	筋谷	津幡町	津幡町	筋谷
I	52360	鳥屋尾	津幡町	津幡町	鳥屋尾
I	52370	中山 1	津幡町	津幡町	中山
I	52380	種	津幡町	津幡町	種
I	52390	菩提寺	津幡町	津幡町	菩提寺
I	52400	下河合 1	津幡町	津幡町	下河合
I	52410	下河合 2	津幡町	津幡町	下河合
I	52420	下河合 3	津幡町	津幡町	下河合
I	52430	上河合 1	津幡町	津幡町	上河合
I	52440	木窪 1	津幡町	津幡町	牛首木窪
I	52450	木窪 2	津幡町	津幡町	牛首木窪
I	52460	木窪 3	津幡町	津幡町	牛首木窪
I	52470	木窪 4	津幡町	津幡町	牛首木窪
I	52480	津幡 1	津幡町	津幡町	津幡
I	52490	津幡 2	津幡町	津幡町	津幡
I	52500	津幡 3	津幡町	津幡町	津幡
I	52510	舟橋	津幡町	津幡町	舟橋
I	52520	加茂 1	津幡町	津幡町	加茂
I	52530	谷内	津幡町	津幡町	谷内
I	52540	下矢田 1	津幡町	津幡町	下矢田
I	52550	下矢田 2	津幡町	津幡町	下矢田
I	52560	下矢田 3	津幡町	津幡町	下矢田
I	52570	七野	津幡町	津幡町	七野
I	52580	上藤又 3	津幡町	津幡町	上藤又
I	52590	中山 2	津幡町	津幡町	中山
I	52610	岩崎 2	津幡町	津幡町	岩崎
I	52620	倉見 4	津幡町	津幡町	倉見
計		56	箇所		

危険箇所 ランクⅡ

15 箇所

危険箇所 の種類	箇所 番号	危険箇所名	新市町	市区町村名	大字小字等地名
Ⅱ	52030	宮ノ谷 1	津幡町	津幡町	倉見宮ノ谷
Ⅱ	52040	宮ノ谷 2	津幡町	津幡町	倉見宮ノ谷
Ⅱ	52050	大谷内 2	津幡町	津幡町	倉見大谷内
Ⅱ	52060	大谷内 3	津幡町	津幡町	倉見大谷内
Ⅱ	52100	加茂 2	津幡町	津幡町	加茂
Ⅱ	52110	倶利伽羅	津幡町	津幡町	倶利伽羅
Ⅱ	52120	山森	津幡町	津幡町	山森
Ⅱ	52130	上藤又 4	津幡町	津幡町	上藤又
Ⅱ	52140	田屋 1	津幡町	津幡町	田屋
Ⅱ	52150	七黒 1	津幡町	津幡町	七黒
Ⅱ	52160	倉見 2	津幡町	津幡町	倉見
Ⅱ	52170	倉見 3	津幡町	津幡町	倉見
Ⅱ	52190	仮生 2	津幡町	津幡町	仮生
Ⅱ	52200	彦太郎畠	津幡町	津幡町	彦太郎畠
Ⅱ	52210	田屋 2	津幡町	津幡町	田屋
計		15	箇所		

危険箇所 ランクⅢ

6 箇所

危険箇所 の種類	箇所 番号	危険箇所名	新市町	市区町村名	大字小字等地名
Ⅲ	52020	七黒 2	津幡町	津幡町	七黒
Ⅲ	52030	鳥越 1	津幡町	津幡町	鳥越
Ⅲ	52050	上河合 2	津幡町	津幡町	上河合
Ⅲ	52060	上河合 3	津幡町	津幡町	上河合
Ⅲ	52070	鳥越 2	津幡町	津幡町	鳥越
Ⅲ	52080	下河合 4	津幡町	津幡町	下河合
計		6	箇所		

2-5 地すべり危険箇所等一覧

(1) 地すべり防止区域（林野庁所管）

（県農林水産部森林管理課 令和8年4月1日）

整理番号	大字	面積	指定年月日	告示番号	備考
39	倶利伽羅	38.51 ha	S 41. 4. 9 S 44. 11. 24	498 号 1,810 号	
83	常德	59.10 ha	H 2. 10. 2	1,265 号	
88	種	7.30 ha	H 9. 2. 21	212 号	
95	下河合	10.34 ha	H 27. 9. 7	2,078 号	三国山

(2) 地すべり危険区域（林野庁所管）

(県農林水産部森林管理課 令和8年4月1日)

整理番号	大字	面積	危険度	保安林等	備考
1	牛首	529.8 ha	A	水かん	
2	瓜生	34.7 ha	A		
3	上大田	68.8 ha	A		
4	興津	68.3 ha	A		
5	菩提寺	31.3 ha	A	土流	
6	上矢田	45.9 ha	A		
7	御門	24.8 ha	A		
8	山北	170.5 ha	A	土流	
9	津幡	6.3 ha	B		平谷
10	倉見	28.8 ha	A	土流	
11	大畠	150.4 ha	A	水かん	
12	上野	83.3 ha	A		
13	俱利伽羅	201.8 ha	A	土流	
14	常德	396.2 ha	A	土流	
15	種	8.2 ha	A	土流	

(3) (農地) 地すべり指定区域（農村振興局所管）

(県農林水産部農業基盤課 令和8年4月1日)

整理番号	地区名	指定面積	指定年月日	告示番号	備考
4	市谷	16.00 ha	S 34.12.28	1,173 号	
9	(第2市谷)	45.00 ha	S 37. 8.27	1,119 号	
16	(第3市谷)	31.78 ha	S 41. 5.16	588 号	
30	小熊	28.41 ha	S 45. 3.27	403 号	
51	上河合	18.00 ha	S 51. 3.25	310 号	
52	上池ヶ原	75.00 ha	S 51. 3.25	310 号	
54	興津	37.00 ha	S 52. 3.26	302 号	
		16.17 ha	H26.12.10	1,794 号	
59	上野	43.00 ha	S 52. 3.26	302 号	
		9.70 ha	S 53.10.21	429 号	
60	北横根	46.00 ha	S 53. 3.31	407 号	
61	上大田	26.00 ha	S 53. 3.31	407 号	
75	西九折	66.00 ha	H1. 3.29	478 号	
77	上大田東	133.00 ha	H2. 3.29	465 号	
82	西材木	15.13 ha	H12.8.9	1,097 号	
83	興津東	25.32 ha	H17.3.16	508 号	

(4) (農地) 地すべり危険箇所（農村振興局所管）

(県農林水産部農業基盤課 令和8年4月1日)

整理番号	地区名	崩壊危険地の概況			被害の対象			備考
		地積	耕地	その他	農用地	農業用施設	人家	
75	尾山	36 ha	16 ha	20 ha	12 ha	ため池	7 戸	森林公園
76	興津	69 ha	45 ha	24 ha	50 ha	農道	30 戸	国土交通省所管区域(34ha)に隣接
78	河内	45 ha	9 ha	36 ha	14 ha	ため池		高圧電線
1005	材木第2	66 ha	13 ha	53 ha	17 ha	農道	15 戸	

2-6 山腹崩壊危険地区一覧

民有林

(県農林水産部森林管理課 令和8年4月1日現在)

箇所番号	大 字	危険地区の危険度	保安林等	備 考
1	種	A		
2	御 門	C		
3	七 黒	C		
4	倉 見	C		
5	竹 橋	B		
6	井 野 河 内	C		
7	下 中	C		
8	太 田	B		
9	仮 生	C		
10	材 木	C		
11	牛 首	A	土流	
12	上 大 田	C	土崩	
13	〃	B		
14	〃	B		
15	種	C		
16	吉 倉	C		
17	上 矢 田	B	水かん	
18	加 茂	C		
19	筋 谷	B		
20	北 中 条	C		
21	太 田	C		
22	〃	B		
23	〃	A		
24	〃	A		
25	九 折	C		
26	〃	B	水かん	
27	河 内	B		
28	刈 安	B		
29	富 田	C		
30	〃	B		
31	原	B		
32	〃	B		
33	上 藤 又	A		
34	〃	B	土崩	
35	別 所	C		
36	平 野	C		
37	牛 首	C	土崩	
38	倉 見	C		
39	〃	C		
40	〃	C	土崩	

箇所番号	大 字	危険地区の危険度	保安林等	備 考
41	笠 谷	C		
42	〃	C		
43	鳥 越	C		
44	田 屋	C		古屋敷
45	筋 谷	C		
46	河 内	C	水かん	
47	瓜 生	B		
48	種	C		
49	御 門	C	水かん	
50	上 大 田	C		

2－7 崩壊土砂流出危険地区一覧

民有林

(県農林水産部森林管理課 令和8年4月1日現在)

箇所番号	大 字	危険地区の危険度	保安林等	備 考
1	上 大 田	C	水かん	
2	瓜 生	A	水かん	
3	牛 首	A	水かん	木ノ窪
4	下 河 合	C	水かん	尾山
5	興 津	C	水かん	
6	〃	C	水かん	
7	池 ケ 原	C	水かん	
8	市 谷	B	水かん	
9	吉 倉	B	水かん	
10	鳥 越	B	水かん	
11	坂 戸	A		
12	山 森	B		
13	大 窪	B	土流	
14	能 瀬	C	水かん	
15	笠 池 ケ 原	B	水かん	
16	市 谷	B	土流	
17	種	B	土流	
18	中 山	B	土流	
19	上 河 合	B		
20	谷 内	B	水かん	
21	御 門	C	水かん	
22	〃	C	水かん	
23	九 折	A	土流	
24	上 藤 又	B	土流	
25	七 野	B		
26	上 藤 又	B	土流	
27	倉 見	B	水かん	
28	九 折	A	水かん	
29	舟 尾	B	土流	
30	坂 戸	B		
31	朝 日 畑	C	土流	
32	材 木	B	土流	
33	浅 谷	B	土流	
34	津 幡	B	水かん	
35	倉 見	B	水かん	
36	〃	B		
37	竹 橋	B		
38	越 中 坂	B	土流	
39	原	B		
40	浅 谷	B	土流	

2-8 注意・観察を要するため池

(県農林水産部農業基盤課 令和8年4月1日現在)

コード番号	名 称	所在地	ため池諸元				想定被害戸数 (戸)	備 考
			堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m3)			
173610001	加茂池	津幡町字谷内地内	8.7	124.2	206,500		100	
173610002	ガッパ池	津幡町字庄地内	5.1	113	24,500		25	
173610003	けやき谷堤	津幡町字庄地内	8.9	63	37,300		25	
173610004	瓜ヶ谷池	津幡町字清水地内	5.1	85.8	14,800		40	
173610005	滝ヶ谷内池	津幡町字清水地内	6.6	102.6	53,400		63	
173610006	大谷内の池	津幡町字浅田地内	9.2	68	7,900		10	
173610007	源氏ヶ谷内堤	津幡町字浅田地内	7.5	62	32,400		6	
173610009	ガン谷池	津幡町字谷内地内	8.8	89.7	12,700		10	
173610010	せいまさ池	津幡町字谷内地内	5	30	600			
173610015	御門池	津幡町字谷内地内	9.8	138.7	361,000		6	
173610017	津幡大池	津幡町字津幡地内	7.9	105.9	55,000		22	
173610022	神田池	津幡町字杉瀬地内	5.1	98.5	14,400		10	
173610025	田谷内池	津幡町字杉瀬地内	6.4	62	8,800		4	
173610027	大別当池	津幡町字倉見地内	7.2	47	7,600		2	
173610029	新田池	津幡町字倉見地内	5.1	26	800			
173610030	堂ヶ脇池	津幡町字倉見地内	3.3	17	700			
173610034	堤ヶ谷内池	津幡町字倉見地内	9.9	114	76,000		5	
173610037	田屋谷内池	津幡町字倉見地内	10.6	67.5	14,500		3	
173610039	女郎ヶ谷池	津幡町字倉見地内	7	30	500			
173610049	新堤	津幡町字宮田地内	6.9	41	2,900		3	
173610050	アッテ谷内の堤	津幡町字宮田地内	9.9	52	10,000		0	
173610051	おはな待つ堤	津幡町字宮田地内	2.6	39	300			
173610052	千馬谷内の堤	津幡町字宮田地内	7.2	52.3	18,000		4	
173610057	大谷内池	津幡町字明神地内	8.9	69	9,900		25	
173610059	ぬすと谷内池	津幡町字旭山地内	6.4	144	33,000		6	
173610061	由ヶ谷内池	津幡町字大坪地内	8	40	3,800			
173610063	大谷内池	津幡町字仮生地内	9	93	62,700		1	
173610074	牛ヶ窪池	津幡町字七野地内	6.6	44	6,200		0	
173610075	棚谷内池	津幡町字七野地内	13.9	40	10,300		3	
173610076	滝の江池	津幡町字七野地内	5.6	22	6,200		2	
173610081	杉谷内池	津幡町字竹橋地内	4	80	6,300		0	
173610082	大谷内下池	津幡町字竹橋地内	6.7	83	13,000		0	
173610083	大谷内上池	津幡町字竹橋地内	7.3	83	10,300		0	
173610088	新堤	津幡町字富田地内	7.1	55.2	4,300		3	
173610089	古堤	津幡町字富田地内	2.8	73	4,100		3	
173610094	カマンヤチ池	津幡町字七黒地内	5.6	62	40,000		40	
173610100	いのよ池	津幡町字下矢田地内	5.8	35.5	1,900		6	
173610101	大谷内池	津幡町字下矢田地内	5.7	30	3,400		3	
173610112	浅谷池	津幡町字中山地内	7.5	44.8	11,500		0	
173610118	池田池	津幡町字朝日畑地内	5.7	69	7,900		3	
173610126	新開田大池	津幡町字相窪地内	15.6	54.5	5,700		10	
173610136	池田の池	津幡町字仮生地内	12.1	57	28,300		1	
173610137	竹の谷内池	津幡町字仮生地内	4.8	49	4,000	不明		
173610139	谷内池	津幡町字岩崎地内	7.3	54	5,400		3	
173610141	中野谷内池	津幡町字田屋地内	10.4	47	3,900	不明		
173610147	蛇喰池	津幡町字興津地内	4.7	80.2	4,000		35	
173610148	長池	津幡町字下河合地内	6.4	11	41,000		3	
173610152	八郎池	津幡町字池ヶ原地内	16.6	59.1	29,000		0	
173610156	大谷内池	津幡町字池ヶ原地内	10.1	84.2	15,000		0	
173610182	久保池	津幡町字山森地内	7.4	44	7,100		0	

コード番号	名 称	所在地	ため池諸元 堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m3)	想定被害戸数 (戸)	備 考
173610189	丸山下池	津幡町字河内地内	6.9	37	5,300	0	
173610205	四辻池	津幡町字北横根地内	2	13	100		
173610218	中野谷内池	津幡町字大熊地内	6.7	34	3,600	10	
173610219	しょうぶ池	津幡町字大熊地内	4.9	65	6,600	4	
173610220	越登池	津幡町字大熊地内	8.6	102.2	5,100	5	
173610221	松ノ本池	津幡町字大熊地内	4	46	1,900	5	
173610225	原谷池	津幡町字大熊地内	4.9	25	3,300	0	
173610232	ボヤシキ池	津幡町字吉倉地内	8.2	34	3,400	3	
173610240	どぶ池	津幡町字市谷地内	2.6	32	3,300	3	
173610242	峯池	津幡町字市谷地内	6.5	157	8,300	0	
173610248	西浦池	津幡町字市谷地内	9.5	98.6	23,600	15	
173610250	新池	津幡町字市谷地内	11.3	26.5	4,000	0	
173610328	番田池	津幡町字九折地内	10.6	91	44,000	10	
173610341	本屋敷池	津幡町字九折地内	3.5	18	40		
173610343	新開池	津幡町字上野地内	6.9	64	6,000	0	
173610344	大岩池	津幡町字上野地内	10.3	51	29,000	0	
173610345	上の堤	津幡町字上野地内	2.9	50	1,200	5	
173610346	下の堤	津幡町字上野地内	6.2	4.8	5,900	0	
173610359	池田池	津幡町字坂戸地内	3.7	111	2,600	不明	
173610362	雲海池	津幡町字坂戸地内	5.1	11.5	9,300	0	
173610364	水落池	津幡町字刈安地内	4.9	93	3,000	4	
173610366	青池	津幡町字勘谷地内	10.7	58.5	14,400	0	
173610381	佃田池	津幡町字蓮花寺地内	7.3	52	20,600	1	
173610382	南谷内池	津幡町字北中条地内	6.2	45	8,400	0	
173610383	北谷内池	津幡町字北中条地内	6.2	45	6,700	0	
173610385	杉田池	津幡町字彦太郎畠地内	8.5	48	11,000	0	
173610392	三尻池	津幡町字彦太郎畠地内	11.2	64	10,000	0	
173610413	新三郎池	津幡町字笠池ヶ原地内	8.1	58	29,200		
173610414	池の窪池	津幡町字笠池ヶ原地内	3.8	6.9	4,400	7	
173610416	蓮池	津幡町字簗月地内	4.3	36.5	14,000	0	
173610417	梨谷内池	津幡町字田屋地内	7.7	78	21,000	0	
173610418	中谷内池（松井田池）	津幡町字田屋地内	4.8	52	1,400	4	
173610423	蛇場目池	津幡町字山北地内	7.4	67	11,100	7	
173610429	野田谷内池	津幡町字鳥越地内	4.3	31	22,800	0	
173610436	日矢志池	津幡町字八ノ谷地内	7	93	12,000	9	
173610438	菅田池	津幡町字八ノ谷地内	3.6	36	2,500	9	
173610439	高塚池	津幡町字八ノ谷地内	4.6	136.5	19,600	10	
173610443	大谷内池	津幡町字倉見地内	7.4	122.7	35,000	9	

2-9 道路注意箇所（異常気象時における道路通行規制箇所）一覧

県管理道路

特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

(1) 一般国道

(県土木部道路整備課)

路線名	担当事務所名	規制区間		交通量 (台/日)	規制条件 (通行止)	危険内容
		自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長 (km)			
471号	津 幡	かほく市中沼（郡境） 河北郡津幡町上河合（県境）	9.70	1,400	パトロール等を行い、気象・現地の状況等から危険と予想される場合	落 石 法面崩壊 路肩欠壊

(2) 主要地方道

(県土木部道路整備課)

路線名	担当事務所名	規制区間		交通量 (台/日)	規制条件 (通行止)	危険内容
		自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長 (km)			
小矢部 津幡線	津 幡	河北郡津幡町上河合 河北郡津幡町牛首（県境）	2.10	400	パトロール等を行い、気象・現地の状況等から危険と予想される場合	落 石 法面崩壊 路肩欠壊

(3) 一般県道

(県土木部道路整備課)

路線名	担当事務所名	規制区間		交通量 (台/日)	規制条件 (通行止)	危険内容
		自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長 (km)			
中 尾 津幡線	津 幡	河北郡津幡町材木（郡境） 河北郡津幡町浅田	4.50	1,900	パトロール等を行い、気象・現地の状況等から危険と予想される場合	落 石 法面崩壊 路肩欠壊
仮 生 末友線	津 幡	河北郡津幡町仮生（起点） 河北郡津幡町北横根（県境）	4.00	700	パトロール等を行い、気象・現地の状況等から危険と予想される場合	落 石 法面崩壊 路肩欠壊
筋 谷 津幡線	津 幡	河北郡津幡町筋谷（県境） 河北郡津幡町津幡	7.90	1,500	パトロール等を行い、気象・現地の状況等から危険と予想される場合	落 石 法面崩壊 路肩欠壊
興 津 刈安線	津 幡	河北郡津幡町興津 河北郡津幡町刈安	8.30	1,600	パトロール等を行い、気象・現地の状況等から危険と予想される場合	落 石 法面崩壊 路肩欠壊
瓜 生 能瀬線	津 幡	河北郡津幡町下矢田 河北郡津幡町瓜生	8.30	1,200	パトロール等を行い、気象・現地の状況等から危険と予想される場合	落 石 法面崩壊 路肩欠壊
種七窪線	津 幡	河北郡津幡町種 かほく市気屋	1.90	1,000	パトロール等を行い、気象・現地の状況等から危険と予想される場合	落 石 法面崩壊 路肩欠壊
刈 安 安楽寺線	津 幡	河北郡津幡町刈安 河北郡津幡町九折	4.20	300	パトロール等を行い、気象・現地の状況等から危険と予想される場合	落 石 法面崩壊 路肩欠壊

3-1 医療機関一覧

(1) 病院・医院

(令和8年4月現在：50音順)

病 院・医 院 名	電話番号	所 在 地	主な診療科目	備 考
あがた内科クリニック	254-6665	御門い14-3	内・循内	※診療科目の省略名 ・ 総合＝総合病院 ・ 外 ＝外 科 ・ 内 ＝内 科 ・ 循 ＝循環器科 ・ 循内＝循環器内科 ・ 腎内＝腎臓内科 ・ 糖尿内＝糖尿病内科 ・ 整 ＝整形外科 ・ 呼 ＝呼吸器科 ・ 小 ＝小 児 科 ・ 皮 ＝皮 膚 科 ・ リウ ＝リウマチ 科 ・ 眼 ＝眼 科 ・ 耳喉＝耳鼻咽喉科 ・ リハ＝リハビリテーション科 ・ 脳 ＝脳神経外科 ・ 神 ＝神経内科 ・ 形 ＝形成外科 ・ 胃 ＝胃腸科 ・ ア ＝アレルギー科 ・ 透 ＝透析 ・ 美 ＝美容皮膚科 ・ 放 ＝放射線科
いこま眼科医院	289-4175	津幡ニ522	眼	
石倉クリニック	289-7767	北中条6-73	形・皮・美	
うえしま整形外科・運動器クリニック	289-2236	清水ア25	整・リハ	
おくやま内科クリニック	254-5711	北中条2-31	内・腎内 糖尿病内	
公立河北中央病院	289-2117	津幡口51-2	総合	
かわむら整形外科クリニック	288-2555	横浜へ36-3	整・リハ・リウ	
キジマあたまのクリニック	289-7430	北中条2-33	脳・神・内	
さかきばら内科医院	288-7770	庄ト1-15	内・循・神	
たなべ眼科医院	289-6340	北中条8-57-1	眼	
たにぐち整形外科クリニック	289-0011	太田は110-1	整	
まきの皮ふ科	288-2095	中須加ろ52-1	皮	
松岡医院	288-1013	越中坂90	内・小	
みずほ病院	255-3008	潟端422-1	内・透	
宗平内科医院	288-7600	井上の荘2-1-1	内・循・神・ア・放	
山崎外科胃腸科医院	289-2288	加賀爪リ20	外・胃・整	
山田耳鼻咽喉科医院	288-2084	北中条11-130-1	耳喉	
由雄クリニック	288-8584	横浜は50-6	内・循内	

(2) 歯 科

(令和8年4月現在：50音順)

病 院・医 院 名	電話番号	所 在 地	主な診療科目	備 考
あかつき歯科医院	289-3302	横浜い43-1	歯・口	※診療科目の省略名 は次の通り。 ・ 歯 ＝歯科 ・ 小 ＝小児歯科 ・ 矯 ＝矯正歯科 ・ 口＝歯科口腔外科
石田歯科医院	288-5567	清水イ127	歯・矯	
沖野歯科医院	289-2662	加賀爪ヌ51-1	歯・小・口・矯	
新本歯科医院	289-6480	横浜へ35-3	歯・小	
すみよし歯科医院	288-7158	庄口109-2	歯・矯・小	
つだ歯科医院	288-5190	能瀬ニ3-3	歯	
中井歯科医院	288-4747	太田は113-1	歯	
なかじま歯科	289-0500	北中条6-63	歯・小	
のぞみ歯科医院	289-0648	潟端450-6	歯・小・口	
キジマおくちのクリニック	254-6446	北中条2-33	歯・小・口	
マコモ歯科	288-3139	中橋ハ125-1	歯	
南歯科クリニック	288-7400	中橋イ67-4	歯	

3-2 指定避難場所一覧

指定避難場所

(令和8年4月1日現在)

校区名	避難地名	指定内容	所在地	収容人数 (人)	地形	面積 (㎡)	災害 リスク	備考
津幡小学校区	津幡小学校	指定緊急避難場所 指定避難所	清水リ 123-3	2,600	平地	7,849	浸水	施設
	津幡地域交流 センター	指定避難所	清水リ 123-3	320	平地	987	浸水	施設
	ふれあい広場		清水リ 336-1	660	平地	1,998	浸水	屋外
	文化交流スポーツ館		庄口 79-1	350	平地	1,067	浸水	施設
	住吉公園		庄ハ 7	8,590	平地	25,777	一部 浸水	屋外
	津幡町福祉教育プラザ		庄ニ 71	420	平地	1,285	浸水	施設
	津幡中央公園		横浜に 1	4,520	平地	13,562	一部 浸水	屋外
	しらとり児童公園		横浜い 5	870	平地	2,613	浸水	屋外
太白台小学校区	太白台小学校	指定緊急避難場所 指定避難所	津幡ワ 2	1,560	丘陵	4,700		施設
	旧太白台保育園		津幡ワ 61	280	丘陵	860		施設
	津幡中学校	指定緊急避難場所 指定避難所	加賀爪ヌ 6-1	3,770	平地	11,318	一部 浸水	施設
	津幡高等学校	指定緊急避難場所 指定避難所	加賀爪ヲ 45	11,000	平地	33,328	一部 浸水	施設
	笠井公民館		倉見レ 1-1	50	平地	167	土砂、 浸水	施設
中条小学校区	中条小学校	指定緊急避難場所 指定避難所	南中条ヘ 81	1,900	平地	5,719	一部 浸水	施設
	中条公民館	指定避難所	南中条ヘ 81	180	平地	547		施設
	津幡南中学校	指定緊急避難場所 指定避難所	南中条 3-7	3,310	平地	9,950		施設
	文化会館シグナス	指定避難所	北中条 3-1	3,300	平地	9,897	一部 浸水	施設
	中条東保育園		北中条 6-39	290	平地	890		施設
	石川工業 高等専門学校		北中条タ 1	8,110	丘陵	24,346		施設

校区名	避難地名	指定内容	所在地	収容人数 (人)	地形	面積 (㎡)	災害 リスク	備考
条南小学校区	条南小学校	指定緊急避難場所 指定避難所	太田ろ 3	2,300	平地	6,907		施設
	条南コミュニティ プラザ	指定避難所	太田ろ 3	300	平地	916		施設
	中条公園		太田ろ 64	9,460	平地	28,489	一部 浸水	屋外
笠野小学校区	笠野小学校	指定緊急避難場所 指定避難所	山北ワ 116	990	丘陵	2,993		施設
	笠野公民館	指定避難所	山北ワ 116	150	丘陵	485		施設
	旧笠谷保育園		七黒ぬ 6	120	平地	379	土砂	屋外
井上小学校区	井上小学校	指定緊急避難場所 指定避難所	井上の荘 1-1	1,480	平地	4,455		施設
	井上コミュニティ プラザ		川尻レ 7-1	300	平地	929	浸水	施設
	井上保育園		中橋イ 55-1	370	平地	1,131	浸水	施設
英田小学校区	英田小学校	指定緊急避難場所 指定避難所	能瀬井 36	1,160	丘陵	4,858		施設
	英田コミュニティ プラザ	指定避難所	能瀬井 36	170	丘陵	535		施設
	のせこども園		領家イ 5	360	平地	1,101		施設
	河合谷ふれあい センター		上河合ロ 23-1	340	平地	1,046	土砂	施設
	あがた公園		加茂い 68-1	14,330	平地	43,000	一部 浸水	屋外
刈安小学校区	刈安小学校	指定緊急避難場所 指定避難所	刈安イ 1	890	平地	2,673	浸水	施設
	刈安コミュニティ プラザ	指定避難所	刈安甲 5	170	平地	525	浸水	施設
	寺尾保育園		越中坂 61	130	平地	410	浸水	施設
萩野台小学校区	萩野台小学校	指定緊急避難場所 指定避難所	七野イ 75	1,120	丘陵	3,386		施設
	萩野台コミュニ ティプラザ	指定避難所	七野イ 75	160	丘陵	488		施設
	竹橋保育園		竹橋ヤ 115	100	平地	313	浸水	施設
	俱利伽羅源平の郷 竹橋口芝生広場		竹橋西 239-14	1,000	平地	3,000	浸水	屋外
	旧萩坂保育園		大坪ハ 62-1	120	平地	386		屋外

※ 災害リスク 「浸水」：浸水想定区域内、「土砂」：土砂災害警戒区域内

3-3 福祉避難所一覧

(1) 福祉避難所

(令和8年4月1日現在)

避難地名	所在地	収容人数	電話	地形	面積 (㎡)	施設	備考
福祉センター	加賀爪ニ3	300	288-2121	平地	1,563	有	

(2) 協定による福祉避難所（介護（予防）サービス提供事業所）

事業者	事業所	所在地	受入者数
社会福祉法人津幡町福祉会	特別養護老人ホームあがたの里 (2事業所)	能瀬イ1番地1	100
社会福祉法人能登福祉会	特別養護老人ホームふいらーじゅ (2事業所)	東荒屋413番地	20
	介護老人保健施設ふいらーじゅ (2事業所)	東荒屋354番地	20
特定非営利活動法人楓	グループホームかえで	横浜ほ14番地2	5
	メープル	太田は37番地	30
特定非営利活動法人おおにしやま	グループホーム1・2・SUN	太田ろ128番地	3
有限会社河北郡地域介護研究会	グループホームつばた	太田ろ144番地2	2
有限会社北国福祉医療開発	グループホーム愛の風	倉見カ199番地3	50
	小規模多機能ホーム 愛の風	倉見コ42番地1	
	小規模多機能ホーム 愛の風サテライト吉倉	吉倉41番地	
有限会社ドリーム二十一	グループホーム庄の里	庄ニ69番地	10
有限会社共永	グループホームつつじ	川尻ツ101番地	2
有限会社松良福祉会	あすなろ	御門ろ64番地2	10
有限会社津幡福老園	グループホーム津幡福老園	潟端つ5番地8	4
10事業者	17事業所		256

(3) 協定による福祉避難所（障害福祉サービス事業所）

事業者	事業所	所在地	受入者数
社会福祉法人やまびこ	はばたき	加賀爪ハ120番地	50
	メルクマール	加賀爪ハ122番地1	30
	こだま	庄リ17番地1	30
	きらら	清水ニ350番地4	30
社会福祉法人つくしの会	障害者支援（自閉症者療育）施設はぎの郷	別所ヘ1番地	10
株式会社 愛昂	就労支援事業所米ライフ	中橋ロ10番地1	19
3事業者	6事業所		169

3-4 災害備蓄物資一覧

(1) 災害備蓄食料

(令和8年4月1日現在)

品 名	数 量	備 考
カンパン	3,024 食	
パンカン	4,608 食	
アルファ米	20,650 食	
保存水	1,794 本	1本2ℓ
粉ミルク（アレルギー対応）	8 缶	
液体ミルク	30 本	
幼児用ビスケット（ビスコ）	180 食	
幼児用ウエハース（ハイハイン）	216 食	
サバイバルフーズ	1,570 食	
野菜シチューセット	100 食	

(2) 災害備蓄物品

(令和8年4月1日現在)

品 名	数 量	備 考
毛布	2,952 枚	
マスク	19,400 枚	
簡易トイレ	21 セット	
簡易便袋	1,800 枚	
ワンタッチパーテーション	50 張	
プライベートテント	5 張	
防災ルーム	4 張	
エアーマット	50 枚	
段ボールベッド	55 個	
段ボール間仕切り	400 枚	
紙オムツ（小児用）S・M	4,052 枚	
紙オムツ（小児用）L・BIG	1,360 枚	
紙パンツ（大人用）M	80 枚	
紙パンツ（大人用）M-L	216 枚	
尿とりパッド（大人用）	2,052 枚	
生理用品（ナプキン）	8,640 枚	
生理用品（ナプキン・夜用）	1,800 枚	
ヨウ化カリウム丸	28,000 丸	
ブルーシート	185 枚	
ポリ容器（20ℓ）	200 個	
大釜	2 セット	

3-5 町有車両一覧

(令和8年4月1日現在)

所 管	乗用車	貨物車	トラック	軽トラ	バス	特殊	計
総 務 課	3						3
企 画 課	1						1
財 政 課							
監 理 課	1	1		1			3
議 会 事 務 局							
監 査 員 事 務 局							
会 計 課							
税 務 課	2	1					3
町 民 課							
生 活 環 境 課	2	2			2		6
福 祉 課	5					1	6
健 康 推 進 課	2						2
子 育 て 支 援 課							
河 北 中 央 病 院	2						2
農 林 振 興 課	3	1		1			5
商 工 観 光 課	1						1
都 市 建 設 課	4	1	1			6	12
上 下 水 道 課		5	1	1			7
学 校 教 育 課		1					1
生 涯 教 育 課	1	2		2			5
教 育 総 務 課	1						1
計	28	14	2	5	2	7	58

※消防分は除く

3-6 臨時ヘリポート一覧

(1) 臨時ヘリポート一覧

名 称	所 在 地	施 設 管 理 者
農業研修館	湖 東	石川県農業総合研究センター 河北潟農業研修館
アメニティー広場	川 尻	石川県津幡土木事務所
津幡運動公園 多目的競技場	竹 橋	津幡町

(2) ヘリポート適地一覧

名 称	所 在 地	標 高	広 さ	消防署からの 所要時間	施設管理者 又は占有者
津幡中央公園	横浜に1-1	7.0m	62m×68m	1 分	津幡町長
津幡中学校運動場	加賀爪ヌ6-1	10.0m	121m×157m	2 分	学校長
津幡南中学校運動場	南中条3号7	8.0m	81m×203m	4 分	〃
津幡小学校運動場	津幡リ123-3	11.0m	67m×69m	3 分	〃
太白台小学校運動場	津幡ワ2	48.0m	75m×99m	5 分	〃
中条小学校運動場	南中条へ81	10.0m	64m×96m	4 分	〃
条南小学校運動場	太田ろ3	6.0m	75m×114m	5 分	〃
井上小学校運動場	井上の荘1丁目1	4.0m	86m×118m	2 分	〃
笠野小学校運動場	山北ワ116	67.0m	70m×130m	12分	〃
英田小学校運動場	能瀬井36	19.0m	83m×136m	7 分	〃
刈安小学校運動場	刈安イ1	35.0m	55m×60m	9 分	〃
萩野台小学校運動場	七野イ75	34.0m	95m×120m	6 分	〃
河愛の里キンシュウレ	下河合チ57	130.0m	60m×140m	18分	津幡町長
津幡運動公園 陸上競技場	竹橋ヲ90	46.0m	115m×185m (競技場内全体)	8 分	〃
あがた公園	加茂い68-1	7.0m	70m×137m	6 分	〃
種けんこう広場	種ニ25番地4	49.0m	70m×66m	15分	〃
石川工業高等専門 学校陸上競技場	北中条タ1	30.0m	100m×180m	3 分	学校長
石川県立津幡高等 学校運動場	加賀爪ヲ45	12.0m	95m×113m	3 分	学校長

3－7 登録ガス小売事業者一覧

(令和8年4月1日現在)

事業者名	所在地	供給地域	供給戸数
伊丹産業(株)内灘営業所	内灘町向陽台1丁目143	中津幡ニュータウン	105戸
		井上の荘	561戸
(株)丸八	富山県魚津市北鬼江364	緑が丘	237戸
(株)雄伸	金沢市京町10-33	ビレッジハウス津幡 (集合住宅)	80戸
日本海ガス株式会社	金沢市松島2丁目205	信開クレバールえきつば (集合住宅)	72戸
		フルーティタウン東荒屋	74戸

協定、例規、基準等

4－1 応援協定一覧

(1) 消防相互応援協定

協 定 名	協定年月日	参加機関名
石川県消防広域応援協定	平成3年8月1日	石川県内市町等
かほく市・津幡町消防相互応援協定	平成16年7月1日	かほく市
金沢市・津幡町消防相互応援協定	昭和44年3月30日	金沢市
津幡町・内灘町消防相互応援協定	昭和55年4月1日	内灘町
石川県津幡町・富山県小矢部市・富山県砺波地域消防組合消防相互応援協定	平成23年4月1日	小矢部市
石川県消防防災ヘリコプター支援協定	平成26年4月1日	石川県内市町等

(2) 災害時相互応援協定

協 定 名	協定年月日	参加機関名
小矢部市・津幡町災害時相互応援協定	平成18年4月24日	小矢部市（富山県）
金沢市・津幡町災害時相互応援協定	平成20年1月18日	金沢市
かほく市・津幡町・内灘町災害相互応援協定	平成21年4月3日	かほく市・内灘町
金沢市と津幡町における災害時相互給水に関する協定	平成22年2月26日	金沢市
災害時の情報交換に関する協定	平成23年3月1日	国土交通省北陸地方整備局
津幡町・岡垣町災害時相互応援協定	平成24年3月23日	岡垣町（福岡県）
津幡町・上富田町災害時相互応援協定	平成24年10月9日	上富田町（和歌山県）
津幡町・中能登町災害時相互応援協定	平成25年11月16日	中能登町

(3) 災害時における応急対策活動に関する基本協定

協定名	協定年月日	参加機関名
災害時における応急対策活動に関する基本協定	平成19年7月9日	河北郡市土建協同組合
災害時における応急対策活動に関する基本協定	平成19年7月9日	津幡町管工事協同組合
災害時における応急対策活動に関する基本協定	平成20年5月15日	石川県電気工事工業組合
災害時における応急対策活動に関する基本協定	平成21年1月19日	河北造園緑化協会
災害時における応急対策業務に関する協定	平成23年10月31日	日本下水道管路管理業協会中部支部石川県部会
災害時における応急対策活動に関する協力協定	平成27年7月10日	金沢森林組合
災害時における廃棄物の処理に関する協力協定	令和4年10月27日	一般社団法人石川県産業資源循環協会

(4) 災害時における物資の供給に関する支援協定

協定名	協定年月日	参加機関名
災害時における緊急用燃料の提供に関する協定	平成23年9月1日	一般社団法人石川県エルピーガス協会河北支部
災害時における支援協力に関する協定 (段ボールベッド)	平成24年11月19日	ユーエスカートン株式会社 セツツカートン株式会社
災害時における支援協力に関する協定 (生活必需物資等)	平成25年2月4日	生活協同組合コープいしかわ
災害時における支援協力に関する協定 (飲料水等)	平成25年8月22日	北陸コカ・コーラボトリング株式会社
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	平成26年8月19日	株式会社ゼンリン
災害時における物資供給に関する協定	平成27年7月31日	NP0法人コリ災害対策センター
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	平成27年10月15日	株式会社ヨシカワ
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	平成27年10月15日	千代田機電株式会社
災害時におけるユニットハウスの提供に関する協定	平成31年3月20日	株式会社ナガワ
災害時における避難所用簡易間仕切り等の供給に関する協定	令和3年2月2日	特定非営利活動法人 ボランティア・アーキテツ・ネットワーク
災害時における電力供給等の協力に関する協定	令和3年10月8日	ネットトヨタ石川株式会社
災害時における物資供給に関する協定	令和3年11月22日	株式会社平和堂
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	令和4年2月16日	佐川急便株式会社
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	令和4年4月12日	中北薬品株式会社
災害時等における資機材の供給に関する協定	令和4年10月25日	株式会社アクティオ
災害救助に必要な物資の調達及び建物・駐車場の一部使用に関する協定	令和4年12月14日	株式会社PLANT
災害時における電力供給等の協力に関する協定	令和5年1月17日	株式会社石川トヨペット カローラ
災害時における応急仮設住宅 (移動式木造住宅) の建設に関する協定	令和6年7月15日	一般社団法人日本ムービングハウス協会
災害時における物資調達に関する協定	令和6年8月20日	スギホールディングス株式会社
災害時における石油類燃料の供給に関する協定	令和7年3月19日	石川県石油販売協同組合 河北支部津幡ブロック
災害時における物資供給に関する協定	令和7年10月9日	社会福祉法人津幡町社会福祉協議会 一般社団法人スマートサプライビジョン 東京海上日動火災保険株式会社
マルモビパートナーシップ協定	令和8年2月19日	株式会社トイファクトリー

(5) その他

協定名	協定年月日	参加機関名
石川県防災行政無線に係る施設の建設及び保守管理に関する協定	平成4年1月6日	石川県
災害時の医療救護に関する協定	平成13年9月28日	一般社団法人河北郡市医師会
災害時における緊急放送に関する協定	平成21年1月19日	特定非営利活動法人FMかほく
災害時における災害救助犬の出動に関する協定	平成21年2月17日	特定非営利活動法人石川県救助犬協会連合会
災害時における応急対策活動に関する協力協定	平成21年4月8日	一般財団法人北陸電気保安協会
「津幡町防災ハンドブック2013」協働発行に関する協定	平成25年4月23日	株式会社ゼンリン
特設公衆電話の設置・利用に関する協定	平成29年3月2日	西日本電信電話株式会社
災害に係る情報発信等に関する協定	令和2年4月24日	ヤフー株式会社
災害発生時における津幡町と津幡町内郵便局の協力に関する協定	令和3年3月25日	日本郵便株式会社 津幡郵便局（代表） 倶利伽羅郵便局
津幡町と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社との地域連携に関する協定	令和3年8月25日	北陸電力株式会社 北陸電力送配電株式会社
災害時等における車両の移動等に関する協定	令和6年10月23日	エートス協同組合

4-2 石川県消防防災ヘリコプター支援協定

(目的)

第1条 この協定は、石川県内の市町及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第2項の規定に基づき、石川県の所有する消防防災ヘリコプター（以下「ヘリコプター」という。）の支援を求めることに關し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町等がヘリコプターの支援を求めることができる区域は、当該市町等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(支援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、ヘリコプターによる活動が必要と判断した場合に石川県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町等の消防力によっては、災害の防御又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(支援要請の方法)

第5条 支援要請は、石川県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。なお、支援要請時にすべての事項について明らかにするいとまがない場合には、必要最小限の事項を連絡するものとし、他の事項については、判明次第速やかに航空隊に連絡するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の市町側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 支援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(支援要請方法の特例)

第6条 知事は、前条に掲げる支援要請がない場合でも、発生後に収集した被害規模等の情報内容から判断して、緊急に派遣の必要があると認められる場合であって、通信網等の途絶等で発災市町等と前条に定める通常の手続がとれない場合については、市町長からの要請があったものとみなして、航空隊を派遣し、支援を実施することができる。

(航空隊の派遣)

第7条 知事は、第4条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、第4条の規定による支援に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災

市町等の長に通報するものとする。

- 3 前項の場合において、知事は、知事と他の都道府県知事等との間で別途締結する協定等に基づき、他の都道府県が保有するヘリコプター等の応援による支援を実施できる場合には、その旨を速やかに発災市町等の長に通報し、当該市町長の要請がある場合には、他の都道府県知事等に対して応援を求めるものとする。

(航空隊の隊員の活動)

第8条 前条第1項の規定により支援する場合において、災害現場における航空隊の隊員の活動は、発災市町等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

第9条 石川県は、第4条に基づく支援要請の活動を行うにあたり、発災市町等との連携を緊密にするため、ヘリコプター及び航空隊に消防用無線局を整備する。

- 2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める石川県消防防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(経費負担)

第10条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、石川県が負担するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項は、石川県及び市町等が協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成26年4月1日から適用する。

平成9年4月1日付で締結した石川県消防防災ヘリコプター応援協定は、平成26年3月31日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、知事及び市町等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

4-3 災害発生時における津幡町と津幡町内郵便局の協力に関する協定

津幡町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、津幡町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙の津幡町内郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、津幡町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（2）甲又は乙が収集した避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

（3）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（5）乙が業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

（6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（注）

（7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

（8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 津幡町総務部総務課長 乙 津幡郵便局長

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は両者で協議し決定する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、2021年4月1日から2022年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間満了日の翌日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

2 この協定の発効と同時に、「災害時における津幡町と郵便局間の協力に関する協定（平成10年7月22日締結）」は、効力を失う。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

2021年3月25日

4-4 石川県防災行政無線（衛星系）更新に係る施設の整備及び運用に関する協定書

石川県（以下「甲」という。）と津幡町（以下「乙」という。）との間に、石川県防災行政無線（衛星系）（以下「防災行政無線」という。）更新に係る市町及び消防を含む一部事務組合の庁舎に設置する無線局（以下「市町等無線局」という。）の整備及び運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有する県、市町及び消防を含む一部事務組合が、防災に関して必要な情報の収集、報告及び伝達並びに気象情報及び一般行政情報の伝達に関し、有効適切な措置を講ずるため、甲と乙を結ぶ防災行政無線に係る施設の整備及び運用について必要な事項を定めるものとする。

（運用の範囲）

第2条 この防災行政無線は、一般財団法人自治体衛星通信機構の「地域衛星通信ネットワーク」に加入し、運用するものとする。

（市町等無線局の設置）

第3条 第1条の目的を達成するため、甲は、乙の庁舎に「地域衛星通信ネットワーク」に接続するための市町等無線局を設置する。

2 市町等無線局の設備は、次のとおりとする。

名 称	数 量	摘 要
アンテナ装置	1 式	
送受信装置	1 式	
衛星端局装置	1 式	
交換機	2 台	消防本部設備含む
ネットワーク接続装置	2 式	消防本部設備含む
FAX 端末装置	2 台	消防本部設備含む
一斉受令端末装置	2 式	消防本部設備含む
監視装置	2 台	消防本部設備含む
電話機	2 台	消防本部設備含む
無停電電源装置	2 台	消防本部設備含む

3 乙は、市町等無線局の設置にあたり必要な庁舎施設及びその他付属設備・工作物並びに敷地を提供するものとする。

4 市町等無線局は、電話、ファクシミリ、データ及び映像等の通信に使用することができる。

（石川県防災行政無線運営協議会の設置等）

第4条 防災行政無線の整備及び保守管理等に関し必要な事項を協議するため、石川県防災行政無線運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 この協議会においては、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 防災行政無線について、甲と乙の相互連絡に関すること。
- (2) 防災行政無線の整備及び保守管理に関すること。
- (3) 市町等無線局の整備及び保守管理に要する費用に関すること。
- (4) その他この防災行政無線の整備及び保守管理に必要な事項。

3 協議会の組織及び運営に関することは、別に定める。

(市町等無線局の職員)

第5条 乙の庁舎に整備した市町等無線局には職員を配置するものとし、乙の職員を充てるものとする。

2 前項の職員は、市町等無線局の管理運用に関する業務を行うものとし、給与その他の給付は、乙が負担するものとする。

3 市町等無線局の職員が、その業務に従事する場合は、甲が別に定める規定及び関係法令に従うものとする。

(費用の負担)

第6条 乙は、市町等無線局に係る次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 設備の運用に要する電気料、電源装置の燃料及び潤滑油、その他管理運用に要する費用

(2) ファクシミリ装置の運用に要する記録紙・トナーその他管理運用に要する費用

(3) 市町等無線局の使用及び保守管理に要する費用

2 前項第3号の乙の負担については、次のとおりとする。

(1) 市町等無線局の使用に要する費用について、乙は、甲が乙の庁舎に整備した市町等無線局に係る甲の元利償還金のうち、交付税措置分を控除した額（甲の実質負担額）の総額の2分の1に相当する額について、整備の翌年度から10年間にわたり均等に、設備使用料として毎年度末に甲に支払う。

(2) 市町等無線局の保守管理に要する費用については、別途協議して定める。

(3) 前2号に係る負担金額については、前年度において甲が乙に通知するものとする。

(市町等無線局の変更工事等)

第7条 乙の都合により市町等無線局の移設、又は設備の修繕・改良等をしようとするときは、あらかじめ甲と協議するものとする。

2 前項の場合の当該工事に要する費用は乙が負担する。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義のあるときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(附則)

1 市町等無線局の運用開始に伴い、甲と乙が締結した「石川県防災行政無線に係る施設の建設及び保守管理に関する協定書」（平成4年1月6日付）は廃止する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年3月31日

5-1 津幡町防災会議条例

昭和38年3月28日

条例第12号

改正 昭和40年12月24日条例第19号

昭和44年3月27日条例第17号

平成12年3月15日条例第1号

平成13年3月15日条例第9号

平成25年3月13日条例第2号

令和8年6月11日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、津幡町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 津幡町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 石川県の知事の部内の職員
 - (3) 町の区域を管轄する警察署の署長又は職員
 - (4) 町長部局の職員
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認める者
- 6 前項の委員の数は、30人以内とする。
- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、石川県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年12月24日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年3月27日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月15日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月15日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（津幡町水防協議会条例の廃止）

2 津幡町水防協議会条例（昭和43年津幡町条例第17号）は、廃止する。

附 則（平成25年3月13日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年6月11日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

5－2 津幡町災害対策本部条例

昭和38年 3 月28日

条 例 第 1 3 号

改正 平成 8 年 3 月22日条例第 2 号 平成24年 9 月11日条例第22号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 3 条の 2 第 8 項の規定に基づき、津幡町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 3 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 2 2 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 9 月 1 1 日条例第 2 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

5－3 津幡町災害対策本部運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、津幡町災害対策本部条例（昭和38年津幡町条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、津幡町災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定め、災害対策の円滑、かつ適切な実施を図るものとする。

(組織及び事務分掌)

第2条 本部は、本部長の総括のもとに副本部長に副町長（副町長に事故があるとき又は欠けたときは総務部長）をもってあてる。

2 本部の組織及び分掌事務は、地域防災計画に定めるとおりとする。

3 本部長は、特別重要事項を審議するため、本部付をおくことができる。

4 本部長、副本部長、部長、班長その他本部員は、災害対策活動に従事するときは、法令等において特別の定めがある場合を除くほか別に定める腕章を着用するものとする。

(本部の場所及び本部連絡員)

第3条 本部は、災害の程度により本部を役場又は本部長の指定する場所におくものとする。

2 本部には、「津幡町災害対策本部」の標示をするものとする。

3 本部には、原則として本部連絡員を置く。

4 本部連絡員は、各部長がそれぞれ所属職員のうちから指名するものをもってあてる。

5 本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各部の長に伝達する。

(本部開設)

第4条 本部は、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがある場合において、本部長が必要と認めたとき活動を開始するものとする。

(本部開設前の処置)

第5条 本部事務局長は、予報、警報又は情報により災害の発生するおそれがあると予想されるときは、本部開設前に次の事項について処理するものとする。

(1) 予報、警報、情報の収集及び連絡調整

(2) 人員配備の指示

(3) 関係部との連絡調整

2 休日又は勤務時間外において、警報又は異常な情報の受理をした当直員は、直ちに関係部の部長に通報して指示を受けなければならない。

(配備体制の基準、編成計画等)

第6条 本部は、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な配備体制を整えるものとし、配備の種別内容等の基準については、地域防災計画に定めるところによる。

(配備の開始及び解除)

第7条 各班における配備体制の開始及び解除は、本部長が指令するものとする。

(非常情報の報告並びに通報)

第8条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に本部事務局長は、各部長並びに関係機関からの情報を直ちに本部長に報告するとともに、その状況及び応急対策の概況を逐次県へ報告するものとする。

2 本部長は、災害に関する予報、警報、その他災害に関する情報を収受したときは、必要事項について直ちに町民その他関係団体に通報するとともに、予想される災害の事態並びにこれに対処してとるべき処置等について周知させるものとする。

(本部の解散)

第9条 本部長は、予想される災害の危険が解除されたと認めるとき、又は当該災害に必要な応急処置がおおむね完了したと認めるときは、本部を解散するものとする。

(服務)

第10条 本部は、町の組織をあげて防災にあたるものであることを認識し、本部のすべての職員は、他の部から協力を求められたときは、積極的にこれを支援しなければならない。また、本部のすべての職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、及び誤解を招き、もって本部の活動に不信感を抱かせることのないように厳に注意しなければならない。

2 本部開設前における災害応急対策等の処理については、本要綱の例により処理するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

5－4 津幡町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年7月1日

条 例 第 3 6 号

改正	昭和50年3月18日条例第7号	昭和51年12月22日条例第30号
	昭和53年6月26日条例第16号	昭和56年6月30日条例第14号
	昭和57年12月20日条例第24号	昭和62年3月23日条例第4号
	平成3年12月18日条例第25号	平成23年9月9日条例第18号
	令和元年12月11日条例第27号	令和6年9月11日条例第21号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を

後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定によりがたいときは前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(支給の手續)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は災害による当該世帯の被

害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

（災害弔慰金等認定審査会）

第16条 町長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、津幡町災害弔慰金等認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員の報酬の額は、12,000円とする。

（規則への委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月18日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年12月22日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じ

た災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和53年6月26日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和56年6月30日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年12月20日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年3月23日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年12月18日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月9日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元年12月11日条例第27号）

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和6年9月11日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

5-5 津幡町防災行政無線局管理運用規程

平成25年3月29日

訓令第4号

改正 令和3年7月12日訓令第10号

令和7年2月10日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、津幡町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及びその他の行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るために設置する津幡町防災行政無線局(以下「無線局」という。)の管理及び運用について、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 津幡町が設置する法第2条第5号に規定する無線局の総体をいう。
- (2) 統制局 無線局を統括し、移動局を通信の相手方として、通信の運用を総合的に管理統制する無線局をいう。
- (3) 副統制局 統制局と有線で接続された送信設備で統制局の機能を分掌するものをいう。
- (4) 基地局 統制局と移動局及び移動局間相互の通信を行うため、地上に開設する移動しない無線局をいう。
- (5) 中継局 統制局と移動局及び移動局間相互の通信を中継する無線設備をいう。
- (6) 移動局 特定の場所に設置して運用する屋外拡声子局並びに特定の場所に常置して運用する半固定型及び携帯型の無線局並びに陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する車載型及び携帯型の無線局をいう。
- (7) 無線設備 電波を送り、又は受けるための電氣的設備及びその附帯設備をいう。
- (8) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受けた者をいう。

(無線局)

第3条 無線局の構成及び配置は別表第1及び別表第2のとおりとし、統制局を津幡町役場に置き副統制局を津幡町消防本部に置く。

(総括管理者)

第4条 無線局に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線局の管理、運用の業務を総括し、管理責任者及び通信取扱責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、総務部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第5条 無線局に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け無線局を管理運用し、通信取扱責任者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、総務課長の職にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、所管する無線局又は施設等の管理運用の業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、統制局、副統制局の通信操作を行う課の長、移動局を配備した課の長及び学校の長並びに施設の長の職にある者をもって充てる。

(機器の取扱い)

第7条 無線局の機器は、丁寧に取り扱い、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 衝撃を与えないこと。
- (2) 高温多湿な場所に長時間放置しないこと。
- (3) 常時使用可能な状態にしておくこと。

(無線従事者の配置、養成等)

第8条 総括管理者は、無線局の運用体制に応じて無線従事者を配置する。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。
- 3 総括管理者は、他の機関が行う研修会又は講習会等に積極的に職員を派遣し、無線局の職員の資質向上を図るものとする。
- 4 総括管理者は、無線設備の運用上必要な知識及び技能について定期的に研修を行うものとする。

(通信の原則)

第9条 通信は、津幡町地域防災計画に基づく災害対策に係る業務及び行政事務に関するものとし、これを濫用してはならない。

- 2 通信は、簡単かつ明瞭に行わなければならない。

(通信の種類)

第10条 通信の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 緊急通信 災害の発生又は発生のおそれがある場合その他緊急を要する事態が生じたときに行う通信をいう。
 - (2) 定時通信 定時に行うチャイム等の通信をいう。
 - (3) 試験通信 無線設備の保守点検等のために試験的に行う通信をいう。
 - (4) 一般通信 前各号に掲げる以外の通信をいう。
- 2 通信の範囲別の種類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 一斉通信 全町及び対象地域を対象として行う通信をいう。
 - (2) 地区通信 地区及び小中学校の校区を対象として行う通信をいう。
 - (3) 個別通信 区、町内会、自治会等を対象として行う通信をいう。

(通信の申請)

第11条 前条第1項第4号の規定による一般通信を行おうとする者は、通信日の3日前（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）の正午までに津幡町防災行政無線屋外拡声子局使用許可申請書（様式第1号）又は津幡町防災行政無線屋外拡声子局放送依頼申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。ただし、事態が切迫し時間的余裕がない場合は、口頭又は電話をもって申請し、その後速やかに申請書を提出するものとする。

- 2 町長は、前項による申請があった場合は、その内容を審査し、通信の可否について決定しなければならない。また、通信を可とした場合には、通信取扱責任者は希望日時及び放送の内容を登録しなければならない。
- 3 町長は、申請書中の内容を通信しないことに決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(屋外拡声子局等の使用)

第12条 屋外拡声子局の放送設備並びに通信設備及び半固定型並びに携帯型の無線局を使用できる者は、津幡町職員のほか、次に掲げる者とする。

- (1) 区長、自治会長、自主防災組織等の代表
- (2) 消防団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長
- (3) 学校の長及び職員
- (4) 施設の長及び職員
- (5) その他町長が必要と認めた者

(禁止事項)

第13条 次に掲げるものは、放送若しくは通信してはならない。

- (1) 個人及び特定人あて通知等により周知できるもの
- (2) 特定の事業者の営利目的に関する内容のもの

- (3) 特定の宗教の利害に関する内容のもの
- (4) 特定の政党又は政治団体の利害に関する内容のもの
- (5) 個人情報に関すること。
- (6) 公序良俗に反すること。

(通信の制限)

第14条 総括管理者は、災害の発生時その他特に必要があると認めたときは、定時通信、試験通信及び一般通信を制限し、緊急通信を優先するものとする。

(運用時間)

第15条 無線局の運用時間は常時行うものとする。

(保守点検等)

第16条 管理責任者は、無線設備の定期点検を年1回以上実施するほか日常の維持管理を行わなければならない。

2 管理責任者は、前項に掲げる無線設備の定期点検を、無線保守業者に委託することができる。

3 管理責任者は、前2項の点検を行った際、無線設備その他の故障又は異常を発見したときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(通信訓練)

第17条 総括管理者は、非常時に備え通信設備の取扱いの習熟を図るため、統制訓練及び通信訓練を定期的実施するものとする。

(備付書類)

第18条 無線局に備え付ける書類は、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第2章第7節に定めるものとし、管理責任者はこれを管理保管するものとする。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

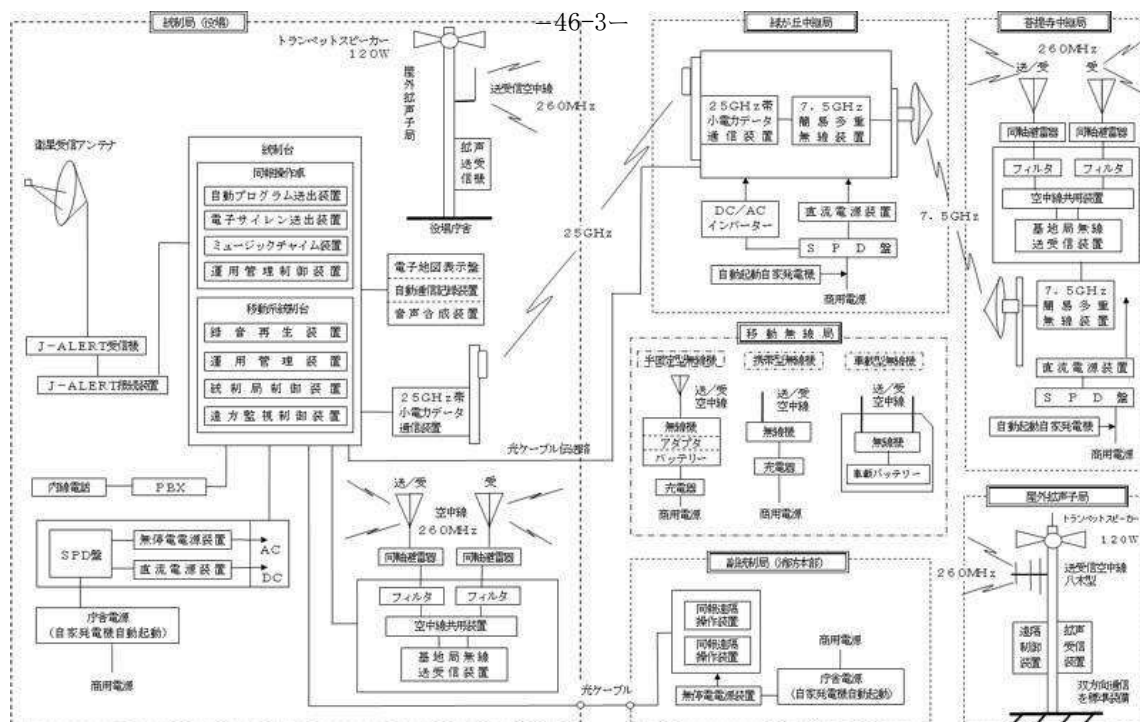
附 則（令和3年7月12日訓令第10号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（令和7年2月10日訓令第1号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）



別表第 2（第 3 条関係）

種別	呼出名称	設置又は常置場所	備考
基地局	ぼうさいつばた	町役場	
通信所		町消防本部	
基地局	ぼうさいぼだいじ	菩提寺中継局	菩提寺子 3 4-1
固定局	ぼうさいぼだいじちゅうけい	菩提寺中継局	菩提寺子 3 4-1
	ぼうさいみどりがおかちゅうけい	緑が丘中継局	緑が丘 2-1 8 0
移動局 (車載型)	つばた 1	町役場	
	つばた 2	町役場	
	つばた 3	町役場	
	つばた 4	町役場	
移動局 (携帯型)	つばた 1 0 1	町役場	
	つばた 1 0 2	町役場	
	つばた 1 0 3	町役場	
	つばた 1 0 4	町役場	
	つばた 1 0 5	町役場	
	つばた 1 0 6	津幡高等学校	
	つばた 1 0 7	石川高等専門学校	
	つばた 1 0 8	富士会館	
	つばた 2 0 1	横浜集会所	
	つばた 2 0 2	野山団地集会所	
	つばた 2 0 3	太白会館	
	つばた 2 0 4	中須加会館	
	つばた 2 0 5	白鳥会館	
	つばた 2 0 6	中橋会館	
	つばた 2 0 7	グリーンハイツ集会所	
	つばた 2 0 8	渦端集会所	
	つばた 2 0 9	庄町振興館	
	つばた 2 1 0	能瀬会館	
	つばた 2 1 1	北中条会館	
	つばた 2 1 2	庄中町会館	
	つばた 2 1 3	井上の荘集会所	
	つばた 2 1 4	会館五反田	
	つばた 2 1 5	谷内集会所	

種別	呼出名称	設置又は常置場所	備考
移動局 (半固定型)	つばた 3 0 1	福祉教育プラザ	
	つばた 3 0 2	文化スポーツ交流館	
	つばた 3 0 3	津幡地域交流センター	
	つばた 3 0 4	旧太白台保育園	
	つばた 3 0 5	中条東保育園	
	つばた 3 0 6	中条公民館	
	つばた 3 0 8	条南コミュニティプラザ	
	つばた 3 0 9	井上保育園	
	つばた 3 1 0	井上コミュニティプラザ	
	つばた 3 1 2	笠野公民館	
	つばた 3 1 3	能瀬保育園	
	つばた 3 1 4	英田コミュニティプラザ	
	つばた 3 1 5	種谷地区防災センター	
	つばた 3 1 6	寺尾保育園	
	つばた 3 1 7	刈安コミュニティプラザ	
	つばた 3 1 8	萩野台コミュニティプラザ	
	つばた 3 1 9	俱利伽羅源平の郷竹橋口	
	つばた 3 2 0	総合体育館	
	つばた 3 2 1	河北中央病院	
	つばた 3 2 2	竹橋会館	
	つばた 3 2 3	鳥越集会所	
	つばた 3 2 4	鳥屋尾集会所	
	つばた 3 2 5	田屋集会所	
	つばた 3 2 6	刈安会館	
移動局 (屋外拡声子局)	つばた 5 0 1	町役場	
	つばた 5 0 2	津幡小学校	遠隔制御装置付
	つばた 5 0 3	津幡中学校	遠隔制御装置付
	つばた 5 0 4	太白台小学校	遠隔制御装置付
	つばた 5 0 5	津幡南中学校	遠隔制御装置付
	つばた 5 0 6	中条小学校	遠隔制御装置付
	つばた 5 0 7	条南小学校	遠隔制御装置付
	つばた 5 0 8	井上小学校	遠隔制御装置付
	つばた 5 0 9	笠野小学校	遠隔制御装置付
	つばた 5 1 0	英田小学校	遠隔制御装置付
	つばた 5 1 1	刈安小学校	遠隔制御装置付
	つばた 5 1 2	萩野台小学校	遠隔制御装置付
	つばた 5 1 3	河合谷ふれあいセンター	遠隔制御装置付
	つばた 6 0 1	住吉公園	
	つばた 6 0 2	笠井公民館	
	つばた 6 0 3	文化会館	
	つばた 6 0 4	竹橋保育園	
	つばた 6 0 5	萩坂保育園	
	つばた 6 0 6	湖南団地集会所	
	つばた 6 0 7	太田会館	
	つばた 6 0 8	浅田	浅田甲 4 4
	つばた 6 0 9	中津幡ニュータウン会館	
	つばた 6 1 0	近懇館	
	つばた 6 1 1	庄住吉会館	
	つばた 6 1 2	舟橋第二会館	
	つばた 6 1 3	加茂	加茂は 3 0
	つばた 6 1 4	舟橋会館	
	つばた 6 1 5	能瀬第二会館	
	つばた 6 1 6	御門集会所	
	つばた 6 1 7	下矢田集会所	
	つばた 6 1 8	上矢田愛宕会館	
	つばた 6 1 9	中山	中山ハ 7 5 ― 6
	つばた 6 2 0	上大田集会所	
	つばた 6 2 1	牛首	牛首ト 2 0 ― 1
	つばた 6 2 2	木窪	木窪タ 6 2
	つばた 6 2 3	瓜生集会所	
	つばた 6 2 4	八ノ谷	八ノ谷ハ 1 5 8

種別	呼出名称	設置又は常置場所	備考
	つばた 6 2 5	市谷集会所	
	つばた 6 2 6	吉倉	吉倉 6 0
	つばた 6 2 7	蒔谷集会所	大畠スピーカー
	つばた 6 2 8	七黒会館	
	つばた 6 2 9	岩崎集会所	
	つばた 6 3 0	種けんこう広場	
	つばた 6 3 1	菩提寺	菩提寺ワ 1 0 0—2
	つばた 6 3 2	興津	興津ニ 5 4—1
	つばた 6 3 3	平野	平野ヒ 1 5
	つばた 6 3 4	小熊	小熊ヌ 3 0—1
	つばた 6 3 5	大熊	大熊新 1 9 5
	つばた 6 3 6	市谷団地	蓮花寺チ 2 0 甲
	つばた 6 3 7	池ヶ原	池ヶ原ト 3—1
	つばた 6 3 8	彦太郎畠	彦太郎畠ひ 1 2 7
	つばた 6 3 9	笠池ヶ原	笠池ヶ原ロ 2 6 0
	つばた 6 4 0	笠野公園	
	つばた 6 4 1	運動公園	
	つばた 6 4 2	浅谷集会所	
	つばた 6 4 3	明井会館	
	つばた 6 4 4	東荒屋会館	
	つばた 6 4 5	杉瀬会館	
	つばた 6 4 6	富田会館	
	つばた 6 4 7	坂戸	坂戸イ 7 2
	つばた 6 4 8	上野	上野ホ 6 2
	つばた 6 4 9	河内	河内ホ 7 3—1
	つばた 6 5 0	九折集会所	
	つばた 6 5 1	下中集会所	
	つばた 6 5 2	上藤又	上藤又カ 1
	つばた 6 5 3	成光会館	朝日畑スピーカー
	つばた 6 5 4	仮生集会所	
	つばた 6 5 5	倉見（宮谷）	倉見へ 2 2 2
	つばた 6 5 6	倶利伽羅	倶利伽羅 山森スピーカー
	つばた 6 5 7	原	原 5 7
	つばた 6 5 8	北横根	北横根ロ 8 0—4
	つばた 6 5 9	南横根	南横根へ 1 2 4
	つばた 6 6 0	常德	常德ハ 4 9
	つばた 6 6 1	舟尾	常德ヨ 5 8
	つばた 6 6 2	材木	材木ロ 1 7

6－1 特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準

特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

令和8年5月28日現在
発表官署 金沢地方気象台

津幡町	府県予報区	石川県			
	一次細分区域	加賀			
	市町村等をまとめた地域	加賀北部			
特別警報	レベル5大雨	表面雨量指数基準	別紙1－1のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合		
		流域雨量指数基準	別紙1－2のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合		
	レベル5土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－1の基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合		
	レベル5高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位			
	暴風	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合			
	暴風雪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合			
	大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合			
	波浪				
危険警報	レベル4大雨	表面雨量指数基準	別紙1－3の対象格子において別紙1－1のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合		
		流域雨量指数基準	別紙1－4の対象河川の格子において別紙1－2のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合		
	レベル4土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合(おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表)		
	レベル4高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位			
警報	レベル3大雨	表面雨量指数基準	別紙1－1のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合		
		流域雨量指数基準	別紙1－2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合		
		複合基準 ^{*1}	別紙1－2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合		
	レベル3土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合(おおむね3～6時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表)		
	レベル3高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位			
	暴風	平均風速	20m/s		
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ25cm	
			山地	12時間降雪の深さ55cm	
	波浪	有義波高			
注意報	レベル2大雨	表面雨量指数基準	別紙1－1のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合		
		流域雨量指数基準	別紙1－2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合		
		複合基準 ^{*1}	別紙1－2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合		
	レベル2土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－3のレベル2土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合		
	レベル2高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位			
	強風	平均風速	12m/s		
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ15cm	
			山地	12時間降雪の深さ35cm	
	波浪	有義波高			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	①積雪地域の日平均気温が13℃以上 ②積雪地域の日平均気温が10℃以上、かつ日降水量が20mm以上			
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度65%			
	なだれ	①24時間降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい場合(昇温) ②積雪が100cm以上あって金沢地方気象台の日平均気温5℃以上、又は昇温率(+3℃/日)が大きいとき(ただし、0℃以上)			
	低温	夏期:最低気温17℃以下が2日以上継続 冬期:最低気温－4℃以下			
	霜	早霜・晩霜期に 最低気温3℃以下			
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
レベル5氾濫特別警報・レベル4氾濫危険警報・レベル3氾濫警報・レベル2氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、津幡町に関係する河川予報区名及び基準観測所名		別紙3			

^{*1} 表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

※別紙は気象庁ホームページを参照
(参考) <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/ishikawa.html>

6-2 気象庁震度階級関連解説表

計測震度	震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない。						
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。					
3.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人々は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
4.5	5 弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人々は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。				
5.0	5 強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。[停電する家庭もある。]	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.5	6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破損するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁（はり）、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
6.0	6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破損するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。[一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。
6.5	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

* ライフラインの「[]」内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

注) 計測震度とは、その地点における揺れの強さを数値化したもので、震度計により計測されます。一般に発表される震度階級は、計測震度から換算されます。

6－3 被害状況等の判定基準

被害等区分		判 定 基 準
人 的 被 害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家 被 害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	準半壊には至らない (一部破損)	全壊（全焼）、半壊（半焼）、準半壊にいたらない程度の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。

被害等区分		判 定 基 準
非 住 家 被 害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊（全焼）、半壊（半焼）の被害を受けたものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
そ の 他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没、冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するため道路、鉄道、河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河川とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	下水道	下水道法（昭和33年法律第79号）第2条の2に規定する下水道施設及びこれに類似する施設とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となっている時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯		災害により全壊（全焼）、半壊（半焼）及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者		り災世帯の構成員とする。
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
そ の 他	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋りょう、港湾、漁港及び下水道とする。

被害等区分		判 定 基 準
そ の 他	その他の 公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備考		備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

(災害に係る住家の被害認定基準運用指針及び石川県地域防災計画より抜粋)

6-4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

令和8年4月1日現在

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間			備 考		
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 370円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を加算できる。		災害発生の日から 7日以内			1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。		
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 7,259,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。		災害発生の日から 20日以内着工			1 平均1戸当たり7,259,000円以内であればよい。 2 建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 給与期間 最高2年以内 5 賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。		
3	炊き出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,480円以内		災害発生の日から 7日以内			食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)		
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から 7日以内			輸送費、人件費は別途計上		
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から 10日以内			1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。		
			区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
			全壊 全焼 全流失	夏	20,900	26,900	39,900	47,600	60,300	8,800
				冬	34,700	44,800	62,500	73,100	92,100	12,700
			半壊 半焼 床上浸水	夏	6,900	9,200	13,800	16,800	21,100	3,000
				冬	11,000	14,400	20,500	24,300	30,700	4,000
6	医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日から 14日以内			患者等の移送費は、別途計上		
7	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分80以内の額		分べんした日から 7日以内			妊婦等の移送費は、別途計上		
8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から 3日以内			1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
9	福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1 福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費の実費 2 福祉避難所の設置以外 消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費の実費	災害発生の日から7日以内	
10	被災した住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急修理)	住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う修理 1世帯当たり 56,400円以内	災害発生の日から10日以内	
11	被災した住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 757,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 367,000円以内	災害発生の日から3か月以内(国の災害対策本部が設置された災害において6ヶ月以内に完了)	
12	学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校教育、中学生生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,800円 中学生生徒 6,100円 高等学校等生徒 6,600円	災害発生の日から(教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
13	埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 239,400円以内 小人(12歳未満) 191,500円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
14	死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
15	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,800円以内 一時保存 ┌ 既存建物借上費 │ 通常の実費 │ 既存建物以外 │ 1体当たり │ 6,100円以内 └ 検案 救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
16	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 148,600円以内	災害発生の日から10日以内	
17	輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第5号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃貸料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

各 種 様 式

7-1 参集記録票

○参集後に各自が班単位で記入し、総務班に提出すること

整理番号 _____

■災害対策班名 _____ 班

■場所 _____ ■報告日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

No	氏 名	参集時間	自宅等の状況
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	

7-2 参集途上の被災状況記録票

○参集後に各自で記入すること

整理番号

■報告者氏名	■災害対策班名 班
■参集報告 ○参集日時 年 月 日 時 分	
■見聞情報（参集時に見聞きした情報） ○自宅付近の状況 ○道路の状況 ○建物被害の状況 ○救助者の有無 ○火災の発生状況 ○その他気づいたこと	
<div style="border: 2px solid black; height: 200px; margin-top: 10px; position: relative;"> <div style="position: absolute; bottom: 10px; right: 10px; text-align: right;"> →火災や人名に関わる場合は、直接担当班に連絡する。 </div> </div>	
■地図・略図 <div style="border: 2px solid black; height: 250px; margin-top: 10px;"></div>	

総務班へ提出

8－1 被害発生状況連絡票

年 月 日作成

調査員 氏 名	部 課

世帯主		住 所	津幡町			
		氏 名	世帯人数 人			
被災 状 況	災 害 の 原 因		1. 風水害 2. 地震災害 3. その他			
	被 災 年 月 日		年 月 日			
	被 災 場 所		津幡町			
	被 災 の 程 度		住家被害	1. 全壊（焼） 4. 一部破損 2. 流 出 5. 床上浸水（ cm） 3. 半壊（焼） 6. 床下浸水		
			人的被害	1. 死 亡 人 3. 重 傷 人 2. 行方不明 人 4. 軽 傷 人		
特 記 事 項	世 帯 人 数	氏 名	続 柄	年 齢	備 考	

9－1 速報及び被害状況等の様式

災害（事故）緊急報告書（第 報）

		報告日時		年 月 日 午前・午後 時 分
報告事項		報告者	所 属	
			職・氏名	
			T E L	
発生日時	年 月 日 ()		午前・午後 時 分頃	
発生場所				
災害（事故）概要・対応状況等				
			受信者	防災対策課：

報告先：防災対策課
TEL 076-225-1482
FAX 076-225-1484

別表 災害中間・確定報告

災害中間・確定報告

市町名			区 分		被 害		
報告番号	第 号 (月 日 時 現在)		非 住 家	公 共 建 物	棟		
				そ の 他	棟		
報告者名				田	流失・埋没	ha	
					冠 水	ha	
区分			被害		畑	流失・埋没	ha
						冠 水	ha
人的被害	死者	人	そ の 他	文 教 施 設	箇所		
	行方不明者	人		病 院	箇所		
	負傷者	重傷		人	道 路	箇所	
		軽傷		人	橋 り ょ う	箇所	
				人	河 川	箇所	
住 家 被 害	全 壊 (全 焼)	棟	他	海 岸	箇所		
		世帯		港 湾	箇所		
		人		砂 防	箇所		
	大規模半壊	棟		清 掃 施 設	箇所		
		世帯		崖 く ず れ	箇所		
		人		鉄 道 不 通	箇所		
	中規模半壊	棟		被 害 船 舶	隻		
		世帯		水 道	戸		
		人		下 水 道	箇所		
	半 壊 (半 焼)	棟		電 話	回線		
		世帯		電 気	戸		
		人		ガ ス	戸		
	準半壊	棟		ブロック塀等	箇所		
		世帯		り災世帯数	世帯		
		人		り災者数	人		
	準半壊に至らない 一部損壊	棟		火 災 発 生	建 物	件	
		世帯			危 険 物	件	
		人			その他	件	
	床上浸水	棟		備 考			
		世帯					
		人					
	床下浸水	棟					
		世帯					
人							

		受信時刻		時 分		受信者名				
区分			被害		市町村災害対策本部	名称				
公立文教施設		千円				設置	月 日 時			
農林水産業施設		千円				解散	月 日 時			
公共土木施設		千円								
その他の公共施設		千円			災害対策の概況	1. 応援要求の概要				
小 計		千円				2. 応急措置の概要				
公共施設被害市町数		団体				3. 救助活動の概要				
その他の	農 産 被 害	千円				4. その他の措置				
	林 産 被 害	千円								
	畜 産 被 害	千円								
	水 産 被 害	千円								
	商 工 被 害	千円								
	そ の 他	千円			消防職員出動延人数		人			
小 計		千円			消防団員出動延人数		人			
被 害 総 額		千円								
備考	災害発生場所									
	災害発生年月日									
	災害の概況									
	消防機関の活動状況									
	その他（避難指示の状況）									

10-1 自衛隊災害派遣要請依頼書

文書番号

年 月 日

石川県知事 殿

津幡町長

氏 名

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

自衛隊法第83条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣の要請の理由

(1) 災害の種類 水 害 ・ 地 震 ・ 津 波 ・ 火 災 ・ 土砂崩れ
遭 難 ・ その他（ ）

(2) 災害発生日時 年 月 日 時 分

(3) 場 所

(4) 被 害 状 況

(5) 要請する理由

2 派遣を希望する期間 自 年 月 日 時
至 年 月 日 時

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣希望区域 石川県河北郡津幡町

(2) 活 動 内 容

4 その他参考事項

(1) 現地において協力しうる団体、人員、機材等の数量及びその状況

(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況

(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法

(4) 気象の概況

(5) その他

10-2 自衛隊災害派遣撤収依頼書

文書番号

年 月 日

石川県知事 殿

津幡町長

氏 名

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、
下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

11-1 要搜索者名簿

No. /

整理番号	年月日	要搜索者			届出者		備考
	届出 年 月 日	住所	歳	着衣、所持品、体格、その他の特徴	住所	電話 ()	
	男・女						
	処理 年 月 日	フリガナ	cm		フリガナ	要搜索者との関係	
		氏名	kg		氏名		
	届出 年 月 日	住所	歳	着衣、所持品、体格、その他の特徴	住所	電話	
	男・女						
	処理 年 月 日	フリガナ	cm		フリガナ	要搜索者との関係	
		氏名	kg		氏名		
	届出 年 月 日	住所	歳	着衣、所持品、体格、その他の特徴	住所	電話	
	男・女						
	処理 年 月 日	フリガナ	cm		フリガナ	要搜索者との関係	
		氏名	kg		氏名		
	届出 年 月 日	住所	歳	着衣、所持品、体格、その他の特徴	住所	電話	
	男・女						
	処理 年 月 日	フリガナ	cm		フリガナ	要搜索者との関係	
		氏名	kg		氏名		
	届出 年 月 日	住所	歳	着衣、所持品、体格、その他の特徴	住所	電話	
	男・女						
	処理 年 月 日	フリガナ	cm		フリガナ	要搜索者との関係	
		氏名	kg		氏名		

1 1 - 2 遺体処理票

市町村名：津幡町

災害遺体番号		
死 亡 者	氏 名	
	住 所	
	死 亡 年 月 日	
	死 亡 原 因	
	遺 体 発 見 の 日 時 ・ 場 所	
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との関係	
	引 取 年 月 日	
遺 留 品	処 理 番 号	
	保 管 所	
備考（※身元不明遺体の場合は、その旨を記入するとともに、遺体の特徴その他参考となる事項についても詳しく記入する。）		
遺 体 収 容 所		

氏名札

津幡町災害遺体	
第	号
氏 名	

災害遺体送付票

(送付番号)	
災害遺体送付票	
津幡町災害遺体第	号
(氏名) を送付する	
年 月 日	
(町長)	
斎場宛	

1 1 - 3 遺留品処理台帳

遺留品処理番号		
遺留品		
引取人	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	死亡者との関係	
	引 取 年 月 日	
死亡者	災害遺体番号	
	氏 名	
	住 所	
遺留品保管所		

1 1 - 4 遺体処理台帳

番号

捜 索 収 容 者		代表者 氏 名				所 属		
遺 体 の 種 別		1 身元不明の遺体 2 遺体引受人のない遺体 3 その他						
遺 体 発 見 日 時		年 月 日 時 分						
遺 体 発 見 場 所								
遺 体 の 身 元	本 籍							
	現 住 所							
	氏 名		身元不明 者の符号		性 別	男・ 女	年 齢	歳 位
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）							
遺 族 そ の 他 の 関 係 者	現 住 所	(電話)						
	氏 名	(死者との続柄)						
	遺 体 の 引 受 け	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)						
	遺 骨 の 引 取 り	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)						
見 分 日 時 (検視)		月 日 時 分			見 分 者 (検視)			
検 案 日 時		月 日 時 分			検 案 医 師			
火葬許可証 交 付 日		年 月 日			遺体発見現場の概略図			
火 葬 日		年 月 日						
(所持品の処理)								
(備考)								

※写真は裏面に貼り付けて下さい。

11-5 埋葬台帳

番号	埋 葬 者				遺 骨 取 引 人				埋葬場所	納骨場所	適 用
	氏名	職業	性別	年齢	住所	氏名	職業	死亡者との関係			

1 2 - 1 応急救護記録簿

No. /

救護所名	地区	医師 氏名	班長	
			班員	
		担当職員名		班

年月日	住 所	患者氏名	性 別	年 齢	傷病名	程度	措置概要	備考
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
小計・合計		人						

- 1 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと
- 2 重症：入院1月以上を要する 中症：入院治療を要する 軽症：入院治療を要しない
- 3 措置概要は、特に他病院等への「転送」の有無について、記載漏れのないよう注意すること

1 2 - 2 医療品記録簿

救護所名	地区	医師 氏名	班長	
			班員	
		担当職員名		班

医薬品等品名	単位	単価	備 考
小計・合計			

注 1 救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにすること

注 2 備考欄には、医薬品等品名の購入日（受取日）、購入先（受取先）等を記入すること

1 2 - 3 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		石 川 県 知 事	印
		石川県公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使 用 者 名	住所	() 局 番	
	氏名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出発地	目的地	
備 考			

備考 用紙は日本産業規格A5とする

標章



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両以外の車両通行止標示



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

12-4 物品の受払簿（物資集配拠点用）

No. /

[illegible]

避難者カード

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

住所：					地区名	
氏 名	続柄	性別	年齢	入所日	退所日	その他
計	男 女 計 名 名 名					

離散家族

氏 名	続柄	性別	年齢	入所日	その他

(注) 世帯ごとに作成

1 3 - 2 避難者名簿

						避難所名		作成者	氏名	班	No	
番号	避難期間	氏名	性別	年齢	世帯主 との 続 柄	現住所	離散家族氏名 (続柄)	事後消息	備考			
	月 日～ 月 日											
	月 日～ 月 日											
	月 日～ 月 日											
	月 日～ 月 日											
	月 日～ 月 日											
	月 日～ 月 日											
	月 日～ 月 日											
	月 日～ 月 日											
	月 日～ 月 日											
	月 日～ 月 日											

(注1) 「離散家族氏名(続柄)」欄には、避難によって生き別れとなった者の氏名を記入すること。

(注2) 「事後消息」欄には、避難所出所後の行先を記入すること。

(注3) 「備考」欄には、住民以外の者の所用(業務、旅行ほか)等を記入すること。

13-3 物品の受払簿（避難所用）

No. /

[illegible]

1 3 - 4 避難所運営記録

(1) 避難所状況報告

No. /

報告日時	月 日 時 分 現在		受信日時	月 日 時 分	
避難所名			担当職員		
避難者総数	男性 人	女性 人	総計	人	
被 保 護 者	小学生未満 人	小学生 人	中学生	人	
高齢者 ^(65歳以上)	男性 人	女性 人	総計	人	
身体障害者	男性 人	女性 人	総計	人	
知的障害者	男性 人	女性 人	総計	人	
その他要介護者	男性 人	女性 人	総計	人	
日本語を解さない外国人	男性 人	女性 人	総計	人	
傷 病 者	負傷 人	感冒 人		人	
	人	人		人	
そ の 他	人	人		人	
ボランティア	団体 人	一般 人	避難所職員 人	人	
		計 人	施設職員	人	
その他特記すべき事項					

(2) 避難所日誌

No. /

[illegible]

1 4 - 1 り災申請書

No. _____

申請者	住 所				
	氏 名 (事業所名・代表者)				TEL ()
り災世帯 の構成員	氏 名	続柄	性別	生年月日	人的被害の有無
		世帯主	男・女		無・有（軽傷・重傷・死亡）
			男・女		無・有（軽傷・重傷・死亡）
			男・女		無・有（軽傷・重傷・死亡）
			男・女		無・有（軽傷・重傷・死亡）
			男・女		無・有（軽傷・重傷・死亡）
			男・女		無・有（軽傷・重傷・死亡）
り災場所					
り災日時	年 月 日 （午前・午後 時頃）				
り災原因	暴風・豪雨・豪雪・洪水・地震・爆発（ ） その他（ ）				
り災の 状況					
使用目的					

〈り災証明について〉

- ・この証明は災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に町長が確認できる程度の被害について証明するものです。
※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・「り災」程度は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。
※家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外部構造物はこの証明の対象となりません。
- ・集合住宅の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ・「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
※表面に現れない被害（地中の杭の損傷、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。

14-2 り災証明書

第 号

申請者	住 所				
	氏 名 (事業所名・代表者)				T E L ()
り災世帯 の構成員	氏 名	続柄	性別	生年月日	人的被害の有無
		世帯主	男・女		無・有（軽傷・重傷・死亡）
			男・女		無・有（軽傷・重傷・死亡）
			男・女		無・有（軽傷・重傷・死亡）
			男・女		無・有（軽傷・重傷・死亡）
			男・女		無・有（軽傷・重傷・死亡）
			男・女		無・有（軽傷・重傷・死亡）
り災場所					
り災日時	年 月 日 (時頃)				
り災原因	暴風・豪雨・豪雪・洪水・地震・爆発 () その他 ()				
り災の 程度	住宅（戸建・マンション・借用）併用含む 全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊 ・ 床上浸水 ・ 床下浸水				
	非住宅 全壊 ・ 半壊				
使用目的					
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 津幡町長 印 </div>					

〈り災証明について〉

- ・この証明は災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に町長が確認できる程度の被害について証明するものです。
※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・「り災」程度は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。
※家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外部構造物はこの証明の対象となりません。
- ・集合住宅の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ・「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
※表面に現れない被害（地中の杭の損傷、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。

1 4 - 3 り災台帳

第 号

り災場所 津幡町					家屋所有者			
り 災 者	住 所 津幡町					避難所		
		氏 名	続柄	性別	生年月日	職業又は 学年別	人的被害の現況	その他
	1			男・女			無・軽傷・重傷・死亡	
	2			男・女			無・軽傷・重傷・死亡	
	3			男・女			無・軽傷・重傷・死亡	
	4			男・女			無・軽傷・重傷・死亡	
	5			男・女			無・軽傷・重傷・死亡	
	6			男・女			無・軽傷・重傷・死亡	
	7			男・女			無・軽傷・重傷・死亡	
	8			男・女			無・軽傷・重傷・死亡	
	9			男・女			無・軽傷・重傷・死亡	
	10			男・女			無・軽傷・重傷・死亡	
り 災 状 況	住家	☐ ／全壊（焼） ☐ ／一部破損 ☐ 床上浸水 ☐ 借家 ☐ ／半壊（焼） ☐ ／流 失 ☐ 床下浸水 ☐ 間借 ☐ 自 宅				その 他の 事項		
	家財	☐ ／壊（焼） ☐ ／き 損 ☐ ／流 失						
<div> <div>調査員の意見</div> <div>避難所収容 ☐要 ☐否</div> <div>応急仮設住宅 ☐要 ☐否</div> <div>炊き出し ☐要 ☐否</div> <div>その他</div> </div>								
り 災	年 月 日 時 分					調査員の職・氏名		
	り災原因：暴風・豪雨・豪雪・洪水・地震・爆発・その他（ ）							
調 査	年 月 日 時 分							

14-4 義援金受領書

義援金受領書

No

金 額 ¥

以上のとおり受領いたしました。

ご好意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

殿

津幡町災害対策本部長

津幡町長 印